

# 美馬市地域防災計画



美馬市防災会議

最終修正	令和6年3月21日(木)
------	--------------







# 目 次

## 第1編 共通対策編

### 第1章 総 則

第1節	計画の目的	-----	1
第2節	地域の概況及び気象	-----	1
第3節	用 語	-----	2
第4節	計画の構成	-----	3
第5節	防災の基本理念及び防災施策の基本方針等	-----	3
第6節	防災の基本理念及び基本方針に基づく防災対策上の重要事項	---	5
第7節	計画の作成及び修正	-----	7
第8節	計画の効果的推進及び周知徹底	-----	8
第9節	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	-----	9

### 第2章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発	-----	17
第2節	防災訓練	-----	23
第3節	業務継続計画（BCP）等の策定	-----	27
第4節	緊急輸送体制の整備	-----	28
第5節	自助・共助の推進	-----	36
第6節	ボランティア受入体制の整備	-----	41
第7節	企業防災の促進	-----	44
第8節	避難所等の確保と指定	-----	45
第9節	要配慮者への支援対策の充実	-----	49
第10節	帰宅困難者等対策	-----	56
第11節	広域応援・受援体制の整備	-----	57
第12節	災害情報の収集・連絡体制の整備	-----	60
第13節	各種データの整備・保全	-----	61
第14節	防災拠点施設等の整備	-----	62
第15節	物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備	-----	64
第16節	災害廃棄物の処理体制の整備	-----	67

第17節	孤立集落対策の強化	68
第18節	大規模停電・通信障害への備え	70
第19節	ライフライン施設等の災害予防対策	71
第20節	土砂災害等予防対策	72
第21節	事前復興の取組	75

### 第3章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ	79
第2節	活動体制	80
第3節	市長等に事故があった場合等の対応	92
第4節	業務継続計画の発動	92
第5節	情報通信	93
第6節	災害情報の収集・伝達	95
第7節	災害広報	101
第8節	自衛隊災害派遣要請の要求等	102
第9節	防災関係機関応援要請	104
第10節	災害救助法の適用	109
第11節	避難対策の実施	112
第12節	避難所外避難者の支援対策	123
第13節	交通確保対策	124
第14節	緊急輸送対策	128
第15節	消防防災ヘリコプターの活用	130
第16節	消火活動等の実施	
第1款	消火活動	131
第2款	水防活動	136
第3款	防犯活動	136
第4款	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	137
第17節	救出・救助対策	137
第18節	医療救護活動	139
第19節	保健衛生・福祉活動	144
第20節	飲料水・食料・物資等の供給	
第1款	飲料水等の供給	147
第2款	食料の供給	148
第3款	物資の調達・供給	151
第4款	LPガス等の供給	152

第21節 防疫・遺体の火葬等の実施	
第1款 防疫	152
第2款 遺体の搜索・収容・火葬等	155
第22節 要配慮者への支援対策	157
第23節 動物救済対策	161
第24節 廃棄物の処理	163
第25節 住宅の確保	
第1款 応急仮設住宅の供与	168
第2款 住宅の応急修理	170
第26節 障害物（工作物・土砂等）の除去	171
第27節 ボランティア活動の支援	173
第28節 義援金・義援物資の受入・配分	176
第29節 公共土木施設等の応急対策	
第1款 公共土木施設（河川施設・道路施設）	178
第2款 鉄道施設	179
第3款 電力施設	179
第4款 LPガス供給施設	180
第5款 上水道施設	181
第6款 下水道施設	181
第7款 通信施設	183
第8款 危険物施設	184
第9款 農業用施設	187
第10款 樋門設備等	189
第30節 教育対策	190
第31節 災害警備対策	195
第32節 生活関連商品供給確保及び物価安定対策	196
第33節 労務の確保	196

## 第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針	199
第2節 地域の復旧・復興の基本方向の決定	199
第3節 復旧・復興の視点	199
第4節 公共施設災害復旧事業計画	200
第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	201
第6節 被災者の生活再建等の支援	202
第7節 計画的復興	217
第8節 防災まちづくり	220

## 第2編 地震災害対策編

### 第1章 総則

第1節 本編の目的	-----	223
第2節 本編の性格	-----	223
第3節 想定する地震		
第1款 南海トラフ地震	-----	223
第2款 中央構造線・活断層地震	-----	225
第4節 震度分布・液状化可能性の推定		
第1款 南海トラフ地震に係る震度分布等	-----	226
第2款 中央構造線・活断層地震に係る震度分布等	-----	226
第3款 震度分布比較	-----	227
第4款 液状化危険度分布比較	-----	228
第5節 被害想定		
第1款 想定する特徴的シーン	-----	229
第2款 南海トラフ地震に係る被害想定	-----	229
第3款 中央構造線・活断層地震の被害想定	-----	230
第6節 被害想定比較		
第1款 建物全壊・焼失棟数	-----	230
第2款 建物半壊棟数	-----	230
第3款 死者数	-----	231
第4款 負傷者数	-----	232
第5款 ライフライン被害（冬18時）		
第1目 上水道	-----	233
第2目 下水道	-----	234
第3目 電力	-----	235
第4目 通信（固定電話）	-----	236
第5目 通信（携帯電話）	-----	236
第6目 ガス（LPガス）	-----	237
第6款 交通施設被害		
第1目 道路施設	-----	238
第2目 鉄道施設	-----	239
第7款 生活支障等		
第1目 避難者（冬18時）	-----	240
第2目 帰宅困難者	-----	240
第3目 医療機能（新規入院需要）（冬18時）	-----	241
第4目 災害廃棄物（万ト）	-----	241

第5目 住機能（冬18時）	-----	242
第6目 エレベータ閉じ込め	-----	242
第7目 避難所生活者のうちの要配慮者数（冬18時）	-----	243
第8目 孤立集落	-----	244
第7節 徳島県の地震対策行動計画の推進	-----	245

## 第2章 災害予防

第1節 活断層変位による災害の予防対策	-----	247
第2節 建築物等の耐震化		
第1款 方針等	-----	248
第2款 建築物等の耐震対策	-----	249
第3款 市が管理又は運営する施設に関する対策	-----	252
第3節 ライフライン施設等の耐震化	-----	253
第4節 都市防災機能の強化	-----	254
第5節 土砂災害等予防対策		
第1款 崩壊危険地の災害予防	-----	255
第2款 液状化対策	-----	259
第3款 農業用ダム・農業用ため池防災対策	-----	259
第6節 火災予防対策	-----	260
第7節 地震災害に関する調査研究	-----	264

## 第3章 災害応急対策

第1節 地震災害応急対策活動	-----	265
第2節 地震情報	-----	265
第3節 南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応		
第1款 南海トラフ地震に関する計画及び臨時情報	-----	267
第2款 南海トラフ地震に関連する情報	-----	267
第3款 平素における市の防災対策	-----	269
第4款 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方針	---	271
第5款 全ての臨時情報発表時における共通事項	-----	271
第6款 臨時情報（調査中）発表時の措置	-----	271
第7款 臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置	-----	272
第8款 臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置		
第1目 南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合	---	277
第2目 ゆっくりすべりが発生している場合	-----	279
第4節 東海地震に関連する情報	-----	280

## 第3編 風水害対策編

### 第1章 総 則

第1節	本編の目的	-----	281
第2節	本編の性格	-----	281
第3節	想定する風水害	-----	281

### 第2章 災害予防

第1節	水害予防対策	-----	283
第2節	風害予防対策	-----	287
第3節	土砂災害予防対策	-----	287
第4節	雪害予防対策	-----	287
第5節	気象業務の整備	-----	288
第6節	風水害に関する調査研究	-----	294

### 第3章 災害応急対策

第1節	災害発生直前の対策	-----	295
第2節	被害発生後の被害拡大・二次災害の防止	-----	295

## 第4編 大規模事故等災害対策編

### 第1章 総 則

第1節	本編の目的	-----	297
第2節	本編の性格	-----	297
第3節	想定する大規模事故等災害の内容	-----	297

### 第2章 各災害に共通する災害予防

第1節	平素における防災関係機関相互の関係構築及び強化	-----	301
第2節	高稼働率の維持等	-----	301
第3節	場外離着陸場の整備等	-----	301
第4節	大規模事故等災害に関する調査研究	-----	301

### 第3章 各災害に共通する災害応急対策

第1節	大規模事故等災害に係る市の対処体制	-----	303
第2節	情報の収集・報告	-----	303
第3節	関係者等間の積極的な情報共有	-----	303
第4節	市民等への積極的な情報の伝達等	-----	303
第5節	搜索、救助、救急及び消火活動	-----	303
第6節	応援の要請及び自衛隊災害派遣の要請の要求	-----	304
第7節	避難情報の発令等	-----	304
第8節	市民等の責務	-----	304
第9節	被害を受けた施設等の復旧予定時期の明示	-----	304

### 第4章 航空災害対策

第1節	災害予防	-----	305
第2節	災害応急対策	-----	305

## 第5章 鉄道災害対策

第1節	災害予防	-----	307
第2節	災害応急対策	-----	307
第3節	災害復旧	-----	308

## 第6章 道路災害対策

第1節	災害予防	-----	309
第2節	災害応急対策	-----	309
第3節	災害復旧	-----	310

## 第7章 危険物等災害対策

第1節	災害予防	-----	311
第2節	災害応急対策	-----	312
第3節	災害復旧	-----	313

## 第8章 大規模な火事災害対策

第1節	災害予防	-----	315
第2節	災害応急対策	-----	316
第3節	災害復旧	-----	316

## 第9章 林野火災対策

第1節	災害予防	-----	317
第2節	災害応急対策	-----	318
第3節	災害復旧	-----	319

## 第10章 原子力災害対策

第1節	総則	-----	321
第2節	災害予防	-----	322
第3節	災害応急対策	-----	323
第4節	災害復旧	-----	327



## 資料編目次

## 別冊 資料編

第1	災害記録に関する資料	-----	1
第2	気象等に関する資料	-----	11
第3	通信施設に関する資料	-----	27
第4	災害危険区域等に関する資料	-----	31
第5	危険物等に関する資料	-----	111
第6	防災資器材等に関する資料	-----	113
第7	避難に関する資料	-----	137
第8	災害救助に関する資料	-----	161
第9	医療・防疫に関する資料	-----	163
第10	交通に関する資料	-----	193
第11	消防に関する資料	-----	197
第12	場外離着陸場等に関する資料	-----	213
第13	協定等に関する資料	-----	223
第14	条例・要綱等に関する資料	-----	369
第15	その他	-----	385
【巻末資料】	災害救助事務取扱要領[内閣府政策統括官(防災担当)]	-----	489

## 『美馬市地域防災計画』を使用するにあたって

市職員、防災関係機関の職員、市内事業者及び市民等全ての防災関係者は、本計画を活用しつつ『防災思想』の啓発並びに『防災知識』の向上に日々努めるものとする。

また、毎年発生する大雨や台風、そして今後30年以内における発生確率が70～80%と言われる南海トラフ巨大地震等に備え、日頃から「自助」・「共助」・「公助」それぞれの領域において『物心両面にわたる備え』を実践し、いざという時においては相互に協働しつつ『被害の局限（防災・減災）を期す』よう努めなければならない。

# 第1編 共通対策編

## 第1章 総 則

### 第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づくこの「美馬市地域防災計画」は、市民生活に重大な影響を及ぼす災害に対処するため、近年の防災をめぐる社会情勢の変化や気候変動等を原因とする自然災害の頻繁な発生やそれによる被害の甚大化等を踏まえ、本市において防災上必要な諸施策等の基本的事項を定めることによって、本市の災害対応能力の向上に資するとともに、災害が発生した場合において被害の最小化を図ることを目的とする。

美馬市地域防災計画には、次の事項を定める。

- ① 市の区域を管轄する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱
- ② 避難所の確保、防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施等の災害予防に係る施策等
- ③ 災害情報の収集・伝達、避難対策の実施及び災害廃棄物の処理等の災害応急対策の細部
- ④ 災害復旧・復興に係る施策等
- ⑤ その他必要な事項

### 第2節 地域の概況及び気象

#### 1 地域の概況

市は徳島県西部に位置し、西側が三好市、つるぎ町及び香川県まんのう町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県高松市、同さぬき市及び同三木町と、東側が阿波市、吉野川市及び神山町と、南側が那賀町とそれぞれ接し、東西約20km、南北約36km、面積約367km<sup>2</sup>、人口は約2万7千人<sup>1</sup>である。

吉野川北岸（徳島自動車道）沿いにおいては、美馬市を横断するように「中央構造線断層帯」が走っている。

四季折々の風情が美しい剣山や大滝山、竜王山などの山々に囲まれており、日本三大暴れ川の一つで『四国三郎』の異名を持つ「吉野川」が市のほぼ中央を東西に流れ、日本一の清流「穴吹川」が南北に流れる風光明媚な街である。

古い商家のたたずむ「うだつの町並み」や歴史情緒あふれる「寺町」などに象徴されるように、古来より県西部の政治・経済の中心地として栄えてきた地域である。

<sup>1</sup> 令和5年4月1日現在のデータ

## 2 気象

市の平野部は瀬戸内型気候に属し、年平均気温が15.1℃<sup>2</sup>と比較的温暖な気候であるが、山間部においては気温の変動が大きく、非常に厳しい環境となっている。

また、当市の平野部の年間降水量は平均約1,450mm程度で、全国的に見ても少雨地域であるが、平成23年のように年間降雨量が約2,378mm<sup>3</sup>、日最大降水量約390mmと、非常に多くなることもある。

大雨が降りやすい時期（出水期）は、梅雨前線や秋雨前線が四国付近に停滞する時期と台風が日本付近を通ることが多い時期の5月から10月頃である。

### 第3節 用語

この計画において、左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

用語	用語の意義
法（法施行令）	災害対策基本法（災害対策基本法施行令）をいう。
警戒本部（長）	美馬市災害警戒本部（長）をいう。
対策本部（長）	美馬市災害対策本部（長）をいう。
（本）計画	美馬市地域防災計画をいう。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（法第2条の2第2号）のことである。 より具体的には、本計画の定めるところにより、市と協力して災害応急対策を行う組織であり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神及び連帯感に基づき自主的に結成する組織のことをいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項第15号）。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（法第49条の10）
防 災	災害が発生しやすい自然条件下にあって、国土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のことをいう。
減 災	災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る考え方のことであり、防災の基本理念とされているものである。

<sup>2</sup> 2003年～2022年穴吹観測所データ（気象庁）。年間降水量平均も、同データによる。

<sup>3</sup> 2011年（平成23年）穴吹観測所データ（気象庁）による。

## 第4節 計画の構成

本計画は、本市の気象及び地形その他地域の特性によって起こり得る災害を想定し、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた災害応急対策並びに復旧措置等を検討して作成するものである。

本計画は、防災基本計画及び県地域防災計画の編・章構成に基本的に合わせており、各対策編に共通する事項を記述した「**共通対策編**」、災害の類型別に特異な事項をそれぞれ記述した「**地震災害対策編**」、「**風水害対策編**」及び「**大規模事故等災害対策編**」の三つの対策編、更には防災対策で必要となる各種資料等各編に付属する資料を集めた別冊「**資料編**」の、合計5編により構成する。

なお、巨大地震に伴う甚大な被害としては、主に『揺れによるもの』と、『津波によるもの』とがあるが、本計画の第2編「地震災害対策編」は、市の立地特性及び被害想定等を勘案し、『揺れによるもの』を対象として記述している。したがって、津波による影響やそれにより執られる津波対策等について確認する場合は、徳島県地域防災計画の「地震災害対策（南海トラフ地震対策）編」を参照する必要がある。

## 第5節 防災の基本理念及び防災施策の基本方針等

### 1 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する行政上最も重要な施策である。

しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る『**減災**』の考え方を防災の基本理念<sup>4</sup>とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

大規模災害に備えた地域全域にわたる強靱なまちづくりのため、防災の範囲を超えて政策も含めた総合的な対応を内容とする「美馬市国土強靱化計画」と相まって、総合的な防災・減災対策を実施するものとする。

### 2 防災施策の基本方針及び施策の概要

防災には、時間の経過とともに「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

前記「防災の基本理念」を基礎に、各段階における「防災施策の基本方針」及びそれに基づき「実施すべき施策の概要」は、次頁のとおりである。

なお、施策を実施するため、災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源に充てるため、市は、基金等の積立、運用等に努めるものとする。

<sup>4</sup> 防災基本計画〔中央防災会議〕（令和5年5月）2頁

段階区分	基本方針	施策の概要
災害予防	災害に関する調査・研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定</li> </ul>
	災害対応基盤の不断の点検確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード及びソフトを組み合わせた一体的な災害予防対策の推進</li> <li>過去の大規模災害の教訓等を踏まえた交通、通信、施設、備蓄及び体制等災害対応基盤の絶え間ない改善、整備</li> </ul>
	訓練・研修の継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民への防災思想や知識の普及啓発</li> <li>市民を交えた防災訓練の実施</li> <li>市及び職員個々の災害対応能力を向上させる実践的・实际的訓練の実施</li> </ul>
	関係部外機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>平素からの関係部外機関等との顔の見える関係構築（信頼関係）</li> <li>平素からの関係部外機関等との相互連携・協力態勢構築（相互支援）</li> </ul>
災害応急対策	最適な対処体制への迅速な移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の種類や規模の大小等に吻合した最適な対処体制への移行</li> </ul>
	対処方針に基づく応急対策措置の迅速的確な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速かつ正確な情報収集</li> <li>被害状況や発災後の経過時間に吻合する明確な対処方針の決定</li> <li>被害状況やニーズに的確に対応する応急対策措置の案出と果敢な実行</li> </ul>
	関係部外機関等との密接な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係部外機関等と連携した幅広い情報収集手段及び通信手段等の確保</li> <li>他市町村やボランティアとの連携による早期の受援獲得</li> </ul>
災害復旧・復興	被害状況や事実関係の調査及び確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実関係に基づく復旧・復興の基本方針の迅速な決定</li> <li>復旧復興措置の案出と果敢な実行</li> </ul>
	応急対策措置及び復旧復興措置の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証結果に基づく事後の復旧復興措置の最適化</li> <li>最適化した復旧復興措置の計画的な推進</li> </ul>
	成果教訓の案出と事後への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の自立的な生活再建に資する迅速な支援</li> <li>快適な都市環境を目指した防災まちづくりへの取り組み</li> </ul>

## 第6節 防災の基本理念及び基本方針に基づく防災対策上の重要事項

### 1 「自助」・「共助」・「公助」の協働による防災対策

災害に際しては、市民が『自分の命は自分で守る』という防災の基本としての「自助」の部分と、『地域や職場で助け合い被害拡大を防ぐ』という「共助」の部分、そして『地方公共団体や防災関係機関等の実施する災害応急対策による被害の最小化と早期の回復』という「公助」の部分、それぞれが協働して各々の役割や機能を十分に発揮し、防災対策に当たらなければならない。

このため、市は、市民は勿論のこと関係機関や市内事業者等あらゆる防災関係機関等と平素から連携を密にし、『顔の見える関係』を構築し信頼感を醸成するよう努めておかなければならない。

### 2 男女共同参画の視点を入れた防災対策

災害は、地震や風水害等の「自然要因」と、それを受け止める側の「社会要因」により、その被害の大きさが決まってくると言われている。

特に、これまで経験した東日本大震災をはじめとした大規模災害時には、性別や年齢あるいは障がいの有無等の要因により、ニーズも違えばそこから生ずる問題等も千差万別である。

当該要因による被害拡大を防止するには「男女共同参画の視点を入れた防災対策」が必須であることが、過去の大規模災害の経験を通じて明らかとなっている。

このため、市は、防災会議に女性委員の割合を30%を目標に登用するよう努めるものとする。平素にあっては、政策、地域防災計画等の各種計画等及び各種防災対策に女性の視点を反映するよう留意する。

災害時には、避難所運営に男女双方がリーダーや運営者として参画し、細やかで性差に配慮した女性の視点を反映した避難所運営を実現しなければならない。

市は、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を推進しなければならない。

### 3 デジタル化の促進

情報通信技術の日進月歩の発達や、人口減少が進む中山間地等での集落の衰退並びに市職員の不足等による防災対応力低下の懸念、また気候変動等により災害が頻発化・激甚化する中での防災対応の必要性など、防災をめぐる社会構造が変化し、災害脆弱性の高まりについて配慮しなければならない。

市は、このような状況の中で、何時如何なる時も防災対策や災害応急対策を的確に実施するためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、災害時の通信手段確保のためのSNSやデジタル通信技術等の活用、情報処理・共有システムの活用などにより、データ収集・分析・処理・共有の体制整備を促進していかなければならない。

#### 4 多様性への配慮と災害ケースマネジメント<sup>5</sup>の推進

災害が被災者に与える影響の種類や程度は、一人ひとりの被災者によって異なっている。その要因となるのは、「性差」以外にも「年齢差」、「障がいや病気の有無・種類」、「国籍・母語」、「家族構成」や「LGBT（性的少数者）」等がある。このような違いの多様性に配慮しながら被災者の状況を理解し、適切な支援に取り組むこと、つまり災害時の『多様性配慮』が必要である。

また、被災者一人ひとは、被災状況や生活再建への課題等が千差万別であることから、被災者との個別相談等により事情を把握した上で、必要に応じて、県や社会福祉協議会並びに専門的な知識・能力を有する関係者等と連携し、被災者一人ひとりの課題等の解消に向けて継続的に支援する『災害ケースマネジメント』を推進しなければならない。

#### 5 複合災害への備え

世界中で起こっている異常気象等により、近年、世界中で災害が激甚化及び頻発化していると言われている。

そのような中、南海トラフ地震や東日本大震災に代表されるように、『同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象<sup>6</sup>』、いわゆる「複合災害」にも注意しておかなければならない。

複合災害は、連続的に災害が発生し被害が激甚化する『同時被災型複合災害』と、複数の災害に同時対応することで人的・物的資源が不足し災害対応が遅れる『同時対応型複合災害』の、二つの形態がある<sup>7</sup>とされている。

そして、複合災害は、被害の観点からは「同時被災で被害が甚大化する災害」であり、災害対応の観点からは「同時対応で人的・物的資源が制約される事態を招く災害」であり、複合災害の多くは「同時被災・同時対応型複合災害」の様相を呈する<sup>8</sup>こととなることから、被害拡大防止及び早期終息のためには、一般の災害よりも、更に迅速、果敢かつ幅広い災害対応が求められる。

美馬市において起こり得る複合災害をきちんとシミュレーションし、所要の対策をあらかじめ取っておくこと、また、一度複合災害が発生すれば、対応にあたる関係者や支援を求める先の幅が、単一災害に比して格段に広いとされているため、市は、平素から市民をはじめ関係機関や市内事業者等と連携を密にしておかなければならない。

<sup>5</sup> 令和5年度の防災基本計画において、初めて「災害ケースマネジメント」など被災者支援の仕組みの整備等の努力規定がなされた。それによると、「災害ケースマネジメント」の定義は、『一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組』であるとされる。

<sup>6</sup> 防災基本計画（令和5年5月）8頁

<sup>7</sup> 『災害多発と新型コロナ蔓延下の複合災害対策』（一般財団法人 消防防災科学センター 中林 一樹）（東京都立大学名誉教授）による形態

<sup>8</sup> 前掲論文（中村 一樹）



## 6 分散避難の推奨と避難所における感染症蔓延事態の絶無

With コロナ時代や新たな伝染病等の脅威がある中において自然災害が発生すれば、それはすなわち複合災害となり、これに適切に対応できない場合、被害が拡大するおそれがある。したがって、避難が求められる状況においては、市民に『分散避難』を推奨し、避難所に避難者が集中することによる「3密」を防止しなければならない。

一方で、避難所が開設された場合は少なからず避難者が集まることとなるため、避難所の開設・運営主体である市、市民（避難者等自身）及び施設管理者等は、避難所において「スクリーニング」と「ゾーニング」による感染症罹患者とそうでない人の洗い出しと分離を行い、両者の混合・接触を防止するとともに、避難所内における手洗い、換気や手指消毒等といった基本的な感染症対策を徹底し、避難所における感染症の蔓延といった事態の絶無を期さなければならない。

## 第7節 計画の作成及び修正

### 1 計画の作成

計画は、防災基本計画、防災業務計画及び県地域防災計画等との整合性を図りながら、市の気象、地勢その他地域の特性や様々な災害の特性によって起こり得るあらゆる災害の危険を想定するとともに、市内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた災害応急対策ならびに復旧・復興対策等を検証しつつ作成するものとする。

### 2 計画の修正

本計画は、災害及び防災対策に関する調査研究の成果、自然的条件、社会的条件及び災害の経験等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行うものとする。

計画は、原則として年1回「美馬市防災会議」を開催し、ここに諮問して修正を行うものとする。

ただし、計画の趣旨や内容並びに実効性等に影響を与えない軽微な修正は、防災会議に諮問しないで適宜修正を加えることができる。

防災会議に諮問しなければ本計画を修正できない事項と、本計画の修正にあたって防災会議に諮問を要しない事項は、次頁のとおり。

修正区分	内容（代表例）
防災会議へ諮問を要する修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現計画の大修正（記述内容の大幅な修正） [実質的修正]</li> <li>② 現計画の大修正（章等の大幅な移動等） [形式的修正]</li> <li>③ 現計画の小修正（記述内容の一部修正） [実質的修正]</li> <li>④ 現計画に新たに章・節等を追加する修正 [実質的修正]</li> <li>⑤ 現計画の章・節等を削る修正 [実質的修正]</li> <li>⑥ その他現計画の趣旨・内容等に影響や変化を及ぼす修正</li> </ul>
防災会議へ諮問を要しない修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 誤字・脱字の修正 [形式的修正]</li> <li>② 現計画の小修正（章等の一部移動等） [形式的修正]</li> <li>③ 組織改編による部局等名称の修正 [形式的修正]</li> <li>④ 資料編に経年変化分を反映する修正 [実質的修正]</li> </ul>

## 第8節 計画の効果的推進及び周知徹底

### 1 計画の効果的推進

本計画を効果的に推進するため、市の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、他の市町村とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成及び防災・減災対策の推進を図るよう努めるものとする。

また、部局間や関係部外機関との連携、個人や家庭、地域、企業及び医療団体等様々な団体が連携して日常的に減災に努めつつ、次の点を実行するものとする。

- ① 実践的・実効的な計画及びマニュアル等（市民が活用し易いデジタルハザードマップ等の整備を含む。）の整備
- ② 実践的・実際の訓練を通じた職員への周知徹底及び検証
- ③ 関係部外機関や市民とともに実践的・実際の訓練を実施し、防災知識等を広範囲に普及啓発
- ④ 美馬市国土強靱化計画と相まった防災・減災施策の効果的な推進

### 2 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を図るため、本市をはじめ、市の区域を管轄する指定地方行政機関、県、指定（地方）公共機関、防災上重要な施設の管理者並びに市民に対し、本計画の周知徹底を図るものとする。

第9節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、県、指定（地方）公共機関、並びに自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 美馬市

区分	処理すべき事務及び業務の内容		
事務	市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、県、指定公共機関、防災機関及び他市町村の協力を得て防災活動（水防活動）を実施する。		
業務	①	市防災会議に関する事務	
	②	防災対策の組織の整備	
	③	防災のための知識の普及、教育及び訓練	
	④	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検	
	⑤	防災に関する施設及び設備の整備及び点検	
	⑥	災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査	
	⑦	市民等に対する災害広報	
	⑧	避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設	
	⑨	消防その他の応急措置	
	⑩	被災者の救出、救護等の措置	
	⑪	被災児童、生徒の応急教育	
	⑫	食料、医薬品、その他の物資の確保についての措置	
	⑬	施設及び設備の応急の復旧についての措置	
	⑭	清掃、防疫その他の保健衛生についての措置	
	⑮	緊急輸送等の確保	
	⑯	公共的団体及び自主防災組織の育成指導	
	⑰	ボランティアに関する事項	
	⑱	災害復旧の実施	
	⑲	その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置	
	⑳	水防計画の策定・修正	指定水防管理団体としての市の業務
	㉑	水防訓練の実施	
	㉒	水防資器材・施設の整備	
	㉓	水防活動	

2 指定地方行政機関

区分	処理すべき事務及び業務の内容	
事務	市の区域を管轄する指定地方行政機関は、市の区域並びに市民の生命及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。	
業務	中国四国管区警察局 四国警察支局	① 管区内防災機関との連携
		② 管区内防災機関からの情報収集及び報告連絡
		③ 警察災害派遣隊等の運用
	四国総合通信局	① 電気通信の統制管理
		② 電気通信の確保及び非常通信の運用管理
	四国財務事務局 徳島財務事務所	① 公共土木施設及び農林水産施設等の復旧事業費の査定立会
		② 地方公共団体に対する災害融資
		③ 災害応急措置等の用に供する国有財産の貸付
		④ 金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
	四国地方整備局 徳島河川国道事務所	① 吉野川直轄管理区間の河川管理施設の整備と防災管理
		② 水防のための洪水予報・水防警報（吉野川）及び情報の伝達
		③ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
		④ 国道の直轄区間の整備と維持管理
		⑤ 国道の直轄区間の災害復旧
	四国地方整備局 吉野川ダム 統合管理事務所	① 吉野川直轄管理区間（ダム管理）公共土木施設整備と防災管理
		② 吉野川上流ダム群の統合管理
		③ 被災河川管理施設の復旧（直轄区域）
	徳島労働局	① 工場、事業場における労働災害の防止
		② 被災者に対する早期再就職の斡旋等
		③ 雇用保険の失業及び労働保険給付等
中国四国農政局 徳島県拠点	① 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地及び農業用施設等の防護	
	② 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理指導	
	③ 農作物等に対する被害防止の為に営農技術指導	
	④ 農作物及び農地の被害状況の把握	
	⑤ 家畜保健衛生所・農業用施設等の被害状況把握	
	⑥ 営農資材の供給	
	⑦ 病虫害の駆除	
	⑧ 農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援	
	⑨ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金	
	⑩ 日本政策金融公庫の資金等の融資に関する指導	
	⑪ 応急用食料及び物資の供給に関する支援	

業務	四国森林管理局 (徳島森林管理署池田・ 徳島森林事務所)	①	国有林治山事業及び民有林直轄治山事業の実施
		②	国有保安林の整備保全
		③	災害応急対策用木材(国有林)の供給
	高松地方気象台 ・ 徳島地方気象台	①	気象、地象、水象の観測及び成果の収集、発表
		②	気象業務に必要な観測体制の充実
		③	予報及び通信等の施設並びに設備の整備
		④	気象、地象(地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報
		⑤	特別警報、警報及び注意報並びに台風、大雨及び竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達
		⑥	警報等情報の防災機関や報道機関を通じての市民への周知
		⑦	緊急地震速報(警報)の利用心得等の周知・広報
		⑧	市の避難指示等の判断・伝達要領に関する技術的支援協力
		⑨	ハザードマップ等の作成に關しての技術的支援協力
		⑩	気象状況推移や予想の解説等(災害発生予想時・災害発生時)
		⑪	県や市、防災機関と連携しての防災気象情報の理解促進
		⑫	防災知識の普及啓発活動
		⑬	地震、津波知識の普及及び関係機関の計画等への助言
	四国経済産業局	①	被災商工業等事業者の業務の正常な運営の確保
		②	防災関係物資の情報収集、円滑な供給の確保
		③	電気、ガス事業に關する応急対策等
	中国四国産業保安監督部四国支部	①	電気、ガス、高圧ガス、LPガス及び火薬類の保安の確保
	中国四国防衛局 高松防衛事務所	①	災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整
②		災害時における米軍部隊との連絡調整	
四国運輸局 徳島運輸支局 (応神町庁舎)	①	陸上輸送機関及びその他関係機関との連絡調整	
	②	陸上における緊急輸送の確保	
	③	道路運送事業者の安全輸送確保に係る災害応急対策の指導	

3 県（西部総合県民局）

区分	処理すべき事務及び業務の内容
事務	<p>県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び市町村の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し及び法令に基づきこれを実施する。</p> <p>また、市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び防災機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。</p>
業務	<p>① 県防災会議に関する事務</p> <p>② 防災組織の整備</p> <p>③ 防災訓練の実施</p> <p>④ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検</p> <p>⑤ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検</p> <p>⑥ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</p> <p>⑦ 市民等に対する災害広報</p> <p>⑧ 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示</p> <p>⑨ 消防・水防その他の応急措置</p> <p>⑩ 被災者の救難、救助、その他の保護</p> <p>⑪ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育</p> <p>⑫ 食料、医薬品、その他の物資の確保</p> <p>⑬ 施設及び設備の応急の復旧</p> <p>⑭ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>⑮ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持</p> <p>⑯ 緊急輸送等の確保</p> <p>⑰ 災害復旧の実施</p> <p>⑱ 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項</p> <p>⑲ ボランティアに関する事項</p> <p>⑳ 公共的団体及び自主防災組織の育成指導</p> <p>㉑ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置</p>

4 指定公共機関

区分	処理すべき事務及び業務の内容			
事務	市の区域内の指定公共機関は、その業務の公共性又は公益に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。			
業務	日本郵便(株) 四国支社	①	災害特別 事務取扱	被災者への郵便葉書等の無償交付
		②		被災者が出す郵便物の料金免除
		③		被災地宛救助用郵便物の料金免除
		④		被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄附金の配分
	NTT西日本 徳島支店 NTTドコモ四 国支社徳島支店	①		電気通信施設の整備
		②		警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
		③		被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
	KDDI(株) 四国総支社	①		電気通信施設の整備
		②		警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
		③		被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
	ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	①		電気通信施設の整備
		②		警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
		③		被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
	日本銀行 徳島事務所 高松支店	①		銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
		②		資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序維持に資する措置
		③		金融機関の業務運営の確保に係る措置
		④		金融機関による金融上の措置の実施に係る措置
		⑤		各種措置に関する広報
	西日本高速道路 株式会社四国支社 徳島管理事務所	①		徳島道(徳島IC~井川池田IC)の整備と防災管理
		②		徳島道(徳島IC~井川池田IC)の維持管理
		③		徳島道(徳島IC~井川池田IC)の災害復旧
	(独法) 水資源機構 池田総合管理所	①		所管ダム施設の操作と防災管理
		②		緊急事態における情報の提供
		③		被災公共林施設(特定施設)の復旧
日本赤十字社 徳島県支部	①		救護班の編成並びに医療・助産等の救護の実施	
	②		災害救助の協力奉仕団の連絡調整	
	③		義援金品の募集配分	
	④		ボランティア活動体制の整備	
NHK 徳島放送局	①		市民への防災知識の普及及び警報等の周知徹底	
	②		災害時の被害状況等の放送	
	③		社会事業団体等による義援金品の募集協力	

業務	四国電力(株) 池田営業所 四国電力送配電(株) 池田支社	①	電力施設等の防災管理
		②	被害施設の応急対策及び災害復旧
		③	電力供給
	J R 四国 徳島企画部	①	鉄道施設等の保全
		②	救助物資及び避難者の輸送の協力
		③	災害時における旅客の安全確保
	日本通運(株) 徳島支店	①	貨物自動車等による救助物の輸送の協力
		②	貨物自動車等による避難者の輸送の協力
	四国福山通運(株) 徳島支店	①	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
		②	貨物自動車等による避難者の輸送の協力
	佐川急便(株) 徳島営業所	①	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
		②	貨物自動車等による避難者の輸送の協力
	ヤマト運輸(株) 徳島主管支店	①	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
		②	貨物自動車等による避難者の輸送の協力
	四国西濃運輸(株) 徳島支店	①	貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
②		貨物自動車等による避難者の輸送の協力	



5 指定地方公共機関

区分	処理すべき事務及び業務の内容		
事務	市の区域内の指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。		
業務	四国放送(株)	①	市民に対する重要情報の周知と防災知識の普及
	(社)徳島新聞社	②	社会事業団体等による義援金品の募集協力
	(社)徳島県バス協会	①	バス等による救助物資及び避難者の輸送協力
	(社)徳島県トラック協会	①	貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送協力
	土地改良区	①	農業用施設の整備及び管理
		②	たん水の防排除施設の整備及び活動
		③	農業用ダム・農業用ため池の緊急点検
	美馬市医師会 薬剤師会	①	救護班の編成
		②	医療及び助産の救護の実施
	(社)徳島県エルピーガス協会	①	LPガス施設の防災対策
		②	及び災害時における供給対策
	美馬市 社会福祉協議会	①	ボランティアセンターの設置・運営
		②	被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
	徳島県看護協会	①	災害時における医療救護の実施
		②	避難所における避難者の健康対策
	徳島県助産師会	①	災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
		②	避難所における避難者の健康対策
	徳島県 歯科医師会	①	避難所における避難者の口腔衛生等の健康対策
		②	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
	美馬農協 美馬森林組合	①	農林関係の被害調査及び対策の指導
②		被災組合員に対する融資の斡旋の協力	
美馬市商工会	①	商工業関係の被害調査及び対策の指導	
	②	被災商工業者に対する融資の斡旋の協力	

6 自衛隊

区分		処理すべき事務及び業務の内容	
事務	自衛隊は、状況の不明度や被害の甚大性等に応じて自ら又は県等からの要請に基づき情報収集活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務を支援する。		
業務	陸上自衛隊 第14旅団 ・ 自衛隊徳島地方 協力本部	①	災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
		②	市が実施する防災訓練への協力
		③	災害派遣の実施（主要な活動例） ・被害状況の把握 ・避難の支援、避難者の搜索救助 ・水防活動 ・道路の啓開 ・応急医療活動、防疫活動 ・通信支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・給食支援、給水支援、入浴支援、宿泊支援 ・危険物の保安及び除去 等
		④	災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
	海上自衛隊 徳島教育航空群 ・ 第24航空隊	①	情報収集
		②	航空機による人命救助
		③	救援物資の空輸
		④	その他災害対策

## 第2章 災害予防

### 第1節 防災知識の普及・啓発

#### 1 方針

災害時は、県や市等の行う災害応急対策活動である『公助』機能が、人的・物的資源の制約や市役所等自らの被災等、様々な要因により制約を受けることが予想されることから、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という『自助』機能を積極的に発揮することを防災に係る基本認識とし、食料・飲料水等の備蓄やローリングストックの実践など平素から災害に対する「備え」を心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には市民自ら初期消火を行う、近隣の避難行動要支援者や負傷者等を協力して助ける、避難所において他の避難者らと協力して自ら避難所運営に参画する、市などが行う災害応急対策活動に協力するなど、「地域は地域のみんなで守る」という『共助』により防災への寄与に努めることが求められる。

防災対策をより一層効果的に行うためには、『自助』、『共助』及び『公助』が、それぞれの特性に応じて役割を十分果たすとともに、相互の緊密な連携・協働の下で市民あげての取組が重要であり、県の行う「県民防災運動」と相まった「市民防災運動」として、平素から、自主防災組織の組織化の促進と活動の活発化、市民に対する防災思想の啓発及び防災知識の普及に努めるとともに、市職員に対しては災害の予防や減災に必要な教育及び訓練の徹底を図るものとする。

この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に配慮する。

#### 2 市民に対する防災思想・防災知識の啓発・普及

##### ① 啓発・普及

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策や防災体制に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、防災週間や防災関連行事等を行うものとする。

市は、教育機関、民間団体及び関係部外機関等と密接に連携し、有識者による研修や講演会等の実施、防災関係マニュアル等（市民用）の作成・配布並びに市民と市役所等が一緒になって行う防災訓練等を実施し、広く防災思想の啓発及び防災知識の普及に努めるものとする。

また、台風や豪雨等の影響による土砂災害の発生などによって地域の孤立化や土砂災害に巻き込まれる可能性がある中山間地域の市民に対し、避難指示等に基づく先行的かつ果敢な避難の実施や平素からの食料、水及び生活必需品の備蓄を呼びかけるなど、孤立化対策の啓発に努めるものとする。

加えて、市は、過去の大規模災害における被害並びに災害対応の実相及び成果・教訓等（災害教訓）を継続的に収集・整理するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味なども合わせて防災訓練等において教育し、広

く後生に伝承していくものとする。

この際、市は災害教訓の伝承の重要性について市民に啓発を行うほか、当該教育資料や映像記録等を市のホームページに掲載し、市民が容易に閲覧できるよう努めるものとする。

② 普及啓発内容（一例）

市民に対する普及啓発内容の一例は、次表のとおり。

区 分	普及啓発内容の細部（一例）
防 災 思 想	① 防災の基本理念たる「減災」の考え方 ② 自助・共助・公助による総合力の発揮の重要性 ③ 災害時の初動対応要領（応急措置並びに心得） ④ 自主防災組織の組織化及び参加 ⑤ 最低3日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄 ⑥ 非常持出品（懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ⑦ 災害危険箇所の把握 ⑧ 避難所の適合災害の把握 ⑨ 避難所・避難経路の把握 ⑩ 自助・共助による避難所運営 ⑪ 在宅避難・縁故避難等を織り交ぜた分散避難の推奨 ⑫ 避難所における感染症対策の重要性
防 災 知 識	① 気象に関する知識 ② 警報・特別警報等に関する知識 ③ 警戒レベル・避難情報・とるべき行動等に関する知識 ④ 南海トラフ臨時情報に関する知識 ⑤ 過去の主な災害の実状 ⑥ 過去の大規模災害時の避難所等の実状 ⑦ 避難所開設・運営の基礎的事項 ⑧ ペット同行避難や避難所での飼養要領 ⑨ 初期消火や救助の方法 ⑩ 応急手当（AED操作含む。）の方法 ⑪ 市の実施している災害予防対策 ⑫ 市等の行う災害応急対策活動

③ 啓発・普及の要領

防災思想の啓発及び防災知識の普及にあたっては、報道機関等に協力を求めるとともに、各種講座や集会等の活用及び市民参加型防災訓練の実施等様々な方法及びツールを活用し、周知徹底を図る。

また、市は、市民が如何なる災害時にどこの避難所に避難すべきかを視覚的に理解できる防災マップや、各避難所に固有の『避難所開設・運営マニュアル（市民用）』を作成して、市ホームページに掲示し、また各避難所等に常備す

るほか市民に配布するなどし、防災思想・防災知識の啓発普及に努めるものとする。

④ 普及啓発ツールと具体的要領（一例）

市民に対する普及啓発ツールと具体的要領の一例は、次表のとおり。

方法・ツール	具 体 的 要 領 ( 一 例 )
防災出前講座 (防災出張講話)	① 自主防災組織に対する防災講座（県による講座） ② 自治会勉強会に対する防災講座（市による講座） ③ 自主防災組織防災訓練における防災講話（市による講話）
防 災 訓 練 (市民が主役)	① 避難所開設・運営リーダー養成研修 ② 避難所検証訓練 ③ UTMグリッド地図判読訓練（情報伝達訓練） ④ 避難所運営本部訓練（避難所運営ゲーム(HUG)） ⑤ シェイクアウトみま・プラスワン訓練
防災マップ作成	① 防災マップ（紙媒体）の作成と各戸配付 ② 防災マップ（デジタルマップ）の整備とHP掲載
防災関連事業① (防災士資格)	① 市職員防災士資格取得促進事業 ② 市民防災士養成事業 ③ 市内事業所防災士資格取得促進事業
防災関連事業② (その他)	① 分散避難対応備蓄物資購入支援事業 ② 家具固定推進事業 等
広 報 紙 パンフレット	① 防災情報の解説・紹介 ② 防災事業等の紹介
市ホームページ 音声告知放送 ケーブルテレビ	① 避難情報等の発令 ② 避難所開設現況の発信 ③ 地域防災計画等の防災関係諸計画の発信・周知 ④ 避難所開設・運営マニュアル（市民用）の発信・周知
防 災 週 間 等	① 防災の日（徳島県震災を考える日）：9/1 ② 防災週間：8/30～9/5（徳島県震災を考える週間） ③ 水防月間：5/1～5/31 ④ 防災とボランティア週間：1/15～21
計画・マニュアル	① 市民が知っておくべき防災関係諸計画の最適化 ② 各避難所毎の避難所開設・運営マニュアルの作成
避 難 所 看 板	① 避難所の場所案内・開設状況案内用の看板設置 ② 看板運用による避難所開設時の開設状況の明示
表 彰	① 防災に関し功績のあった個人の表彰 ② 防災に関し功績のあった団体・事業所等の表彰

### 3 職員に対する防災教育

#### ① 職員の災害対応能力向上のための防災教育の実施

職員に対する防災教育にあたっては、防災に関する知識の習得及び災害発生時に適切な措置をとり得るよう研修、講習会、研究会等の実施、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行等により行うものとする。

また、防災担当職員の災害対応能力の向上を図るため、関西広域連合において実施する専門的な研修や人と防災未来センター（所在地：神戸市）等研究・研修機関が実施する研修等に積極的に参加するものとする。

#### ② 職員に対する防災教育の具体的内容（一例）

職員に対する防災教育内容の一例は、次表のとおり。

区分	教育内容（一例）
自 共 公 助 助 助	① 災害時に市民、地域及び市が果たすべき役割 ② 災害時に自らの安全を確保するための行動 ③ 市及び関係機関等の防災体制
地域・災害	① 自然環境をはじめとした地域の概説 ② 災害発生メカニズム等災害に関する専門的知識 ③ 過去の大規模災害の実状等防災・減災に関する専門的事項
計画等	① 危機管理指針及び地域防災計画の内容 ② 各種災害対応マニュアルの内容 ③ 防災関係法令の運用

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

病院やスーパーなど不特定多数の市民等が出入りする施設、危険物を取り扱う施設等、防災上重要な施設の管理者は、自衛防災組織等及び防災資器材を整備・設置し、防災教育及び防災訓練を実施するとともに、職員の防災意識の高揚を図り、災害時における避難・誘導、出火防止及び初期消火等、的確な防災行動を行って力を養うものとする。

また、消防機関等が発災施設・地点に確実に到達することができるよう、複数の進入経路の確保に努めるものとする。

### 5 学校における防災教育

#### ① 学校における防災教育の推進

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理及び防災教育のための指導時間の確保など防災教育基盤の充実を図りつつ、こども園及び小中学校や公民館等社会教育施設において防災教育の普及推進に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

教育機関においては、災害時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、徳島県防災人材育成センターなど積極的に活用し、防災上必要な安全教育や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、以下の教育内容について充実を図るものとする。

教育機関は、学校における防災教育や防災訓練を実施するにあたっては、消防団員等に参画・協力を求めるなどして、体験的・実践的な教育訓練の推進に努めるものとする。

② 学校における防災教育の具体的内容（一例）

学校における防災教育内容の一例は、次表のとおり。

区 分	教 育 内 容 （ 一 例 ）
自 助	① 災害時における危険を認識した日常的な備え ② 災害時に自らの安全を確保するための行動
共 助	① 災害時に進んで他人や集団、地域の安全に役立つ行動 ② 助け合いの精神
地域・災害	① 地域の自然環境（概説） ② 災害発生メカニズム等災害に関する基礎的知識 ③ 防災に関する基礎的事項

6 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることが被災市町村の負担になることや、被災者の支援ニーズの時間的な変遷など、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

7 減災のための事前措置の推奨

市は、市民に対する様々な防災関連事業を通じて、消火器の設置、家具転倒防止器具等の設置、非常持出品の準備、食料品等の防災備蓄及びローリングストック法の実践等を推奨し、平素において「自助」により実施すべき減災対策の普及啓発に努めるものとする。

8 安否確認手段の普及啓発

市は、災害時における家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等）について、普及啓発に努めるものとする。

手 段	概 要
災害用伝言ダイヤル	<p>災害が発生し、被災地等に電話が殺到してかかりにくい状態になった際にも、被災地内外の家族・親戚・知人等と連絡が取れる手段であり、自宅の電話番号などをキーに伝言の録音・再生し通信を可能にするもの</p> <p>① 伝言の録音要領</p>  <p>② 伝言の再生要領</p> 
災害用伝言板	<p>災害が発生した場合に、パソコン、携帯電話等のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話をもとにして全国から伝言を確認できるもの</p>  <p>※NTTドコモの場合</p>
すだちくんメール	<p>大規模な災害（震度5強以上）が発生した場合に、徳島県からすだちくんメール登録者に安否情報等入力依頼メールが配信される。</p> <p>各人は、配信されたメールから自身の安否情報の入力や、あらかじめグループ化している家族や友人の安否情報の確認が行える。</p>



## 第2節 防災訓練

### 1 方針

『普段から訓練していることしか緊急時はできない』、『普段から訓練していることすら緊急時は十分にできない』、ましてや『普段から訓練していないことは緊急時は絶対にできない』ということは、東日本大震災の教訓の一つである。

気候変動等の影響により益々頻発化・激甚化している昨今の自然災害や、今後30年以内に南海トラフ巨大地震が発生する確率が70～80%といわれている今、職員及び全ての市民に、災害に対する心構えや備えが求められている。

市においても、そうしたいつ発生してもおかしくない災害に対して強固な防災体制を構築し、その体制を維持増進することは喫緊の課題であり、なかでも「防災訓練」は、災害に対する職員及び全市民の「心構え」と「備え」を醸成・促進し、いざ発災した災に『減災』を図る上で非常に重要な位置付けにある。

防災訓練は、「実践的であること」、及び「実際的であること」の2点を重視して実施しなければならない。

訓練終了後は、その検証を行い「成果」と「教訓」を案出し、防災施策等の改善や事後の防災訓練の更なる質的向上を図るものとする。

重視事項	意義
実践的訓練	地域防災計画や対応マニュアル及び平素の防災対策の枠組みや考え方及び手続き等が、真に妥当性や実効性があるかを検証し、検証成果に基づき、計画や事業等の最適化につながる訓練であること
実際の訓練	過去の自然災害に対する対応実績やその成果・教訓等を反復して訓練したり、訓練想定が過去の自然災害の実相等に基づき、プレイヤーが「リアリティ」を感じ取れる訓練であること

### 2 訓練を企画・実施する上での留意点

訓練を企画・実施する際は、次の点にも留意する必要がある。

区分	訓練実施上の留意点
関係部外機関との連携	平素から、関係部外機関やボランティア団体等と「顔の見える関係構築」や「各機関それぞれの能力を相互理解」できる訓練であること
市民との連携	市民が主役となる訓練を実施し、市民に対し防災意識と防災知識の啓発・普及ができる訓練であること
県や隣接市町との連携	県（本庁及び西部総合県民局）の企画する訓練への積極参加と、隣接市町の行う訓練に相互に積極的に参加すること
大学等教育研究機関との連携	大学の防災に関する講座等との連携により、より実践的・実際の・体系的な訓練により人材育成を図っていくこと

### 3 訓練目的と主要訓練項目の設定

防災訓練の目的を以下のように設定し、計画的かつ段階的に訓練を実施していくものとする。

この訓練目的及び主要訓練項目は、①市（職員）が単独で実施する訓練、②市と市民が一緒になって行う訓練、③市民単独で企画する訓練、それらいずれにも適用することとし、訓練の種別・内容に応じて取捨選択するものとする。

訓練目的	目的に応ずる主要訓練項目
指揮統制能力の向上	①情報収集分析能力の向上 ②災害警戒本部・災害対策本部の設置・運営能力の向上 ③避難所運営本部の設置・運営能力の向上 ④関係部外機関等との連絡調整能力の向上 ⑤情報発信能力の向上
災害対応能力の向上	①避難所開設・運営能力の向上 ②備蓄資器材取扱い能力の向上 ③被害情報等の伝達・共有能力の向上（UTM座標） ④炊事・炊き出し能力の向上 ⑤排水ポンプ車運用能力の向上 ⑥水防活動能力の向上
即応態勢の向上	①非常連絡通信速達能力の向上 ②緊急登庁態勢の向上 ③避難（水平・垂直）に関する心構えの向上 ④非常食への親和性の向上と備蓄意識の向上

### 4 訓練目的と主要訓練項目を達成する訓練種別（一例）

市や関係機関及び自主防災組織等が、年間を通じ（出水期のうち7月から9月の間を除く。）実施すべき実践的・実地的な防災訓練の具体的な内容や訓練対象者について、以下に例示する。

区分	訓練名称	細部訓練内容	訓練対象者		
			職員	関係機関	市民
図上訓練	対策本部運営訓練	各種事態対処のための対策本部等の設置及び運営に関する識能の向上を目的とした訓練	●	●	● (協定締結先)
	避難所運営ゲーム（HUG）	避難所運営に関する様々な状況への対応能力を向上させることを目的とした訓練	●	●	●

図 上 訓 練	業 務 継 続 計 画 最 適 化 検 証 訓 練	業務継続計画における個々の非常時優先業務の妥当性（非常時優先業務の指定が妥当か、当該業務の再開時期や終結時期の設定が妥当か等）を検証する訓練	●	●	
	情 報 収 集 訓 練	UTMグリッド地図を用いて災害情報等の地点判別（情報の報告・共有）を行う訓練	●	●	●
	情 報 処 理 訓 練	UTMグリッド地図を用いて災害情報等の地点判別を行った上で、当該情報の評価・分析を行い、それに基づき必要な調整の実施や応急対策措置等を案出する訓練	●	●	●
	災 害 救 援 物 資 物 流 図 上 訓 練	災害救援物資の市内における物流拠点の選定、緊急輸送力の確保、物資の集積・保管・払出等の要領の検討を行う訓練	●	●	● (協定締結先)
	関 係 機 関 等 と の 連 携 訓 練	各種情報等に基づく関係機関（国、県、警察、消防、保健医療機関、公共機関、協定締結先等）との間における調整事項の案出や連絡窓口の確認等を行う訓練	●	●	● (協定締結先)
	災 害 図 上 訓 練 (災害想像力ゲーム) ( D I G )	UTMグリッド地図及びハザードマップ等を用いて、災害の発生状況の確認や地域で活用し得る防災力の現状と課題等を議論する訓練	●	●	●
	避 難 所 開 設 ・ 運 営 リ ー ダ ー 養 成 研 修	自主防災組織に対し、避難所の開設・運営に係る基礎的知識の教育に引き続き、実際に避難所を開設・運営する具体的要領を理解する訓練			●

現 地 図 上 訓 練	避難所検証訓練	各避難所毎の特性（適用災害、場所の特性、入所予定者の年齢や数及び要支援者の有無等の特性）の確認、内部レイアウト、備蓄資器材の現状確認、生活ルールの検討及び調達すべき備蓄資器材の案出等を目的とした現地訓練（最終的なアウトプットは、避難所毎の開設・運営マニュアルの策定）	●	● (社協)	●
実 動 訓 練	呼集・緊急登庁訓練	ブラインドにより、緊急連絡網を用いて緊急連絡を実施し、連絡網が機能するかを確認するとともに、通常の通勤手段で緊急登庁を実施して、実際の登庁にかかる時間の目安を確認する訓練	●		
	避難所運営本部 訓 練	避難所運営本部における運営会議を実施し、本部長及び各班長等が、避難所や避難所周辺等の状況や被災状況、避難所の生活環境の実態等に基づき、自己の役割に応じて何を審議し決定し又は処置・要望すべきかを確認する訓練	●	●	●
	シェイクアウトみま ・ プラスワン訓練	災害時における適切な安全確保行動の習得と防災意識・防災知識の向上を目的とする訓練	●	●	●
	非 常 通 信 訓 練	災害時に円滑な通信が確保できるよう、非常通信機器（衛星携帯電話、県防災行政無線（地上系及び衛星系）、車載デジタル簡易無線機、アマチュア無線等）を使用し、関係各所（県対策本部、市対策本部等）と通信連絡を行う訓練	● (全職員)	●	● (配備先)
現 地 実 動 訓 練	自 主 防 災 組 織 防 災 訓 練	自主防災組織が自ら企画し、避難所毎の開設・運営マニュアル（市民用）に基づく避難所開設・運営訓練、消火訓練（放水・消火器）、応急手当訓練、避難訓練や炊き出し訓練等を行い、地域防災力の向上を図る訓練		● (施設管理者) (社協)	●

現 地 実 動 訓 練	避 難 所 一 斉 開 設 訓 練	南海トラフ巨大地震が発生したと想定し、市内37箇所の指定避難所や福祉避難所を一齐に開設し、各避難所毎及び避難所全体の開設に係る所要時間を把握した上で、問題点と解決策を検討	●	● 施設管理者 (社協)	●
	災 害 救 援 物 資 物 流 実 動 訓 練	災害救援物資の地域内物資備蓄輸送拠点等における輸送・集積・保管・払出等の実動訓練	●	●	● (協定締結先)
総 合 訓 練	総 合 訓 練	情報収集・分析、対策本部等の設置・運営訓練、避難訓練、応急救護訓練（止血法、AED操作、負傷者搬送等）、消火訓練等、図上訓練と実動訓練を織り交ぜて総合的に行う訓練	●	●	●

### 5 学校における防災訓練

児童生徒等の安全を確保するため、様々な災害や場面を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも、児童等が自身の身の安全を確保（安全確保行動）できる能力を身に付けられるよう訓練を行う必要がある。

教職員は、防災訓練を通じて、的確に状況を把握し、沈着冷静かつ機敏に状況に応じた臨機応変な行動をとれる防災対応能力を向上させることが必要である。

### 6 自主防災訓練

全ての自主防災組織及び自治会は、市民が連携し、地域の特性に応じた「地元密着型」の自主防災訓練を企画し、積極的に実施していくものとする。

防災に関する基礎的知識の習得や、ハザードマップの確認、家具備品の固定やガラス飛散防止措置等の促進、支え合いマップの更新など「災害予防の充実」に資する訓練や、避難訓練及び非常食試食体験や炊き出し訓練など「災害対応能力の向上」に資する訓練の実施に努めるものとする。

市は、自主防災組織等の企画する訓練を積極的に支援しなければならない。

## 第3節 業務継続計画（BCP）等の策定

### 1 業務継続計画の策定

#### ① 業務継続計画の作成

業務継続計画とは、市（市の施設等及び市職員自身）も被災し、市として利用できる情報や資源に制約がある中、非常時優先業務を特定し、対応手順や業務継続に必要な資源の確保や配分等をあらかじめ定めるものである。

市は、大規模災害が発生した場合、本計画を補完し又は相まって必要な業務

を適切に行い、当該自然災害事態に効果的に対処することができるよう、美馬市業務継続計画を作成しておくものとする。

② 業務継続計画の継続的な見直し（最適化）

何が「非常時優先業務（①災害応急対策業務、②継続通常業務（「管理業務（庁舎管理業務等の非常時優先業務遂行基盤業務）」を含む。）、③早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務）」に該当するかの『非常時優先業務の妥当性検証（業務影響度分析）』及び『非常時優先業務実施の実行可能性検証（必要な業務資源分析）』は、平素において、通常業務の中で、また防災訓練を通じて継続的に見直しを図っていかなければならない。

2 防災行動計画（タイムライン）の策定

① 防災行動計画の作成

市をはじめ防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した『防災行動計画（タイムライン）』を作成するよう努めるものとする。

② 防災行動計画の継続的な見直し（最適化）

災害対応の検証等を通じて、必要に応じ『防災行動計画』の見直しを行うとともに、平素から訓練や研修等を実施し、計画の効果的な運用に努めるものとする。

第4節 緊急輸送体制の整備

1 方針

市は、大規模災害時等における人命救助、生活物資や救援物資等の市への受入及び市内各所への広域配送あるいは自衛隊の災害派遣部隊や医療派遣チーム等受援部隊の美馬市への進出等のため、県計画に基づき「緊急輸送路（陸上輸送路）」を確保する。

県指定の緊急輸送路の他、市は、必要に応じ、「市道」及び「林道」を、市独自の緊急輸送路（補助緊急輸送道路）として指定する。

市は、陸上輸送路の『多重化』や『代替性』を考慮し、災害発生時における緊急輸送活動のために確保・整備しておくべき陸上輸送路を把握するとともに、物資輸送・集積拠点について把握・整備するものとする。

また、市は、大規模災害の影響による陸上輸送路の途絶を想定し、緊急輸送路の『多層化』として「航空輸送路」を確保するため、市内における既指定の臨時ヘリポート（場外離着陸場）の位置を把握しておくとともに、市独自に場外離着陸場を逐次整備するものとする。

市は、緊急輸送路について、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等への周知徹底や災害時の利用についてあらかじめ協議をするなど、所要の措置を講じるものとする。

2 県の指定する緊急輸送道路

県計画では、以下の意義別に「緊急輸送道路」を指定している。

緊急輸送道路区分	意義
第1次緊急輸送道路	・ 広域的な輸送に必要な主要幹線道路
第2次緊急輸送道路	・ 市内の防災活動の重要拠点施設（西部総合県民局、市役所、地域医療拠点、広域避難場所等）と第1次緊急輸送道路とを接続する幹線道路
第3次緊急輸送道路	・ 第1次及び第2次路線を補完しネットワークを構築する路線

① 市の区域を通る県指定の「第1次緊急輸送道路」は、以下のとおり。

路線名	区分	区間
徳島自動車道	高速道	徳島IC～井川池田IC～三好市～愛媛県境
国道192号	国道	徳島市～三好市愛媛県境
国道193号		美馬市香川県境～国道192号（美馬市）
国道438号		美馬IC～美馬市香川県境

② 市の区域あるいは市区域近傍を通る県指定の「第2次緊急輸送道路」は、以下のとおり。

路線名	区分	区間
国道438号	国道	美馬IC～鳴門池田線（美馬町）
国道492号		国道192号（穴吹町）～木屋平市民SC
国道377号		全線（香川県内美馬市近傍）
県道鳴門池田線	県道	阿波市～三好市〈事業中〉
美馬貞光線		全線（美馬市美馬町～つるぎ町貞光）

③ 市の区域を通る県指定の「第3次緊急輸送道路」は、以下のとおり。

路線名	区分	区間
国道438号	国道	神山町役場～つるぎ町一宇支所
国道492号		木屋平市民SC～国道438号

3 市の指定する緊急輸送道路

県計画による緊急輸送道路以外に、市として市道等を緊急輸送道路に指定する場合は、以下の意義に基づき指定する。

緊急輸送道路区分	意義
補助緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次、第2次又は第3次緊急輸送道路のいずれかが被災等によって途絶した場合に、当該路線の有効な迂回路となり得る路線</li> <li>・ 山間地等に所在する指定避難所への接続路</li> </ul>

市の指定する「補助緊急輸送道路」は、以下のとおり。

適 用	路 線 名	区 間
第1次緊急輸送道路の迂回路	市道 美馬240号線	美馬町字横尾～美馬町字野田ノ井
	市道 美馬631号線	美馬町字薬師ヶ久保～美馬町字芹佐古
	市道 脇町6号線	脇町字西赤谷～脇町字拝原
	市道 脇町32号線	脇町字西赤谷～脇町字西赤谷
	市道 脇町33号線	脇町字曾江名～脇町字曾江名
	市道 脇町39号線	脇町字西赤谷～脇町字西赤谷
	市道 脇町378号線	脇町字曾江名～脇町字拝原
	市道 脇町487号線	脇町字曾江名～脇町字西赤谷
	市道 脇町509号線	脇町字西俣名～脇町字西俣名
	市道 穴吹4号線	穴吹町穴吹字中～穴吹町口山字中野
	市道 穴吹15号線	穴吹町三島字小島～穴吹町三島字小島
	市道 穴吹17号線	穴吹町三島字小島～穴吹町穴吹字岡
	市道 穴吹149号線	穴吹町三島字三谷～穴吹町三島字三谷
第2次緊急輸送道路の迂回路	市道 美馬4号線	美馬町字谷ヨリ西～美馬町字下突出
	市道 美馬5号線	美馬町字駅～美馬町字谷口
	市道 美馬7号線	美馬町字高畑～美馬町字谷ヨリ西
	市道 美馬48号線	美馬町字滝下～美馬町字境目
	市道 美馬146号線	美馬町字八ノ坪～美馬町字滝下
	市道 美馬198号線	美馬町字谷ヨリ西～美馬町字西沼田
	市道 美馬632号線	美馬町字駅～美馬町字池ノ浦
	市道 美馬633号線	美馬町字駅～美馬町字駅
	市道 脇町1号線	脇町野村字大道北～脇町馬木字南馬木
	市道 脇町4号線	脇町大字脇町大木ノハナ～脇町大字脇町字突抜町
	市道 脇町47号線	脇町大字脇町字二本柳～脇町川原町字西サキ
	市道 脇町520号線	脇町字曾江名～脇町字西赤谷
	市道 穴吹30号線	穴吹町口山字中野宮～穴吹町口山字仕出原
	市道 穴吹320号線	穴吹町穴吹字市ノ的～穴吹町穴吹字平ノ内
	市道 穴吹321号線	穴吹町穴吹字市ノ下～穴吹町穴吹字市ノ下
	市道 穴吹486号線	穴吹町口山字猿飼～穴吹町口山字猿飼
	市道 穴吹488号線	穴吹町口山字宮内～穴吹町口山字猿飼
	市道 穴吹509号線	穴吹町口山字宮内～穴吹町口山字首野
	林道 杖立線	木屋平字太合～木屋平字太合



第3次緊急輸送道路の迂回路	市道 木屋平99号線	木屋平字弓道～木屋平字弓道
指定避難所への接続路	市道 美馬6号線	美馬町字東宗重～美馬町字ノリコハ
	市道 美馬8号線	美馬町字丈寄～美馬町字西ノ谷
	市道 美馬105号線	美馬町字八幡～美馬町字八幡
	市道 美馬269号線	美馬町字天神～美馬町字妙見
	市道 美馬308号線	美馬町字銀杏木～美馬町字寺ノ下
	市道 美馬336号線	美馬町字玉振前～美馬町字東岸ノ下
	市道 美馬428号線	美馬町字西段～美馬町字西段
	市道 美馬499号線	美馬町字明神原～美馬町字小長谷
	市道 美馬560号線	美馬町字山橋谷～美馬町字薬師ヶ久保
	市道 美馬562号線	美馬町字平野～美馬町字岡ノ内
	市道 美馬588号線	美馬町字大久保～美馬町字正部
	市道 美馬612号線	美馬町字切久保～美馬町字切久保
	市道 美馬616号線	美馬町字入倉～美馬町字入倉
	市道 美馬634号線	美馬町字上野田ノ井～美馬町字田ノ岡
	市道 脇町2号線	脇町字井口～脇町字芋六
	市道 脇町5号線	脇町大字北庄字端田～脇町字中段
	市道 脇町7号線	脇町字梨子ノ木～脇町字横倉
	市道 脇町22号線	脇町字拝原～脇町字拝原
	市道 脇町29号線	脇町字西大谷～脇町字西大谷
	市道 脇町34号線	脇町字西赤谷～脇町字西赤谷
	市道 脇町35号線	脇町字西赤谷～脇町字西赤谷
	市道 脇町40号線	脇町字東赤谷名～脇町字東赤谷名
	市道 脇町128号線	脇町岩倉字油免～脇町岩倉字イハクラ
	市道 脇町182号線	脇町田上字東田上～脇町字黒北新山
	市道 脇町202号線	脇町馬木字銚子場～脇町新町字鴨池
	市道 脇町239号線	脇町大字北庄字柴床～脇町大字猪尻字西分
	市道 脇町246号線	脇町大字脇町字大木ノハナ～脇町大字北庄字伏見
	市道 脇町247号線	脇町大字猪尻字西分～脇町大字猪尻字西ノ久保
	市道 脇町441号線	脇町字横倉～脇町字横倉
	市道 脇町450号線	脇町字川原柴～脇町字川原柴
	市道 脇町501号線	脇町字西俣名～脇町字平帽子
	市道 脇町537号線	脇町字東赤谷名～脇町字東俣名
	市道 脇町540号線	脇町字東俣名～脇町字東俣名
市道 脇町549号線	脇町字東俣名～脇町字東俣名	
市道 脇町550号線	脇町字東俣名～脇町字東俣名	
市道 穴吹7号線	穴吹町口山字中野宮～穴吹町口山字瀧名	

指定避難所への接続路	市道 穴吹40号線	穴吹町三島字小島～穴吹町三島字小島
	市道 穴吹62号線	穴吹町三島字小島～穴吹町三島字小島
	市道 穴吹74号線	穴吹町三島字小島～穴吹町三島字小島
	市道 穴吹290号線	穴吹町穴吹字藪ノ下～穴吹町穴吹字盤若
	市道 穴吹304号線	穴吹町穴吹字井口～穴吹町口山字初草
	市道 穴吹345号線	穴吹町穴吹字新開～穴吹町穴吹字新開
	市道 穴吹405号線	穴吹町口山字初草～穴吹町口山字中野
	市道 穴吹429号線	穴吹町口山字中野宮～穴吹町口山字中野宮
	市道 穴吹511号線	穴吹町口山字宮内～穴吹町口山字宮内
	市道 穴吹611号線	穴吹町穴吹字曾根～穴吹町穴吹字曾根九反地
	市道 木屋平99号線	木屋平字弓道～木屋平字弓道
	市道 木屋平100号線	木屋平字弓道～木屋平字弓道
	市道 木屋平101号線	木屋平字弓道～木屋平字弓道
	市道 木屋平102号線	木屋平字弓道～木屋平字弓道
	市道 木屋平109号線	木屋平字森遠～木屋平字弓道
	市道 木屋平110号線	木屋平字森遠～木屋平字谷口
	市道 木屋平120号線	木屋平字谷口カケ～木屋平字弓道
	市道 木屋平121号線	木屋平字弓道～木屋平字弓道
	市道 木屋平122号線	木屋平字谷口カケ～木屋平字弓道
	市道 木屋平130号線	木屋平字太合～木屋平字太合カケ
	市道 木屋平136号線	木屋平字川上～木屋平字太合
市道 木屋平137号線	木屋平字太合カケ～木屋平字太合カケ	
市道 木屋平138号線	木屋平字太合カケ～木屋平字太合カケ	
市道 木屋平139号線	木屋平字太合カケ～木屋平字太合カケ	
市道 木屋平152号線	木屋平字川上～木屋平字太合カケ	

#### 4 長寿命化計画の運用

市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画に基づく点検・計画・修繕というマネジメントサイクルを確実に運用することにより、その適切な維持管理に努めるものとする。

#### 5 緊急輸送道路及び橋梁の整備

##### ① 緊急輸送道路・橋梁の整備の推進

関係機関は、生活道路としての利便性はもとより、災害時における避難経路として避難をスムーズにするため、また応急支援物資等の緊急輸送並びに他市町村や自衛隊等関係機関からの応援部隊の迅速確実な市区域への進出のため、緊急輸送道路・橋梁の維持管理、新設及び改良等の整備を計画的に推進するものとする。

## ② 整備における重視事項

緊急輸送道路・橋梁の整備における「重視事項」は、以下のとおり。

区 分	整 備 に お け る 重 視 事 項
代替ルートの確保	幹線道路のネットワーク化以外にも、当該幹線道路の不通化を想定し代替ルートを確保
主要幹線の機能強化	広域的な輸送に必要な高速道路の緊急輸送ルートを確保に万全を期するための市内27箇所の跨道橋（全て市管理）の維持管理
地域孤立化の未然防止	地域が孤立することなく日常生活機能を確保できるよう幹線道路や代替ルートのない地域の道路・橋梁の新設・拡幅等

## 6 市道・農林道の整備

市は、災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立を防ぐための市道・農林道を新設・改良するとともに、未舗装道路の舗装及び既存の舗装の補修を実施するものとする。なお、道路等の整備に当たっては「美馬市市道の構造の技術的基準を定める条例」、「美馬市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する条例」に基づいた整備に努めるものとする。

## 7 道路排水対策の実施

市は、降雨等による道路の弱化や法面の浸食、崩壊を防止するため、道路の排水施設の整備に努めるとともに、既存の排水施設の点検、補修及び清掃等の維持管理に努めるものとする。

## 8 落石防止・障害物除去対策

市は、落石等による道路災害を防止するため、危険箇所に落石防止のためのロックネット、落石防止柵等の整備に努めるものとする。また、市は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。

## 9 民間事業者との連携

市は、県内及び市内にある運送事業者と、緊急時における陸上輸送力の確保について協定を締結し、必要な時に必要な質と量の陸上輸送ができるよう努めなければならない。

10 市内の物資輸送等拠点

緊急輸送道路の接続端末として、支援物資等の物流上、重要な位置付けを有する施設である「物資備蓄・輸送・供給拠点」で、美馬市内で県及び市が管理する当該施設は、次表のとおり。

施設名	位置付け区分	管理	住所等
西部防災館	広域物資輸送拠点	県管理	美馬町字中島
美馬市総合防災倉庫	地域内物資備蓄輸送拠点	市管理	脇町字小星692-5
市役所屋外物資集積拠点	地域内物資集積拠点		穴吹庁舎北館北側

11 緊急交通路設定予定路線（美馬市区内関係分）

緊急交通路設定予定路線は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に、「緊急交通路」として設定されることが予定されている路線であり、実際に設定された場合、災害応急対策を的確・円滑に行うため、災害対策基本法等の規定により、区間を定めて緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限（通行規制）されることとなる。

路線区分	路線の意義	対象道路
緊急交通路設定予定路線 その1	優先的に設定する路線	徳島自動車道 (鳴門JCT～愛媛県境)
		国道192号 (徳島市本町交差点～愛媛県境)
緊急交通路設定予定路線 その2	必要に応じて設定する路線	県道鳴門池田線 (鳴門市役所北～三好市池田高等学校三好校前)

12 緊急通行車両・規制除外車両制度の活用

大規模災害が発生した場合は、徳島自動車道、国道192号又は県道鳴門池田線が、実際に「緊急交通路」に設定されることが十分想定される。

美馬市役所は国道192号に隣接していることから、様々な災害応急対策活動のための公用車の同国道をはじめとした緊急交通路における通行確保のため、また道路啓開等の災害応急対策活動を委託する民間車両等が緊急交通路を通行できるよう、市等は、関係車両をそれぞれ「緊急通行車両」又は「規制除外車両」であることの確認を受けるよう、手続<sup>9</sup>を促進するものとする。

<sup>9</sup> 令和5年8月31日までは『緊急通行車両事前届出制度』があったが、同年9月1日からは、当該「事前届出制度」が廃止（9月1日以降は、既に交付されている「緊急通行車両事前届出済証」は返納するか、または『緊急通行車両確認申出書』の添付資料として活用することとなる。）となった。

これにより、緊急通行車両（市の公用車等）については、災害発生前でも『緊急通行車両確認申出書』を提出することにより、緊急通行車両であることの確認を受け、「標章」と「緊急通行車両確認証明書」の交付（交付を受けた標章等の有効期限は、交付の日から「5年」後の日）を受けることができるようになった。

規制除外車両（道路啓開作業車等）については、これまでの手続と変化はなく、災害発生前であれば『規制除外車両事前届出書』を提出して事前届出済書の交付を受けておくか、災害発生後に『規制除外車両確認申出書』を提出し、標章等の交付を受けるかを選択できる。規制除外車両の管理者は、可能な限り事前届出制度を活用するよう努めるものとする。

① 当該緊急交通路を走行できる車両の定義等は、以下のとおり。

車両区分名称	定 義	対 象 車 両 例
緊急通行車両	道路交通法で定める「緊急自動車」	パトカー、救急車 消防車 等
	災害応急対策等に従事する車両で 知事又は公安委員会が発行する「緊急 通行車両確認標章」及び「緊急通行車 両確認証明書」を掲げている車両	地方公共団体車両 協定締結車両 委託車両 等
規制除外車両	緊急通行車両ではないが、大規模災 害発生後、速やかに緊急交通路の通行 を認めることが適切である車両	自衛隊車両 医療機関使用車両 道路啓開作業車
	民間事業者等による社会経済活動 のうち大規模災害発生時に優先すべ きものに使用される車両	建設用重機 燃料輸送用車両 貨物自動車 等

② 事前届出の要否及び走行時の標章掲示の要否は、以下のとおり。

車両区分名称	対 象 車 両	確認申出書の有無	標章掲示の要否
緊急通行車両	パトカー 救急車、消防車 等	無 し (×)	×
	<u>地方公共団体車両</u> <u>協定締結車両</u> <u>委託車両</u> 等	有 り (○)	○
規制除外車両	自衛隊車両 米軍車両 等	×	×
	<u>医療機関使用車両</u> <u>道路啓開作業車</u> <u>建設用重機</u> <u>重機輸送車両</u>	○	○
	燃料輸送用車両 大型バス、霊柩車	×	○
	【ナンバー分類番号による除外】 貨物自動車 大型乗用自動車 緑ナンバー車両等	×	×

### 1.3 鉄道

JR四国は、列車の安全確保に必要な線路及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておくものとする。

- ① 施設の耐震性の強化
- ② 地震計の整備
- ③ 情報連絡設備の整備
- ④ 復旧体制の整備

## 第5節 自助・共助の推進

### 1 方針

災害対策は、『市民（自助）』、『地域（共助）』及び『市等（公助）』が、それぞれの役割を理解し、各々が密接に連携しつつ、その役割を確実に分担し対応することにより災害による被害を軽減（減災）できることを認識し、平素から、各々が防災対策への取組を推進しなければならない。

このため、市は、消防団（水防団）及び自主防災組織の育成・強化を図るとともに、平素から国や県、市及び事業者や施設管理者等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実並びに地域防災力の充実・強化を図るものとする。

また、訓練・研修の実施や防災士の養成等を通じて地域における防災リーダーの育成を促すものとし、市民は、地域防災訓練などを積極的に企画・実施するなど自発的な防災活動に努めるものとする。この際、防災対策における「男女共同参画」の視点の重要性に鑑み、地域の自主防災組織及び防災活動に女性の参画を促進するものとする。

### 2 自助・共助・公助の役割分担

区分	対象	役割分担
自助	市民	「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守る役割を果たすこと（組織が自らの組織を守る活動を含む。）
共助	地域	地域住民の隣保協同の精神に基づき、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る役割を果たすこと（自治会組織や自主防災組織が、市民や近隣の他の同種組織等と連携して地域を守る活動を含む。）
公助	行政	市（行政）が実施主体となり自然災害に強いまちづくりや災害時の減災のための役割を果たすこと

### 3 自助による防災対策

市民は、自分や家族の命そして財産等を守るため、次に示す「備え」を平素から実践するものとする。

この際、市民は気象庁等の提供する防災に関する「eラーニング教材」や内閣府等がホームページで提供する各種防災関係資料の活用にも努めるものとする。

- ① 発災後最低3日間、要すれば1週間は「自助」により安全・確実な避難生活ができるための備え(分散避難対応備蓄物資の購入、ローリングストック)
- ② 地震からの自宅安全化のための備え(耐震診断、耐震改修、住宅スマート化、リフォーム、家具等転倒防止器具の設置等)
- ③ 防災知識(市の発令する避難情報、南海トラフ地震臨時情報、気象情報、警戒レベル、避難情報に応じて市民のとるべき行動、災害発生時に状況(場所、運転中等)に応じてとるべき行動、分散避難等)に対する理解促進
- ④ 災害時の家族間連絡体制等(連絡手段、避難ルール等)、家族間の決まり事を記した「家族継続計画(Family Continuity Plan)」の作成・常時携行

F C P 作成上の視点		
ヒト	命を守る視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の安否確認方法・連絡手段</li> <li>・発災時の身体安全確保行動</li> <li>・自宅とハザードマップの関係(適用災害)</li> <li>・避難ルール(避難所、避難経路)</li> </ul>
モノ	命を繋ぐ視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資の内容と保管場所</li> <li>・非常持出品の内容と保管場所</li> <li>・発災後の自宅安全確保措置(ブレーカ切等)</li> </ul>
カネ	生活再建の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時手元現金の保管場所</li> <li>・地震保険・火災保険等加入状況</li> </ul>

### 4 共助による防災対策

#### ① 消防団の強化

市は、常備消防と並んで地域防災の中核として重要な役割を果たす消防団に関し、青年層・女性層・市職員等の入団促進及び処遇改善等による「消防団の組織力強化」、消防団の施設・装備・教育訓練の充実等による「消防団の能力強化」を推進し、その育成及び活性化を図るものとする。

#### ② 自主防災組織の編成

##### ① 実行組織

自主防災組織を結成し活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長を置き、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、実行組織を編成する必要がある。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとに班長を置く。班編成は、組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

② 実行組織の活動班（一例）

活 動 班	活 動 内 容
情報連絡班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
消 火 班	初期消火を行う。
救出救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。
給水給食班	給水給食及び生活必需品の配布を行う。

③ 自主防災組織の強化

① 自主防災組織の組織率の向上等

市は、自主防災組織が結成されていない自治会に対して、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発するなど、自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うものとする。

また、市は、旧小学校区等を単位とした自主防災組織の組織化（地区連絡協議会等の設置）を推奨するものとする。

② 自主防災組織の規模

自主防災組織は、既存のコミュニティ単位である「自治会」ごとに結成するものとする。ただし、その規模が小さい場合は、隣接する自治会と合わさって結成することができる。

③ 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成を図るため、次に示す措置を継続的かつ計画的に実施していくものとする。

区 分	措 置 の 内 容
連絡体制の強化	自主防災組織連絡協議会と市の間における情報・意見交換会の実施
活動基盤の強化	（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業等を活用した初期消火、情報連絡、救助、避難及び救護活動等に必要な防災資機材の整備促進並びに防災資機材や物資・燃料の保管に必要な備蓄倉庫等の整備を促進 ① 軽可搬ポンプ ② トランジスターメガホン ③ 災害救助用資器材（ジャッキ、丸形スコップ、テコパール、替刃式折込ノコ、布バケツ等）
リーダーの養成	自主防災組織（自治会や婦人会、子ども会等の市民団体等のリーダー等を含む。）のリーダー等を養成する教育訓練の実施（避難所開設・運営リーダー養成研修、避難所検証訓練等）
次代を担う人材の育成	次代を担う子どもに対する「自分の暮らす地域を守る意識」を醸成するための自主防災訓練や防災教育の実施（消防機関や学校等と連携）



④ 地区防災計画（Community Disaster Management Plan）の作成

① 地区防災計画の地域防災計画への取り込み

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることに資するため、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動を定めた「地区防災計画」を市防災会議において審議し、市の地域防災計画に定める<sup>10</sup>ことができる。

地区居住者等は、共同して市防災会議に対し地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

② 地区防災計画に定めるべき事項

地区居住者等が実施すべき防災活動の例で、地区防災計画に定めるとよい事項<sup>11</sup>は、以下のとおり。

平 常 時	発 災 直 前	災 害 時	復 旧 ・ 復 興 期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練、避難訓練</li> <li>・ 情報収集伝達訓練</li> <li>・ 活動体制の整備</li> <li>・ 連絡体制の整備</li> <li>・ 防災マップの作成</li> <li>・ 指定避難所等の確認</li> <li>・ 避難経路の確認</li> <li>・ 要配慮者保護等の整理</li> <li>・ 食料等の備蓄</li> <li>・ 救助技術の取得</li> <li>・ 防災教育等の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集、共有、伝達</li> <li>・ 連絡体制の整備</li> <li>・ 状況把握(所在確認等)</li> <li>・ 防災気象情報の確認</li> <li>・ 避難判断</li> <li>・ 避難行動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身の安全確保</li> <li>・ 出火防止、初期消火</li> <li>・ 市民間の助け合い</li> <li>・ 救助、救出</li> <li>・ 率先避難、避難誘導</li> <li>・ 避難支援</li> <li>・ 情報収集、共有、伝達</li> <li>・ 物資の仕分け</li> <li>・ 炊き出し</li> <li>・ 避難所運営</li> <li>・ 在宅避難者等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者支援(コミュニティ全体)</li> <li>・ 復旧復興への理解・協力</li> </ul>
<p>・ 消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携</p>			

<sup>10</sup> 市地域防災計画に地区防災計画を定める方法は、以下の二つの要領がある。

① 市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市地域防災計画に規定する要領

② 地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて、市防災会議が市地域防災計画に地区防災計画を規定する要領

市地域防災計画に地区防災計画を入れ込む方法は、市地域防災計画に新たな章（例：第●章 地区防災計画）を起こして、地区防災計画の内容を掲載する方法と、地区居住者等が作成し提案した地区防災計画の素案を、市地域防災計画の資料編として添付する方法などがある。

<sup>11</sup> 「地区防災計画の素案作成支援ガイド」15頁（一部修正）

③ 地区防災計画の構成

地区防災計画の構成の例（イメージ）は、以下のとおり。

〇〇地区防災計画	
1	計画の対象地区の範囲 美馬市〇〇町（地区）
2	基本的な考え方 (1) 基本方針（目的） (2) 活動目標 (3) 長期的な活動計画
3	地区の特性 (1) 自然特性 (2) 社会特性 (3) 防災マップ
4	防災活動の内容 (1) 防災活動の体制 (2) 平常時の防災活動 (3) 発災直前の防災活動 (4) 災害時の防災活動 (5) 復旧・復興期の防災活動 (6) 市、消防団、各種団体、ボランティア等との連携
5	実践と検証 (1) 防災訓練の実施と検証 (2) 防災意識の普及啓発 (3) 計画の見直し

⑤ 地域コミュニティに対する支援等

市は、地域コミュニティを市民防災運動の最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織に加え、未組織の地域住民や企業に対しても防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が「自助」・「共助」の精神に基づき主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導・助言など支援に努めるものとする。

⑥ 市職員の積極的参加

市職員は、地域住民としての自覚を持ち、地域の自主防災組織の結成及び活動に積極的に参加・関与するものとする。

## 第6節 ボランティア受入体制の整備

### 1 方針

阪神淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等近年の大規模災害においては、行政機能の被災による制約等から行政のみの災害対応には限界があることが指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

市は、ボランティア活動を必要とする災害が発生した場合に、ボランティアの受入体制及びボランティアの活動環境を直ちに確立できるよう、ボランティアセンターの設置・運営要領、ボランティアの受入れ体制及びボランティアに対する支援内容・要領等について、平素から県及び市の社会福祉協議会と協議し明らかにしておくものとする。

### 2 ボランティア団体等との連携

市は、平素から徳島県災害ボランティア連絡会<sup>12</sup>（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会、各種ボランティア団体等）と連携し、専門的な技術等を有する災害ボランティア（団体・個人）や指導的役割を果たす災害ボランティア等の情報を、平素から把握しておくとともに、研修等を通じて顔の見える関係構築に努めるものとする。

### 3 ボランティア活動の普及・啓発

市は、災害時におけるボランティア活動の有用性に鑑み、社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図りつつ、ボランティア活動等について市民に対し普及・啓発するものとする。

### 4 ボランティア登録制度の運営

社会福祉協議会は、東日本大震災等の大規模災害時において、災害ボランティアによる市内外での迅速かつ円滑な支援活動を可能とするため、平素から、ボランティア希望者（個人・団体）がクラウドサービス『キントーン』などの「事前登録制度（個人登録・団体登録）」を活用できるよう努めるものとする。

### 5 ボランティアコーディネーター<sup>13</sup>の育成

市は、社会福祉協議会及びNPO法人である日本ボランティアコーディネーター協会（JVCA）と連携し、市民の中からボランティアコーディネーターを育成するよう努めるものとする。

<sup>12</sup> 市民防災力の強化を推進するための施策の一環として、災害ボランティア関係団体のネットワークを構築し、平常時からボランティア相互の連携・協力の促進を図り、災害時におけるボランティア活動の連携かつ円滑な体制を確立するために、平成20年3月に設立された機関

<sup>13</sup> ボランティアコーディネーターとは、『ボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスにおいて多様なヒトや組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にする役割を担う人材』をいう。（日本ボランティアコーディネーター協会による定義）

6 ボランティア活動の支援拠点の整備

美馬市社会福祉協議会は、災害発生時、支援拠点となる「美馬市災害ボランティアセンター（市VC）」を必要に応じて直ちに開設し運営できるように、平素から市と連携・調整しておくものとする。

市は、災害ボランティアセンターの設置場所に関し、次の基準を満たす施設をあらかじめ指定しておくものとする。

- ① 被災地へのアクセスが容易であり、かつ県内外のボランティアに分かりやすい場所・施設であること
- ② 活動調整、ボランティア待機、資機材保管等が可能なスペースが確保できる施設であること
- ③ 風水害時には数週間単位、地震災害時には数か月単位で設置することが可能な施設であること

当該基準を満たす市有施設として、以下を災害ボランティアセンター設置施設に指定する。

候補施設等	対象施設等
第一候補施設	美馬市合同会館（美馬市社会福祉協議会が入居する施設）及び脇町高等学校の一部施設（グラウンド及び体育館等）
第二候補施設	美馬市地域交流センター ミライズ
備考	現地で活動するボランティアの支援のため、ボランティアセンターのサテライトセンターを現地に置く場合がある。

7 市VCの設置・運営上必要となる機能の整備

① 市VC用駐車場の指定・確保と公表

市、市VC候補施設の管理者及び市社会福祉協議会等は、平素から、市VCが設置・運営するに際し必須となる駐車場（ボランティアが保有・使用する車両の駐車場、各種支援車両等の駐車場等）を指定し、確保しておくものとする。

市は、指定した市VC用駐車場を、平素から美馬市ホームページ上に掲載するなど一般に公表しておくものとする。

② 市VCに至る主要経路の指定と経路案内看板の設置等

市、市VC候補施設の管理者及び市社会福祉協議会等は、平素から、市VCに至る主要な経路（市外から来る地理不案内なボランティアでも容易に分かる経路）を協議して選定しておくとともに、美馬市ホームページ上に掲載するなど一般に公表しておくものとする。

また、市は、主要な経路について災害時に県外ボランティア等地理不案内者でも容易に市VCにアクセスできるように、主要幹線道路の右左折地点や経路上の交差点等間違いやすい地点に、「経路案内看板」等を設置するよう努めるものとする。

市は、この案内看板等を設置した場合は、主要経路等の公表同様、美馬市ホームページ上に設置箇所等を掲載するなど一般に公表しておくものとする。

8 災害応急対策等に活用可能な専門ボランティアの把握等

市は、災害応急対策のより効果的かつ迅速な実施に資するため、以下の専門ボランティアの活用を考慮し、平素から当該ボランティアに関する情報収集及び関係構築に努めるものとする。

専 門 ボ ラ ン テ ィ ア	想 定 す る 活 動 場 面
(一社)徳島県測量設計業協会	市公共土木施設の被害状況の提供、被害調査、応急対策に関する測量、設計協力等
四国地質調査業協会徳島県支部	市公共土木施設の被害状況の提供、被害調査、応急対策に関する地質調査協力等
徳島県地震被災建築物応急危険度判定士	建築物の被害調査、危険度の判定
徳島県被災宅地危険度判定士	宅地の被害調査、危険度の判定
防災エキスパート(県土整備部OB)	自宅・勤務地近傍の公共土木施設の被害状況の通報、被害箇所の状況把握、応急復旧に関する助言・協力
徳島県砂防ボランティア協会	二次的土砂災害発生防止のための情報提供・助言、土砂災害危険箇所及び土砂災害防止施設の点検、土砂災害防止に関する普及啓発支援
山地防災ヘルパー(県知事認定) 〔県内認定者：約200名弱〕	山地災害や治山施設の被害状況の把握、二次災害兆候の通報
徳島県技術士会	被害状況の調査、技術的助言
プラスチック・コンクリート建設業協会四国支部	緊急輸送道路の確保のための資材、機材及び技術者等の支援
日本橋梁建設協会四国事務所	
(一社)徳島県建設業協会脇町支部	資材、機材及び技術者等の支援、排水ポンプ車の運用(美馬市建設業協会)
美馬市建設業協会	
美馬市防災士連絡会	災害予防・災害応急対策に関する助言・指導及び防災訓練等への協力

## 第7節 企業防災の促進

### 1 方針

市は、「市民防災士養成事業」や「市内事業所防災士資格取得促進事業」及び「企業向けBCP策定セミナー」等の実施を通じ、企業によるBCP策定を促進させるよう環境を整備するものとする。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に損害を最小限にとどめつつ、非常時優先事業の継続を可能とするため、「事業継続計画（BCP）」をあらかじめ策定するよう努めるものとする。

### 2 防災力向上の促進

企業は、地域コミュニティの一員であり、平素から地域住民、ボランティア及び地域の各種団体等とネットワークを構築し、地域住民等とともに「自助」・「共助」により、主体的に地域防災活動（地域防災訓練・防災研修への参加、防災イベントの開催・参加等）に関与することが求められる。

また、企業は、従業員等のための非常用食料や飲料水等非常用物資の備蓄及び仮設トイレ等の事業継続基盤の備蓄など、自発的な防災態勢の整備・推進に努めるものとする。

また、企業はその防災力を高めるため、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（供給連鎖）の確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、「事業継続マネジメント（BCM）」の取り組みを通じて、平素から事業活動継続・推進のための基盤構築に努めるものとする。

特に、食料、飲料水及び生活必需品を提供する事業者など災害応急対策に直接関係のある企業は、市と当該企業との間の「災害時応援協定」の締結促進及び防災訓練や防災研修への参加、並びに市の計画する訓練や研修に協力するよう努めるものとする。

### 3 防災力向上に資する市の施策

市は、地域防災力向上に寄与している企業の取り組みを積極的に評価し、優良企業を表彰するなどして企業の防災力向上並びに地域防災力の向上促進に努めるものとする。

### 4 災害に備えた環境整備

市内の事業者は、豪雨や暴風等の屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動しなければならなくなることを避けるため、平素から、テレワークや時差出勤の導入及び計画的休業等、不要不急の外出等を控えさせるための各種制度の導入・実施に努めるものとする。

## 第8節 避難所等の確保と指定

### 1 方針

災害から市民の生命及び身体の安全を確保するため、平素から市内各所に各種災害種別に適用可能な避難所等（指定緊急避難場所、指定避難所、指定福祉避難所、サブ避難所等）を確保し、管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定（サブ避難所等の場合は「確認」）しておくものとする。

市は、指定した避難所等について市のホームページで公表するとともに、災害時において市職員や施設管理者と協力して避難者自身が当該避難所等を主体的に開設・運営できるよう、各避難所等毎の「避難所開設・運営マニュアル（市民用）」を作成し、同じくホームページ上に公表しておくものとする。

また市は、非常用食料や飲料水及び災害用毛布といった避難生活する上での必需品の備蓄に加え、避難生活の「質」の向上を図るため、簡易ベッド、テント、炊き出し用具及びパーティション等避難所用備蓄資器材の各避難所毎における整備を推進する。

### 2 指定緊急避難場所

#### ① 緊急避難場所の意義

緊急避難場所は、地震による火災が発生し危険が迫っている場合や津波が到来しようとしている場合に、火災が収まるまであるいは津波の危険が去るまで等において、一時的に身の安全を確保する場所である。

具体的には、大規模な公園や緑地、学校等のグラウンド、高台にある空地などがそれにあたる。

#### ② 緊急避難場所の指定等（法第49条の4）

市は、地形・地質、ハザードマップや避難場所の位置等を総合的に勘案し、平素から緊急避難場所を指定（指定緊急避難場所）しておくものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示するものとする。

#### ③ 指定緊急避難場所の基準（法施行令第20条の3）

指定緊急避難場所に具備すべき基準（要件）は、以下のとおり。

- ① 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者等（居住者等）に開放されること
- ② 異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること
- ③ 地震が発生し又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は当該場所又はその周辺に、地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等がないこと

④ 指定緊急避難場所の運用

指定緊急避難場所は、市民等が、いきなり直面する危険から一時的にかつ迅速に身の安全を確保する場所であることから、当該緊急避難場所に一時避難するに際し、市等により指定緊急避難場所を『開設』するための措置を行うなどの時間的余裕はない。

指定緊急避難場所は、市民等が避難するに際し、特別な措置を要せず迅速な受入れを可能とするため、基本的にはオープンスペース（出入りが自由な屋外施設）により運用するものとする。

3 指定避難所（指定避難所・指定福祉避難所）

① 避難所の意義

避難所は、地震などによる自宅の倒壊や消失、浸水害などにより被害を受けた被災者あるいは被害を受けるおそれがある者などを、市が当地に備蓄する非常用食料等の備蓄資器材等を活用し、一定期間滞在させ、安全な生活を送ることを可能とする施設をいう。

具体的には、学校の体育館や教室、市有施設（庁舎等）などがそれにあたる。

② 避難所の指定等（法第49条の7）

市は、施設の状態、地形・地質、ハザードマップや避難所の位置や周辺の人口動態、避難所毎に保持・発揮すべき機能、開設までの所要時間及び収容人数等を総合的に勘案し、平素から避難所を指定（指定避難所・指定福祉避難所）しておくものとする。

市は、避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示するものとする。

③ 指定避難所の基準（法施行令第20条の6）

指定避難所に具備すべき基準（要件）は、以下の①～④の全てを満たす施設とし、指定福祉避難所の場合は、以下の①～⑤の全てを満たす施設である必要がある。

特に、福祉避難所を指定する場合には、医療的ケアを必要とする者に関して、人工呼吸器や吸引器等医療機器の電源確保等必要な配慮をするよう努めるものとする。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること
- ⑤ 主として高齢者等の要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保が可能な施設であること



## 4 美馬市が定義する指定避難所の区分

市は、学校、公民館等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、管理者の同意を得た上で被災者が一定期間避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定しておくものとする。

市があらかじめ指定しておくべき避難所の区分は、以下のとおり。

区分定義	要素の充足区分		
	機能的要素	時間的要素	規模的要素
広域避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援</li> <li>健康管理</li> <li>要配慮者支援</li> <li>物資集積配付 等</li> </ul>	災害が大規模化した場合に開設	【大規模】 <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校</li> <li>大型体育館</li> </ul>
地区避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援</li> <li>健康管理</li> <li>要配慮者支援 等</li> </ul>	避難の必要性が高まった場合に短時間で開設	【中規模】 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校</li> <li>旧小学校等</li> </ul>
即応避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保</li> </ul>	避難の必要性が高まった場合に直ちに開設	【小規模】 <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎</li> <li>庁舎隣接施設</li> </ul>

## 5 要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、非常用電源（再生可能エネルギーの活用を含む。）、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ化など要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備も図る。

## 6 指定避難所及び指定福祉避難所の開設・運営マニュアル

市は、災害時又は災害のおそれがある場合に、迅速かつ確実に避難所（指定避難所及び指定福祉避難所）を開設し運営できるようにするため、『徳島県避難所運営マニュアル作成指針』等を参考にして、あらかじめ『指定避難所・指定福祉避難所開設・運営マニュアル（職員用）』並びに『指定避難所・指定福祉避難所開設・運営マニュアル（各避難所毎・市民及び施設管理者用）』を策定しておくものとする。

## 7 サブ避難所の把握等

市は、避難者数や感染症蔓延状況等を考慮し、指定避難所以外の施設（サブ避難所）についても、避難所として開設し運用し得るよう、平素からサブ避難所となり得る施設を、管理者の同意を得た上で、把握し公表しておくものとする。

## 8 多様な施設の確保

市は、要配慮者等が避難のために身を寄せる施設として、市内にある民間賃貸住宅、旅館・ホテル等多様な施設を把握し、確保するよう努めるものとする。

## 9 避難経路の選定

市民は、平素から避難を予定する避難所(予備として近傍の別避難所を含む。)及び自宅から当該避難所までの経路(避難経路)を選定しておくものとする。

避難経路として適している要件の例は、以下のとおり。

- ① 主要な避難経路は、原則として幅員が10メートル以上の道路とし、なるべく道路付近に延焼危険のある建物や危険物貯蔵施設がないこと
- ② 避難経路は相互に相対しない一方通行とすること
- ③ 可能な限りがけ崩れや浸水等の危険から離隔した道路であること

## 10 避難に関する広報

市は、市民が必要な場合に早期かつ果敢な避難行動をとることができるよう、平素からあらゆる機会をとらえ「避難」に関する広報活動を行うとともに、避難所や避難経路等の案内看板を設置し、市民に周知徹底するものとする。

### ① 避難に関する知識の普及

- ① 平素における避難の心得
- ② 「避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)」及び「警戒レベル」との関係並びにそれらに応じて「市民がとるべき行動」の内容
- ③ 避難の趣旨及び分散避難の推奨
- ④ 避難にあたって平素から準備しておくべき事項(物資の備蓄等)

### ② 避難所等の周知徹底

- ① 避難所の名称・所在位置・避難所特性等
- ② 福祉避難所の基礎的事項
- ③ 防災マップ(紙媒体)の配付及びデジタル防災マップの公表
- ④ 支え合いマップ
- ⑤ その他必要な事項

## 11 保護者への引き渡しルール等の整備

市は、幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校等と保護者との間で、災害発生時における児童生徒の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めしておくよう促すものとする。

また、市は、児童生徒の安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校等の児童生徒が、在校中に発生した災害による危難から迅速に避難するためのマニュアルを作成するよう促すものとする。

## 第9節 要配慮者への支援対策の充実

### 1 方針

災害発生時には高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、外国人など災害対応能力の弱い「要配慮者<sup>14</sup>」への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に考慮すべき点があることなどから、浸水や土砂災害の情報伝達や避難対策などが重要となる。

このため、市、並びに社会福祉施設、老人福祉施設及び病院の管理者は、次により各種対策を実施し、災害時の要配慮者に対する安全確保を図るものとする。その際、要配慮者の特性及び男女の二ーズの違い等に十分配慮するよう努めるものとする。

### 2 避難行動要支援者への支援体制の確保

#### ① 避難行動要支援者支援マニュアルの作成

市は、要配慮者支援の充実を図るため、避難行動要支援者支援マニュアルの作成に努めるものとする。

#### ② 避難行動要支援者名簿（災害時要援護者登録台帳）の整備等

市は、本計画に基づき、関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

区分	対象者の区分	対象者の細部
名簿掲載対象	後期高齢者	75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
	身体障がい者	障がい等級1級又は2級の者
	知的障がい者	療育手帳A1・A2・B1交付の者
	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級交付の者
	要介護者	要介護3以上の者
	その他の者	その他、避難支援の必要を認めた者
名簿への記載事項		氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由
		その他、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

<sup>14</sup> 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を、それまで使われてきた「災害時要援護者」から「要配慮者」と呼称を変更することとした。

第1章 第3節「用語の定義」でも記述したように、「要配慮者」のうち災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

③ 情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、上記②に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。

④ 地域における避難行動要支援者等の把握と情報の共有

市は、社会福祉協議会と連携し、市内全ての自主防災組織区域ごとに「支え合いマップ」を作成し常に更新・周知するとともに、「ふれあい・いきいきサロン」や「小ネット会議（小地域生活支援ネットワーク会議）」等を通じて、当該地域における避難行動要支援者（必要と思われるその他の要配慮者を含む。）の継続的な把握と、地域における情報の共有に努めるものとする。

⑤ 避難行動要支援者名簿の提供

市は、平常時から名簿の提供について同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等の実施に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

摘 要	区 分	関 係 者 の 細 部
名簿提供先	警 察	美馬警察署
	消 防	美馬市消本部
		美馬西部消防組合消防本部
		美馬市消防団
		美馬西部消防組合消防団
	福 祉 関 係	社会福祉協議会
		民生委員・児童委員
	その他の者	自主防災組織
		その他市長が特に必要と認めた者

⑥ 情報漏洩を防止するための措置

避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとし、その際、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明するものとする。

受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するとともに、名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

⑦ 支援体制の整備

市は、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び社会福祉施設等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努めるものとする。

## ⑧ 西部圏域における要配慮者対策の推進

市は、西部圏域の市町や福祉関係機関等による「西部圏域要援護者支援検討会」に積極的に参加し、相互の連携強化を図るとともに、実践的な要配慮者避難訓練を実施するものとする。

## ⑨ 福祉避難所の指定

市は、福祉避難所の指定・整備等を進めていくための基礎資料として、「避難行動要支援者名簿」等に基づき、福祉避難所の入所対象となる要配慮者の概数を把握しておくものとする。

市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者の避難生活の支援を円滑に実施するため、介助や介護、医療ケアなどの必要な生活支援が受けられ、安心して生活できる体制が整備された介護保険施設や障害者支援施設等を福祉避難所として事前に指定（指定福祉避難所）するよう努めるものとする。

## ⑩ 福祉避難所と利用者のマッチング

市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者と連携し、災害が発生した際に避難行動要支援者が福祉避難所に直接避難することを可能とするため、それぞれの対象者と入所を予定する各福祉避難所をあらかじめマッチングし、作成の同意を得て、『個別避難計画』を策定しておくよう努めるものとする。

市は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画を、自主防災組織など避難支援に携わる関係者にあらかじめ提供するものとする。

## ⑪ デジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

## 3 要配慮者のニーズ把握

関係者は、大規模災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となるものが発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせた確かなサービスの提供が行えるよう、必要な体制を構築しておくものとする。

## 4 社会福祉施設等対策

## ① 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能

な非常通報装置等の設置についても、促進を図るものとする。

また、市は、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治山、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策及び地震対策の各事業を強力に実施するとともに、施設管理者への周知、講習会の実施などに配慮するものとする。

② 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努めるものとする。

③ 避難確保計画の策定等

「浸水想定区域」又は「土砂災害（特別）警戒区域」の中に所在し、かつこの市地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため『**避難確保計画**』を策定し、**市長に報告**しなければならない。

『避難確保計画作成の手引き（国土交通省）』によれば、避難確保計画に記載すべき事項の例は、次のとおりである。

No.	記 載 項 目	備 考
1	計画の目的	
2	計画の報告	
3	計画の適用範囲	
4	災害区分に応ずる防災体制	
5	情報収集・伝達	気象情報・避難情報等
6	避難誘導	避難場所・方法・経路・距離
7	避難の確保を図るための施設の整備	備蓄資器材
8	防災教育及び防災訓練の実施	
9	防災教育・防災訓練の年間計画	市長への報告（提出）は不要
10	利用者緊急連絡先一覧表	
11	緊急連絡網	
12	外部機関等の緊急連絡先一覧表	
13	避難誘導一覧表(個人毎の避難要領)	
14	防災体制一覧表	
15	施設周辺の避難地図	

## ④ 防災教育・防災訓練の充実

避難確保計画を作成している要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するものとする。

また、同施設所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより要配慮者利用施設の利用者が、洪水時や土砂災害時に円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難の確保のための訓練（避難訓練）を実施しなければならない。令和3年7月より、当該避難訓練を実施した場合、同施設所有者又は管理者は、その結果を市長に報告する義務を負っている。

自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練の実施や、土砂災害危険個所及び土砂災害警戒区域等立地地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施するものとする。

## ⑤ 防災備品の整備

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資器材等の備蓄に努めるものとする。

## 5 在宅者対策

## ① 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、市民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるものとする。

## ② 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」により、平常時より自主防災組織や民生・児童委員等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努めるものとする。

なお、市は把握した情報について、個人情報等の保護に十分配慮しつつ関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的に、当該各避難行動要支援者に係る『個別避難計画』を策定するよう努めるものとする。

## ③ 在宅老人福祉事業の推進

災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、美馬市在宅老人福祉事業（緊急通報体制等整備事業）の推進を積極的に図るものとする。

## ④ 的確な情報伝達活動

市は、要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要配慮者にとり適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携に

よる伝達や携帯端末の緊急速報メール等による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

## 6 難病<sup>15</sup>患者対策

### ① 大規模災害時の難病患者の実態等

大規模災害に際しては、難病患者は病気の特徴を踏まえた対応が本来必要でありながら、その専門性から、逆にやむなく後回しとされる可能性が指摘<sup>16</sup>されている。

大規模災害が発生した場合に迅速かつ安全で適切な支援活動を可能とし、病状の悪化を最小限に食い止めることを可能とするため、行政と地域の保健・医療・福祉機関が連携して、災害前から災害時に包括的な支援活動が行えるよう準備しておく必要がある。

### ② 平素からの支援体制の構築<sup>17</sup>

#### ① 患者・家族が行っておくべき事項

項目区分	平素における細部実施事項
医療の継続に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かかりつけ医との連絡方法の確認</li> <li>●医療機関・受診方法等の確認</li> <li>●かかりつけ医以外の医療機関受診に備えて「とくしま災害支援手帳」への記入</li> <li>●人工呼吸器装着者の電力確保</li> <li>●医療器具・福祉器具等の確認</li> </ul>
薬剤等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予備薬剤や予備物品の備蓄</li> <li>●必要な医療材料の最低3日分の常時備蓄</li> <li>●経管栄養剤は最低7日分の常時備蓄</li> <li>●医療機関で「とくしま災害支援手帳」に薬剤情報を記入</li> </ul>
避難に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近隣等で「助け合い体制」を構築</li> <li>●民生委員、児童委員・自主防組織と個人情報共有</li> <li>●医療機関・地域支援者等と避難要領を検討</li> <li>●市の「避難行動要支援者名簿」への登録</li> </ul>

<sup>15</sup> 「難病」とは、『発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの』をいう。「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」第1条

日本には、令和3年11月1日現在、『**指定難病**（難病のうち、当該難病の患者数が日本において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの（難病医療法第5条第1項）』として、**338病名**が指定されている。

<sup>16</sup> 「徳島県災害時難病患者支援マニュアル（平成31年4月改訂）」1頁

<sup>17</sup> 細部は「徳島県災害時難病患者支援マニュアル」3頁～7頁参照



② 美馬保健所

項目区分	平素における細部実施事項
災害時難病支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市・地域医療機関・訪問看護師・介護保険事務所・医師会・福祉施設・電力会社・難病団体等との連携態勢の構築</li> <li>●災害時要配慮難病患者情報の共有</li> <li>●災害時安否確認方法や個別支援体制の確認</li> </ul>
名簿と支援台帳の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●難病患者を対象とした「要配慮者名簿」の作成 ⇒当該名簿の市への情報提供</li> <li>●「災害時要配慮難病患者支援台帳」の作成・管理</li> <li>●「災害時要配慮小児慢性特定疾病受給者支援台帳」の作成・管理</li> </ul>
災害時在宅要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「災害時在宅要配慮者状況調査表」の作成・管理</li> <li>●「災害時在宅要配慮者医療支援台帳」の作成・管理</li> </ul>
難病患者・家族に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「とくしま災害支援手帳<sup>18</sup>」の配付と普及啓発</li> </ul>

③ 市

項目区分	平素における細部実施事項
災害時難病支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県・地域医療機関・訪問看護師・介護保険事務所・医師会・福祉施設・電力会社・難病団体等との連携態勢の構築</li> </ul>
名簿と支援台帳の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健所とともに難病患者を対象とした「要配慮者名簿」の作成</li> <li>●保健所とともに「支援台帳」を作成</li> <li>●必要に応じて「難病患者支援計画」の作成</li> </ul>

④ 医療機関

項目区分	平素における細部実施事項
災害時難病支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自院被災を想定した近隣医療機関との応援態勢の整備</li> </ul>
かかりつけ医	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の緊急時連絡先・連絡方法等の確認</li> <li>●緊急時対応の確認</li> </ul>
啓発・研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●難病患者受入要領や役割分担等の検討</li> <li>●「とくしま災害支援手帳」の積極的な活用</li> <li>●インスリン等の特殊薬剤・器材等の確保</li> </ul>

7 要配慮者に対する確実な情報伝達

市は、障がい者等要配慮者が、防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取

<sup>18</sup> 日頃のかかりつけ医以外の医療機関に受診する場合に備え、症状等を適切に伝えられるように、患者自身やその家族並びに医療機関が必要事項を記載しておくものをいう。

記載内容等は、「徳島県災害時難病患者支援マニュアル」の『資料3』に掲載されている。この「美馬市地域防災計画」一別冊「資料編」－「第9 医療・防疫に関する資料」にも搭載している。

得ることができるよう、また、障害の種類及び程度等に応じて障がい者が緊急の通報を迅速かつ確実に伝えるよう、設備又は機器の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

## 8 外国人等に対する防災対策

### ① 外国人への支援体制の構築

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、(防災知識の普及等削除)地域全体で外国人への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

### ② 防災知識の普及啓発

市は、外国人向けの外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

### ③ 市は、市に在住している外国人に対し、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努めるものとする。

### ④ 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市は、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などに努めるものとする。

## 第10節 帰宅困難者等対策

### 1 方針

災害時においては、公共交通機関の運行停止や道路網の寸断によって、旅行者や遠距離通勤者等が自力で帰宅することが困難となり、多数の「帰宅困難者」が発生することが想定される。

平素から、帰宅困難者が発生した場合においては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底し、発災直後における一斉帰宅の防止を図るものとするとともに、帰宅困難者支援のための態勢を整えるよう努めるものとする。

### 2 災害時帰宅支援ステーションの確保

市は、関西広域連合とコンビニ等の事業者の間で締結している「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、市内事業者が「災害時帰宅支援ステーション」となるよう啓発し、その確保に努めるものとする。

また、趣旨に賛同し支援ステーションとなった事業者に対しては、帰宅支援ステーション・ステッカーを配付して事業所に掲示し、災害時に帰宅困難者が当該支援ステーションを利用し易い環境を整えておくものとする。



### 3 企業における帰宅困難者対策

市は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことがで

きるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、平素における帰宅困難者対策の推進を図るよう努めるものとする。

## 第11節 広域応援・受援体制の整備

### 1 方針

市は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策が行えるよう、国が策定している「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、応援・受援態勢を整えておくとともに、あらかじめ他の市町村や防災関係機関等と相互応援協定を締結するなど実効性の確保を図り、広域的な応援・受援態勢を確立しておくものとする。

### 2 災害時相互応援協定の締結

市は、大規模災害時に円滑な災害応急対策の実施が可能となるよう、また他の市町村と相互応援が可能となるよう、平素から、以下に例示する協定の締結に努めるものとする。

この際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結にも努め、広域応援体制の充実に努めるものとする。

- ① 物資等（食料、飲料水、日用品、仮設トイレ等）の供給に関する協定
- ② 医療・救護に関する協定
- ③ 避難者の受入れに関する協定
- ④ 福祉避難所の指定等に関する協定
- ⑤ ライフライン（電力の提供、ガスの優先供給等）に関する協定
- ⑥ 情報・通信に関する協定
- ⑦ 相互応援に関する協定
- ⑧ 施設応急復旧に関する協定

締結した協定については、逐次、見直しを行い、新たな災害で得た教訓や社会環境への変化を反映させるとともに、その内容の具体化に努めるものとする。

### 3 応援体制の整備

#### ① 応援要請対応のための事前準備

市は、被災市町村等から応援要請を受けた場合、直ちに応援職員の派遣ができ、かつ、通常業務に支障をきたさないよう、次の事項について事前に準備するものとする。

- ① 派遣職員の編成
- ② 携帯資機材
- ③ 使用車両
- ④ 応援活動の作業手順 等

② 自己完結型の準備

応援職員を派遣するにあたっては、被災地において被災市町村等からの援助を受けることのないよう、食料、衣料、宿営機材及び通信機材に至るまで自力で賄うことができる「自己完結型」の準備を整えるものとする。

③ 防災・危機管理に精通する職員の人材育成と効果的な人材活用

市は、災害対応や危機管理に関する識能を有する職員について、国や県及び防災関係機関等との人材交流を交えつつ人材育成を推進し、市職員の防災対策や危機管理能力の向上は勿論のこと、当該職員を応援職員として効果的に活用し、被災市町村の早期復旧等に資するよう留意する。

4 受援体制の整備

① 受援計画の策定

市は、災害発生時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう、受援要請手続、及び連絡方法をあらかじめ決めておくとともに、災害時、市として応援を受ける業務を「受援計画」として定め、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、協定を締結している他の市町村及び防災機関との間において、平常時から訓練、情報交換等を実施するものとする。

受援要請は、次の事項について口頭（電話等）により要請し、災害による混乱が一応収拾した後、文書によりあらためて要請するものとする。

要請に含ませる事項

- ・災害の状況及び応援を求める理由
- ・応援を希望する機関名
- ・応援を希望する人員、物資等
- ・応援を必要とする場所及び期間
- ・応援を必要とする活動内容
- ・その他必要な事項

② 機能配置計画の策定

市は、様々な関係部外機関等による応援部隊等の活動と市の行う災害応急対策措置との調整が円滑に行え、もって、全ての部隊等の諸活動が着実・円滑に行えるよう、次頁に例示する各種機能を市内各所の何処に何時から配置するかの基本的事項を定めた「機能配置計画」を策定しておくものとする。

- ① 都道府県広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊災害派遣部隊等の部隊の宿営拠点
- ② 応援部隊及び応援職員の市役所内での執務場所（事務室）及び車両・資器材の集積地
- ③ 場外離着陸場（ヘリポート）
- ④ 市地域内物資備蓄搬送拠点、地区物資供給拠点
- ⑤ ライフライン復旧活動のための部隊の宿営地や資器材置場
- ⑥ 医療救護所
- ⑦ 遺体検視検案所、遺体安置所及び遺体の仮埋葬地
- ⑧ 応急仮設住宅建設用地、保険会社の行う被害調査活動拠点
- ⑨ 災害廃棄物仮置場 等

③ 受援マニュアル等の作成

機能配置計画の中で又はそれとは別に、多人数の応援部隊の受け入れを円滑に行うため、「受援マニュアル（仮称）」の作成を検討するものとする。

④ 関係機関の支援部隊等の把握と派遣調整メカニズムの理解

市は、平素において専門的知識や技術を有する関係機関の支援部隊等を把握するとともに、災害発生時、迅速に当該部隊等の受援を得られるよう、派遣要請のための調整メカニズムを理解しておくものとする。

名 称	所 管	支援・派遣される職員	活 動 内 容
TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊)	国交省	河川・砂防・道路等の調査・計画・設計業務や現場業務で培った専門技術力を有する部隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災ヘリによる被災状況の把握</li> <li>② 被災自治体の支援ニーズの把握</li> <li>③ 公共土木施設の被害状況の調査</li> <li>④ 建設企業と連携した応急対応</li> <li>⑤ 公共建築物の応急復旧に関する助言・技術支援 等</li> </ul>
TEC-徳島 (徳島県緊急災害対策派遣チーム)	徳島県	土木部門（河川・砂防・道路・橋梁等）、農林部門（農林土木・森林土木）、建築部門（被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定）及びドローン部門に精通した職員で構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災状況調査（市道・河川等）</li> <li>② 被災建築物の応急危険度判定</li> <li>③ 宅地の危険度判定</li> <li>④ 土木部門等における災害復旧支援</li> <li>⑤ 応急仮設住宅整備支援 等</li> </ul>
復旧・復興支援 技術職員派遣制度 (中長期派遣)	総務省	全国の地方公共団体の職員で土木技師・建築技師・農林土木技師・林業技師を、中長期に応援派遣する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 著しく以上かつ激甚な非常災害時に被災自治体の「復旧・復興事業」の円滑な実施のために必要な事務（発注関係事務 等）</li> </ul>
災害マネジメント総括支援チーム 【応援職員派遣制度】 (短期派遣) ※ 県版の同制度あり	総務省	災害対応に関する知見を有し、自治体における管理職等の経験を有する者（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員）で構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害対応についての首長への助言</li> <li>② 被災自治体の被害調査</li> <li>③ 応援職員依頼業務・必要人数把握</li> <li>④ 避難所運営・罹災証明書交付・災害廃棄物処理等個別業務に関する助言</li> <li>⑤ 総務省や県等関係機関との連携等</li> </ul>
災害対応業務対口支援チーム 【応援職員派遣制度】 (短期派遣) ※ 県版の同制度あり	総務省	被災都道府県内の地方自治体による応援職員の派遣だけでは対応困難な場合に、被災地域ブロック内を中心とした地方自治体による応援職員を派遣するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対応業務（避難所の運営・罹災証明書の交付等）の支援</li> </ul>
JETT（ジェット） (気象庁防災対応支援チーム)	気象庁	災害が発生した（又は発生が予想される）場合に、気象庁職員を市町村等の災害対策本部等に派遣し支援する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場のニーズや活動状況を踏まえ気象等のきめ細やかな解説を実施</li> <li>※ TEC-FORCEの一員として活動</li> </ul>

5 消防広域応援態勢の強化

大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島縣市町村消防相互応援協定」を踏まえ、消防広域応援基本計画の策定、派遣要請システムの整備、応援情報リストの整備等消防広域応援態勢の強化を図るものとする。

## 6 消防救急無線のネットワーク化の推進

市は、円滑な救助活動を展開するため、消防救急無線のデジタル化に併せ、県、各消防本部間の無線のネットワーク化を促進するものとする。

## 第12節 災害情報の収集・連絡体制の整備

### 1 方針

市は、災害時の情報通信の重要性に鑑み、国、県及びその他防災関係機関等との連絡が、相互に迅速かつ確実にいえるよう、情報伝達ルート多重化、デジタル化の促進及び情報収集・連絡体制の明確化等により、情報通信体制の確立に努めるものとする。

また、国、県及びその他防災関係機関等からの災害情報に加え、市民からの災害情報の入手や市が自ら能動的に災害情報を収集する手段として、通常の通信網に加え、衛星携帯電話、デジタル簡易無線、アマチュア無線等を整備する。

### 2 情報伝達ルートの多重化

市は、警報等や避難情報等の情報が災害時に様々な環境下にある市民に確実に伝達されるよう、音声告知放送端末、衛星通信ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、ケーブルテレビ、ラジオ、携帯電話及びインターネット等の様々な情報伝達手段及び情報伝達ルートの多重化に努め、災害時にそれらを多層使用できる環境を整備する。

### 3 災害用ドローンの整備等

#### ① 市の災害用ドローン整備

市は、民間企業、報道機関及び市民等からの災害情報の入手(受動的情報収集)に加え、災害用ドローン操縦士の養成及びドローン機材の整備等を通じ、市として自ら災害情報を収集できる体制(能動的情報収集体制)を整備するものとする。

#### ② 自衛隊等の保有するドローンとの連携等

市は、平素において、市の保有する災害用ドローンと自衛隊(陸上自衛隊第14旅団)や四国地方整備局(TEC-FORCEドローン隊)の保有するドローンやUAVについて、その性能・諸元等に関し相互に理解を深めておくものとする。

また、お互いのドローンの性能・諸元等差異や特性に基づき、災害時の役割分担等をあらかじめ取り決めておくよう努めるとともに、必要に応じてドローンの災害運用に関する共同訓練を実施しておくものとする。

### 4 UTMグリッド地図の整備

大規模災害時には、様々な関係機関とともに災害応急対策を実施する実態を踏まえ、市は、多様な関係機関との情報共有のための基盤ツールである「UTMグ

リッド地図」を整備し、災害時に、必要に応じて関係機関等に貸し出しできる環境を整えておくものとする。

## 5 災害対応マニュアル（職員用）の作成・見直し

市は、災害発生時の迅速な情報収集や円滑な災害応急対策の実施を可能とするため、職員個々が発災直後等にどう行動すべきかや、市全体として災害対応する際の細部要領を体系的に整理した『美馬市災害対応マニュアル（職員用）』を作成するものとする。

当該災害対応マニュアルに入れ込むべき細部内容の一例は、以下のとおり。

- ① 発災直後等における職員個々の初動対応要領
- ② 災害情報連絡室、災害警戒本部及び災害対策本部等設置・運営要領
- ③ 避難所開設・運営要領
- ④ 福祉避難所開設・運営要領
- ⑤ 災害時におけるトイレ環境の快適化要領
- ⑥ 災害救助法の適用要領
- ⑦ 被災者生活再建支援法による被災者支援
- ⑧ 関係機関等の機能配置要領
- ⑨ 複合災害への備え 等

なお、当該マニュアルは職員に周知・徹底するとともに、より実効性あるものとするため、実際に災害対応した際に抽出された教訓や防災訓練の成果に基づき、定期的に見直しを図るものとする。

## 第13節 各種データの整備・保全

### 1 方針

市は、迅速かつ円滑な復旧・復興への移行を実現させるため、貴重なデータの保全等の措置を確実に実施しておくものとする。

### 2 戸籍・住民基本台帳等データの庁舎外保管

市は、戸籍、住民基本台帳等の市民情報について、発災後の円滑な業務再開に欠かすことのできない重要なデータであることから、同時被災の可能性の低い県外施設に保管する措置を講ずるものとする。

### 3 地籍調査事業等の推進

市は、地震等の大規模災害に備え、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等のデータを地籍調査事業等を通じて整備・保存し、またそのデータのバックアップ対策を確実に実施するなど、迅速な復興が可能となるよう基盤の整備に努めるものとする。

## 第14節 防災拠点施設等の整備

### 1 方針

市は、本部や支部が設置されている立地の安全性の点検及び耐震補強等必要な対策、防災・危機管理中枢施設としての市役所本庁の整備や地域内物資備蓄輸送拠点の整備、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含めた非常用電源設備等の整備、窓口機能を備えた施設や消防団の活動拠点施設等の整備・充実に努めるものとする。

また、当該拠点施設等が被災し使用不能となった場合を想定し、美馬市危機管理指針に基づき、バックアップ施設をあらかじめ選定しておくものとする。

### 2 市の防災・危機管理中枢施設

市は、災害対策本部等を設置する施設（防災・危機管理中枢施設）を、以下の考え方にに基づき指定する。

災害対策本部等の開設・運営の細部は、「美馬市災害対応マニュアル(職員用)」によるものとする。

区分（被害の甚大性・広域性等）	災害対策本部等を設置する施設
災害情報連絡室を設置する場合	穴吹庁舎北館3階 303会議室
災害警戒本部を設置する場合	
大規模災害以外の一般災害時	
大規模災害時(南海トラフ地震等)	農村環境改善センター 多目的ホール

市は、市の災害対応拠点である施設について、平素は使い勝手のよい会議室や防災訓練会場等として、災害対応時は市をはじめ防災関係機関等の活動拠点となる指揮調整中枢機能として、それぞれ活用し得る「ハイブリッドな施設」として計画的に整備していくものとする。

### 3 市の災害応急対策施設等の整備

市は、地域内物資備蓄輸送拠点<sup>19</sup>、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、公共下水道利用型仮設トイレ（マンホールトイレ）等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備並びに耐震化を推進するものとする。

これら施設等の設置や整備等に際しては、配置、内容及び管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

### 4 市内の物資供給拠点

市は、在宅避難者や縁故避難者又はホテル等避難者等、指定（福祉）避難所以外に避難している避難者等が、確実に避難物資や食料等にアクセスできる拠点と

<sup>19</sup> 市内の「地域内物資備蓄輸送拠点」等の位置は、本計画-本編-本章-第4節「緊急輸送体制の整備」を参照。



して、4つの旧町村地区内に各1箇所の「地区物資供給拠点<sup>20</sup>(災害時臨時設置)」を設けるものとする。

#### 5 場外離着陸場（ヘリコプター離着陸場）の確保

市は、道路の寸断等により、主要幹線道路が通行不能となり災害救援物資等の陸上輸送が困難となる場合や、孤立化した中山間地域等への陸上輸送が不可能となる場合に備え、防災・危機管理中枢施設たる穴吹庁舎内及びその近傍地域並びに市内各所にバランス良く「場外離着陸場（ヘリコプター離着陸場）」を指定し確保するよう努めるものとする。

#### 6 学校施設・設備の整備

市は、児童生徒等が安全で快適な環境の中で学ぶことができるよう老朽化等により破損した箇所について機能回復のための改修等実施するとともに、地域住民の避難所としての役割を果たすため、要配慮者のニーズに応じた施設・設備の充実やバリアフリー化を図るよう努めるものとする。

#### 7 廃校施設等の活用

市は、耐震性の確保された廃校施設等について、指定避難所やサブ避難所（補助避難所）として活用を進めるものとする。

#### 8 指定避難所の整備等

市は、指定避難所が被災した場合や指定避難所の収容人数を超過した場合の代替避難施設として、『サブ避難所』を把握・選定しておくものとする。

また、避難所として指定された建築物については、必要に応じ、避難生活の『質』の向上に資するため、照明や空調施設等の設備の整備に努めるものとする。

#### 9 避難路の整備

市は、市民が避難をする際に避難地（避難場所・避難所）に市民が安全に歩いて到達することができるよう、指定避難所の周辺や幹線道路等における危険因子の把握に努めるとともに、危険箇所の補修及び十分な幅員を有する道路の整備等を推進するものとする。

#### 10 医療救護資器材の整備

市は、医療救護所を指定避難所（広域避難所）に設置することに備え、血圧計やパルスオキシメーター等医療用資器材を整備するよう努めるものとする。

また、医療救護所と本部及び消防機関の間の情報を迅速・確実に伝達するため、

<sup>20</sup> 災害発生時に市内に臨時に設置する「地区物資供給拠点」の位置は、本計画-本編-第3章-第20節「飲料水・食料・物資等の供給」-第3款「物資の調達・供給」を参照。

簡易デジタル無線の配備等必要な対策を講じるものとする。

### 1.1 道の駅・総合運動公園の整備

市は、平素は環境保全、スポーツ及びレクリエーション機能を有し、災害発生時には自衛隊の活動拠点として、また、災害時の備蓄基地、車両基地、地域住民の一時避難所あるいは災害応急対策を実施するヘリコプターの場外離着陸場としてハイブリッドに活用し得るよう、道の駅・総合運動公園の整備に努めるものとする。

市は、その他の既存公園についても、その機能強化を図るものとする。

### 1.2 その他の防災施設等の整備

市は、国土交通省徳島河川国道事務所に対して、ヘリポート、車両待機場所、災害復旧資機材の備蓄基地として、河川防災ステーションの整備に努めるよう要請するものとする。

また、吉野川の無堤部解消のための築堤工事及び内水氾濫対策に必要な箇所への排水機場等の整備も実施するよう要請するものとする。

### 1.3 災害応急対策活動を実施する職員に対する公的支援措置

市は、災害対策本部や災害現場で活動する市の職員や他市町村等からの応援職員が、安心して災害応急対策に従事できるよう、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 防災拠点施設等における仮眠所（仮眠室）の提供
- ② 食料（備蓄食料及び調達食料）の提供
- ③ その他必要な支援（医療の提供等）

## 第15節 物資等の備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

### 1 方針

大規模災害が発生した場合は、多数の被災者及び避難者の発生が想定されており、市の「公助」機能の発揮による対応のみでは自ずと限界があることは、過去における東日本大震災や熊本震災時の実状からもみて明らかである。

このため、市民は、「自助」及び「共助」により「自らの命は自らが守る」ことを基本として、国や県等からのプッシュ型支援<sup>21</sup>等を含め市における災害救援体制が確立するまでの間は、家庭や地域レベルで自らの生活を維持するため、平素から食料及び飲料水等及び最低限の生活必需品を備蓄やローリングストック等により確保しておくことが必要である。

一方、市は、災害時、国、県及び防災関係機関等の支援を得つつ、被災者や避難者に対して食料や飲料水等を提供し、市民の生命及び身体の安全を図り、また

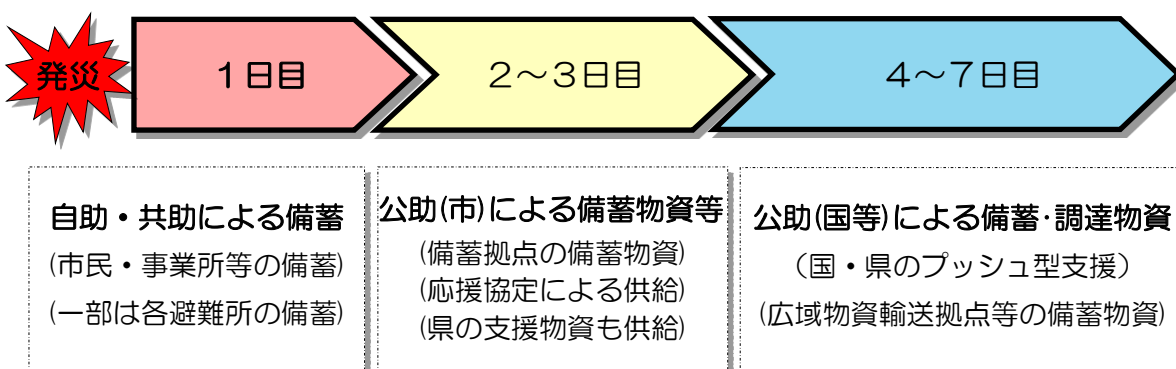
<sup>21</sup> 『プッシュ型支援』とは、支援物資の被災者への供給要領の一つのことであり、「国や県等が、被災地自治体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する要領」のことである。

市民が人間らしい避難生活を送ることができよう環境を整備する責務があるため、平素から、可能な限り食料等を公助に基づき避難所や防災物資備蓄輸送拠点等に備蓄しておくものとする。

また、市は、災害時に備蓄物資が「必要な時に・必要な人に・必要な量を」供給し得るよう、災害時応援協定の締結や地域内物資備蓄輸送拠点等の整備等を通じて、輸送・供給体制を整備しておくとともに、市内数か所に「地区物資供給拠点」を設け、在宅避難者等指定避難所以外に避難している市民等が、食料や物資を受け取れる態勢を整備しておくものとする。

## 2 食料・飲料水等の備蓄整備

発災後における時間経過に応ずる食料・飲料水等の供給・確保の要領は、「自助」・「共助」・「公助」に基づき、以下の基本的要領によるものとする。



※ 発災後8日目以降は「プル型支援<sup>22</sup>」による物資供給に移行  
 ただし、居住地の地理的特性（中山間地等で孤立危険性の有無等）や道路途絶による食料等や生活必需品の輸送に大きな制約や困難が生じる事態、市役所自体の被災による公助機能の低下事態、市内事業所の被災による経済活動の大幅な低下等の事態を想定し、**市民は、平素から『最低3日間分の食料等の備蓄』**を行っておくものとし、**要すれば『1週間程度自立できる食料等の備蓄』**に努めるものとする。

市は、公助による備蓄をする場合は、アレルギー対応食や調整粉乳等要配慮者にも配慮した食料等の備蓄に努める<sup>23</sup>ものとする。

市民は、この他、日頃服用している「くすり」について、発災後の医療機関の機能停止や機能低下により万全の医療提供が受けられなくなり、その結果、災害関連死の危険性が增大することを避けるため、処方薬の平素の常備について留意する必要がある。

<sup>22</sup> 『プル型支援』とは、支援物資の被災者への供給要領の一つのことであり、「被災した市町村自治体が避難所などで必要な支援物資の情報を取り纏め、県を通して国等へ要請し、支援物資のニーズに応じて物資を供給する要領」のことである。

<sup>23</sup> 南海トラフ地震や中央構造線断層帯地震のような大規模災害時は、県は、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針〔徳島県災害時相互応援連絡協議会〕」により、平素から『アレルギー対応食料及び同粉ミルクを3日分現物備蓄』している。  
 市は、大規模災害時には、県の備蓄しているアレルギー対応食料の活用について県と調整するものとする。

### 3 給水体制の整備

#### ① 運搬給水の備え

市は、ペットボトル保存水、給水車、仮設水槽、浄水装置、ポリタンク、給水袋、その他必要な資材を整備・備蓄するとともに、平素から避難所、医療施設、社会福祉施設及び防災拠点施設等防災上重要な施設で優先的に運搬給水を実施する対象や輸送ルート等を決めておくものとする。

また、災害発生時に飲料水兼用耐震性貯水槽からの給水を迅速に実施できる体制を整備するものとする。

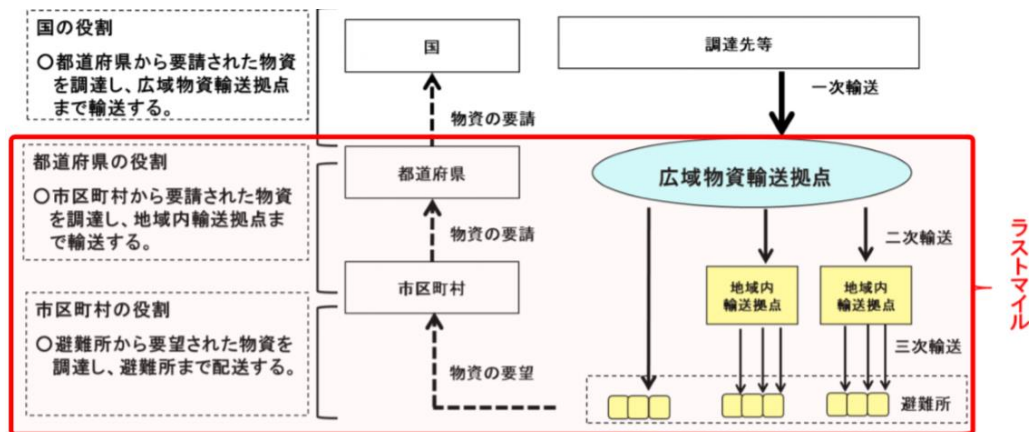
#### ② 拠点給水の備え

市は、運搬給水によっては供給可能な水量に限界があり、また時間の経過とともに飲料水以外の生活用水へのニーズが増えてくることから、それに対して有効に対応するため、避難所や地域内物資備蓄輸送拠点、浄水場、消火栓等の近傍に「応急給水栓」等を設置し迅速に給水が開始できるよう、拠点給水体制を整備しておくものとする。

### 4 物資の輸送体制の整備

#### ① ラストマイル<sup>24</sup>における輸送体制の整備

事業所等民間から調達した物資又は支援物資や、国や県等からの支援物資は、大規模災害時は特に膨大な量となり、これら物資を迅速に被災者等に届けるためには、平素から、国や県並びに市内事業者等と連携を密にしておかなければならない。



#### ② 輸送手段の確保

物資が大量に保管されている輸送拠点の間の輸送には、一般に大型輸送車が適切であるが、市の物資輸送拠点から各避難所や物資供給拠点等の末端輸送に関しては、多数の軽貨物自動車を手配することがより適している場合があることに留意する。

このため、市は、平素から市内輸送業者等と「災害時支援協定」等を締結するよう努め、市独自の輸送手段の確保態勢を整備しておくものとする。

24 本項挿絵は、「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック〔国交省〕」3頁を使用。

## 5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

市は、救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備に努めるものとする。

救助救命活動の初期に必要な輸送車両や大規模資機材等については、指定地方行政機関及び民間からの応援調達も含めた体制の整備に努めるものとする。

## 6 生活必需品等の備蓄整備

市は、生活必需品等の備蓄を充実させるものとする。

市は、災害時における生活必需品等の安定的な調達に資するため、平素から災害時応援協定の締結の拡大に努めるものとする。

生活必需品等にあつては、避難所を初めとした『避難生活の質の向上』に資する物資の備蓄整備に留意する。

## 7 国民個人からの救援物資の取り扱い

国民個人から善意で寄せられる救援物資については、届けられる時期や物資の内容及び状態が不明及び不均一であり、個人からの救援物資を受け入れた場合、その内容・状態の確認や仕分けに「多くの人手」と「多大の手間」を要し、災害応急対策の支障となり得ることは、過去の大規模災害時の実相である。

このことから、市は、個人からの救援物資については、発災後、当面の間（応急復旧・復興段階には至ってない段階まで）は受け入れないことを基本とする。

## 第16節 災害廃棄物の処理体制の整備

## 1 方針

市は、災害廃棄物<sup>25</sup>の最終的な処分の基本的な考え方を、『可能な限りリサイクルする』こととし、災害廃棄物処理体制の整備に努めるものとする。

災害廃棄物処理においては、『安全』、『速度』及び『費用』を処理の三原則とし、災害時、安全を確保しつつ迅速かつ費用へ配慮した処理の実現につなげるため、平素から、大量の災害廃棄物の広域処理体制の確立、十分な大きさと数の仮置き場の指定、並びに一般廃棄物処理事業者団体や産業廃棄物処理事業者団体及び輸送業・建設業団体等との関係構築を図っておくものとする。

## 2 災害廃棄物の最終的な処分の基本的な考え方

市は、災害時、大量に発生することが見込まれる災害廃棄物の処理にあつては、『可能な限りリサイクルする』ことを基本とし、徹底した分別等により最終的な処理費用の縮減と処理業務の円滑化を図らなければならない。

## 3 処理体制の整備

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間事業者等との連携の促

<sup>25</sup> 『災害廃棄物』とは、「災害により生じた廃棄物」のことをいう。防災基本計画（令和5年5月）4頁

進等のための基盤を整備するよう努めるものとする。

また、市は、災害時の災害廃棄物処理を円滑に実施するため、「災害廃棄物処理支援ネットワーク<sup>26</sup> (D.Waste-Net)」や「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」等各種支援制度について、承知しておくものとする。

#### 4 災害廃棄物処理の三原則<sup>27</sup>

##### ① 安全

被災市民の環境衛生や安全を確保し、アスベスト等を含む廃棄物や危険物等の処理<sup>28</sup>においては、十分に安全に配慮して丁寧な処理を実施する必要がある。

##### ② 速度

腐敗性廃棄物や発火の可能性のある廃棄物等の処理にあっては、周辺環境や市民の健康への影響を防止するため、スピード重視で処理を行う必要がある。

##### ③ 費用

災害廃棄物処理計画の策定等平素から処理対策を確立・実施し、災害時の迅速・円滑な処理の実現に繋げ、被災地の経済的負担の軽減及び処理事務作業の効率化等により災害廃棄物処理費用の負担軽減に繋げる必要がある。

#### 5 災害廃棄物の発生の抑制措置

市は、災害による災害廃棄物の発生を抑制するため、例えば、地震発生を想定し、市民に自宅等の耐震化等を推奨する施策の実施に努めるものとする。

#### 6 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物が発生した場合の市民、各種事業者、美馬環境整備組合及び市の責務、災害廃棄物の分別要領、仮置き場の市内各所における配置や仮置き場内部のレイアウト、災害廃棄物の処理方法及び広域処理要領等について具体的に記述した「災害廃棄物処理計画」を策定しておくものとする。

### 第17節 孤立集落対策の強化

#### 1 方針

市は、中山間地等に点在する集落が、災害によって道路途絶等が生じ、人の移動や物資の流通が困難となった場合に備え、通信の途絶を防止するため、災害に強い衛星携帯電話等の情報通信設備の配備に努めるものとする。

また、孤立化が予想される集落の内部又はその近傍に、場外離着陸場の適地をあらかじめ指定しておくものとする。

市は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所及び場外離着陸場について、

<sup>26</sup> 「災害廃棄物処理支援ネットワーク」等の細部については、本計画第1編-第3章-第24節を参照。

<sup>27</sup> 『災害廃棄物対策の基礎〔環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策チーム〕』14頁

<sup>28</sup> 被災建築物を解体する際のアスベスト対策については、県の『被災建築物解体マニュアル〔石綿(アスベスト)対策〕』(平成20年3月作成・令和2年4月改訂)〔徳島県危機管理環境部環境管理課〕を参照のこと。県ホームページに掲載。

当該地域の市民等に周知しておくものとする。

## 2 孤立集落の発生原因等

### ① 孤立集落の具体的な発生原因

- ① 地震、風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷又は道路への土砂堆積
- ② 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷又は道路への土砂堆積
- ③ 地震、風水害に伴い土砂崩れや落石等が生ずるおそれがある箇所に対する通行止め措置の実施

### ② 発生原因等の分析・予測に基づく市内の孤立予想集落の特定

市は、孤立化発生原因、土砂災害警戒区域等の指定状況、集落に至る迂回路の有無等を総合的に勘察し、平素から市内の孤立予想集落を特定するよう努めるものとする。

## 3 孤立予想集落の特性に依る孤立化防止対策

### ① 食料等の備蓄

市は、孤立予想集落内又はその近傍に位置する指定避難所に、孤立化しても当該避難所が十分自立した生活が1週間程度可能となるよう、集落内の市民の数に比して十分な数の食料や飲料水及び生活必需品等の備蓄に努めるものとする。

孤立予想集落内に居住する市民自身も、自助・共助により当該集落内に最低3日分、要すれば1週間分の食料や水等生活必需品を備蓄しておくものとする。

### ② 孤立状態の事実及び実態の早期解明

孤立予想集落内の情報通信設備の配備等に加え、ドローンによる能動的情報収集手段によって早期に孤立実体の解明を図るため、市は、ドローン操縦士の育成やドローンの調達等を継続的に推進するものとする。

### ③ 国道、県道及び市道等の危険箇所の把握等

集落に至る国道や県道及び市道に関し、当該道路周辺の山腹や崖等の状態に関し、市民に広く情報提供を呼び掛けるものとする。

国道や県道に関し危険箇所が発見された場合は、河川国道事務所や県にその旨を報告し、迅速な予防措置をとるよう要望する。

市道に関し危険箇所が発見された場合は、市として可能な予防措置を迅速に行う。

## 4 場外離着陸場の確保

市は、孤立化し長時日にわたり救助や支援の手が差し伸べられないことにより孤立市民の生命等に危険を及ぼす事態を避けるため、孤立が予想される集落の内部あるいは内部にない場合は当該集落に徒歩による接近が可能な近傍地域に、ヘリコプター用の場外離着陸場適地をあらかじめ指定し、確保しておくものとする。



## 第18節 大規模停電・通信障害への備え

### 1 方針

市、病院及び事業所等は、大規模停電時にあっても業務の継続が確実に実施できるよう、管理する施設に自家発電設備を設置するなど、停電からの施設の耐災害性を向上させておくものとする。

また、市は、電話回線の輻輳等により通信に支障が生じた場合を想定し、災害時有害線電話の指定を受けるなど、平素から非常時通信手段の確保に努めておくものとする。

### 2 大規模停電への備え

#### ① 市民等に対する知識の普及・啓発

市は、市民や市内事業者等に対して大規模停電や通信障害が起こった場合の生活への支障や平素の備え等について、普及・啓発に努めておくものとする。

#### ② 停電への抗胆性の向上

市、病院及び要配慮者利用施設並びに事業所等は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーの活用を含め**発災後72時間（人命救助のクリティカル・タイム）は、連続して全館自己給電できる能力を有した自家発電設備を設置**するよう努めるものとする。

この際、過去の大規模災害時の経験実測値として、電力の概ね復旧までには平均して「1週間」を要することから、その後の期間に十分な電力確保が可能となるよう、燃料の備蓄やタンクへの給油体制を整えておくものとする。

市は、災害時、市の施設等に対して電源車の配備やプラグイン・ハイブリッド車による給電等を確保するため、平素から非常電源の支援等に関する協定の締結を推進するものとする。

#### ③ 訓練の実施

自家発電装置を設置している施設にあっては、当該装置の機能点検や整備を兼ねた自家発電設備の試運転訓練を、平素から行っておくものとする。

### 3 通信障害への備え

市とNTT等の電気通信事業者との調整により、市役所施設内に設置されている「災害時優先電話（発信優先）」について、指定数や設置場所等について、平素から災害規模の大小及び災害種別等を勘案し、最適化を図っておくものとする。

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

また、NTTが提供する「非常電報<sup>29</sup>」や「緊急電報<sup>30</sup>」についても、災害時に活用できるよう準備しておくものとする。

<sup>29</sup> 天災事変等の非常事態時に、災害の予防等のために必要な事項を内容とする電報で、他の全ての電報に先立って伝送・配達されるもの（NTT）

<sup>30</sup> 公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報で、他電報（非常電報は除く。）に先立って伝送・配達されるもの（NTT）



## 第19節 ライフライン施設等の災害予防対策

### 1 方針

市は、電気、ガス、水道、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、災害による影響からの安全性の確保に努めるとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

ライフライン施設の機能確保対策を講ずるにあたっては、資源の効率的配分を図り確実な措置が実施できるよう、各種災害による被害想定を行い、関係する対象設備や被害による影響度の大小を勘案し、所要の対策を講ずるものとする。

### 2 電力施設

四国電力送配電株式会社池田支社は、災害による施設の被害を最小限に抑えるため、配電線<sup>31</sup>（電線）が倒木で切断されないよう、平素から可能性のある樹木の伐採を行うなど、電力供給施設・設備の防災性向上に努めるものとする。

また、防災訓練や従業員に対する防災教育を実施し、災害時における迅速な電力復旧能力の向上及び防災意識の高揚に努めるものとする。

### 3 ガス施設

液化石油ガス販売事業者は、消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、マイコンメーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入を推進するものとする。

また、チェーン止め等によるガスボンベの転倒防止対策の状況把握やガス放出防止器設置の推進等、安全性の確認と向上に努めるものとする。

### 4 水道施設

#### ① 市の行う基本的な予防対策

市が日常的かつ計画的に行う水道施設の予防対策は、以下のとおり。

- ① 取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池等の基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等にあわせ計画的に整備
- ② 水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化、水系間の連絡管整備の推進
- ③ 緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、応急給水施設整備の計画的な推進
- ④ 水道施設の日常的な保守・点検

<sup>31</sup> 「配電線」とは、一般に、変電所から各家庭等まで電気を送る設備をいい、発電所から変電所まで又は変電所から変電所へ電気を送る設備を「送電線」という。配電線は主に電柱を、送電線は主に鉄塔を、それぞれ支持物としている。

② 二次災害の予防対策

市が、水道施設の被災により貯留水の流出被害や、有毒物質漏洩による被害など二次災害が予想される場合に行う予防対策は以下のとおり。

- ① 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するための流入・流出管への緊急遮断弁の設置
- ② 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- ③ 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するための薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化、配管への伸縮可とうの挿入、耐震継手の採用
- ④ 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

5 下水道施設

市が日常的かつ計画的に行う下水道施設の予防対策は、以下のとおり。

- ① 処理場の機能確保のための汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良・更新
- ② 下水道台帳の整理・保管と下水道施設の定期的な点検・機能の維持管理

6 電信・電話施設

市及び電気通信事業者は、電気通信施設が有する公共性に鑑み、災害に強く信頼性の高い通信設備の設計・設置に努めるとともに、通信途絶の防止に資する通信網整備に努めるものとする。

特に、市は電気通信事業者の協力を得て、市内全ての指定避難所等に「特設公衆電話回線」を整備し、災害時に強い電話回線の確保に努めるものとする。

## 第20節 土砂災害等予防対策

### 1 方針

市及び関係機関は、地盤災害とも言われる土砂災害<sup>32</sup>（地すべり、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流）を未然に防止するため、危険箇所点検により実態を調査し、危険な箇所における必要な災害予防対策を実施するとともに、地盤の軟弱化を招く宅地造成工事の規制及びダム等貯水施設の適正な管理等を行うものとする。

### 2 ハザードマップ等の作成

市は、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、「被災想定区域」や「避難所及び避難経路等の防災関係施設等」の位置などを表示した地図であるハザードマップ（紙媒体）を適宜作成・更新して市内各戸に配付し、市民が居住している地域や関係施設等が所在する地域にどのような危険性があるかな

<sup>32</sup> 「土砂災害（地すべり、がけ崩れ、土石流）」の細部については、本計画－第2編－第2章－第5節を参照。

どを、視覚的に確認し易くする基盤を構築しておくものとする。

また、ハザードマップの目的を補完するパンフレット等を作成するとともに、市民が活用容易でより視覚に訴えることのできるデジタル・ハザードマップを作成し、市のホームページ上に掲載するものとする。

市は、平素から、継続的かつ計画的に市民参加の防災訓練を実施し、ハザードマップの目的や確認方法など市民がハザードマップを使いこなせる施策の実施に努めるものとする。

### 3 土砂災害が発生しやすい場所

土砂災害が発生しやすい場所としては、以下のようなところがあることから、市等の防災機関をはじめ事業所等や市民は、平素における土砂災害予防対策に反映させるものとする。

No.	場所区分	土砂災害の可能性の細部
①	扇状地	山間部の大雨によって山崩れが発生すると、「土石流」が扇状地 <sup>33</sup> を直撃する可能性がある。
②	造成地	盛土地では、地質・地形が不安定なため、大雨が降ると地盤が緩み崩れる危険がある。
③	山岳地帯	大雨や地震によって山崩れは発生する可能性がある。樹木の少ない山間部では「土石流」の危険が大きくなる。
④	急傾斜地	急傾斜地では、豪雨等によって突然起こり得る「がけ崩れ」に注意が必要である。

### 4 地すべり予防対策

市は、地すべりによる人的被害防止を最優先に、必要な排水工、擁壁工、抑止杭工等の予防対策を実施するものとする。

要配慮者利用施設、避難所・避難場所、緊急輸送路、防災拠点及び近年の災害により地すべり等が発生した緊急度の高い箇所について、重点的に実施するよう県と連携するものとする。

市は、自主防災組織の育成や防災訓練の実施等を通じ、地すべり危険箇所のパトロール等を実施するよう市民に啓発するものとする。

地すべりの起こりやすいところは、以下のとおり。

地すべりの起こりやすいところ	① 大きな断層などにより破砕された地層が分布する場所（徳島県や長野県はそのような場所とされる。）
	② 地盤の中に水を含むと強さが低下する軟弱層（粘土層など）が存在する斜面
	③ 斜面の下部を切り土したり、上部に盛り土をした場所等

33 「扇状地」とは、川が山地から平地へと流れ出るところにできた扇型の土地をいう。

## 5 かけ崩れ（急傾斜地崩壊）予防対策

市は、地震や台風等によって崩壊の危険がある崖地等の把握に努め、一定の要件<sup>34</sup>を満たす区域がある場合、「急傾斜地崩壊危険区域<sup>35</sup>」として指定されるよう、県に対して積極的に働きかけるものとする。

指定された急傾斜地崩壊危険区域には、標識等を設置して付近の市民への周知徹底を図るとともに、定期的な防災パトロールを実施し、簡単な予防措置（水路の掃除、不安定土塊の除去、風で地盤を揺すぶる大木の切除等）を講じるものとする。

次のような崖地は、特にかげ崩れの危険度が高い。

が け 崩 れ の 起 こ り や す い と こ ろ	① クラックのある崖
	② 表土の厚い崖
	③ オーバーハングしている崖
	④ 浮石の多い崖
	⑤ 割目の多い基岩からなる崖
	⑥ 湧水のある崖
	⑦ 表流水の集中する崖
	⑧ 傾斜角が30度以上で高さ5m以上の崖

## 6 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨あるいは地震後の降雨等が原因で発生するが、大規模地震が発生した場合は地山の緩みにより、少ない雨量でも発生することがある。

市は、山地が8割を占め、脆弱な地質や台風の常襲などの厳しい自然条件下にあり、土石流災害の危険性が高い。

市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表された場合は、市民に迅速かつ的確に当該警報等を伝達するとともに、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を的確に発令し、市民の生命・身体を土石流による被害から守らなければならない。

<sup>34</sup> 急傾斜地崩壊危険区域に指定されるには、以下の二要件を同時に包括する必要がある。

- ① 崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれがあるもの
- ② ①に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、「一定の行動制限」の必要がある土地の区域

なお、前記「一定の行動制限」とは、「水の浸透を助長する行為（水の放流、水を停滞させる行為等）」、「急傾斜地崩壊防止施設以外の施設・工作物（ため池、用排水路等）の新築等」、「立竹木の伐採」、「木竹の落下・地引による搬出」、「土石の採取・集積」、「その他、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為で政令で定める行為」をいう。

<sup>35</sup> 「急傾斜地の崩壊による災害等の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守るため、市町村長の意見を聞いて都道府県知事が指定する区域をいう。

土石流が発生しやすい川は、以下のとおり。

土石流の 起こりやすい川	① 山から流れてくる勾配（傾き）が急な谷川で、川岸や川の上流に崩れやすい土砂がたくさんある川
	② 普段は水が流れていない谷でも、大雨が降ると急に流れの激しい川になる川
	③ 谷の出口に大きな石がゴロゴロしている所は、過去に何度か土石流が起きていると考えられる川

## 7 森林整備の推進

市及び森林の所有者は、保安林<sup>36</sup>に指定されている目的や保安林の持つ防災機能を維持・増進するため、知事に届出又は許可を受けた上で、植林や間伐等適法な森林整備を効果的に推進するものとする。

## 8 宅地防災対策

市は、都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、がけ崩れや擁壁の倒壊等の地盤災害を未然の防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成工事について、適法に規制や指導を行うものとする。

## 第21節 事前復興の取組

### 1 方針

市において甚大な被害が想定されている「南海トラフ地震」や、その被害規模をも上回るとされている「中央構造線・活断層地震」が発生した場合、その被害下に速やかに復興に着手し、迅速な復興まちづくりを推進するには、幅広い領域にわたる「政策決定」や「合意形成」に加え、多大な「時間」と「労力」そして「財源」が必要であることから、平素における事前の『準備』や『実践』が極めて重要となってくる。

市をはじめ、市民、地域コミュニティ及び事業者など復興を担うべき全ての関係者は、迅速な『より良い復興』の実現に向け、被災後の復興ビジョンや復興プロセスの理解はもとより、平素から準備又は実践しておくべき復興に向けた「事前復興」に積極的に取り組むものとする。

<sup>36</sup> 保安林は、水源かん養機能の維持や土砂災害防止等のために、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される山林のことである。

保安林は、指定目的別に「水源かん養保安林」、「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、「防風保安林」、「水害防備保安林」、「落石防止保安林」及び「防火保安林」など17種類が定められており、日本の国土面積の約3割、日本の森林面積の約5割が保安林に指定されている。

保安林の管理は、所有者が行うこととされ、保安林に指定された山林では行為制限（規制）が発生するため、無許可で立木伐採や地質形質の変更等の各種作業を行うと森林法に基づく処罰の対象となる。また、植栽が指定されている保安林では、伐採後の跡地に植栽する義務がある。

2 事前復興の取り組みの必要性

① 南海トラフ地震等による被害想定の甚大性

南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震が発生した場合の本市の被害（想定）は、次表のように、市にとって極めて甚大であり復興所要が大きい。

徳島県全体としては、南海トラフ地震による被害が、中央構造線・活断層地震によるそれよりも相対的に大きくなると想定されている。

一方、美馬市にあっては、逆に中央構造線・活断層地震による被害が、南海トラフ地震によるそれよりも相対的に大きくなると想定されており、地震による被害特性が異なっていることに留意する必要がある。

被害区分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
人的	死者 <sup>37</sup>	最大 80人	最大 110人
	負傷者 <sup>38</sup>	最大 650人	最大 770人
		重傷者 <sup>39</sup>	90人
	避難者(1週間後) <sup>40</sup>	最大 6,900人	最大 8,100人
	避難所避難者	最大 3,400人	最大 4,100人
	要配慮者	最大 790人	最大 940人
帰宅困難者		1,400~1,800人	
物的	全壊・消失棟数 <sup>41</sup>	1,200棟	1,600棟
	半壊棟数 <sup>42</sup>	3,300棟	3,400棟
	災害廃棄物 <sup>43</sup>	8万トﾝ	40万トﾝ

37 「死者」数は、南海トラフ地震においては、『冬深夜』に発災した場合に最大の80人となり、『夏12時』の場合は50人が、『冬18時』に起こった場合は60人と、それぞれ想定されている。

中央構造線・活断層地震の死者数については、『冬深夜』が110人、『夏12時』が70人、『冬18時』が80人と、それぞれ想定されている。

38 「負傷者」数は、南海トラフ地震においては、『冬深夜』に発災した場合に最大の650人となり、『夏12時』の場合は420人が、『冬18時』に起こった場合は490人と、それぞれ想定されている。

中央構造線・活断層地震の負傷者数については、『冬深夜』が770人、『夏12時』が500人、『冬18時』が80人と、それぞれ想定されている。

39 「重傷者」数は、南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震ともに『冬18時』に発災した場合の想定数となっている。

40 「避難者」数は、南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震の双方について、『冬深夜』に発災した場合の想定数である。また、避難者数は、双方の地震とも、発災から『1週間後』が最大値となると想定されている。

「避難所避難者」数及び「要配慮者」数についても、同様である。

41 建物の「全壊・焼失棟数」は、南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震の双方について、『冬深夜』、『夏12時』、『冬深夜』いずれの場合でも同数である。

42 建物の「半壊棟数」は、南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震の双方について、発災時刻の前提はない。

43 「災害廃棄物」については、南海トラフ地震の場合は、『冬18時』に発災した場合の想定量である。

中央構造線・活断層地震の場合の「災害廃棄物」については、『冬深夜』、『夏12時』、『冬18時』のいずれの時刻で発災しても同数である。

## ② 東日本大震災における被災市町村の復興の遅れ

東日本大震災により被災した市町村の多くが、事前復興に係る取り組みを実施していなかったため、発災後の混乱の中、市民等との復興に係る合意形成に苦慮したことなどから復興計画の策定に大きな遅れが生じ、結果、復興事業の着手が更に遅延したという実態があった。

## 3 事前復興計画の策定と共有

市は、発災後、速やかに復興に着手し、迅速な復興まちづくりを推進させるため、平素において、都市計画マスタープラン及び地域防災計画に整合させた「事前復興計画」を策定するよう努めるものとする。

発災後の「復興計画」の早期策定に繋げるため、事前復興計画は、市民、地域コミュニティ及び事業者など復興を担う関係者が共有しておくものとする。

## 4 事前復興の取り組み

事前復興は、大別して『準備する事前復興』と『実践する事前復興』に区分<sup>44</sup>される。

復興を担う全ての関係者は、事前復興に積極的に取り組まなければならない。

## ① 準備する事前復興

準備する事前復興とは、復興を担う全ての関係者が、平素において、市を取り巻く環境、過去の災害教訓、南海トラフ地震等による被害想定等を理解・共有し、地方創生の要素を含め復興に関して議論し、復興まちづくりの課題や発災してからでは復興が大幅に遅れてしまう事項並びにそれらの要因を明らかにし、当該事項の解決に向け、事前に行う様々な取組をいう。

取り組むべき具体的な「準備する事前復興」の一例は、以下のとおり。

- ① 被災前の平素の地域の状態を客観的に把握するための様々な指標（データ）の収集
- ② 地籍調査による被災前の権利関係の把握
- ③ 事前復興計画や地区防災計画等の策定
- ④ 復興の担い手となる様々な関係者との平素の顔の見える関係構築
- ⑤ 復興の担い手となる事業者と市と間の協定の締結
- ⑥ 市の受援体制・応援態勢の確立
- ⑦ 自主防災組織や地域コミュニティの維持・再生・育成
- ⑧ 安否確認方法や消防団との連携要領等の確認
- ⑨ 家族継続計画やマイタイムラインカードの作成
- ⑩ 災害危険箇所の発見と周知 等

<sup>44</sup> 徳島県復興指針（13頁～14頁）による区分

② 実践する事前復興

実践する事前復興とは、平素において事前実践することにより、発災した災に被害を発生させない状態を実現したり、大きな減災効果を実現するなどの様々な取組をいう。住宅地域を高台移転するハード的施策は、実践する事前復興の典型的な例である。

取り組むべき具体的な「実践する事前復興」の一例は、以下のとおり。

- ① 各種防災訓練の実施
- ② 復興に関する議論・会議等への参画
- ③ 市災害対策拠点施設や地域内物資備蓄輸送拠点等の建設・整備等
- ④ 避難所への防災資器材の備蓄
- ⑤ 自主防災組織における防災備蓄品の備蓄
- ⑥ 市民自らの防災備蓄・ローリングストック法の実践
- ⑦ 施設・住家等の耐震化
- ⑧ 家具転倒防止対策の実施 等

5 復興の担い手となる関係者相互の緊密な関係構築

大規模災害からの復興は、市内の様々な主体との連携・協働はもとより、市区域外等広域において復興の担い手となる関係者との連携も必要である。

このため、市内外を問わず、また業種・職域の如何を問わず、幅広い関係者との平素における『顔の見える関係の構築』が極めて重要である。



## 第3章 災害応急対策

### 第1節 災害応急対策の流れ

#### 1 方針

市は、市民に最も身近な行政主体として、災害に際し一義的に災害応急対策を実施する。

市の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国及び県並びに相互応援協定締結市町村等に対し積極的に支援を要請し、協力して災害応急対策に当たるものとする。

#### 2 発災後各段階における主要な災害応急対策業務

発災後の各段階（フェーズ）において、優先的に実施又は着手すべき主な災害応急対策業務を時系列的に示すと、次の表のとおりである。

各フェーズにおける災害応急対策業務（業務内容と着手時期）は、『美馬市業務継続・受援計画』と整合しており、細部は、当該業務継続計画・受援計画を参照するものとする。

災害の種別、被害の種別及び被害の程度等の状況に応じ、柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要である。

災害各段階	業務の焦点	細部の災害応急対策業務
発災～1時間	体制確立 情報収集 状況把握 人命救助 報告・情報発信	①職員の緊急参集（勤務時間外） ②職員・職員家族等の安否確認 ③対策本部等の設置（指揮体制確立） ④被害情報の収集・分析・取り纏め ⑤県、関係機関へ被害状況等の報告 ⑥消火・救急・救助業務 ⑦市民に対する情報発信
発災～24時間	人命救助 被災者生活支援 活動体制拡充	①被害情報の収集・分析・取り纏め ②県等へ応援要請 ③受援体制の確立（国、地方公共団体等） ④被災者の本格救出、負傷者の搬送 ⑤医師会等への協力要請 ⑥DMAT等の派遣要請 ⑦輸送用車両の確保 ⑧緊急輸送路（国・県指定）の啓開要請 ⑨緊急輸送路（市指定）の啓開 ⑩県警に対する交通規制の要請 ⑪避難所・福祉避難所の開設

<p>発災～24時間 (つづき)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫避難者数及び物資支援所要量の把握</li> <li>⑬避難所への救護所等の設置</li> <li>⑭避難所への仮設トイレの設置</li> <li>⑮避難所への食料・生活必需品等の輸送</li> <li>⑯避難所での要配慮者支援対策の実施</li> <li>⑰ライフライン・公共土木施設等の被害調査</li> <li>⑱ライフライン・公共土木施設等の応急措置</li> <li>⑲帰宅困難者対策</li> <li>⑳災害救助法の適用要請</li> <li>㉑遺体検視検案所・遺体安置所の確保</li> <li>㉒避難所外避難者の状況把握</li> <li>㉓避難所外避難者に対する生活支援等</li> <li>㉔被災建築物の応急危険度の把握</li> <li>㉕社会的行事の延期調整業務(選挙等)</li> </ul>
<p>発災～72時間</p>	<p>人命救助 被災者生活支援 受援受入・活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害ボランティアセンターの設置</li> <li>②ボランティアの受入</li> <li>③義援金の受付・受入</li> <li>④義援物資の受入、仕分け、配分</li> <li>⑤学校施設の応急復旧、応急教育の実施</li> <li>⑥健康診断、防疫処理等の実施</li> <li>⑦災害応急対策に必要な経費の確保</li> <li>⑧遺体の検視、身元確認、火葬</li> </ul>
<p>発災～1週間以内</p>	<p>被災者生活支援 応急復旧</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公営住宅の提供、被災住宅の応急修理</li> <li>②被災者の心のケア</li> <li>③災害廃棄物の処理</li> <li>④罹災証明の発行</li> </ul>
<p>発災～1ヶ月以内</p>	<p>被災者生活支援 被災者生活再建支援 復旧・復興</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①応急仮設住宅の建設</li> <li>②教育の再開</li> <li>③義援金の配分</li> <li>④被災者生活再建支援法の適用</li> <li>⑤市窓口業務の再開</li> </ul>

## 第2節 活動体制

### 1 方針

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、速やかに所要の職員を非常参集させ、当時の状況に応じ最適な活動体制を確立するとともに、所要の準備又は必要な災害応急対策措置を実施するものとする。

## 2 活動体制の基準

災害は未だ発生していないものの気象情報等により災害が発生する可能性が高まっている段階においては、『災害予防』の観点から「災害警戒本部」を設置することを基本とし、必要に応じて避難所の開設・運営をはじめ災害応急対策措置のための所要の準備を行うものとする。

災害が発生し又は発生するおそれが切迫している場合には、『災害対応』の観点から「災害対策本部」を設置し又は災害警戒本部から災害対策本部に移行（以下「災害対策本部の設置」という。）することを基本とし、迅速に災害応急対策措置に着手するものとする。

## 3 市災害対策本部の設置

市は、災害が発生し又は発生するおそれが切迫している場合には、「自動的」に又は「設置判断」を経て関係職員を参集させ、災害対策本部を設置する。

設置する場合の判断要素（基準）の一例は、以下のとおり。

なお、災害対策本部の設置基準の細部は、『美馬市危機管理指針』及び『美馬市災害対応マニュアル（職員用）』を参照すること。

設置区分	災害対策本部の「自動設置」	災害対策本部の「判断設置」
水 害	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報の発表</li> <li>・ 氾濫発生情報の発表</li> <li>・ 大雨特別警報(浸水害)の発表</li> <li>・ 記録的短時間大雨情報の発表</li> <li>・ 線状降水帯発生の発表</li> <li>・ 洪水キキクル（紫・黒）発現</li> <li>・ 浸水キキクル（紫・黒）発現</li> <li>・ 水害リスクライン（紫・黒）発現</li> </ul>
土砂災害	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒情報の発表</li> <li>・ 大雨特別警報(土砂災害)の発表</li> <li>・ 記録的短時間大雨情報の発表</li> <li>・ 線状降水帯発生の発表</li> <li>・ 土砂キキクル（紫・黒）発現</li> </ul>
台 風	(なし)	(なし)
地 震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</li> <li>・ 市内で震度5強以上の地震が発生</li> <li>・ 県内で震度6弱以上の地震が発生</li> <li>・ 南海トラフ地震による大津波警報（太平洋沿岸部）の発表</li> <li>・ 南海トラフ地震以外の地震による大津波警報（徳島県沿岸部）の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ地震以外の地震による大津波警報（近隣県等）の発表</li> </ul>
事件事故	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある事件・事故等が発生した場合</li> </ul>

備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大津波警報が発表されても、美馬市には直接の津波被害は想定されていないが、その場合、徳島市をはじめ県東部及び南東部沿岸部は甚大な被害が想定されている。</li> <li>・ 大津波警報が県沿岸部等に発表された場合、市に所在する<u>西部総合県民局が県対策本部の機能を代替発揮</u>する可能性があり、また<u>県の支援物資等後方支援拠点として美馬市区域が使用</u>され、更に<u>津波被害地域からの大量の避難者の受入れ</u>が予想されるため、市としては災害対策本部を自動的に設置し対応することとする。</li> </ul>
-----	---

#### 4 災害対策本部の体制

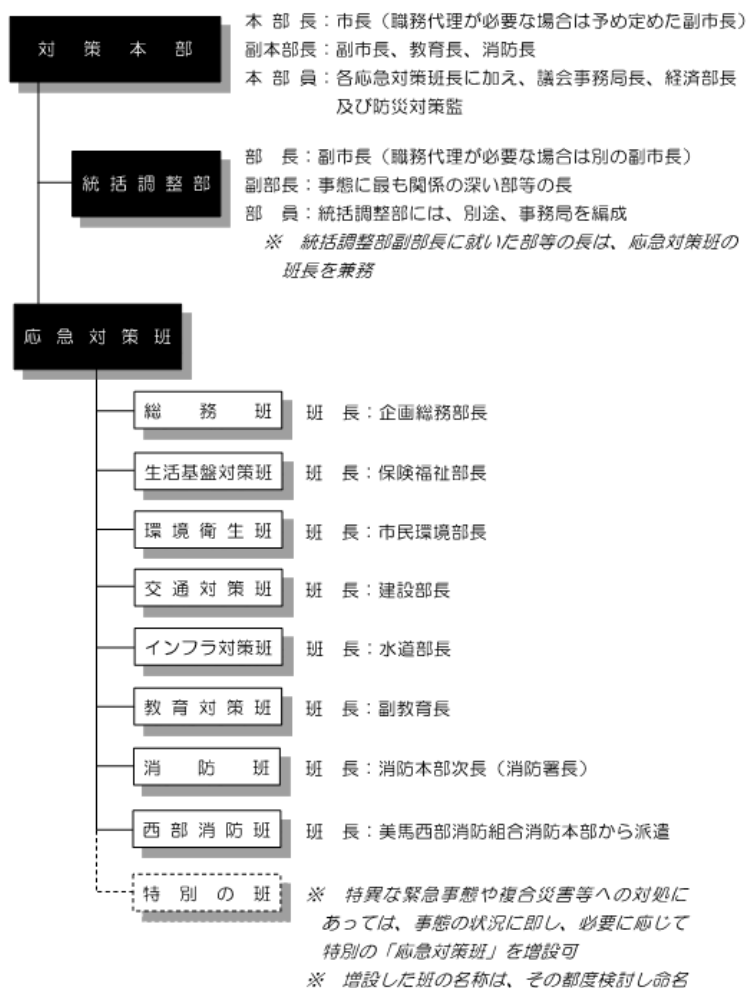
##### ① 単一災害における対策本部体制

市の災害対策本部の体制（内部編成）は、『美馬市危機管理指針』に基づいた内部編成及び機能発揮区分とし、設置基準に基づき、臨時に市に設置する。設置手順は、『美馬市災害対応マニュアル（職員用）』を参照すること。

##### ② 災害対策本部の体制及び機能・業務の基準

美馬市危機管理指針に基づく災害対策本部体制の基準は、以下のとおり。

災害対策本部の本部長、統括調整部及び応急対策各班等の発揮すべき機能及び業務の細部は、『美馬市危機管理指針』、『美馬市業務継続・受援計画』及び『美馬市災害対応マニュアル（職員用）』によるものとする。



## ③ 複合災害における対策本部体制

例えば、自然災害事態と事件・事故等の緊急事態が同時に若しくは時間差で発生した場合のような複合災害においては、「先行災害」に係る対処体制若しくは被害の程度や種別及び災害応急対策活動の多寡及び内外への影響度等を総合的に勘案して、いずれかが「主たる事態」かを決定し、主たる事態に適する対処体制により対処する。この場合、「従たる事態」に特異な機能編成が必要な場合は、主たる事態に適する対処体制に所要の機能（班等）を付加して対処するものとする。

複数の対処体制を同時に設置しない<sup>45</sup>理由は、以下のとおり。

- ① 仮に複数体制で事態に対処した場合、体制間の認識共有や対策措置の一貫性保持等に問題が生ずるおそれがあること
- ② 複数の対策本部を別々に設置・運営することの非効率性
- ③ 市職員の人的資源に鑑み複数体制を設置することに制約があること
- ④ 複合災害への対処には共通的な要素が多くあること

## 5 現地災害対策本部の設置等

## ① 現地災害対策本部の設置

本部長は、脇町、穴吹町、美馬町又は木屋平各地区の被害状況が、他の地区に比して激甚な場合や他の地域に比して被害の種別に極めて特異な差異があるような場合で、当該地区に対して総合的応急対策の推進や特別な応急対策の実施のため特に必要がある場合、若しくは通信状況が脆弱で対策本部との間の連絡調整に制約がある場合等においては、当該現地（市民サービスセンター等）に「市現地災害対策本部」を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、統括調整部長ではない副市長をもって充てる。当該副市長に事故がある場合は、危機管理指針に基づき、その職務代理者とする。

現地災害対策本部長を補佐する本部員は、設置が必要と判断した事情に最も関連する応急対策各班の要員（平素の部局の課長等）をもって充てる。

② 災害対策用機械<sup>46</sup>の借用

国土交通省が保有する「対策本部車<sup>47</sup>」や「待機支援車<sup>48</sup>」等の災害対策用

<sup>45</sup> 「自然災害事態」と「武力攻撃事態等」が、あるいは「自然災害事態」と「感染症蔓延事態」が、それぞれ『複合災害』として発生した場合には、国民保護法により設置や設置要件が定められている「美馬市国民保護対策本部・美馬市緊急処理事態対策本部」又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「美馬市新型コロナウイルス感染症対策本部」が市に設置されることがあるため、制度上、「美馬市災害対策本部」と当該対策本部が同時に併存する場合がある。

この場合、これら対策本部の運営においては「同時会議方式」を採用するなど、効率化・合理化を追求し、各事態に迅速性をもって対処するものとする。

<sup>46</sup> 災害時に自治体支援として無償で貸与するため、国土交通省が全国の地方整備局（四国地方整備局等）で整備・保有している機械であり、排水ポンプ車、照明車、バックホウ（遠隔操作式）、土のう造成機や対策本部車等がある。**貸与を受ける場合は、四国地方整備局の場合、「災害対策マネジメント室（計画係）」（☎087-811-8310）に連絡して調整する。**

<sup>47</sup> 「対策本部車」とは、災害時における現地対策本部や広報拠点等として使用することを目的とし、トラック車体を両サイドに拡張可能で、対策本部室として使用可能なようにした車両のことをいう。

<sup>48</sup> 「待機支援車」とは、災害現場での要員の待機・休憩・打合せ等の場所として使用することを目的とし、トラック貨物室又はマイクロバス内部を人が待機・休憩するなどできるよう改造した車両のことをいう。

機械を積極的に活用し、現地災害対策本部を迅速かつ効果的に設置・運営できるように着意するものとする。

【対策本部車（外観）】



【待機支援車（外観）】



③ 現地災害対策本部の廃止

本部長は、現地災害対策本部の設置が必要と判断した事情が解決・解消した場合は、速やかに現地災害対策本部を廃止し、現地災害対策本部長等を災害対策本部に復帰させるものとする。

6 災害対策本部の支部（災害対策支部）

本部長は、災害対策支部は設けないものとする。

7 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、災害の危険がなくなり若しくは災害応急対策及び応急的な復旧等が概ね完了したときは、遅滞なく、災害対策本部を廃止するものとする。

8 対策本部設置・廃止時の報告・通報

市は、災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）を設置し又は廃止した場合は、その旨を県に報告するとともに、その他必要な防災関係機関に通報するものとする。

9 災害対策本部会議の開催

① 発災直後の超初動期における本部会議

市は、被害状況及び応急対策措置等に係る認識共有、災害対処方針及び災害応急対策措置内容の審議、応急対策各班及び関係機関等との総合調整等を行うため、災害対策本部会議を開催する。

対策本部設置の明示、現状認識共有及び今後の「大方針」や「直ちに実施すべき措置」等を審議するための『第1回災害対策本部会議』は、発災直後、遅くとも発災後1時間以内を目途に開催するものとする。

序々に明らかとなった被害状況等に基づき、災害対応の「方針」や「災害応急対策措置」を本格的に審議する『第2回災害対策本部会議』は、発災後、3時間以内を目途に開催するよう努めるものとする。

災害対策本部会議において使用する審議資料を作成し又は所要の連絡調整

を実施するため、必要に応じて、統括調整部の指示・統制により、対策本部応急対策各班の班長等による「準備会議（調整会議等）」を、本部会議に先だっ  
て開催することができる。

② 日々の本部会議の開催要領

本部会議は、通常、毎日朝及び夜の2回若しくは毎日夜1回の頻度で開催するものとする。

開催頻度	朝の開催目的	夜の開催目的
1日2回(朝・夜)	① 前日夜の本部会議以降から翌日朝の本部会議までの変化する事項や活動性等の認識共有 ② 変化する事項や活動成果等に対する新たな対策等の審議	① 当日朝の本部会議以降から当日夜の本部会議までの変化する事項や活動成果等の認識共有 ② 変化する事項や活動成果等に対する新たな対策等の審議
1日1回(夜)	—	① 前日夜の本部会議以降から翌日夜の本部会議までの変化する事項や活動成果等の認識共有 ② 変化する事項や活動成果等に対する新たな対策等の審議
会議の実施頻度採用の考え方	1 対策本部会議を1日1回又は1日2回実施するかは、災害対応の各フェーズや審議事項等の多寡等に応じて選択する。 2 発災当初から数日は、1日における被害状況等の判明具合や様々な状況・事情の変化が大きいことから1日2回実施したほうが良い場合が多い。 3 被害状況が落ち着きを見せ始め又は災害対応が軌道に乗ってきた段階では、状況・事情が1日で激変する可能性は低くなっていくことから、1日1回実施することで十分な場合が多い。	

10 災害対策本部を設置するには至らない場合の活動体制

災害対策本部を設置するには至らない程度の状況の場合は、「災害警戒本部」又は「災害情報連絡室」を設置して対応する。

災害警戒本部及び災害情報連絡室を設置する場合の判断要素の一例は、次表のとおり。

なお、災害警戒本部及び災害情報連絡室の設置基準や設置要領等の細部は、『美馬市危機管理指針』及び『美馬市災害対応マニュアル（職員用）』を参照のこと。

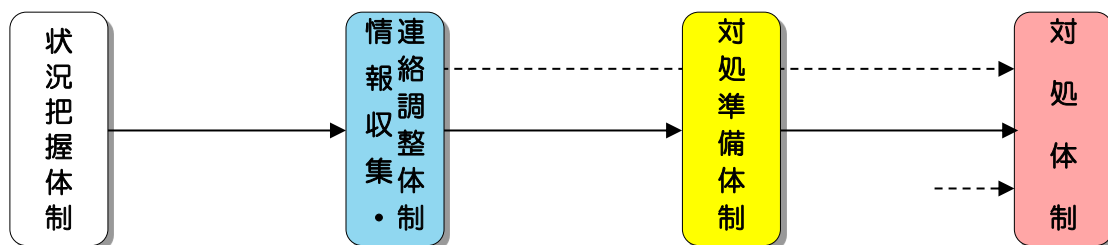
設置区分	「災害情報連絡室」の設置	「災害警戒本部」の設置
水 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報の発表（警報に切り替わる可能性の高いもの）</li> <li>・洪水注意報の発表（警報に切り替わる可能性の高いもの）</li> <li>・氾濫注意情報の発表</li> <li>・洪水キキクル（黄色）発現</li> <li>・浸水キキクル（黄色）発現</li> <li>・吉野川リスクライン（黄色）発現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（浸水害）の発表</li> <li>・洪水警報の発表</li> <li>・氾濫警戒情報の発表</li> <li>・洪水キキクル（赤）発現</li> <li>・浸水キキクル（赤）発現</li> <li>・吉野川リスクライン（赤）発現</li> </ul>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂キキクル（黄色）発現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）の発表</li> <li>・土砂キキクル（赤）発現</li> </ul>
台 風	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が「県に接近」する可能性大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が「四国に上陸」する可能性大</li> </ul>
地 震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表</li> <li>・市内で震度4の地震が発生</li> <li>・県内で震度5弱の地震が発生</li> <li>・南海トラフ地震による津波警報（太平洋沿岸部）の発表</li> <li>・南海トラフ地震以外の地震による津波警報（徳島県沿岸部）の発表</li> <li>・南海トラフ地震以外の地震による津波警報（近隣県等）の発表（この場合は「判断設置」）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表</li> <li>・市内で震度5弱の地震が発生</li> <li>・県内で震度5強の地震が発生</li> <li>・南海トラフ地震による大津波警報（太平洋沿岸部）の発表</li> <li>・南海トラフ地震以外の地震による大津波警報（徳島県沿岸部）の発表</li> <li>・南海トラフ地震以外の地震による大津波警報（近隣県等）の発表（この場合は「判断設置」）</li> </ul>
備 考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震の場合 設置判断要素となる事象が確認されたら「災害情報連絡室」又は「災害警戒本部」を自動的に設置（一部、判断設置）する。</li> <li>2 地震以外の場合 設置判断要素となる事象が確認されたら「災害情報連絡室」又は「災害警戒本部」を設置する必要があるか否かを判断する。</li> <li>3 「台風の接近」とは、台風の中心が徳島地方気象台から300km以内に入ることをいう。</li> <li>4 「台風の上陸」とは、台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸に達した場合をいう。</li> </ol>	



## 1.1 配備動員体制

### ① 配備動員体制の基本

災害等の種別・程度に応じて執るべき職員の配備動員体制は、危機管理指針に基づき、以下の区分による。各体制への移行は、上位体制に段階的に移行していく場合と、一挙にある体制に移行する場合がある。



### ② 体制移行の基本

市は、事態の状況に応じて、配備動員体制として発揮すべき機能に基づき最適な活動体制を敷くものとする。

体制区分	体制として発揮すべき機能	組織の基本形
平素の体制 (状況把握体制)	自然災害事態の前兆段階等において、担当職員により、状況把握を実施できる体制	週番担当職員
第1種非常体制 (情報収集・連絡調整体制)	自然災害事態の前駆段階等において、一部職員により態勢をとり、主に情報収集及び連絡調整活動を行い得る体制	災害情報連絡室
第2種非常体制 (対処準備体制)	1 自然災害事態が差し迫っている段階等において、所要の部等の職員により主に対処のための諸準備を実施できる体制 2 場合により、避難情報「高齢者等避難」等の発令をし得る体制	災害警戒本部
第3種非常体制 (対処体制)	自然災害事態が発生し又は発生する可能性が極めて高い段階等において、市の総力を挙げてあらゆる応急対策措置が実施できる体制	災害対策本部

### ③ 職員の動員要領

それぞれの活動体制に関係のある職員は、勤務時間内の場合は、上司の指示に基づき、速やかに配備態勢に付くものとする。

勤務時間外にあつては、自動的に又は呼集に基づき、以下の参集時間を基準に緊急登庁し、配備態勢に付くものとする。

体制区分	関係職員	参集時間
平素の体制	週番担当職員	30分以内
第1種非常勤務体制	情報連絡室の要員	1時間以内
第2種非常勤務体制	警戒本部の要員	1時間以内
第3種非常勤務体制	対策本部の要員	1時間以内
	その他の全職員	可能な限り速やかに

病気や負傷、その他やむを得ない事情により参集することが困難な職員は、課長等に連絡し指示を受けるものとする。

④ 動員配備のための緊急登庁指示の伝達（勤務時間外）

対策本部の班長等に対する緊急登庁指示の伝達は、企画総務部危機管理課が発信する「すだちくんメール」及び応急対策各班長等に対する電話連絡の併用により伝達する。

対策本部の要員以外の職員全員に対する伝達は、平素において各部局及び課等があらかじめ作成している「電話連絡網」により、確実に伝達するものとする。

1.2 職員の動員配備に対する心得

- ① 全ての職員は、災害時における動員配備体制及び自己の任務等について、あらかじめ本計画及び「美馬市災害対応マニュアル（職員用）」等を熟読し、十分に理解しておくものとする。
- ② 全ての職員は、ラジオ、テレビ、携帯端末の緊急速報メール、その他の手段により、災害の状況や市からの指示・命令等を遅滞なく覚知できるよう努めるものとする。
- ③ 全ての職員は、災害が発生し又は災害発生のおそれのあるときは、動員配備の指示がない場合においても、状況に応じ、自らの判断で速やかに参集するものとする。
- ④ 全ての職員は、参集途上において被災状況等をできるだけ把握し、到着後、本部に報告するものとする。
- ⑤ 全ての職員は、参集する際には災害応急対策業務に安全かつ迅速に取りかかるよう、作業服、長靴又は安全靴等を着用するものとし、数日分程度の着替えやタオル等を携行するものとする。

### 1.3 災害対応職員に対する食事等の手当

市は、災害対応する職員（他自治体からの応援職員を含む。）に対し、心身の健康を維持してその能力を最大限発揮でき、また後顧の憂いなく災害対応に専念できるよう、食事等を公費により手当とするなど、災害応急対策活動基盤を整えるものとする。

### 1.4 災害対応職員のヘルスケア・メンタルヘルスケアの実施

#### ① 基本的方針

市は、災害応急対策を実施する職員（他自治体からの応援職員を含む。）の心身の健康維持を図るため、「ヘルスケア（身体健康）」及び「メンタルヘルスケア（心の健康）」を発災当初から十分に実施するとともに、災害応急対策活動が終了した後も、必要に応じてアフターケアを実施し、災害対応職員の人的損耗を防止するものとする。

#### ② ストレスが蓄積されやすい職員（過去の大規模災害への対処の教訓）

災害対応職員のうち、以下のような職員に「個別面接」や「健康相談」の必要性が高い（心身のストレスが蓄積されやすい）傾向が分かっている<sup>49</sup>。

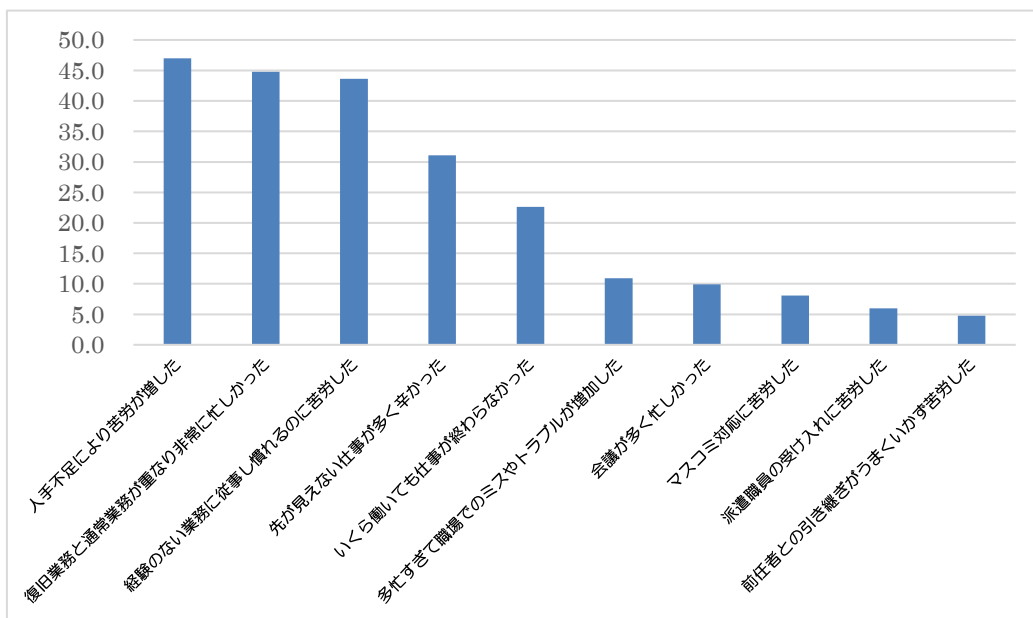
① 遺体捜索や遺体安置など遺体に関わる業務についての職員

② 物資の配給・住民対応窓口等被災者の感情を直接受ける業務についての職員

#### ③ 職員が災害応急対策業務に従事する場合に想定される様々な苦勞<sup>50</sup>

市は、災害応急対策業務に従事した職員が直面する様々な「苦勞」を十分に想定・理解するとともに、それらに対して十分な配慮を行うものとする。

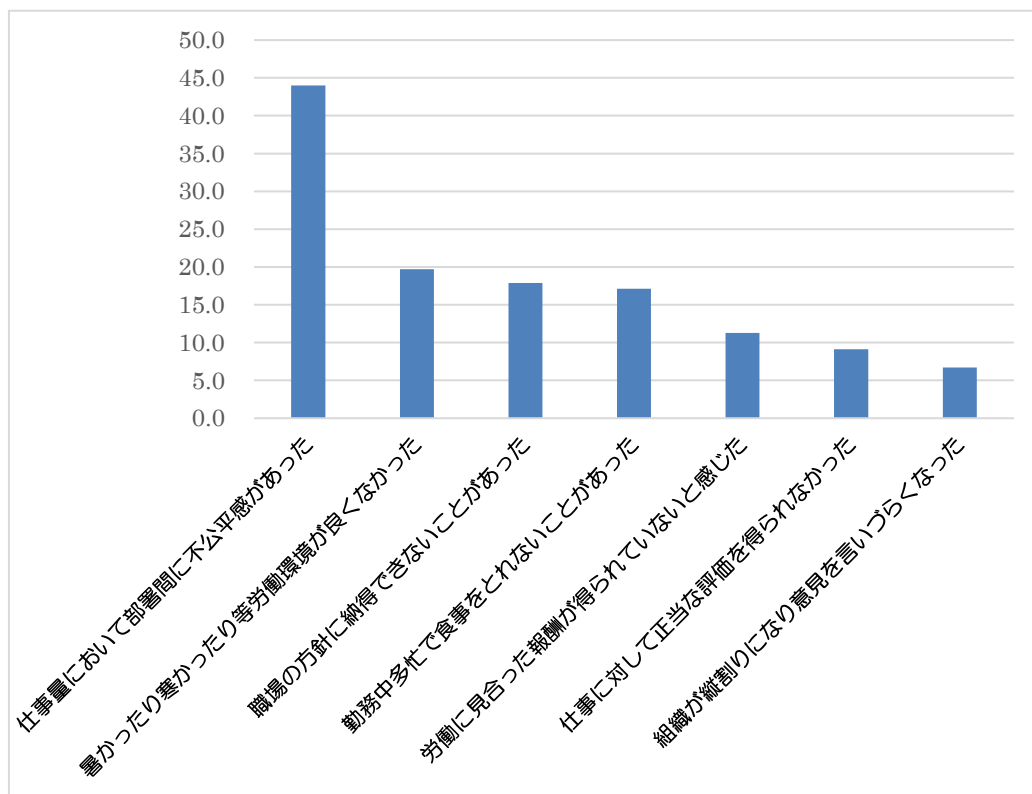
##### ① 業務に関する苦勞



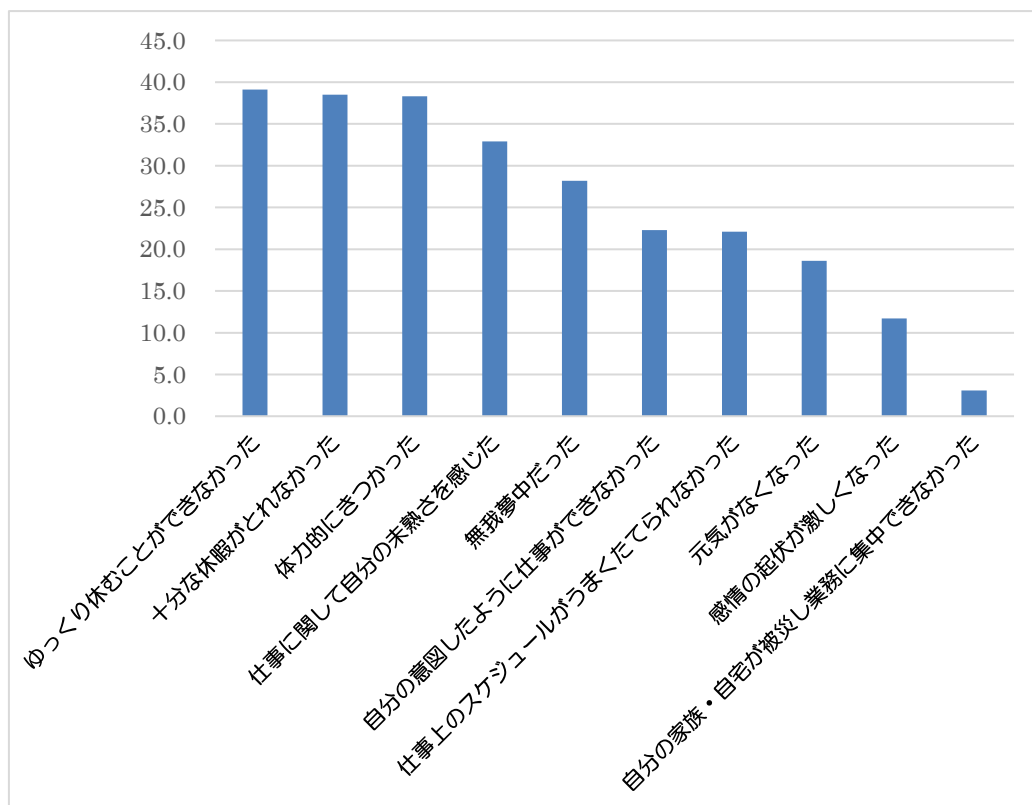
49 『災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアル〔地方公務員災害補償基金〕』30頁

50 前掲マニュアル4頁～（熊本地震（平成28年）及び西日本豪雨（平成30年）の調査研究「災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策調査研究報告書」のアンケート結果より引用）

② 職場に関する苦勞



③ 自身に関する問題からくる苦勞



④ 市が行うべき「身体の健康」と「心の健康」を維持するための具体的な方策

区 分	具 体 的 な 方 策 ( 一 例 )	
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災直後からのデイ/ナイト制、日替わり勤務制など交替制勤務ローテーションの導入による十分な休養の付与</li> <li>・ 部署別の業務量の不均衡の把握や是正</li> <li>・ 可能な限り職員の経験や適正等に吻合した業務の付与</li> <li>・ 休憩スペースや生活スペースの確保</li> <li>・ 職員の食事の公費による手当</li> <li>・ 職員自身や家族、自宅等の被災状況の把握と一定の配慮</li> <li>・ 子ども一時預かりの実施</li> <li>・ 一定期間経過後の職員健康診断の実施 等</li> </ul>	
ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレス教育の実施（eラーニング等の活用）、パーソレット配付等</li> <li>・ 職員自身による休養間の十分な栄養摂取</li> <li>・ 職員自身による休養間の十分な睡眠、適度な運動の実施</li> <li>・ 疲労蓄積度チェック（厚労省『こころの耳』HP）の実施</li> <li>・ ストレスセルフチェックの実施</li> <li>・ 医師会等の支援による健康管理ケア 等</li> </ul>	
メンタルヘルスケア <sup>51</sup>	セルフケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適度な睡眠の確保</li> <li>・ 食習慣、運動習慣等を整えて体調管理</li> <li>・ ストレスチェックの活用と気付き</li> <li>・ 自分なりのストレス対処法の実践</li> <li>・ 相談できる人の確保や相談窓口の活用</li> </ul>
	ラインによるケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者が「いつもと違う」部下の把握と対応</li> <li>・ ストレスチェック集団分析による勤務環境改善の調整</li> <li>・ 外部相談機関等の把握と利用</li> <li>・ 部下の職場復帰における支援</li> </ul>
	職場内保健スタッフによるケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案（メンヘル研修の実施等）</li> <li>・ 職場外資源とのネットワーク形成</li> <li>・ 産業医や外部相談機関との連携</li> <li>・ 職場復帰における支援</li> </ul>
	職場外資源によるケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供及び助言の獲得</li> <li>・ 職場外のサービスの活用</li> <li>・ 職場復帰における支援</li> </ul>

<sup>51</sup> メンタルヘルスは、実施する「主体」によって4つに分類されると言われている。『管理監督者向けメンタルヘルス・マネジメントの手引き〔地方公務員安全衛生推進協会〕』8頁

15 災害対策本部要員の身分証明（身分表示）

災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）の要員は、証票を携行し、常時、表示しておかなければならない。証票は、職員証をもって兼ねるものとする。

併せて、要員は、市災害対策本部が設置されている間は、市の整備する「災害対応職員用防災服（ベスト）」を、常時、着用するものとする。

第3節 市長等に事故があった場合等の対応

市長等に事故があった場合や、交替制勤務により市長や部課長が不在の場合でも、問題なく意思決定や対策措置の実施等ができるよう、危機管理指針に基づき、以下のように職務代理者を指定する。

部等の長及び課長の長は、「指名する者」を、あらかじめ個名により指定しておくものとする。

事 故 者	職 務 代 理 者	次 級 代 理 者	次 々 級 代 理 者
市 長	あらかじめ市長が職務代理者に定めた副市長	あらかじめ市長が次級代理者に定めた副市長	美馬市長職務代理規則第2条に基づき企画総務部長
あらかじめ市長が職務代理者に定めた副市長	あらかじめ市長が次級代理者に定めた副市長	美馬市長職務代理規則第2条に基づき企画総務部長	美馬市長職務代理規則第2条に基づく第2順位の者
教 育 長	美馬市教育長の職務代理者を定める規則第1条に基づき教育長からあらかじめ職務代理者に指名された教育委員		
	職務代理者から委任又は代理された場合は副教育長	職務代理者から委任又は代理された場合は教育次長	—
消 防 長	美馬市消防本部設置規則第4条に基づき次長（消防署長）	美馬市消防本部設置規則第4条の消防長があらかじめ定めた課長	美馬市消防本部設置規則第4条の消防長があらかじめ定めた課長
部 等 の 長	次長又は主管課長	部等の長の指名する者	部等の長の指名する者
課 等 の 長	主幹又は課長補佐等	課等の長の指名する者	課等の長の指名する者

第4節 業務継続計画の発動

1 方針

一度、災害が発生した場合には、市の施設や市職員自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約が生じることが考えられる。南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震が発生したような大規模災害時は、その傾向はより顕著となる。

このため、市は、災害応急対策等の速やかな実施や、市民生活に密着する優先度の高い通常業務（継続通常業務）の継続のため、必要とするヒトや資機材等のモノ及び情報等を、必要とする時期と場所、対象に的確に投入するため、発災当初から業務継続計画を発動し、資源の的確かつ効果的な活用を図るものとする。

## 2 業務継続計画の発動手続き

市は、危機管理指針に基づき、災害対策本部会議において共有した被害状況や市の置かれた環境等から、活用し得る資源に制約があると認めた場合は、本部会議でその発動の要否について審議した上で、業務継続計画の発動を決定するものとする。

## 第5節 情報通信

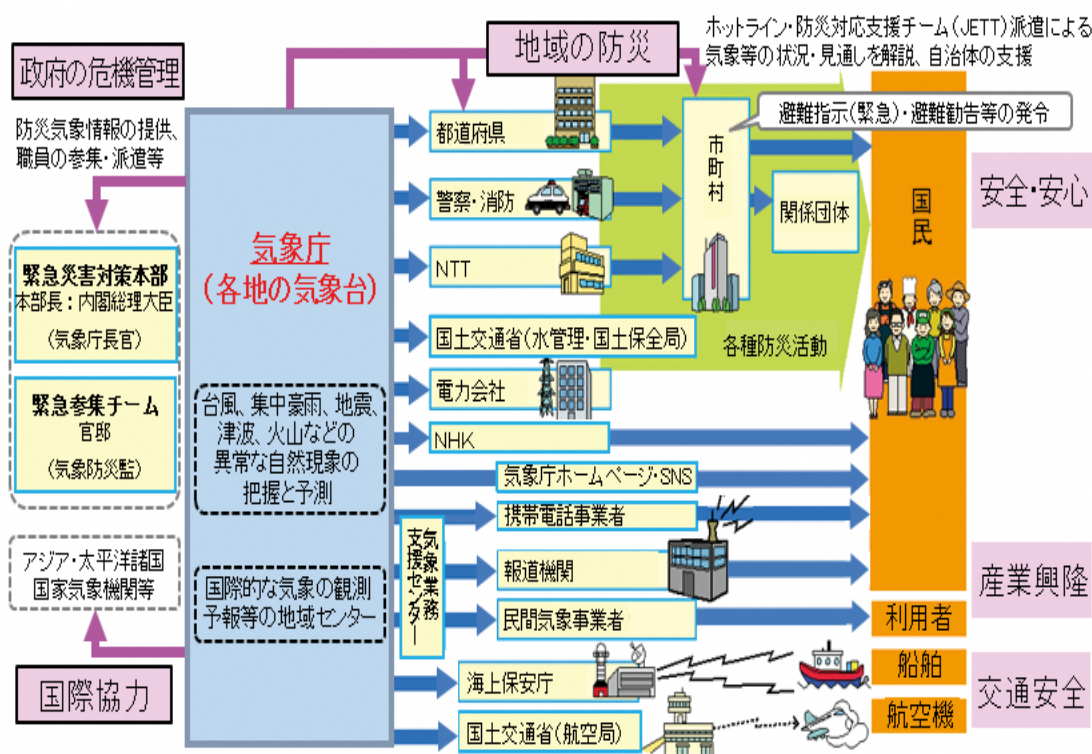
### 1 方針

市及び各災害関係機関は、災害による被害の未然防止や減災のための措置を講ずるため、防災気象情報や災害発生のおそれがある異常な現象等について、あらかじめ定められた伝達経路により、迅速・確実に防災関係機関及び市民に周知するものとする。

### 2 情報通信連絡系統

#### ① 防災気象情報の系統<sup>52</sup>

徳島地方気象台が発表する警報等の防災気象情報の流れ



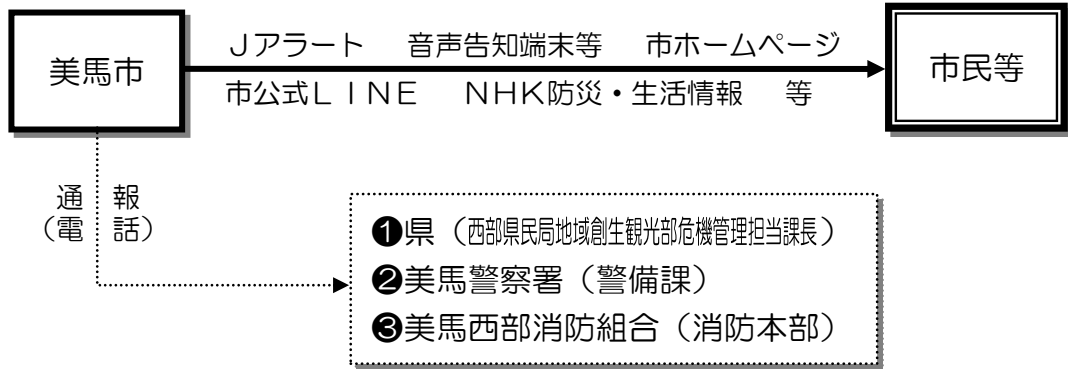
#### ② 避難情報の系統

徳島地方気象台等からの『防災気象情報』や県と気象台が共同して発表する『土砂災害警戒情報』等を受けて、美馬市が発令する避難情報である「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」の流れは、次図のとおり。

なお、避難が必要な市民等へ確実に避難情報が到達するよう、伝達手段は複

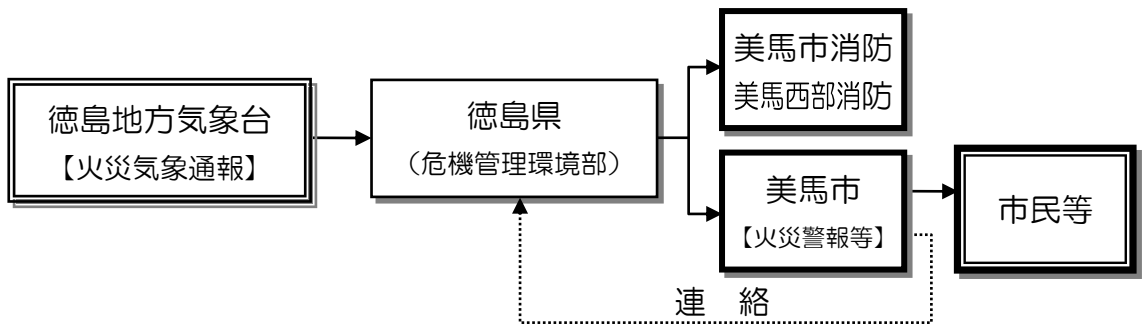
<sup>52</sup> この系統図は、気象庁「防災気象情報の発表・伝達」から引用。

数手段を併用して行うものとする。



③ 火災警報等の系統

徳島地方気象台長が知事に対して通報する「火災気象通報」、及びそれを受けて、市長が発令する「火災警報」及び「火災注意報」の流れは、以下のとおり。



④ 南海トラフ地震に関連する情報の系統

気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報<sup>53</sup>」が気象庁から発表<sup>54</sup>された場合は、徳島地方気象台を経由して県に通報されることとなっている。

南海トラフ地震に関連する情報は、気象庁ホームページ等様々な手段を用いて国民に伝達される。

なお、平成29年11月1日における「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴い、東海地震にのみ着目した「東海地震に関連する情報<sup>55</sup>」の発表は、現在、気象庁としては行っていないため、省略する。

⑤ 洪水予報・水防警報の系統

市水防計画を参照のこと。

<sup>53</sup> 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」に区分され、更に前者は、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」のように、キーワードを付して発表される予定である。

<sup>54</sup> 南海トラフ地震関連情報の発表要領等の細部は、本市の『地域防災計画』—『第2編 地震災害対策編』—『第3章 災害応急対策』—『南海トラフ地震に関する情報に伴う対応』を参照。

<sup>55</sup> 「東海地震に関連する情報」は、異常の発生状況に応じて①東海地震に関連する調査情報（危険度カラーレベル：青）、②東海地震注意情報（危険度カラーレベル：黄）、及び東海地震警戒宣言発令の基となる③東海地震予知情報（危険度カラーレベル：赤）の3種類で運用されていた。



## 第6節 災害情報の収集・伝達

### 1 方針

全ての防災関係機関は、災害時において迅速かつ効果的に災害応急対策を行うため、相互に連携・協力し合いながら被害状況の収集・伝達を行うとともに、相互に活動状況等について共有するものとする。

この際、県において情報を一元的に収集・分析し、防災関係機関に当該情報が共有されることになっているため、県の運用する「災害時情報共有システム」への被害情報等の入力を適宜に行うものとする。

### 2 情報資料の収集・分析・伝達

#### ① 積極的な情報収集

市は、市民や職員あるいは防災関係機関から寄せられる情報資料<sup>56</sup>等「人間を媒介として受動的に収集する情報資料」に加え、災害用ドローンや総合防災システムを運用し「機材を媒介として能動的に収集する情報資料」にも力を入れて、積極的に情報資料を収集する。

#### ② 評価・分析と県への報告

入手した情報資料は、速やかに評価・分析するなど情報サイクルを循環させ、被害状況等の解明に努めるとともに、県に対して口頭により又は災害時情報共有システム等を使用して適宜に報告するものとする。

この際、県との間に通信の途絶等により報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対して直接報告するものとし、その後、速やかにその内容について県に連絡するものとする。

#### ③ 職員の参集途上における情報収集

本章第2節12「職員の動員配備に対する心得」でも記述したとおり、職員は、勤務時間外に災害が発生した場合に、緊急参集する途上において「被害状況」を収集し、登庁後上司に報告するものとする。この際、人的被害、避難状況及び物的被害のうち住家被害に関するものを優先して収集するものとする。

#### ④ 安否不明者・行方不明者の把握と通報

市は、捜索・救助体制の検討等に必要となる「安否不明者・行方不明者の数・状況」について、住民登録の有無にかかわらず、市内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に通報する。

外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者であることが判明した安否不明者・行方不明者は、外務省に通報する。

<sup>56</sup> 「情報資料 (Information)」は、評価・分析されることにより「情報 (Intelligence)」に変換される。細部は、「美馬市災害対応マニュアル (職員用)」の「災害対策本部等設置・運営要領」章 (情報サイクルの循環) を参照のこと。

### 3 県に報告する情報の基準

- ① 市が、県に報告すべき主な「被害情報」は、次のとおり。
  - ① 災害救助法の適用の可否に関する被害情報<sup>57</sup>
  - ② 安否不明者・行方不明者情報
  - ③ 市内におけるライフライン（電気・ガス・水道・電話）の被害状況（ライフラインの復旧のために市が行っている措置等を含む。）
  - ④ 市内の医療機関及び基幹産業・大規模事業所の被害状況
  - ⑤ 崖崩れ・地滑り・土石流等の状況及びそれによる被害状況
  - ⑥ 河川の溢水や破堤等の状況及びそれによる被害状況
  - ⑦ 道路の被害状況及び孤立集落の発生状況及び孤立人員規模等
- ② 市が、県に対して報告すべき「被害情報以外の情報」は、次のとおり。
  - ① 市の活動体制（設置、体制移行及び廃止の都度）
  - ② 市が実施している災害応急対策活動（避難情報発令の事実を含む。）
  - ③ 市内で震度4以上を記録した地震
  - ④ 市内における医療救護活動の状況
  - ⑤ 緊急要請事項
  - ⑥ 市内における救助・救出・救急活動の状況（件数を含む。）
  - ⑦ 市内における火災発生状況（対応状況を含む。）
  - ⑧ 市民の動静・避難状況
  - ⑨ 報道機関に取り上げられる可能性のある社会的影響力を有する情報
- ③ ライフライン（電気・ガス・水道・電話に加えて道路・橋梁・鉄道）事業者又は施設管理者は、以下の情報について、市に対して通報するものとする。
  - ① ライフラインの被害状況
  - ② 実施している復旧対策活動の概要
  - ③ ライフラインの復旧見込み 等

### 4 報告の種類

消防組織法第40条の規定に基づき、市により県又は消防庁に対して報告を要する種類は、次のとおり。

報告区分	報告の要領	報告の根拠及び細部報告要領
災害即報	災害が発生したとき、直ちに報告	<u>火災・災害等即報要領(消防庁長官)</u>
災害確定報告 <sup>58</sup>	応急対策を終了した後に報告	<u>災害報告取扱要領(消防庁長官)</u>

<sup>57</sup> 災害救助法の適用の可否に関する被害情報とは、①全壊・全焼・滅失などした住家被害件数、②死亡・負傷者数及び避難者数をいう。細部は、「美馬市災害対応マニュアル（職員用）」の「災害救助法の適用」章を参照のこと。

<sup>58</sup> 確定報告には、この表に記載するもののほか、「災害中間年報」及び「災害年報」がある。細部は、『災害報告取扱要領』第1～5項を参照。

5 火災・災害等即報要領に基づく報告

① 報告の対象となる火災等

報告区分	報告の対象となる火災等の基準		報告先
火災等即報	一般基準	① 死者が3人以上生じた火災 ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災 ③ 自衛隊に災害派遣を要請した火災	県
	建物火災	① 建物焼損延べ面積3千㎡以上と推定される火災 ② 延焼が10棟以上又は気象状況等から概ね10棟以上になる見込みの火災 ③ 損害額1億円以上と推定される火災	
	建物火災【直接即報】	④ ホテル、病院、映画館において発生した火災	県 消防庁
	林野火災	① 焼損面積10畝以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災	県
	交通機関火災【直接即報】	① 航空機火災 ② 列車火災 ③ トンネル内における車両火災	県 消防庁
	その他の火災	○ 特殊な原因又は態様の火災(毒性ガスの放出を伴う火災等)	県
	危険物等事故	○ 危険物、高圧ガス、毒性ガス、毒劇物等を貯蔵し又は取扱う施設の火災又は爆発事故で、以下のいずれかの基準を満たす事故	
	危険物等事故【直接即報】	① 死者又は行方不明者が発生 ② 負傷者が5名以上発生	
	危険物等事故	③ 周辺住民が避難行動を実施 ④ 河川へ危険物等の流出発生 ⑤ 高速道路上等におけるトラックの事故を伴う火災 等	県
	社会的影響基準	○ 一般基準及び個別基準に該当しない火災・事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる火災・事故	県

救急・救助 事故即報	○ 次に該当する救急・救助事故（該当するおそれがある場合を含む。）		県
	救 急 事 故	① 死者5人以上 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上	
	救 助 事 故	① 要救助者が5人以上 ② 覚知から救助完了まで5時間以上を要する（要した）もの	県 消防庁
	救急・救助事故 【直接即報】	○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故であって、次に掲げるもの  ① 列車、航空機等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャックによる救急・救助事故 ④ 映画館、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い事故	
そ の 他	① 消防防災ヘリ及び消防用自動車等に係る重大事故 ② 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ④ それ以外の救急・救助事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる救急・救助事故	県	

災害速報	一般基準		① 災害救助法の適用基準に合致する災害 ② 市が対策本部を設置した災害 ③ 大雨等に係る「特別警報」が発表された災害 ④ 自衛隊に災害派遣を要請した災害	県
	個別基準	地震 【直接即報】	① 市区域内で震度5強以上を記録(被害の有無を問わない。)	県 消防庁
		地震	② 市区域内で震度5弱以上を記録 ③ 人的被害又は住家被害を生じたもの	県
		風水害	① 崖崩れ、地滑り、土石流等により人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により人的被害又は住家被害を生じたもの	
		風水害 【直接即報】	○ 上記①～③の災害であって、死者又は行方不明者が生じたもの	県 消防庁
		雪害	① 積雪、雪崩等により人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により孤立集落を生じたもの	県
社会的影響基準		○ 一般基準及び個別基準に該当しない災害であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる災害		
備考	1 市は、「即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、県に報告する。 2 県は、市からの即報及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁に報告する。 3 市は、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、県に加え消防庁に対しても直接報告する。 4 市は、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、消防庁からの要請に基づき、第1報後の報告を、引き続き消防庁に対して行うものとする。			

② 報告の確実な実施

市は、前掲表内に規定する一定以上の基準を満たす火災、災害及びその他の事故について覚知した場合は、『火災・災害等即報要領（消防庁長官）』に基づき、県又は直接消防庁に対して報告することとなっている。

③ 報告の速度

① 災害即報

市は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、「迅速性」を最優先して可能な限り早く、原則として覚知後30分以内に、分かる範囲でその第1報を行うこととされている。

以降、報告の様式で示された「報告項目」について判明したもののうちから、逐次、報告（第2報～）する必要がある。

② 災害確定報告

市は、災害応急対策を終了した後20日以内に報告することとされている。

6 報告・連絡窓口

消防庁及び県への報告・連絡窓口は、以下のとおり。

対象	時間帯区分	細部の窓口	連絡手段	回線番号		
消防庁	平日 (9:30~18:15)	応急応援室	一般電話	☎ 03-5253-7527		
				fax 03-5253-7537		
			消防防災無線	☎ 7-943-90-49013		
				fax 7-943-90-49033		
			衛星系	☎ 7-90-048-500-90-49013		
				fax 7-90-048-500-90-49033		
	上記時間以外	宿直室	一般電話	☎ 03-5253-7777		
				fax 03-5253-7553		
			消防防災無線	☎ 7-943-90-49102		
				fax 7-943-90-49036		
			衛星系	☎ 7-90-048-500-90-49102		
				fax 7-90-048-500-90-49036		
徳島県	平日	危機管理環境部 (ゼロ作戦課 災害対策企画担当)	一般電話	☎ 088-621-2716		
				fax 088-621-2987		
			県ネットワーク無線	☎ 7-088-621-9500		
				fax 7-088-621-9366		
	夜間・休日	危機管理政策課 (宿直)	一般電話	☎ 088-621-2713		
				fax 088-621-2987		
	平日	西部総合県民局 (地域創生観光部 危機管理担当)	一般電話	☎ 0883-53-2392		
				fax 0883-53-2434		
			県ネットワーク無線	☎ 8099**0883-53-9501		
				fax 8099**0883-53-9550		
			夜間・休日		危機管理担当課長公用携帯	☎ (一般には非公表)

## 第7節 災害広報

### 1 方針

市及び防災関係機関は、被災者の情報ニーズを十分把握し、被害状況に関する情報、ライフライン等の被災状況並びに復旧見込み、生活関連施設の状況、道路の被害状況並びに被災者生活支援情報など、市民が災害時に真に欲する情報を、正確かつ適宜に提供できるよう災害広報活動を行う。

この際、高齢者や女性、子ども及び外国人等の要配慮者に配慮した災害広報に留意する。

また、被災者の情報に接する手段に制限があることに鑑み、チラシ等の紙媒体を含め、多様な情報発信媒体を活用するよう努めるものとする。

### 2 市が実施する主要な広報内容

- ① 災害時における市民の注意事項
- ② 被害概況及び二次災害の危険性に関する情報
- ③ 市及び防災関係機関が実施している災害応急対策の概要
- ④ 発令中の避難情報（避難指示等）
- ⑤ 分散避難の推奨及び避難時の心得等
- ⑥ 開設・運営中の指定避難所・福祉避難所等
- ⑦ 市民の安否情報
- ⑧ ライフライン及び交通施設等の被害状況・復旧見込み・交通規制情報
- ⑨ 医療機関及び生活関連施設等の状況
- ⑩ 被災者生活支援情報・被災者生活再建支援情報 等

### 3 報道機関との連携

報道機関と連携した広報活動は、市民や観光客等一時的滞在者への正確かつ迅速な情報伝達のため不可欠である。

報道機関は、被害に関する情報、交通に関する情報及びライフラインに関する情報等を放送・伝達するとともに、防災機関が円滑に災害応急対策を実施し、また市民等が円滑な避難生活を送るために必要な情報の提供に努めるものとする。

### 4 広報の方法

市は、災害広報の実施にあたり、以下の手段を効果的かつ重層的に活用するものとする。

- ① 音声告知放送、ケーブルテレビ等による広報
- ② 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し情報及び必要な資料を提供
- ③ インターネットメール及び緊急速報メール等の活用
- ④ 市ホームページへの掲載等インターネットの活用
- ⑤ 広報車及び消防車両（消防団の車両を含む。）による移動広報

- ⑥ 広報紙、ポスター及びチラシ等の作成・配布・掲示による広報
- ⑦ 市長等による記者会見

## 5 市民等からの問い合わせ対応

### ① 相談窓口の設置

市は、発災後、市民等からの「問い合わせ」や「被害情報の提供」に対応するため、速やかに専門の職員を配置させて相談窓口を設置する。

### ② 安否情報の収集と安否情報照会時の対応

市は、消防、警察及び報道機関等と協力して、被災者の安否情報の収集に努めるものとする。この際、個人情報管理を徹底するものとする。

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命救助等発災直後の緊急性の高い災害応急対策に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

## 第8節 自衛隊災害派遣要請の要求等

### 1 方針

市長は、大規模な災害等に際して、人命又は財産の保護等災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の2第1項の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の部隊の派遣要請（災害派遣要請）をするよう求めるものとする。

### 2 災害派遣部隊に期待する活動の範囲

自衛隊の災害派遣部隊に期待する活動の範囲は、原則として、人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態が止むを得ない場合で、概ね次のようなものとする。

区 分	活 動 の 範 囲
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導や輸送等
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合における搜索救助
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消防活動	林野火災時等の空中消火活動（消火薬剤等は市が準備）
道路又は水路の啓開	道路・水路が損壊し又は障害物がある場合の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者への応急医療・救護・防疫（薬剤等は市が準備）
人員・物資の緊急輸送	救急患者、医師等及び物資の緊急輸送



給食及び給水	被災者に対する給食支援及び給水支援
入浴	被災者に対する入浴支援
危険物等の保安・除去	火薬類、爆発物等の保安措置及び除去
物資の無償貸付・譲与	被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与 (防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令)
その他	自衛隊の能力で対処可能な事項(通信支援、宿泊支援等)

### 3 災害派遣要請部隊等の長(指定部隊等の長)

軍種区分	災害派遣要請部隊等の長	所在地
陸上自衛隊	第14旅団長	香川県善通寺市
	徳島駐屯地司令(第14施設隊長)	阿南市
海上自衛隊	徳島教育航空群司令	板野郡松茂町
	第24航空隊司令	小松島市

### 4 災害派遣要請部隊等の連絡窓口

災害派遣要請部隊等	連絡窓口	
	窓口	電話番号
第14旅団	司令部第3部	0877-62-2311(内線2235~7)
徳島駐屯地	隊本部	0884-42-0991(内線230)
徳島教育航空群	司令部	088-699-5111(内線3213)
第24航空隊	幕僚室	0885-37-2111(内線213)

### 5 災害派遣要請の要求要領

#### ① 知事に対する求め

市長は、自衛隊の部隊等による災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し、以下に掲げる項目の内容を記載した文書により、災害派遣の要請をすよう求める(要請の要求)ものとする。

事態が急迫し、文書で依頼するいとまのないときは、電信・電話等で依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>② 派遣を希望する期間</li> <li>③ 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>④ その他参考となるべき事項</li> </ul>
------	--

市長は、当該要求をしたときは、その旨及び市の地域に係る災害の状況を、最寄りの自衛隊の指定部隊等の長に通知するものとする。

② 最寄りの自衛隊の指定部隊等の長に対する通知

市長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により「知事に対する求め」を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊の指定部隊等の長に、その旨及び市の地域に係る災害の状況を通知するものとする。

市長は、自衛隊の指定部隊等の長に当該通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に対して通知するものとする。

当該通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣することとなる。

6 災害派遣部隊の受入態勢の整備

① 作業分担等

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう配慮するものとする。

② 自衛隊に作業要請する際の留意事項

- ① 災害派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
- ② 災害派遣部隊の活動に対する協力
- ③ 救援活動が適切かつ効率的に行われるための災害派遣部隊の長、徳島地方協力本部、県、警察等関係機関との密接な連絡調整

7 災害派遣部隊等の撤収要請

市長は、災害派遣部隊が派遣目的を達したと認める場合は、災害派遣部隊の長及び消防等関係機関と協議のうえ、速やかに知事に対し、災害派遣の要請の要求の要領に準じ、撤収を要請するよう求めるものとする。

第9節 防災関係機関応援要請

1 方針

市は、平素における『顔の見える関係構築』を基盤として、災害応急対策を実施する上で必要があると認める場合は、他市町村、県、防災関係機関並びに民間団体等に対し、躊躇なく応援要請するものとする。

2 応援を要請する場合

市は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに応援を求めるものとする。

- ① 市の被災等により市の機能が停止又はそれに近い状態となったとき
- ② 被害状況等から見て市の災害応急対策力に不足があると認めるとき

- ③ 市の災害応急対策活動よりも、他の防災関係機関による活動が迅速かつ効果があると認めるとき
- ④ その他、特に応援が必要と認めるとき

### 3 応援を要請する場合の調整事項

市長は、他市町村や防災関係機関等に応援を求める必要があると認めるときは、直ちに、以下の事項を調整した上で他市町村長等に応援を要請するものとする。

- ① 災害の種別
- ② 被害の種別、発生場所及び被害の量的状況
- ③ 従事を希望する業務の種別及び資格・特技・職務経験等
- ④ 派遣を希望する職員数
- ⑤ 活動に必要で携行を希望する資機材等の種別・数量 等
- ⑥ 希望する派遣開始期日及び派遣期間

### 4 応援の対象等

#### ① 他の市町村に対する応援の要請（法第67条）

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めものとする。

#### ② 県に対する応援の要請（法第68条）

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県に対しての応援要請内容の細部は、以下のとおり。

応援要請内容	要請に際し県と調整すべき事項
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害発生の日時及び場所</li> <li>②災害の原因及び被害の状況</li> <li>③法適用を要請する理由</li> <li>④法適用を必要とする期間</li> <li>⑤既に執った救助の措置及び予定する救助</li> <li>⑥その他必要な事項</li> </ul>
被災者の他地域への移送	<ul style="list-style-type: none"> <li>①移送を要請する理由</li> <li>②移送を必要とする被災者の数</li> <li>③希望する移送先</li> <li>④被災者の収容期間</li> <li>⑤その他必要な事項</li> </ul>

<p>県災害応援隊・職員の派遣</p>	<p>①災害の状況及び職員派遣を求める理由 ②応援を必要とする職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他必要な事項</p>
<p>県による災害応急対策の実施</p>	<p>①災害の状況及び災害応急対策を求める理由 ②応援を希望する物資、資器材等の品目・数量 ③災害応急対策を必要とする場所 ④必要とする災害応急対策の内容 ⑤その他必要な事項</p>
<p>他市町村等<sup>59</sup>職員の派遣の斡旋</p>	<p>①派遣の斡旋を求める理由 ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他必要な事項</p>

③ 指定地方行政機関等に対する職員派遣の要請（法第29条第2項）

市長は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、当該指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣を要請するものとする。

④ 放送事業者に対する応援の要請（法第57条）

市長は、気象警報等の通知や避難情報の伝達などを、市民その他関係のある公私の団体に対し緊急に周知するため通信する特別の必要があるときは、電気通信事業者、有線電気通信事業者又は放送事業者に対し放送を行うことを求め、若しくはインターネット事業者に対しインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるものとする。

⑤ ボランティア団体等に対する応援の要請

災害応急対策を実施するにあたり、ボランティア団体、自主防災組織、公共的団体（医師会、歯科医師会及び商工会等）に対して、災害応急対策に対する積極的な協力が得られるよう調整するものとする。

ボランティア団体等に期待する役割は、以下のとおり。

- ① 炊き出し等への協力
- ② 清掃及び防疫への協力
- ③ 救援物資等の選別、輸送及び配給への協力
- ④ 避難誘導への協力
- ⑤ 避難所の開設・運営への協力
- ⑥ 初期消火への協力 等

<sup>59</sup> 市長は、他の県職員、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣の斡旋も知事に求めることができる（法第30条）。

5 連絡不通時等における県の支援に関する考え方

県は、大規模な災害の発生に伴い、市町村と連絡をとることができない場合等で、何らかの支援が必要と認める場合には、当該市町村からの「要請」を待たずに、市町村災害対策本部や災害現場に、『徳島県職員災害応援隊』等を派遣し、必要な支援を行うこととしている。

6 消防機関による応援

① 市の応援要請

市は、大火災発生時等において消火及び多数の人命救助の必要がある場合は、「徳島県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請するものとする。

応援消防隊との連絡方法は、以下の要領によるものとする。

区	分	連	絡	要	領
県内	の	応	援	消	防
隊	と	の	連	絡	
消防	隊	と	の	連	絡
消防	隊	と	の	連	絡
無	線	通	話	が	混
雑	し	通	信	困	難
な	場	合			
伝	令	要	員	を	配
備					

② 緊急消防援助隊の出動

次表に該当する場合は、県の要請を待たずに、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準」、又は「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」及び「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき、緊急消防援助隊が出動することとなっている。

No.	緊急消防援助隊が要請を待たず迅速出動する場合
①	徳島県を震央とする「震度6弱」以上の地震が発生するか、又は徳島県に「大津波警報」が発表された場合
②	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による想定震源域内を震源とし、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県及び高知県の6県中2県以上の県で、「震度6弱（政令指定都市については「震度5強」）」以上の地震が発生した場合
③	発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、かつ中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれにおいても、「震度6強」以上の地震が観測された場合

③ 消防応援活動調整本部（県）の設置等

県は、県内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、消防組織法第44条の2の規定に基づき、「消防応援活動調整本部」を設置し、消防の応援等の総合調整及び関係機関との連絡を実施することとなっている。

## 7 警察機関による応援

県公安委員会は、県内の警察力をもってしては対処できなと認められた場合には、警察庁及び他の都道府県公安委員会に対し、「警察災害派遣隊」等による援助を求めることとなっている。

このため、市は、市内の治安状況や交通状況等を勘察し、市内の警察力のみでは治安維持や交通規制等が十分にできない状態にあると認められた場合は、美馬警察署のリエゾンに対し、その旨を通報するものとする。

## 8 指定公共機関及び指定地方公共機関からの応援要請（法第80条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し又はまさに発生しようとしているときは、市長の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため必要な措置を講ずるとともに、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は市長に対し、「労務」、「施設」、「設備」又は「物資」の確保について応援を求めることができることとなっている。

この場合において、応援を求められた市長は、正当な理由がない限り、その応援を拒むことはできないことに注意しておく必要がある。

## 9 相互応援協定に基づく応援要請

市は、災害時の相互応援協定に基づき、応援の要請を行う。

## 10 応援部隊の当初の集結予定場所等

災害に際し、各種防災関係機関からの応援部隊が市区域内に集結する場合の当初の終結予定場所は、災害規模や被災状況等に関係なく、平素において定めている「機能配置計画」に基づき、応援部隊等と調整するものとする。

## 11 応援部隊との通信連絡手段の確保

応援部隊との連絡調整を確保するため、指揮本部への消防無線の配備や連絡調整要員（LO）の相互派遣などを実施して、通信連絡の確保に努めるものとする。

## 12 経費の負担

### ① 国、県又は他の市町村から派遣を受けた職員の経費

国、県又は他の市町村から派遣を受けた職員の給与及び経費の負担方法は、法に定めるところによるものとする。

### ② 指定公共機関等が協力した場合の経費の負担

指定公共機関等が協力した場合の経費の負担については、その都度あるいは事前に相互に協議し定めるものとする。

## 第10節 災害救助法の適用

### 1 方針

市は、災害に際し災害救助法が適用された場合には、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対し、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

### 2 救助の種類（災害救助法第4条及び同法施行令第2条）

No.	救 助 の 種 類 ・ 内 容
①	避難所の供与（避難所の供与のみ「災害が発生するおそれ段階」で実施可（細部は『市災害対応マニュアル』参照）
②	応急仮設住宅の供与
③	炊き出しその他による食品の給与
④	飲料水の供給
⑤	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑥	医療及び助産
⑦	被災者の救出
⑧	被災した住宅の応急修理
⑨	生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑩	学用品の給与
⑪	埋 葬
⑫	死体の捜索・処理
⑬	災害で運ばれた土石・竹木等日常生活に著しく支障を及ぼす障害物の除去

### 3 救助の標準的な実施機関

県計画により、市長に実施を委任することとなる救助事務は、以下のとおり。

No.	救 助 の 種 類 ・ 内 容	実 施 機 関
①	避難所の供与	市
②	応急仮設住宅の供与	県・市
③	炊き出しその他による食品の給与	市
④	飲料水の供給	
⑤	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	県・市
⑥	医療及び助産	
⑦	被災者の救出	市
⑧	被災した住宅の応急修理	
⑨	生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	県・市
⑩	学用品の給与	
⑪	埋 葬	市
⑫	死体の捜索・処理	
⑬	障害物の除去	

4 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条）

徳島県の人口及び美馬市の人口動態に応じて、美馬市に対し災害救助法が適用可能となる基準は、以下のとおり。

市は、災害救助法の早期適用を実現するため、市区域内の被害状況に関する情報を迅速に収集して発災当初から県に通報し、法適用の要請<sup>60</sup>を行う。

被害区分	適用基準の細部	住家滅失世帯
物的被害 (家屋被害)	<b>【特定の市町村内での災害を想定した基準】</b> 美馬市人口に応じて市内で右欄の数以上の世帯の住家が滅失した場合 <b>【1号基準】</b>	50世帯
	<b>【都道府県内の一定地域内（例：県西部）にわたる災害を想定した基準】</b> 徳島県の人口に応じて県内で右欄の数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、美馬市の人口に応じて市内で右欄（ ）内の数以上の世帯の住家が滅失した場合 <b>【2号基準】</b>	1,000世帯 (25世帯)
	<b>【都道府県全域にわたる災害を想定した基準】</b> 徳島県の人口に応じて県内で右欄の数以上の世帯の住家が滅失した場合 <b>【3号前段基準】</b>	5,000世帯
	<b>【隔絶した地域における災害を想定した基準】</b> 災害が隔絶地域に発生し被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で多数の住家が滅失した場合 <b>【3号後段基準】</b>	
人的被害	<b>【災害による被害の発生前にも適用することができる基準】</b> 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、①災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合、若しくは②被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合 <b>【4号基準】</b>	
備考	1 住家の滅失等の認定は、『災害の被害認定基準について（府政防第518号 内閣府政策統括官）（平成13年6月28日）』に基づく被害認定方法を用いる。 2 滅失は、「全壊」、「全焼」及び「流失」等した住家をいい、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするが、「半壊」又は「半焼」した世帯は2世帯をもって、住家が「床上浸水」、「土砂のたい積」等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。	

<sup>60</sup> 災害救助法の適用基準をはじめ同法に関する様々な情報が集約されている「内閣府ホームページ－内閣府の政策－防災（防災情報のページ）－被災者支援－災害救助法」を参照のこと。



5 災害救助の主な事務のあらまし

事務の順序	美馬市	徳島県	内閣府
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・迅速かつ正確に管内の被害状況を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ災害対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ災害対策本部を設置</li> </ul>
被害状況の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに被害状況を知事に情報提供</li> <li>・状況が判明次第、随時、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの被害情報を確認、管内分を集計し直ちに防災担当大臣に報告</li> <li>・以下、状況が判明次第随時情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供された情報内容について確認</li> <li>・必要に応じて助言</li> </ul>
災害救助法適用の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事に災害救助法の適用を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供</li> <li>・県内各関係機関に連絡（連携協力）</li> <li>・必要に応じ現地確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の受理及び技術的な助言、指導</li> <li>・内閣府（防災担当）、日本赤十字社等関係機関への連絡</li> </ul>
応急救助の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救助の実施（県から委任を受けた救助等の実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助の実施等</li> <li>・必要に応じ他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ他の都道府県知事に対する応援の指示</li> </ul>
中間情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供</li> <li>・状況が判明次第、随時、情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供</li> <li>・以下、状況が判明次第随時情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の受理</li> <li>・必要な助言、指導</li> </ul>
特別基準の申請（必要に応じ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、知事に特別基準の調整を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が甚大等のため災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（一般基準）により難しい特別の事情がある時は、その都度、特別基準について内閣総理大臣と協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承認の要否及び程度等の判断</li> <li>・必要な助言、指導</li> </ul>
救助完了の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救助の完了後に情報提供</li> <li>①確定被害状況</li> <li>②委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況</li> <li>③救助費概算所要額等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救助の完了後に情報提供</li> <li>①確定被害状況</li> <li>②救助の種類ごとの実施状況</li> <li>③救助費概算所要額等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の受理</li> <li>・必要な助言、指導</li> </ul>
補助金の申請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌年度6月15日までに国庫補助金の精算交付を防災担当大臣に申請</li> <li>・特別の事情がある場合には、概算交付を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定</li> </ul>

6 災害救助法に基づく救助の原則

原則	内容
平等の原則	○ 現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件に係わらず、等しく救助の手を差し伸べなければならない。
必要即応の原則	○ 応急救助は、被災者への「見舞制度」ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者毎に、どのような救助が、どの程度必要なかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。
現物給付の原則	○ 法による救助は見舞制度ではなく、災害により現に救助を必要とする被災者に対して確実に行われる必要はある。 ○ 例えば、金銭を給付した場合には、その金銭が救助と異なる用途で用いられる可能性も生じてしまうことから、そのようなことがないよう、物資や食事、住まい等について「現物」での給付を原則としている。
所在地救助の原則	○ 発災後の緊急時に、円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被災者の所在地において救助を実施することを原則としている。 ○ 市民はもとより、旅行者、訪問客及び土地の通過者等を含め、その所在地を所管する知事が救助を行う。
職権救助の原則	○ 応急救助の性格からして、被災者の申請を待つことなく、知事がその職権によって救助を実施する。

第11節 避難対策の実施

1 方針

市は、大規模災害時には多数の避難者の発生が予想されることから、市民の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する。

このため、早めの段階で避難行動を開始できるよう、避難指示や高齢者等避難等の避難情報について、『空振り』をおそれず、躊躇なく早期の発令に努めるとともに、避難情報の市民等への確実な伝達のための必要な措置を行うものとする。

加えて市は、災害時に美馬市区域外の市町村に越境避難する市民がいた場合には、美馬市内にある家族・親類等の安否情報等必要な情報や当該市民が必要とする支援・サービスを提供するよう配慮するものとする。

## 2 避難に関する市の責務

市は、災害対策基本法において『基礎的な地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、実施する責務を有する<sup>61</sup>。』とされている。

よって、市は、平時において確立している具体的な発令基準、情報伝達手段、防災体制等を基盤として、災害時は、徳島地方気象台等関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに市民等に伝えなければならない<sup>62</sup>。

## 3 分散避難の推奨<sup>63</sup>

「避難」とは文字通り「難」を「避」けることであり、今現在、安全な場所に在ることが明らかな人まで避難をする必要はなく、また小学校等の指定避難所に行くことだけが避難ではない。

指定避難所以外にも、安全な親戚や知人宅への避難（縁故避難）、ホテルや旅館あるいはサブ避難所への避難（避難所外避難）、自らの判断で屋内安全確保（垂直避難等）をする等、様々な避難行動がある。

市は、避難情報を発令した際の指定避難所の混雑回避や混雑することによる指定避難所における感染症蔓延の防止等の観点から、市民等に対して様々な避難行動をとること、いわゆる『分散避難』を推奨<sup>64</sup>するものとする。

## 4 避難の基本的な考え方等

### ① 避難区分

避難指示等が発令された場合に、市民等が迅速かつ円滑に避難するための基本的な考え方は、次表のとおり。

避難区分	内 容	避 難 先
一次避難 <small>いっときひなん (一時避難)</small>	○ 今現在、直面している緊急事態（迫り来る洪水、地滑り、地震動等）から <u>身の安全を可能な限り確保</u> するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動等すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下</li> <li>・自宅の2階</li> <li>・崖と反対側の部屋</li> <li>・広 場</li> <li>・高 台 等</li> </ul>
二次避難	○ <u>一定期間、安全で人間らしい生活が送れる場所に避難</u> すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所</li> <li>・指定福祉避難所</li> <li>・安全な親類宅</li> <li>・安全なホテル 等</li> </ul>

<sup>61</sup> 災害対策基本法第5条第1項

<sup>62</sup> 「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」（令和3年5月）8頁

<sup>63</sup> 「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」（令和3年5月）17頁

<sup>64</sup> 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（内閣府・消防庁・厚生労働省）」（令和2年4月1日）

② 避難実施要領

状況が許す限り、「二次避難」により一挙に指定避難所や指定福祉避難所等に避難することを基本とする。

急に発生する地震等急激な危難に直面した場合には、とりあえず「一次避難」により身の安全を確保（危険の回避）し、その後、努めて早期に「二次避難」に移行するものとする。



5 避難情報

① 避難情報の区分

令和3年4月に災害対策基本法が改正され、同年5月20日より改正法が施行になり、避難情報は、以下のように発令・運用<sup>65</sup>することとなった。

避難情報等区分	警戒レベル	状況及び市民等が執るべき行動
緊急安全確保	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 状況 災害が発生又は切迫</li> <li>○ 市民等が執るべき行動 <b>命の危険直ちに安全確保</b>（立退避難を中心とした避難行動から緊急安全確保に行動変容）</li> </ul>
避難指示	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 状況 災害のおそれが高い</li> <li>○ 市民等が執るべき行動 <b>危険な場所から全員避難</b>（立退避難を基本）</li> </ul>
高齢者等避難	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 状況 災害のおそれあり</li> <li>○ 市民等が執るべき行動 <b>危険な場所から高齢者等は避難</b>（高齢者等要配慮者は立退き避難。その他の人は、立退き避難準備又は必要に応じ自主避難）</li> </ul>

<sup>65</sup> 『新たな避難情報等について ～「避難情報に関するガイドライン」の説明資料～』（内閣府）20頁

<p>注 意 報 《 気 象 庁 》</p>	<p>2</p>	<p>● 状 況 気象状況等が悪化 ○ 市民等が執るべき行動 <b>自らの避難行動を確認!</b> (避難場所・避難所や避難経路、避難のタイミング等の確認)</p>
<p>早期注意情報 (警報級の可能性) 《 気 象 庁 》</p>	<p>1</p>	<p>● 状 況 今後、気象状況等が悪化のおそれ ○ 市民等が執るべき行動 <b>災害への心構えを高める!</b> (防災気象情報等の最新情報に注意等)</p>

② 避難情報発令に際しての配慮

市は、夜間や暴風雨時の立ち退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、まだ「日が明るいうち」から避難情報を発令したり、暴風が吹き始める前に立ち退き避難が完了するように暴風警報が発表され次第避難情報を発令する等、市民等が「安全に立ち退き避難」をできるよう、**早めに避難情報を発令<sup>66</sup>**するものとする。

③ 避難情報発令に際しての専門家の活用

市は、避難指示等避難情報を発令するに際して、必要に応じて「気象防災アドバイザー」等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

6 市民に対する避難情報の伝達方法

- ① 音声告知放送、ケーブルテレビ、市ホームページ
- ② 広報車及び消防車両（消防団含む）
- ③ 報道機関等への情報提供と報道依頼
- ④ 携帯端末の緊急速報メール等
- ⑤ 口頭（市長等による記者会見） 等

7 避難情報の内容

避難情報を発令（口頭の場合）する際の留意事項<sup>67</sup>は、以下のとおり。

- ① 如何なる「災害がどの地域に発生するおそれがあるか」を明示すること
- ② 対象者が「とるべき行動」を具体的に明示すること
- ③ 避難情報の発令対象区域は可能な限り「絞り込む」こと
- ④ 伝達文は「簡潔」かつ「緊迫感」ある表現を使用すること
- ⑤ 緊迫感を増すため場合により命令口調で呼び掛ける等工夫すること
- ⑥ 広く確実に伝達するため伝達手段を多重化・多様化すること

<sup>66</sup> 「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」（令和3年5月）101頁

<sup>67</sup> 「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」（令和3年5月）101頁

8 避難情報伝達文例の使用

市は、避難情報の迅速な発令を可能とするため、避難情報の伝達文例（各種災害別・警戒レベル別）を、『美馬市災害対応マニュアル（職員用）』においてあらかじめ定めておき、災害時はそれを用いて迅速に発令するものとする。

9 避難情報の発令基準（目安）

避難情報と、発令の基準（目安）となる「事象」や「気象情報」等との関係を整理すれば、次表のとおり。

避難情報区分	警戒レベル	災害種別と事象及び気象情報等			
		水害	土砂災害	南海トラフ地震	地震（震度）
緊急安全確保	5	氾濫発生情報	大雨特別警報 （土砂災害）	緊急地震速報	震度6強以上（県内） 震度6弱以上（市内）
		大雨特別警報 （浸水害）			
		洪水キキクル(黒)	土砂キキクル(黒)		
		浸水キキクル(黒)			
		水害リスクライン(黒)			
避難指示	4	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	震度6弱（県内） 震度5強（市内）
		洪水キキクル(紫)			
		浸水キキクル(紫)	土砂キキクル(紫)	大津波警報 〔太平洋沿岸部〕 （南海トラフ地震）	
		水害リスクライン(紫)			
高齢者等避難	3	氾濫警戒情報	大雨警報(土砂災害)	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	震度5強（県内） 震度5弱（市内）
		大雨警報(浸水害) 洪水警報			
		洪水キキクル(赤)	土砂キキクル(赤)		
		浸水キキクル(赤)			
		水害リスクライン(赤)			

※ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合で、かつ「一部割れケース」の場合は、全ての住民は基本的に『警戒態勢をとる（避難はしない）』こととなっているが、「高齢者等避難」を発令するか否かは、状況に応じて判断する。

※ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合で、かつ「ゆっくりすべりケース」の場合は、基本的に「高齢者等避難」は発令しないものとする。

※ 台風の場合、「徳島県に接近」又は「四国に上陸」の可能性が予報された場合は、「災害情報連絡室（警戒レベル2）」又は「災害警戒本部（警戒レベル3）」を設置する必要があるか否かを、徳島気象台の助言等を活用しつつ検討する。

10 避難の誘導

① 市民等の避難誘導

市、市消防機関（消防本部、消防署及び消防団）及び県警察は、「人命の安全」を第一に、市民等を速やかに誘導し、安全な指定避難所等に収容することによって当面の居所を確保するとともに、被災者の精神的な安心に繋げるものとする。

② 要配慮者の避難誘導

避難誘導に当たっては、自主防災組織や福祉関係者と連携し、特に避難行動要支援者をはじめ要配慮者を優先し、可能な限り集団で行い安全・確実・迅速に避難できるよう配慮するものとする。

避難行動要支援者個々について、避難所、避難経路、誘導責任者及び誘導方法等についてあらかじめ作成した『個別避難計画』に基づき、避難指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施するものとする。

11 市民等が持つべき避難に関する基本姿勢<sup>68</sup>

市民等は、既存の防災施設や行政主導のソフト対策には限界があることを認識するとともに、自然災害に際しては行政に依存し過ぎることなく、『自らの命は自らが守る』及び『地域は地域のみんで守る』という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

また、自主防災組織等は、避難所の自主的運営態勢を迅速に構築し、避難所における「生活の質」の向上に努めるものとする。

市民等が主体的な避難行動をとるに際し、特に留意すべき事項は次のとおり。

No.	留意事項
①	○ 平素より、居住地や勤務先・通学先等の日常生活において <u>自らが居ることが多い場所の災害リスクを把握</u> ○ 避難行動や避難のタイミングは各自毎で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、あらかじめ確認・認識
②	○ 平素より、予定している避難経路が安全であるかどうかを確認し、 <u>安全な避難経路を検討し、必要に応じ避難先や避難のタイミングそのものを見直し</u>
③	○ 平時に確認・検討するべき内容について、 <u>避難行動を共にとることが想定される家族や地域等と共有</u> ○ 災害時には、可能な範囲で家族や地域と声を掛け合って避難
④	○ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、 <u>夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、まだ日が明るいうちから避難</u> ○ 暴風が予想される場合は、 <u>昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了</u>

68 「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」（令和3年5月）10頁

⑤	○ 避難情報の発令対象区域は、一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮し <b>危険だと感じれば自主的かつ速やかに避難</b>
⑥	○ <b>自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意</b> ○ 一時的な避難先としてやむを得ず <b>車中泊をする場合は、エコノミークラス症候群の予防を確実に実施</b> するととともに、浸水等の災害リスクのある区域等に長く駐車するなどしないよう留意
⑦	○ 過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか、水位情報や画像情報等の <b>リアルタイム情報等を自ら確認し避難</b>
⑧	○ 災害のおそれがある又は高い状況で、市から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性があることを認識 ○ <b>避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要</b>
⑨	○ 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等に居住している場合には、 <b>電話やメール等により避難を強く促すべき（にげなきゃコール）</b>

## 1.2 指定避難所の開設・運営

市、施設管理者及び市民（自主防災組織等）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市が開設を決定した指定避難所を迅速に開設し、市民等を安全に受入れ安定的に運営ができるよう、連携を密にしなければならない。

市は、指定避難所を開設した場合には、市民等に対しその旨を周知徹底するとともに、避難開始日時、場所、収容状況及び開設期間の見込み等について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

自主防災組織及び自治会等は、開設された指定避難所において「避難所運営本部」を迅速に編成し、当該避難所を自主的に運営するよう努めるものとする。

この際、避難生活支援等避難所運営に関する知見やノウハウを有する地域の人材等を活用するなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

## 1.3 避難所における感染症対策

市は、平素及び災害時において、避難所に被災者が殺到し「密」状態となり新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染症の発生や蔓延リスクを防止するため、『分散避難』の推奨を市民又は被災者に徹底するものとする。

避難所の収容人数に関しては、ソーシャルディスタンスを確保した余裕のある設定にするとともに、避難所に計画的に備蓄しているパーティションや折り畳みベッド及び感染症対策キット等を活用し、感染症の発生リスクを低減させる。



## 1.4 避難所における生活環境の「質」の向上

市は、1人当たりの専有面積を4㎡確保することや、折り畳みベッドの備蓄・提供、パーティションの備蓄・提供、避難者数に見合った仮設トイレの設置や避難者自身による定期的な清掃の実施等によるトイレ環境の質的・量的な向上<sup>69</sup>、炊き出しの導入等による食事の質の向上等あらゆる施策を講じ、避難所における生活環境の「質」の向上を図り、『災害関連死<sup>70</sup>』の極限に努めるものとする。

特に車中泊避難者のエコノミークラス症候群の発症予防策や高齢者において「生活不活発病（廃用症候群）<sup>71</sup>」のリスクを低減させるための適度な運動の導入等にも留意する。

## 1.5 自主避難への対応

市民が危険あるいは不安を感じて自ら避難（自主避難）しようとする場合の避難所については、原則として、自主防災組織が如何なる場合にどこの避難所に自主避難するか等をあらかじめ決めておくものとする。

市は、崖崩れなど前兆現象が出現した場合において、現場周辺の市民より自主避難の要望や問い合わせがあったときは、避難先を斡旋するとともに、円滑な受け入れが図られるよう、施設管理者や自主防災組織のリーダー等へ連絡し調整を行うものとする。

## 1.6 指定避難所が使用できない場合等の対応

市は、災害の状況等により開設・運営を予定している指定避難所や指定福祉避難所等が使用できないときや、収容可能人数を超過しこれ以上指定避難所に収容できない場合等にあっては、市内の「サブ避難所<sup>72</sup>」等への避難を実施するとともに、知事又は隣接市町の長と協議して市の区域を越える越境避難（広域避難）の実現を図るなど、所要の措置を講ずるものとする。

また、陸上自衛隊等の装備する「宿営用天幕（6人用テント）」の活用や、事業者が取り扱う「ユニットハウス」の設置<sup>73</sup>も検討する。



<sup>69</sup> 市が作成する『美馬市災害対応マニュアル（職員用）』の「災害時におけるトイレ環境の快適化」により、避難所におけるトイレ環境の質的・量的な向上を図るものとする。

<sup>70</sup> 『災害関連死』とは、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）」（平成31年4月 政府 定義付け）

<sup>71</sup> 『生活不活発病（廃用症候群）』とは、「生活が不活発（動かない）なことによって生じる全身のあらゆる心身機能の低下により引き起こされる一連の症状」をいう。皮膚萎縮、静脈血栓症（→肺塞栓症）、心肺機能低下、起立性低血圧、食欲不振、尿量増加、うつ状態、知的活動低下、自律神経不安定などの症状がある。

<sup>72</sup> 「サブ避難所」とは、『指定避難所以外の施設』として、避難所指定していない公共施設、民間賃貸住宅の空室、空き家、大学、高校、専門学校、宿泊施設（旅館、ホテル）等』をいう。（『避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）（徳島県）』3頁）

<sup>73</sup> 新潟県中越地震の際、新潟県が『分散型避難所』として、被災者の敷地内に「ユニットハウスを設置」（約50戸）した例がある。なお、このユニットハウスには、トイレ、水回り及び冷暖房等は附帯していなかった。設置期間は、自宅の修理が完了又は仮設住宅への入居が可能となるまでとされた。

17 広域避難

① 広域避難の調整

市は、市民等の避難者を受け入れるには市内の避難所の収容数に不足が生じるおそれがあると認める場合は、県の定める『徳島県広域避難ガイドライン』に基づき、まずは「西部ブロック」内の市町と直接協議して広域避難を行う。

西部ブロック内では市民等の避難者を収容できない場合は、更に広域的な避難をする必要が生じるため、その旨を県に要請し、西部ブロックを超えた広域避難を実施する。

② 広域避難ブロックとマッチング

県の定める「広域避難のブロック制<sup>74</sup>」は、以下のとおり。

ブ ロ ッ ク	各 ブ ロ ッ ク 内 の 市 町 村
東 部 ブ ロ ッ ク	① 徳島市、吉野川市、佐那河内村、石井町、神山町
	② 鳴門市、阿波市、板野町、上板町
	③ 松茂町、北島町、藍住町
	④ 小松島市、勝浦町、上勝町、那賀町(※)
南 部 ブ ロ ッ ク	① 阿南市、美波町、那賀町(※)
	② 牟岐町、海陽町
西 部 ブ ロ ッ ク	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町
備 考 ( ※ )	那賀町は南部ブロックであるが、小松島市の避難先として一部設定

県の定める各ブロック毎の「避難元市町村と避難先市町村のマッチング<sup>75</sup>」は、次表のとおり。

ブ ロ ッ ク	避難元市町村	避 難 先 市 町 村
東 部 ブ ロ ッ ク	徳 島 市	吉野川市、佐那河内村、石井町、神山町
	鳴 門 市	阿波市、板野町、上板町
	松 茂 町	北島町、藍住町
	小 松 島 市	勝浦町、上勝町、那賀町①
南 部 ブ ロ ッ ク	美 波 町	阿南市、那賀町②
	海 陽 町	牟岐町
西 部 ブ ロ ッ ク	予 備 地	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

西部ブロックは、徳島県内の広域避難における避難先の「予備地」に指定されている。

74 「徳島県広域避難ガイドライン」別表1

75 「徳島県広域避難ガイドライン」別表2

## ③ 広域避難の際の留意点

広域避難<sup>76</sup>をする際には、「地域コミュニティを維持」した避難をするよう、特に留意する。地域コミュニティが分断された状態で広域避難した場合、避難先での孤立感や不安感等により、災害関連死を誘発する危険性がある。

## 18 避難所開設期間（収容期間）

災害救助法等の規定に基づき、避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から『7日以内』を基準（一般基準）としており、それ以前に必要ななくなった者は逐次退所させ、期間内に完了するよう努めるものとする。

大規模な災害等により一般基準による開設期間の延長の必要がある場合は、7日以内に、知事に対し延長（特別基準）の要請・協議を行うものとする。

## 19 企業の行動

企業は、施設の安全を確認した上で、事業継続計画の発動による事業活動の継続又は再開に向けた取り組みを図りつつ、可能な範囲で被災者の受け入れや備蓄物資の提供など、被災者支援を行うものとする。

## 20 避難所の縮小・閉鎖

市は、ライフライン等の復旧状況、避難者の状況等を見ながら、避難所の縮小・閉鎖時期及び具体的要領等について、施設管理者及び避難所運営本部及び関係するボランティア団体代表者等と協議するものとする。

特に、学校が避難所となっている場合においては、授業の再開を最優先に考え、避難所機能の縮小及び統合に努めるものとする。

## 21 警戒区域の設定等

## ① 市長による警戒区域の設定等

市長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域から退去を命ずることができる。

## ② 警察官による市長権限の行使

市長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官は、市長の権限（警戒区域の設定等）を行使することができる。

<sup>76</sup> 東日本大震災の際、多くの住民が全国各地に広域避難し、住所地（避難する前の居住地）の市町村や県では、広域避難した住民の所在地等の情報把握が大きな課題となった。

そこで、総務省として、避難した住民から避難先の市町村へ避難先等に関する情報（氏名、生年月日、性別、避難前の住所、避難先（避難所、個人宅等））を任意に提供してもらい、その情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が広域避難者への情報提供等を行う『全国避難者情報システム』を構築し運用した。

広域避難した場合は、避難者自身が、避難先自治体又は避難元自治体に当該避難実態を届け出ることが極めて重要となる。

③ 自衛官による市長権限の行使

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、市長の権限（警戒区域の設定等）を行使することができる。

④ 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難情報（避難指示等）と同様に、テレビ・ラジオ放送、インターネット、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、広報車などにより、市民等へ周知するとともに、必要に応じ関係機関に通知するものとする。

2.2 法令に基づく報告又は通知義務

市等は、避難指示等を行ったときは、法令に基づく報告又は通知を行うほか、避難の安全を確保するために必要であると認められる関係機関に速やかに連絡するものとする。

報告又は通知義務者	避 難 措 置 の 内 容	報告又は通知先
市 長	① 法第60条の規定により、「避難指示」等を発令したとき ② 法第61条の規定により、市長の要求に基づき、警察官が「避難指示」等を実施した場合に、その旨の通知を警察官から受けたとき	知 事
警 察 官	○ 法第61条の規定により、市長の要求に基づき、警察官が「避難指示」等を実施したとき	市 長
警 察 官	○ 法第63条の規定により、市長から要求等があった場合に、市長の権限である「警戒区域の設定」及び「当該区域への立入制限や退去命令等」の措置をとったとき	市 長
自 衛 官	○ 法第63条の規定により、市長等がその場にいない場合に、市長の権限である「警戒区域の設定」及び「当該区域への立入制限や退去命令等」の措置をとったとき	市 長
水防管理者	○ 水防法第29条の規定により、「避難のための立退きを指示」をしたとき	警察署長
備 考	【報告又は通知の内容】 「報告」又は「通知」する内容は、次のとおり。 ① 実施した措置の内容 ② 措置を実施した日時及び対象区域 ③ 対象世帯数及び人数	

## 第12節 避難所外避難者の支援対策

### 1 方針

これまでの災害における実状や内閣府による「分散避難」の推奨等から、災害時には指定避難所や福祉避難所への避難（避難所避難）に加え、車中泊避難やテント避難、親類縁者宅に避難する縁故避難、ホテルや旅館等指定避難所ではない施設への避難（避難所外避難）など、様々な避難形態が予想される。

したがって、対策本部の後方支援を得つつ避難所運営本部が主体となり、避難所以外の様々な環境で避難をする被災者に対しても、避難生活に必要な様々な支援を、避難所に避難している被災者に対するのと同様に実施していくものとする。

### 2 避難所外避難者の支援に関する背景

東日本大震災の教訓による災害対策基本法の改正によって、避難所を管理運営する避難所運営本部が、当該避難所を支援拠点として避難所外避難者に対しても必要な生活関連物資の配付や保険医療サービスの提供あるいは情報の提供等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない<sup>77</sup>こととされた。

### 3 避難所外避難者の現況把握

#### ① 避難所外避難者に対する連絡の周知

市及び避難所運営本部は、主導的に避難所外避難者の現況を把握するよう努めるとともに、避難所外避難者に対し、市又は最寄りの避難所運営本部に現況を連絡するよう周知する。

#### ② 避難者自身による通報

避難所外避難者は、地域の自治会又は自主防災会、若しくは市又は最寄りの避難所運営本部に対し、自ら積極的に避難所外避難をしている事実を通報するとともに、避難生活をする上で支援が必要な場合は、市又は避難所運営本部にその旨を積極的に申し出るものとする。

#### ③ 自主防災組織等による把握

自主防災組織、自治会、民生委員及び児童委員等は、在宅避難者、縁故避難者、車中泊避難者等を実施している避難者の情報を可能な限り入手するよう努めるとともに、市又は最寄りの避難所運営本部にその旨を情報提供するものとする。

#### ④ ホテルの管理者等による情報提供等

ホテル及び旅館等の管理者等は、被災者が自己のホテル等に避難のため宿泊していることを承知した場合は、市又は最寄りの避難所運営本部にその旨を情報提供するものとする。

#### ⑤ 市による把握のための支援

市は、避難所運営本部による避難所外避難者の現況把握のため必要な支援や

<sup>77</sup> 災害対策基本法第86条の7

情報提供等を積極的に行うものとする。

#### 4 福祉避難所以外に避難した要配慮者に対する配慮

市及び避難所運営本部は、個別避難計画等に基づく福祉避難所への直接避難が何らかの事由によりできず、指定避難所への避難や車中泊避難等となった要配慮者について、できるだけ早く福祉避難所に移送するよう配慮するものとする。

#### 5 車中泊避難者に対する配慮

市及び避難所運営本部は、車中泊避難をしている被災者に対しては、エコノミークラス症候群の発症リスク等の注意喚起及び予防法の周知、あるいは発症予防のための物資（圧着ソックスやエアーマット等）の提供等を行うものとする。

### 第13節 交通確保対策

#### 1 方針

国、県及び市は、災害時において災害応急対策に従事する者並びに災害応急対策に必要な物資及び資器材等の緊急輸送等を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、管理する道路の不通箇所の応急修理及び交通規制に関する措置等を適切に実施するものとする。

#### 2 道路啓開

市（道路管理者）は、災害応急対策の実施に支障が生じないように、路上の障害物の除去等を道路管理者、警察機関、消防機関及び自衛隊等と密接に連携・協力し、道路啓開を適切に実施して道路交通を確保するものとする。

また、道路管理者は、法第76条の6の規定に基づく措置命令等を駆使して、道路交通の確保に努めるものとする。

#### 3 道路の応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。

道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、災害応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により自衛隊の災害派遣部隊の協力を得るものとする。

#### 4 交通規制

##### ① 交通規制の実施

道路管理者は、災害により道路、橋梁等の道路施設に危険が予想されるときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

② 交通規制の周知

① 事前周知

この場合、できるだけ早期に「規制予告（規制路線・区間、規制期間・時間等）」を発表するとともに、状況に応じて、適宜に規制予告内容の見直しを行うものとする。

② 看板等の設置

実施責任者は、交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関を通じて交通規制の周知徹底を図るものとする。

5 交通規制・措置命令の実施者

道路管理者と県警察は、道路の保全又は交通の危険防止のため必要と認める交通規制等が適切に実施されるよう、相互に連絡をとり連携を密にするよう留意するものとする。

区分	実施者	交通規制・措置命令の内容等
交通規制	道路管理者 (国、県、市) (初段西日本) (本州四国連絡高速道路)	1 根拠法 道路法第46条 2 交通規制の内容 区間を定めて、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路の「通行の禁止」又は「制限」 3 交通規制の要件 以下のいずれかに該当する場合 ① 道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
	県公安委員会	1 根拠法 法第76条 2 交通規制の内容 区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）以外の車両の道路における「通行の禁止」又は「制限」 3 交通規制の要件 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認める場合

交通規制 (つづき)	警察官 交通巡視員	<p>1 根拠法 道路交通法第6条第1項</p> <p>2 交通規制の内容 手信号その他の信号による交通整理</p> <p>3 交通規制の要件 なし</p>
	警察官	<p>1 根拠法 道路交通法第6条第2項・第3項</p> <p>2 交通規制の内容 その現場に進行してくる車両等の「通行の禁止」又は「制限」、現場にある車両等の運転者に対する「車両等の後退命令」、現場にある関係者に対する「必要な指示」</p> <p>3 交通規制の要件 交通が著しく混雑するおそれがある場合で、道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき</p>
		<p>1 根拠法 道路交通法第6条第4項</p> <p>2 交通規制の内容 一時、歩行者又は車両等の「通行の禁止」又は「制限」</p> <p>3 交通規制の要件 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合で、当該道路における危険を防止するため緊急の必要がある場合</p>
措置命令	<p>警察官 ・ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (警察官がその場にいない場合) ・ 消防吏員 (警察官がその場にいない場合)</p>	<p>1 根拠法 法第76条の3</p> <p>2 措置命令の内容</p> <p>① 車両その他の物件の所有者、占有者又は管理者に対する、当該車両その他の物件の付近の道路外の場所への移動命令</p> <p>② 車両その他の物件の所有者、占有者又は管理者に対する、通行禁止制限区域における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置の実施命令</p> <p>③ ①及び②の措置命令を受けた者が当該措置をとらない場合又は命令の相手方が現場にいない場合、自ら当該措置を実施（当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件の破損が可）</p> <p>3 措置命令の要件 通行禁止制限区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき</p>



<p>措置命令 (つづき)</p>	<p>道路管理者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 根拠法 法第76条の6</li> <li>2 措置命令の内容 管理する道路で区間を指定して以下の措置命令             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 車両その他の物件の所有者、占有者又は管理者に対する、当該車両その他の物件の付近の道路外の場所への移動命令</li> <li>② 指定した道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置の実施命令</li> <li>③ ①及び②の措置命令を受けた者が当該措置をとらない場合又は命令の相手方が現場にいない場合、自ら当該措置を実施（当該措置をとるため必要な限度において、他人の土地を一時使用し又は竹木その他の障害物の処分が可）</li> </ol> </li> <li>3 措置命令の要件 以下のいずれにも該当する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 道路における車両の通行が停止し又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合</li> <li>② 緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるとき</li> </ol> </li> </ol>
-----------------------	--------------	--

## 6 緊急通行車両の確認

県公安委員会が、法第76条の規定に基づき緊急通行車両（緊急自動車及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限した場合、知事又は県公安委員会は、法施行令第33条の規定に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うこととされている。

### ① 届出済証の交付を受けている車両

災害発生時、届出済証を最寄りの警察署や検問所等に提出すれば、直ちに「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両確認標章」が交付され、公安委員会が通行の禁止及び制限を実施している区域等（緊急交通路）において災害応急対策活動のための通行ができる。

### ② 届出済証の交付を受けていない車両

災害時、新たに緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申請書」を県公安委員会（県警察本部又は警察署）に提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

緊急通行車両として確認される車両の例は、次のとおりであるが、平素において努めて事前届出を実施しておくものとする。

事前届出制度については、第2章第4節12を参照。

- ① 警報の伝達、避難の勧告及び指示に使用するもの
- ② 消防、水防その他応急措置に使用するもの
- ③ 被災者の救護、救助その他の保護に使用するもの
- ④ 被害を受けた児童及び生徒の教育に使用するもの
- ⑤ 施設及び整備の復旧に使用するもの
- ⑥ 食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に使用するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通規制その他の災害地における社会秩序の維持に使用するもの
- ⑧ 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用するもの

## 第14節 緊急輸送対策

### 1 方針

市、防災関係機関及び関係する事業者等は、救助活動、救急・救命活動、消火活動及び医療活動等の実施のため、また避難者への支援物資の緊急輸送等の災害応急対策活動並びに被害拡大防止のための措置等を実施するにあたって、相互に連携を図り、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮しつつ、緊急輸送を迅速・確実に行うものとする。

### 2 緊急輸送にあたっての考慮事項

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

### 3 緊急輸送の重点対象

- ① 人命救助期（発災～72時間）
  - ① 救助・救急活動従事者
  - ② 救助・救急活動に必要な物資
  - ③ 医療及び助産その他医療活動従事者
  - ④ 医薬品等の物資
  - ⑤ 後方医療機関へ搬送する必要がある傷病者
  - ⑥ 消防及び水防活動従事者
  - ⑦ 消防及び水防活動に必要な物資
  - ⑧ 災害応急対策活動従事者
  - ⑨ 災害応急対策に必要な物資（食料及び飲料水等の生活必需物資）
- ② 生活支援期以降（発災4日目～）
  - ① 生活支援物資（プッシュ型・プル型支援物資）の端末輸送

- ② 電気・ガス・水道・交通・通信等インフラ施設復旧対策要員
- ③ インフラ施設復旧対策に必要な物資
- ④ 応急復旧・復興に従事する要員
- ⑤ 応急復旧・復興に必要な物資

#### 4 緊急輸送の実施

##### ① 輸送力の種別

緊急輸送は、次の種別のうち最適な方法を選択し又は組み合わせて行う。

- ① 乗用車、バス及び貨物自動車等による陸上輸送
- ② 鉄道輸送
- ③ 航空機による空中輸送
- ④ 作業員等による手搬送

##### ② 輸送力の確保

市独自の輸送力が不足する場合は、次の事項を明示して県や事業者等に応援を要請し輸送力の確保に努めるものとする。

- ① 輸送を必要とする理由
- ② 輸送を必要とする人員又は物資の内容・数量（積載台数等）
- ③ 輸送の種別（陸上輸送、空中輸送等の種類）
- ④ 輸送区間又は距離
- ⑤ 輸送を実施する日時又は期間
- ⑥ その他必要な事項

##### ③ 輸送力別の確保要領

###### ① 陸上輸送力

市は、市の所有する公用車だけでは絶対的に輸送能力が不足するため、バス事業者、タクシー事業者及び貨物運送事業者等に協力を求め、市内における端末輸送力の確保に努めるものとする。

###### ② 鉄道輸送力

市は、人員、物資及び資器材等の輸送について所要がある場合は、JR四国に協力を要請するものとする。

###### ③ 空中輸送力

市は、災害応急対策の実施のため又は負傷者等の広域搬送のため、特に緊急を要する場合は、県消防防災ヘリコプターの活用を努めるものとする。

また、必要に応じて、自衛隊の多用途ヘリコプターや四国地方整備局の災害対策用ヘリコプター等の活用を考慮する。

###### ④ 手搬送力

市は、地域内物資備蓄搬送拠点における支援物資の搭載及び避難所等における支援物資の卸下のため、ボランティア団体等の支援を受け、手搬送力の確保に努めるものとする。

## 5 災害救助法による輸送の留意点

災害救助法が適用された場合の、法による輸送の留意点<sup>78</sup>は、以下のとおり。

### ① 法による医療

災害が発生した場合、生活基盤対策班により医療救護活動を行うこととなるが、法による医療は、災害により医療の途を失った者に対して実施するものであるから、生活基盤対策班による必要な医療を行える医療機関への輸送のみが法による救助の対象となる。

したがって、救急車やドクターヘリによる医療機関への輸送は、災害の発生に関わらず平時より運用されているものであることから、法による医療の対象とはならない。

### ② 法による被災者の救出

災害が発生した場合、消防班及び西部消防班が主導して、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し救出することとなる。

したがって、避難指示等により避難する者の輸送は、法による被災者の救出の対象とはならない。

## 第15節 消防防災ヘリコプターの活用

### 1 方針

市は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実を図るものとする。

### 2 消防防災ヘリコプターの活用

市は、市民の生命、身体又は財産を保護するため緊急を要し、ヘリコプターの運用が必要であると認める場合は、県消防防災ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

### 3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、その性能、機能及び機動性を活かし、災害時等において、主に次のような活動を行うこととしている。

- ① 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- ② 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- ③ 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- ④ 火災防衛活動（被災状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、大規模火災等の消火）
- ⑤ その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

<sup>78</sup> 災害救助法事務取扱要領（内閣府政策統括官）

#### 4 消防防災ヘリコプターの出動要請手続等

消防防災ヘリコプターの出動要請手続等に関する事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

徳島県消防防災航空隊	勤務時間内	☎ 088-683-4119 (代表) Fax 088-683-4121
	勤務時間外 (17:15~08:30)	[県庁衛視室] ☎ 088-621-2057

### 第16節 消火活動等の実施

#### 第1款 消火活動

##### 1 方針

消火活動の基本方針は、次のとおりとする。

##### ① 自助・共助

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。

市民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努めるものとする。特に、危険物を取り扱う事業所においては、二次被害の防止に留意する。

##### ② 公助

消防班及び西部消防班は、消防団及び広域消防援助隊等の関係消防機関と連携を保ちつつ、消防の総力と全機能をあげて消火活動を実施し、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

この際、県消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの活用に留意する。

##### 2 市民の活動

##### ① 火気の遮断

市民は、災害が発生し又は発生するおそれが高い場合、使用中のガスや石油ストーブ等の火気取扱器具は、直ちに火気を遮断するとともに、LPガスボンベのバルブを閉止するものとする。

また、停電時において避難所等に避難し自宅を空ける場合には、通電火災を防止するため、ブレーカーを落とすものとする。

##### ② 初期消火活動

市民は、自宅又は近隣で火災が発生した場合は、大声で周辺に火災の事実を知らせ、協力を得て消火器・バケツ等を用いて初期消火活動を行うものとする。

##### 3 事業所等の活動

##### ① 火気の遮断

事業所等は、災害が発生した場合は直ちに火気の遮断を行うものとする。

② 初期消火活動等

事業所等は、自衛消防隊等を速やかに編成し、初期消火及び炎症防止活動を行うものとする。

関係機関へ通報するとともに、必要に応じて従業員及び顧客等の避難誘導等を行うものとする。

③ 防災措置

事業所等は、高圧ガスや石油類の貯蔵施設の点検、毒劇物の流出又は漏洩等異常発生の有無の確認等、必要な防災措置を講ずるものとする。

④ 災害拡大防止措置

事業所は、自己の管理する施設等に異常を発見した場合で、それによる被害が周辺地域に拡大するおそれがあると認めるときは、次の災害拡大防止措置を行うものとする。

- ① 周辺住民や近傍道路通行者等に避難行動を促す上で必要な情報の伝達
- ② 立入禁止又は通行制限等の実施

4 消防機関の活動

① 消防本部の初動体制

① 指揮本部の設置

災害に際し、災害情報の収集・分析及び適正な指揮管制により消火活動等を総合的に把握・統制するため、指揮本部を設置する。

② 通信の確保

消防本部、消防署、消防団、市対策本部及びその他防災関係機関との間の通信を確保するため、通信施設及び機材の機能点検及び非常用電源の点検等を実施し、必要な通信を確保する。

③ 活動基盤の確立

- ・ 特別配備体制等の確立

あらゆる手段を使用し、速やかに職員の非常招集による特別配備体制及び情報収集体制を確立する。

- ・ 被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気遮断を実施するとともに、庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

④ 消火活動の統制

指揮本部は、同時多発火災発生時の消火活動優先順位・区域の決定、消防能力の運用等についての的確に決定し、統制を行うものとする。

必要に応じて、初期消火活動を市民や自主防災組織等に求める。

② 消防署・出張所の初動体制

① 現場指揮本部の設置

災害に際し、消火活動を総括的に処理するため、消防署に現場指揮本部を

設置する。

- ② 初動体制の確保  
消防車両等に救助資機材及び消火用ホース等を積載し、車庫前で待機する。
- ③ 活動基盤の確立
  - ・ 被害状況等の確認  
庁舎内の火気使用場所の点検及び火気遮断を実施するとともに、消防署周辺の火災発生状況、建物倒壊状況及び周辺道路の被害状況並びに救急・救護事象の発生状況を高所から確認する。
  - ・ 資機材等の確保  
携帯用非常電源、小型動力ポンプ及び非常用燃料等の確保に努める。
- ④ 消火活動の実施  
火災発生状況に応じて、迅速に現場に臨場し消火活動を行う。

### ③ 消防団の初動体制

- ① 消防団本部の設置等  
災害に際し、消防団の活動を総合的に統制するため、消防本部内に消防団本部を設置する。  
消防分団は、地域の防災拠点に分団詰所を開設し、消防団本部との連絡体制を確保する。
- ② 活動基盤の確立
  - ・ 非常参集  
災害に際し、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。状況に応じて、消防団本部から指令を伝達するものとする。
  - ・ 出火防止の広報  
地域内の火気始末、火気使用及び出火防止等の広報を実施する。特に要配慮者に対しては優先して広報を行うものとする。
- ③ 消火活動の実施  
火災を発見した場合は、直ちに現場指揮本部に通報するとともに、消火活動を実施し、火災の鎮圧及び延焼防止にあたるものとする。
- ④ 活動範囲  
消防団の活動範囲は、原則として、分団の管轄区域とするが、消防団本部又は現場指揮本部から指示がある場合は、隣接区域等においても応援等を行うものとする。

## 5 火災防御方針

災害時の消火活動は、収集した情報資料を分析し、火災の態様に応じて、次頁に掲げる方針に基づき火災防御活動を展開するものとし、併せて、人命の安全確保を最重点に行う。

① 住宅密集地の優先

住宅密集地における火災防御活動を優先する。

事業所等の火災に対しては、延焼拡大のおそれがあるときに局部的に防御するとともに、自衛消防隊の消防力を活用する。

② 同時多発火災への対応

火災が同時多発的に発生し、市の消防力では同時に対処できない状態となるなど市の消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、市民の生命の保護、あるいは市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等に対し重点的に消火活動を実施する。

③ 延焼火災等への対応

延焼火災が発生し又は火災が著しく多発する等市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合には、広域避難場所及び避難経路周辺を優先的に防御するとともに、市民等の避難誘導を行い、避難者の安全確保を最優先に活動する。

④ 危険物貯蔵施設等における火災への対応

危険物貯蔵施設や大規模工場等から出火し、多数の消防隊の出動を必要とする場合は、市街地や住宅密集地に面する部分に対する消火及び市街地への延焼火災防御にあたる。

⑤ 消火活動と水防活動

火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とする活動を行うほか、原則として、火災防御を優先する。

⑥ 自主防災組織等との連携

自主防災組織や事業所の自衛消防隊の実施する消火活動との連携に努めるとともに、必要に応じ消火活動に関する指導を実施する。

6 応援要請

① 広域応援

市は、自らの消防力では災害への対応が困難と判断した場合は、隣接市町との間の「消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に応援を要請するものとする（消防組織法第39条）。

② 市は、隣接市町との消防相互応援協定に基づく受援体制をもってしても、なお消防力が不足し、県レベルでの対応が必要と判断した場合は、県に対し応援を求めるものとする（消防組織法第43条）。

③ 緊急消防援助隊の派遣

より大規模な災害の場合は、県知事からの応援要請又は消防庁長官自らの判断による緊急消防援助隊の派遣の求め又は派遣の指示に基づき、緊急消防援助隊が派遣<sup>79</sup>されることとなっている（消防組織法第44条及び45条）。

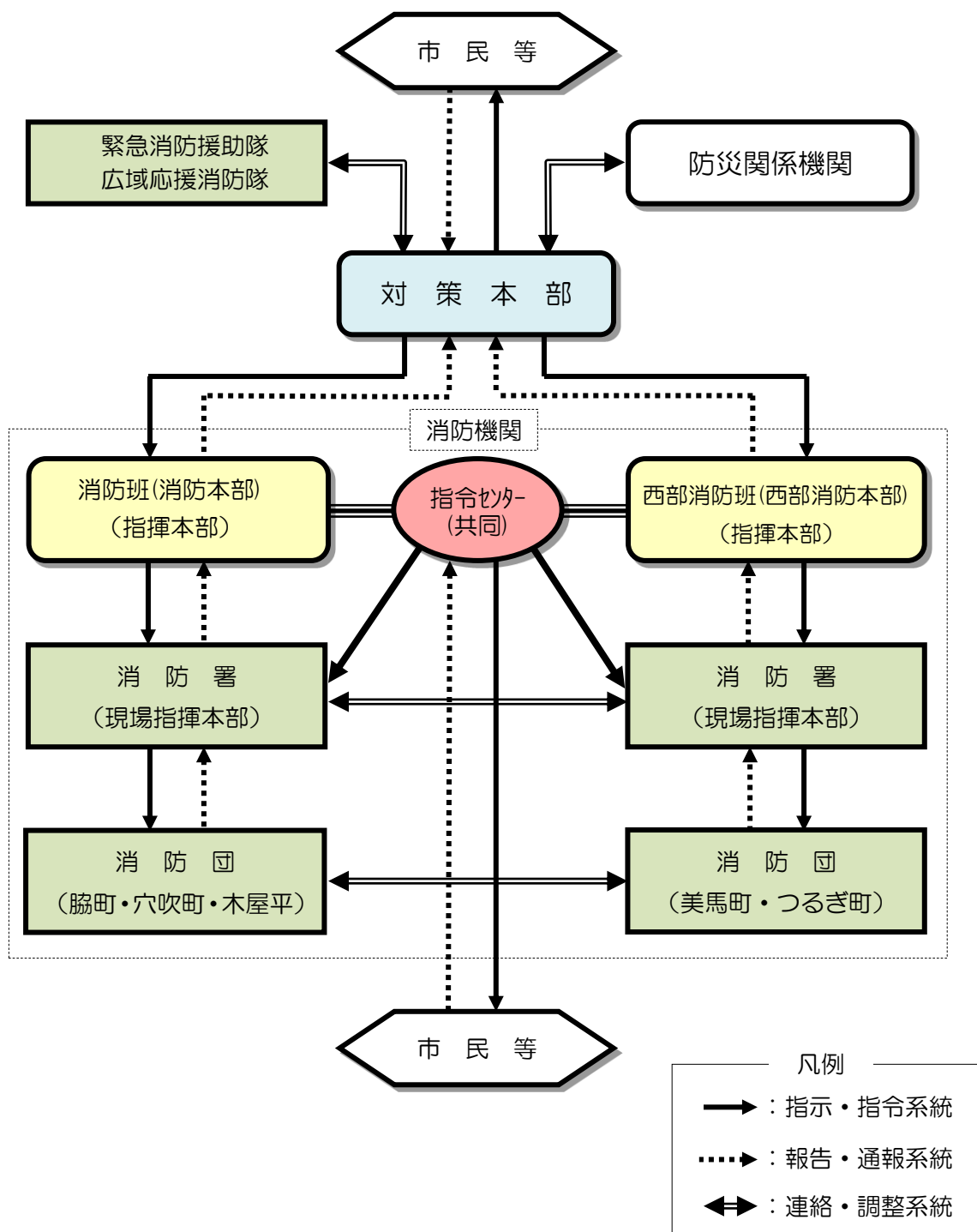
<sup>79</sup> 徳島県が災害発生地の場合、第一次的に緊急消防援助隊（都道府県大隊）を出動させる予定の県は、兵庫県、香川県、愛媛県又は高知県となっている（「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（消防庁））。



④ 航空偵察

災害が広域に及びなど市町村において被害状況の把握が困難であると認め  
たときは、県の消防防災ヘリコプターによる航空偵察が行われることとなっ  
ており、また必要に応じて自衛隊に対して航空偵察を要請して火災発生状況等  
を把握し、得られた被害状況は関係する市町村に連絡されることとなっている。

7 消防に関する情報収集・連絡調整系統



## 第2款 水防活動

### 1 方針

雨水出水や堤防破堤等による水害を警戒・防御するため、管内河川に対する水防上必要な予報、警戒、通信連絡、輸送及び樋門等の操作、水防団等の活動統制、水防に必要な設備及び資器財の運用等を的確に実施するものとする。

### 2 水防活動の実施責任者

水防活動の責任は、指定水防管理団体たる市及び水防管理者たる市長が有する。

### 3 水防体制

水防に係る対処は、美馬市危機管理指針に基づき「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」又は「災害対策本部」のいずれかを設置して対処するものとし、当該災害対処体制の他に「水防本部」等を別に設置することはしない。

### 4 水防活動の実施

水防活動の細部は、美馬市水防計画による。

## 第3款 防犯活動

### 1 方針

市は、災害に際し、被災者が避難所等に避難したことにより空虚となった地域における空き巣被害の防止、あるいは避難所内における暴力事案等の未然防止等のため、警察及び消防等と連携し、市内における防犯活動に万全を期す。

### 2 市民及び事業所等の協力

市民（消防団を含む。）及び事業所等は、美馬警察署等の警察機関が行う被災地域内における巡回パトロールや警察官による避難所訪問等の防犯活動に際し、犯罪被害情報や不審者情報等を積極的に提供するとともに、自主防災組織や事業所従業員による地区内の防犯パトロールを実施するなど、防犯対策の実施に対し最大限協力するものとする。

### 3 避難所における性暴力事案等の絶無

過去の災害対応の実態として、避難所において女性や女子等に対する性暴力事案等が事実として発生している。

市は、避難所運営本部や警察及び消防機関等と密接に連携し、避難所の安心・安全な環境を確保し、避難所における卑劣な犯罪の絶無に努めなければならない。

## 第4款 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

### 1 方針

市は、建築物又は宅地が被害を受けた場合は、二次被害の防止等のため、並びに分散避難環境を整えて避難所における「密」の解消を図るため、早期に被災建築物応急危険度判定等を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。

### 2 二次被害の防止活動

市は、建築物又は宅地が被害を受けた場合は、その後の余震等による二次被害の防止及び市民の安全確保のため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うものとする。

この際、応急危険度判定士に不足が生じることが予測されるため、必要な資格をもった者の派遣について、市内事業所及び県に対して要請するものとする。

### 3 被災建築物応急危険度判定等を行う地域

大規模災害時には、被災建築物等が多数生じることにより、避難所に被災者が押し寄せ「密」状態となることが予測される。

被害状況に地域ムラがある場合には、被災建築物の「応急危険度判定」等を行う優先地域の選定を適切に実施するものとする。

通常は、被害程度の軽微な地域から優先的に応急危険度判定を実施し、被害が軽微で安全な生活が送れる自宅等を早期に明らかにし、避難所避難から在宅避難に移行できる環境（分散避難環境）を整備し、避難所における「密」状態の早期解消に努めるものとする。

## 第17節 救出・救助対策

### 1 方針

市は、災害による家屋の倒壊、家具の転倒、落下物又は土砂災害若しくは浸水等のため、生命又は身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者が判明した場合は、県や防災関係機関と連携しつつ、市の総力を挙げて一刻も早く捜索及び救出・救助活動を実施し、災害から市民の命を守るものとする。

### 2 救出・救助の主体

#### ① 自助・共助による救出・救助の実施

災害時に救出・救助の重要な主体となるのは、家族や近隣住民自身であったこと、つまり『自助』及び『共助』による救出・救助が非常に重要な役割を果たすことは、過去の大規模災害<sup>80</sup>から明らかである。

<sup>80</sup> 平成26年版 防災白書 図表1「阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数」によれば、全救出者のうち近隣住民等の『自助による救出』が約77%を占めており、消防、警察及び自衛隊等の『公助による救出』はわずか約23%でしかなかったことが明らかとなっている。

② 公助による救出・救助の実施

被災者の捜索及び救出・救助は、主として美馬市消防本部、美馬西部消防組合消防本部、美馬市消防団、美馬西部消防組合消防団が、警察や自衛隊等と協力しつつ、『公助』により実施するものとする。

3 救出・救助活動のクリティカルタイム

救出・救助の実施に当たっては、特に、発災から「72時間」以内が極めて重要な時間帯（過去の例から、救助できた人数は72時間を経過すれば急激に低下し、したがって生存率も同様に急減する傾向にある。）であることを踏まえ、発災から3日間は、人命救助活動及びそのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

4 救出・救助の方法

① 被害状況の早期把握等

市は、あらゆる手段を尽くして生命又は身体が危険な状態にある者等の状況（場所・人数・状態等）の早期把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする。

② 自主防災組織等との協力

市は、多数の要救急救助者が発生した場合、自主防災組織や事業所等に対しても、救出・救助活動について協力を求めるものとする。

③ 資器材の携行

救出・救助活動に必要な資機材は、原則として、実施機関自らが携行するものとする。

市は、必要に応じ事業所等の協力により、救出・救助活動のための資機材を確保し、効率的な活動を行うものとする。

④ 負傷者への措置

救助した負傷者は、応急措置の後、速やかに医療機関に収容するものとする。

⑤ 挫滅症候群の考慮

市は、長時間手足等が圧迫され、その後救出によって解放が解放されることにより発症する「挫滅症候群（クラッシュシンドローム）」を防止する観点から、建物等に取り残された被災者を1～2時間以内に救出することによる発症防止や、48時間以内に人工透析等の措置ができる環境を整えるなどを考慮しておくものとする。

⑥ 災害救助犬の活用

市は、効果的な救出・救助活動を行うため必要であると認めるときは、県に対しNPO法人日本レスキュー協会やNPO法人災害救助犬ネットワーク等に災害救助犬を派遣するよう要請するものとする。

## 5 惨事ストレス対策

### ① 消防職員等に係る精神保健相談等

市は、強い心理的影響が危惧される大規模災害や特殊災害又は多数の死傷が生じた災害が発生した際に、救出・救助・救急又は消火活動に消防職員等を従事させた場合は、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

市は、県及び医師会等と密接に連携し、消防職員等のこころのケア（被災したこと又は被災者の捜索救助活動等に従事したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復、又は精神的健康が損なわれる状態の予防をいう。）を図るため、精神科医、公認心理士又は臨床心理士及び保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング又は診察等を行うものとする。

### ② 緊急時メンタルサポートチームの活用

市は、消防職員等の惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び外傷後ストレス障害の発生予防・減等を目的に、「緊急時メンタルサポートチーム<sup>81</sup>」の派遣を国（消防庁）に要請するものとする。

## 6 安否不明者等の氏名等の公表<sup>82</sup>

安否不明者等については、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、情報の正確性を考慮しつつ、「氏名」等について、市に事前連絡がなされた後、県から公表されることとなっている。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする

## 第18節 医療救護活動

### 1 方針

市は、災害のため市区域内の医療機関が機能を喪失し、又は著しく低下若しくは医療機関が混乱した場合には、速やかに医療救護体制を再構築するとともに、傷病者の広域搬送や医薬品等の緊急調達等必要な措置を的確に実施し、『助かるはずの命』を確実に助けられるよう医療救護態勢を構築するものとする。

<sup>81</sup> 惨事ストレスが危惧される大規模災害や特殊災害等が発生した場合に、現地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、精神科医や臨床心理士などの専門家等からなる「緊急時メンタルサポートチーム」が、平成15年に消防庁に創設され運用されている。

<sup>82</sup> 災害時における安否不明者や死者の氏名等（氏名、性別、年齢、住所、被災状況、死因）を、迅速な救出・救助活動に資する等のため、如何に公表すべきか（公表主体は県か市町村等か、家族・遺族の同意の要否等公表にあたっての一定の条件の内容、公表方法等）は、全国知事会が内閣府の協力を得て、『災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン（案）』を作成し、令和3年6月に公表している。

政府は、令和4年度中に「災害時の安否不明者の氏名公表に関する統一的な指針」を策定する方針を示している（防災担当相）。令和3年9月17日朝日新聞デジタル記事より。

市としては、国及び県における検討状況等を踏まえ、「災害時の安否不明者等の氏名公表」要領について検討し、その結果を本計画に反映していくこととする。

2 初期医療救護体制

① 医療救護所

市は、被害の程度・状況、施設の耐震性の有無、医療救護対応能力の状況等を考慮し、必要に応じて、市内の医療機関等に「医療救護所」を設置するとともに、市民及び被災者等に周知ものとする。

市医療救護所の設置にあたっては、美馬市医師会等と協議するものとする。市医療救護所が重点的に発揮すべき役割は、以下のとおり。

- ① 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ）
- ② 後方医療救護機関への傷病者の転送の要否及び転送順位の決定
- ③ 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- ④ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- ⑤ 助産
- ⑥ 記録及び災害対策本部への状況報告、その他医療救護に関する事項

② 医療救護班

市は、市内各所に開設・運営している避難所及び福祉避難所並びにサブ避難所等の避難者の医療救護環境の向上に資するため、医師会等に依頼して「医療救護班」を編成し、避難所等を巡回させるものとする。

市は、災害・事故等時の医療救護に関する協定に基づき、美馬市医師会等に対して、医師1名、看護師2名及び連絡調整要員1名（基準）からなる「医療救護班」の編成及び派遣を要請するものとする。

美馬市医師会は、市との調整に基づき、「医療救護班」を必要班数編成し、市対策本部に派遣するものとする。

③ 医療従事者の確保

市は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、市内における医療救護活動に制約が生ずるおそれがあると認める場合は、県（西部総合県民局、美馬保健所）に対して、次の事項を明示して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。

要請にあたり明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 派遣を希望する職種・人数</li> <li>② 派遣を希望する期間</li> <li>③ 活動を希望する場所</li> <li>④ その他参考となるべき事項</li> </ul>
---------------	--

④ 災害時に活動を期待する各種の医療救護班

市は、県と調整して、次の医療救護班を積極的に活用するものとする。

No.	団体名称	運営母体等	構成職種	派遣時期・期間
1	DMAT[ディーマツト] (災害派遣医療チーム)	厚生労働省 都道府県	医師、看護師、調整員、薬剤師、放射線技師等	超急性期～
2	JMAT[ジェイマツト] (日本医師会災害医療チーム)	公益社団法人	医師、看護師、薬剤師、救命士、作業療法士等	DMATの任務の引継
3	日本赤十字社 救護班	日本赤十字社 (指定公共機関)	医師、看護師、助産師、薬剤師、心理士、介護職等	超急性期～3か月 (DMATと協働)

4	国立病院機構 初動医療班	国立病院機構(NHO) (指定公共機関)	医師、看護師、事務員、 コメディカル	超急性期 (DMATと協働)
5	国立病院機構 医療班			DMATの 任務の引継
6	AMDA[アムダ]	特定非営利活動法人	医師、看護師、薬剤師、理学療法士 介護福祉士、鍼灸師、調整員 等	超急性期～
7	AMAT[エイマツト] (全日本病院協会災害時医療支援活動班)	公益社団法人	医師、看護師、業務調整 員、薬剤師、救急救命士等	超急性期～
8	PCAT[ピーキャット] (日本プライマリケア連合学会災害対策支援チーム)	日本プライマリケア連合学会	医師、看護師 理学療法 士、事務職員	数日後～2年
9	TMAT[ティーマツト]	特定非営利活動法人	医師、看護師 等	超急性期～
10	HuMA[ヒューマ] (災害人道医療支援会)	特定非営利活動法人	医師、看護師 等	適宜
11	DPAT[ディーパット] (災害派遣精神医療チーム)	厚生労働省	精神科医師、看護師、業務 調整員	超急性期～数日後
12	DHEAT[ディーヒート] (災害時健康危機管理支援チーム)	都道府県 指定都市	公衆衛生医師、獣医師、保 健師、精神保健福祉士 等	超急性期～
13	JDAT [ジェイダット] (日本災害歯科支援チーム)	日本歯科医師会 都道府県歯科医師会	歯科医師、歯科衛生士、歯 科技工士 等	平素も地域災害対策に関与 発災後72時間以降
14	JDA-DAT[ディーダット] (日本栄養士会災害支援チーム)	日本栄養士会 都道府県栄養士会	栄養士	急性期～
15	DCAT[ディーキャット] (災害派遣福祉チーム)	都道府県	介護福祉士、社会福祉士、 保育士 等	適宜
16	DWAT[ディーワット] (災害派遣福祉チーム)			
17	JRAT[ジェイラット] (災害リハビリテーション支援チーム)	一般社団法人 日本災害リハビリテーション支援協会	リハビリ科医師、理学・作 業療法士、義肢装具士 等	適宜
18	はりネット	特定非営利活動法人 鍼灸地域支援ネット	はり師、灸師、あん摩マッ サージ師、柔道整復師 等	数日後～1か月

### 3 後方医療救護体制

#### ① 連絡要員の派遣

市は、傷病者等の発生状況に応じて、地域災害拠点病院<sup>83</sup>及び災害医療支援病院<sup>84</sup>に連絡要員（LO）を派遣し若しくは当該病院からLOを受入れ、医療救護活動に必要な情報の収集・共有並びに所要の調整等を実施するものとする。

主に、美馬市に関係のある徳島県内の災害拠点病院等は、以下のとおり。

指定区分	病院名	LO派遣受入	所在地	二次医療圏
基幹災害拠点病院	徳島県立中央病院	—	徳島市	東 部
地域災害拠点病院	つるぎ町立半田病院	○	つるぎ町	西 部
	徳島県立三好病院	—	三好市	
災害医療支援病院	ホウエツ病院	○	美馬市	
	三好市立三野病院	—	三好市	

<sup>83</sup> 「地域災害拠点病院」とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMATの受入機能や派遣機能及び地域の医療機関への応急用資器材の貸し出し機能等を有する病院のことで、二次医療圏（徳島県の二次医療圏は、「東部」、「南部」及び「西部」に区分）毎に原則1箇所の病院が指定されている。

さらに、地域災害拠点病院の機能を強化し災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たすものとして「基幹災害拠点病院」があり、原則として都道府県に1箇所指定されている。『災害時における医療体制の充実強化について（厚生労働省医政局長）』

<sup>84</sup> 「災害医療支援病院」とは、災害拠点病院を支援・補完する病院のことで、災害拠点病院への患者の集中を防ぐため、軽症・中等症患者の受入れや、災害拠点病院が被災した場合の代替拠点として被災患者等の受入れ及び災害拠点病院への医師派遣などの役割を担う。

② 傷病者の収容

市医療救護所では対応できない中等症患者及び重症患者は、原則として「二次救急医療機関」に収容するものとする。

二次救急医療機関でも対応できない重症患者及び重篤患者は、原則として、「三次救急医療機関」に収容するものとする。

関係する二次救急医療機関及び三次救急医療機関<sup>85</sup>は、以下のとおり。

指 定 区 分	病 院 名	指 定	所 在 地	二次医療圏
二次救急医療機関	ホ ウ エ ツ 病 院	県	美 馬 市	西 部
	成 田 病 院			
	つるぎ町立半田病院		つるぎ町	
	三好市立三野病院		三好市	
	三加茂田中病院		東みよし町	
三次救急医療機関	徳島県立中央病院	国	徳島市	東 部
	徳島大学病院	大学		
	徳島赤十字病院	国	小松島市	南 部
	徳島県立三好病院		三好市	西 部

③ 広域医療救護体制

① 広域医療調整体制

県は、県全体の災害時医療活動を調整するため、県災害対策本部に「総括災害医療コーディネーター」及び「災害時小児周産期リエゾン」を置き、被災地内における医師や医薬品等の不足に対応し、医療活動を円滑に実施するための調整を行うこととしている。

② 災害救護諸団体の派遣調整等

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)及び日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の災害救護諸団体の派遣及び傷病者の受入れについて、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、徳島県医師会、他府県又は国等に対して要請を行うなど広域的な調整を行うこととしている。

③ 関西広域連合による広域医療支援活動

関西広域連合(広域医療局)は、災害時の管内ドクターヘリの運航調整や、災害時における医療支援活動の調整を行うこととしている。

85 「救急指定医療機関(救急告示医療機関)」には、一次救急、二次救急及び三次救急の区分に応じて指定・告示されている。

「一次救急医療機関」は、軽症患者の外来診療を行う病院等で、地域の在宅当番医や休日・夜間救急診療所が該当する。

「二次救急医療機関」は、入院・手術が必要な重症患者に対応する病院で、高度専門医療を提供し、必要に応じて三次救急医療機関に紹介する役割を担っている。二次救急医療機関は、24時間365日体制で救急患者を受け入れる必要があるため、地域の複数の救急病院と輪番制で当番を担当している。

「三次救急医療機関」は、最もハイレベルな救命救急医療を提供する病院で、二次救急では対応できない重篤患者や特殊疾患患者を受入れ、より高度な救命救急医療を行う。救命救急センターや高度救命救急センター等がそれに当たる。



#### 4 傷病者の搬送

##### ① 傷病者の医療機関への搬送

市医療救護所から医療機関への傷病者の搬送又は医療機関から他の医療機関への傷病者の搬送等は、原則として市（消防）が実施する。

医療機関への搬送について、市で対応できない場合は、県又は関係機関に応援を要請するものとする。

##### ② 孤立地域からの傷病者の搬送等

孤立地域からの傷病者の搬送又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送にあたっては、ドクターヘリ、消防防災ヘリ若しくは自衛隊ヘリ等による搬送を要請するものとする。

##### ③ 広域搬送拠点臨時医療施設等の活用

ヘリコプターによる傷病者の搬送やDMA T等の市区域内への移動・受入れ等にあたっては、広域搬送拠点である西部防災館に設置が予定されている広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を活用するとともに、場合により、市が指定する場外離着陸場を使用するものとする。

##### ④ 傷病者の搬送にあたっての留意事項

- ① 市は、傷病者の搬送にあたる救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々と変化する道路状況の把握に努めるものとする。
- ② 搬送に使用した車両について、傷病者等の搬送終了後に戻ってくる際、空車とすることがないように、医薬品等必要な物資の輸送に活用するなど運用に留意するものとする。

#### 5 医薬品、医療資機材の調達

① 初動期における医療救護活動に必要な資機材は、可能な範囲で、当該活動を実施する機関が携行するよう努めるものとする。

② 市は、市が締結している「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき、協定締結先事業者から医薬品等の調達を行うものとする。

③ 市は、医薬品等の独自調達に不足が生じるおそれのある場合は、県に対して医薬品等の支援要請を行う<sup>86</sup>ものとする。

④ 輸血用血液については、日本赤十字社徳島県支部を通じ、徳島県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受けるものとする。

#### 6 難病等に係る対策

市は、難病患者等に必要な医療を確保するため、県及び医療機関等と密接な連携を図り、医療機関の状況把握並びに医薬品及び医療機器等の確保に努めるものとする。

<sup>86</sup> 県は、医薬品等の調達に関し、以下の協定（左：締結相手 右：協定名）を締結している。

- ① 徳島県医薬品卸業協会 「災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書」
- ② 徳島県薬剤師会 「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」
- ③ 徳島県医療機器協会 「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」

とする。

また、難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院に協力を求めるなどして、必要な医療を提供できる医療機関の把握と確保に努めるものとする。

## 7 平常時医療救護体制への移行

市は、状況を確認しつつ、避難所における市医療救護所を漸次縮小するものとする。

診療所等を再開することが可能な医師会会員については、その早期再開に努めるものとする。市内における診療所等の再開状況が50%を超えた時点で、避難所における市医療救護所を閉鎖するものとする。

## 第19節 保健衛生・福祉活動

### 1 方針

市は、被災地域、特に避難所における良好な衛生環境を保つよう努めるとともに、被災者の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、保健師及び管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

特に、要配慮者については、避難生活における心身の健康状態維持のため、福祉避難所への直接入所に努めるとともに、避難所への介護職員等の派遣や車いす等の手配等について、社協やボランティア等の協力を得つつ実施するものとする。

### 2 災害時コーディネーターとの連携

市は、医療、保健衛生、介護福祉及び薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、県が被災地域に配置を予定する当該4分野で構成される「災害時コーディネーター」と連携を図り、刻々と変化する被災者、避難所及び救護所等に係る以下の状況の把握に努め、保健衛生・福祉活動を的確に実施するものとする。

- ① 避難所における被災者のニーズ及び医療に関する需要の把握
- ② 医療救護所の設置運営の総合調整
- ③ 保健師活動の総合調整
- ④ 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- ⑤ 介護士等の活動の総合調整
- ⑥ 県内・県外からの支援の受け入れ及び配置調整

県災害対策本部に、災害対策に係る保健衛生、医療及び福祉活動の総合調整を行うため、「保健医療福祉調整班」が設置され、4分野の「総括コーディネーター」及び「総括サブコーディネーター」が配置されることとなっており、当該総括コーディネーター等との連携にも留意するものとする。

### 3 健康管理

#### ① 健康診断

市は、被災者に対し、避難所及び仮設住宅等において健康診断を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見に努めるものとする。

#### ② 巡回保健相談

保健師による巡回健康相談や家庭訪問を行うとともに、避難所避難者等や仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう、訪問指導、健康相談、健康教育及びメンタルヘルスケア等の巡回サービスを実施するものとする。

#### ③ 感染症予防

避難所等においては、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症あるいは食中毒などが流行することが考えられるため、市は、手洗い、うがい、手指消毒の励行及びマスクの着用とともに、食器・器具の消毒、十分な睡眠の確保や清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うものとする。

また、市は、インフルエンザ等の流行予防と、り患、重症合併症の併発等を予防するため、避難所等において予防接種を実施するものとする。

### 4 食品衛生監視

#### ① 食品の監視指導及び試験検査

市は、保健所職員の協力を得ながら、魚介類販売業、食肉販売業、乳処理業、乳類販売業、飲食店営業及び菓子製造業（パン製造業含む。）を重点に監視指導し、不良食品の販売等を防止するものとする。

特に、施設が浸水被害を受けた場合については、清掃消毒の徹底を指導するものとする。

#### ② 給食施設

市は、給食施設（避難所等における炊き出し施設を含む。）における給食業務の実態を把握するとともに、実態に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止するものとする。

#### ③ 弁当等の供給

市は、弁当等消費期限の短い食品を提供する場合は、製造及び輸送等の関係事業者に対して、食品の適正な製造、輸送、保管及び配布を行うよう指導するものとする。

被災者に対しては、弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食について注意喚起を行うものとする。

#### ④ 飲料水の簡易検査

市は、必要に応じて、飲料水の簡易検査を実施するものとする。

⑤ その他食品に起因する危害発生の防止

- ① 下痢をしている人、傷をもっている人、化膿創のある人又は体調の悪い人等は、炊き出しや食事のサービスに従事させないこと
- ② 安全な水を使用できないところでは、使い捨ての食器やビニール袋等の使用の推奨
- ③ 食材調達から調理・保存・提供に至る全ての工程で『食中毒予防の原則<sup>87</sup>』による衛生管理を徹底

5 栄養指導等

市は、保健所等の協力を得ながら巡回相談、指導及び栄養相談に関する次の活動を行うものとする。

- ① 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の要配慮者への指導、相談
- ② 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- ③ 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- ④ その他必要な指導、相談

6 入浴環境の整備

ライフラインの途絶が長期に及ぶ場合は、被災者の入浴環境が著しく悪化し身体の清潔保持に支障を生じるため、市は、速やかに入浴環境の整備に努めるものとする。

- ① 循環型シャワーキットの設置  
市の保有する循環型シャワーキット「WOTA BOX」の設置  
(WOTA<sup>®</sup>及び同種キットを保有する他地方公共団体との賃貸等連携に留意)
- ② 簡易入浴設備の設置  
事業者等の保有する「簡易入浴設備」を借用し避難所等に設置
- ③ 自衛隊による入浴支援  
自衛隊が装備する「野営入浴セット」の避難所等への展開要請
- ④ 施設の利用  
「清流の郷 ブルーヴィラあなぶき」などの入浴施設を避難者用に開放

7 心のケアの体制構築

① 精神保健相談等

市は、県及び医療機関等と緊密に連携し、被災者等の心のケアを図るため、

<sup>87</sup> 「食中毒予防の原則」とは、食中毒の主な原因となる細菌（腸管出血性大腸菌など）とウイルス（ノロウイルスなど）の別に応じて求められている。〔食中毒予防の原則と6つのポイント（政府広報オンライン）〕

細菌性食中毒の予防においては、細菌を食べ物に『つけない』・食べ物に付着した細菌を『増やさない』・食べ物や調理器具に付着した細菌を『やっつける』の3原則が必要とされている。

ウイルス性食中毒の予防においては、ウイルスを調理場内に『持ち込まない』・食べ物や調理器具にウイルスを『拡げない』・食べ物にウイルスを『つけない』・付着してしまったウイルスを加熱して『やっつける』の4原則が言われている。

精神科医、臨床心理士、保健師等による精神保健に関する相談、カウンセリング、診察等を行うものとする。

市は、被災者に対する心のケア対策が人的制約等により困難となった場合には、県に対して保健師等の派遣を要請するものとする。

## ② 児童・生徒の心のケア対策

市、市教育委員会及び教職員は、同様に関係機関等と連携し、心的外傷後ストレス障害等、児童生徒の精神的健康を適切に把握するとともに、カウンセリング等、心のケア対策を速やかに実施するものとする。

代表的なストレス・サインは、次のとおり。

- ① 指をしゃぶるようになる。
- ② おねしょや便をもらすようになる。
- ③ 親や教師にまわりつくようになる。一人になるのをいやがる。
- ④ 眠れなくなる。悪夢を見てうなされるようになる。
- ⑤ 地震ごっこなど遊びの形で表れるようになる。
- ⑥ ちょっとしたことでも泣くようになる。イライラする。おどおどする。
- ⑦ うまくしゃべれなくなる。暗いところを怖がるようになる。
- ⑧ 引きこもりがちになる。
- ⑨ 頭痛や腹痛など体調不良を訴えるようになる。
- ⑩ 学校の勉強を一生懸命やらなくなる。

## 8 災害対応職員へのケア

市は、災害対応業務が長期に亘る場合は、交替制勤務を早期に取り入れ職員の疲労蓄積を防止するとともに、職員の家族の安否確認や安全確保、職員に対する食料及び飲料水の配付等、職員の心身の健康保持に特段の配慮を行うものとする。

## 第20節 飲料水・食料・物資等の供給

### 第1款 飲料水等の供給

#### 1 方針

市は、災害に起因する断水のため飲料水や生活用水が枯渇し又は汚染して飲料水等を確保することができない状況となった場合は、迅速に応急給水を実施するものとする。

被害が甚大又は広域で、市独自の対応が不十分な場合は、県、他の市町村及び関係機関等に対して支援を要請するものとする。

#### 2 応急給水

##### ① 確保水量

被災者に対する応急給水は、当初、1人1日3リットルとするが、発災後4日目から水道施設復旧状況等に応じて段階的に増加させ、発災後4週を目処に

被災前の水準にまで回復させるよう努めるものとする。

- ① 第1段階（災害発生～3日目）  
生命維持のため最小限必要量の飲料水（3リットル／人・日<sup>88</sup>）
  - ② 第2段階（4日目～10日程度）  
飲料水・炊事用水・トイレ用水・洗面用水（10～20リットル／人・日）
  - ③ 第3段階（10日程度～4週間）  
飲料水・炊事用水・トイレ用水・洗面用水・風呂水・洗濯水（100リットル／人・日）
- ② 給水方法
    - ① 運搬給水  
ペットボトル水の運搬、及び給水車や給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設及び防災拠点等防災上重要な施設に飲料水を運搬し応急給水を実施
    - ② 拠点給水  
避難所、浄水池、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所に配置した給水所（応急給水栓等）において拠点的に応急給水を実施

### 3 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材は、使用前に洗浄するように努め、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認するものとする。

特に、井戸水又は渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処理等により安全を確保するものとする。

## 第2款 食料の供給

### 1 方針

市は、災害が発生した場合には、速やかにかつ継続的に被災者及び災害応急対策に従事している者等に対して応急食料及び副食調味料の供給又は炊出し等による給食を実施して、被災者等が人間らしい生活を送れる基盤を確保し、被災生活等の「質」の向上を図るものとする。

### 2 食料の配給対象者

避難所に避難している被災者に限らず、在宅避難者や避難所外避難者等分散避難をしている被災者に対しても、食料が確実に配給されるよう配慮するものとする。

また、市は、交通の途絶等により孤立状態にある被災地域及び被災者に対しては、道路の復旧に努め早期の孤立状態の解消に努めるとともに、ヘリコプターを

<sup>88</sup> 段階に應ずる1人1日あたりの給水量の目安（3ℓ、10～20ℓ、100ℓ）は、『消防庁一防災・危機管理eカレッジー応急給水』を参照している。

活用しての食料等の空中搬送等により、確実に孤立地域に対しても食料等が配給されるよう努めるものとする。

### 3 食物アレルギーを有する者の把握等

市は、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズ把握を実施するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

### 4 炊き出しの実施

市は、自主防災組織、自治会、婦人会及びボランティア等の協力を得て、市内の各避難所等において炊き出しを実施し、避難生活における「食の充実」を図るよう、各避難所運営本部等に対して指導するとともに、必要な食材等をニーズを把握して調達し各避難所等に供給するものとする。

市内において炊き出しを実施することが不可能又は著しく困難であるときは、県、日赤奉仕団又は自衛隊による炊き出し支援を要請するものとする。

### 5 食料の配給方法

#### ① 避難所における配給

食料は、避難所運営本部に引き渡し、避難所運営本部から対象者へ配給するものとする。なお、配給にあたっては、「公平性の原則」を確保しつつ、市から供給された食料を有効活用するものとする。

#### ② 分散避難者への配給

在宅避難者や縁故避難者及び車中泊避難者等分散避難している被災者に対しては、近傍の避難所の避難所運営本部において「在宅避難者等名簿」を作成し、主体的に分散避難者の実態を把握した上で、当該避難所から確実に食料を分散避難者に対して配給するものとする。

分散避難者は、近傍の避難所の避難所運営本部が作成する「在宅避難者等名簿」に登録されるよう、自ら積極的に分散避難している旨を報告し、分散避難者自らが当該避難所に出向き食料の配給を受けるか、若しくは市内数箇所に設置する「地区物資供給拠点」に赴き受領することを基本とする。

#### ③ 対策本部に対する食料供給の要望

避難所運営本部は、当該避難所に避難している被災者の食数のみならず、近傍に分散避難している被災者で食料の配給を希望する避難者の食数を加えた数の食料の供給を対策本部に要請しなければならない。

#### ④ 避難所に受取に出来ない高齢者等への配慮

自ら近傍の避難所へ食料の受け取りに出来ない高齢者や身体障がい者等在宅避難等をしている要配慮者に対しては、福祉避難所への入所を推奨するとともに、自治会や民生委員・児童委員及びボランティア等の支援を得て、分散避難先への食料の確実な配給を実現するものとする。

6 食料等の確保

① 協定に基づく食料の確保

市は、災害時における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、精米や即席めん、缶詰、レトルト食品、包装米飯、飲料水、調製粉乳など食料の調達を要請するものとする。

調達にあたっては、アレルギー対応食や離乳食など要配慮者に配慮した食料の調達にも留意するものとする。

市が協定を締結している事業者等の被災等により市独自で食料を確保できない場合は、県及び徳島県食糧卸協同組合（つるぎ町）等に協力を要請するものとする。

② 炊出しその他食料給与のため必要な燃料等の確保

炊出しその他食料給与のため必要な原材料や燃料等の確保にも留意するものとする。

現地において確保できないときは、県に輸送又は確保の斡旋を要請するものとする。

③ 政府所有米穀の引渡要請

災害救助法が適用された場合には、政府所有米穀（災害救助用米穀）を、緊急引渡要請<sup>89</sup>により確保することができる。

当該引渡要請は、市長又は知事が、農林水産省政策統括官に対して「災害救助用米穀の引渡要請書<sup>90</sup>」により行う。

番 号										
年 月 日										
農林水産省政策統括官 殿										
〇〇都道府県知事（市町村長） 印										
災害救助用米穀の引渡要請書										
米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11に基づき、以下のとおり要請します。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">引渡希望数量(kg)</th> <th style="width: 25%;">引渡希望時期</th> <th style="width: 25%;">引渡場所</th> <th style="width: 25%;">引渡方法</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考					
引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考						

<sup>89</sup> 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章Ⅰ第11（農林水産省政策統括官付防疫業務課）（最終改正令和3年）

<sup>90</sup> 「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」別紙2



### 第3款 物資の調達・供給

#### 1 方針

市は、大規模災害等においては、発災から3日間は「自助・共助・公助」による備蓄物資を供給することにより対応し、発災4日目から7日目までは国等による「プッシュ型支援」により、8日目以降は国等による「プル型支援」により、それぞれ必要な物資の調達及び供給を行うことを基本として対応する。

#### 2 物資の調達・供給上の留意点

- ① 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資を調達・供給
- ② 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具や燃料等を含めるなど、発災時期・気候に考慮した物資の調達・供給
- ③ 要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資の調達・供給

#### 3 物資の調達

市は、あらかじめ締結している「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」及び「災害時における物資の供給に関する協定」等に基づき、協定締結先事業所等から、迅速に物資を調達するものとする。

市による物資の調達では必要な物資量に不足が生じると判断した場合は、県の備蓄する物資の放出や、県による市町村間の物資供給の斡旋、あるいは県が調達した物資の供給について、県に要請するものとする。

#### 4 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

国（内閣府）の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、県及び市の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を、国、県及び市（避難所を含む。）の間で共有し、物資の調達及び供給の迅速化・効率化を図る。

#### 5 物資の集積・搬送・供給

市は、食料を含めた物資を、「地域内物資備蓄輸送拠点」から各避難所に輸送し、避難所避難者等に物資を供給するとともに、旧町村区域毎に設ける「地区物資供給拠点」に輸送し、在宅避難者等に対して必要な物資を供給するものとする。

地区物資供給拠点は、発災後、以下のところに速やかに設置するものとする。

地区物資供給拠点	設置予定施設の名称（細部位置）
脇町地区物資供給拠点	脇町中学校（武道場駐車場）
美馬地区物資供給拠点	道の駅みまの里（観光交流センター）又は美馬福祉センター跡地
穴吹地区物資供給拠点	穴吹スポーツセンター（駐車場）
木屋平地区物資供給拠点	木屋平複合施設（川井集会所西側広場）

## 6 物資の管理・物流業務

物資を地域内物資備蓄輸送拠点から避難所等の端末地への供給に際しては、拠点における在庫管理、共有物資の選別・抽出、端末地毎の仕分け等極めて人手を要する作業が必要なことから、ボランティアの協力が得られるよう災害ボランティアセンターと調整するものとする。

## 7 事業所の行動

市内の事業所は、発災後、可能な範囲で事業所が自ら備蓄している物資の市又は周辺の避難所等への提供等を通じて被災者支援を実施し、もって地域への貢献に努めるものとする。

### 第4款 LPガス等の供給

#### 1 方針

市は、被災者及び災害応急対策に従事している者であって炊き出し等に必要なLPガス（液化石油ガス又はプロパンガス）及び同ガスを使用する器具を確保することができない者に対し、迅速にLPガス等の供給ができるよう必要な調整又は斡旋を行い、被災者の生活再建並びに災害応急対策活動に寄与するものとする。

#### 2 LPガス等の供給の調整等

市は、炊き出し等に必要なLPガス等の供給のための調整を、市内に所在する事業者に対して実施するものとする。

市内の事業者をもってしては必要十分な供給ができないと認めるときは、以下の事項を明示して、県又は一般社団法人「徳島県エルピーガス協会」に調達の斡旋を要請するものとする。

- ① 対象避難者数
- ② 必要なLPガスの量
- ③ 必要な器具の種類及び個数
- ④ 供給期間
- ⑤ 供給地（住所等）

### 第21節 防疫・遺体の火葬等の実施

#### 第1款 防疫

##### 1 方針

市は、災害時における生活環境の悪化や被災者の抵抗力低下などによる感染症の発生及び蔓延が予想される場合は、県と密接に連携し、迅速に防疫活動を行うものとする。

## 2 県の実施する防疫措置

## ① 検病調査及び健康診断

県は、とくしま災害感染症専門チーム、保健衛生コーディネーター及び被災地域を管轄する保健所と緊密に連携し、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力の下「疫学調査班」を編成し、避難所や浸水地帯における疫学調査を実施し、感染症の発生のリスクや発生状況の把握。並びに予防のための指導及び対策等を実施することとしている。

県は、調査の結果必要と認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）」第17条の規定に基づく健康診断を実施することとしている。

## ② 感染症発生時の対策

県は、感染症予防法第21条及び同法第47条の規定により、1、2類感染症の患者及び新型インフルエンザ等感染症の所見がある者を感染症指定医療機関に移送することとしている。

県は、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、知事が適当と認める病院もしくは診療所に入院させる措置を講じるなど、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図ることとしている。

## ③ 市に対する指示及び命令

県は、染症予防上必要があると認めるときは、市における規模態様等に応じて、その範囲及び期間を定めて、速やかに、以下の事項の指示及び命令を行うこととしている。

- ① 感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の実施に関する指示
- ② 感染症予防法第28条第2項の規定による、ねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示
- ③ 感染症予防法第31条第1項の規定による生活の用に供する水の使用又は給水についての制限
- ④ 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種に関する命令
- ⑤ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

## ④ 市等に対する支援

県は、市の実施する防疫活動を支援し、必要に応じ県内外に人材、資器材・薬剤の応援要請及び調達の調整を行うこととしている。

### 3 市の実施する防疫措置

市は、以下の点を重視して災害時における防疫措置を実施するものとする。

- ① 感染症の発生及び蔓延の未然防止（避難所に感染症防止資器材設置、消毒の実施等）
- ② 衛生環境の確保（し尿処理、避難所等のトイレ環境向上措置、避難所等における入浴施設等の確保、災害廃棄物・ゴミの適正な処理等）
- ③ 防疫に必要な人的物的資源が不足することが見込まれる場合の県及び近隣市町に対する躊躇のない応援要請

### 4 防疫業務の実施方法

#### ① 消毒の実施

市は、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定に基づき、知事の指示した場所及び物件を対象として、消毒を実施するものとする。

#### ② ねずみ族・こん虫等の駆除

市は、感染症予防法第28条第2項の規定に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

#### ③ 生活の用に供する水の供給

市は、感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の使用又は給水を制限又は禁止された者に対して、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

#### ④ 感染症予防教育等の実施

市は、市内の被災地域等において、感染症に係る予防教育及び広報活動を推進するものとする。

#### ⑤ 避難所の感染症対策指導

市は、県の実施する疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施するものとする。

### 5 防疫活動に必要な携行資材

防疫用薬品資材は、必要に応じて市内事業者等から緊急調達するものとする。

- ① 噴霧器
- ② 消毒薬品
- ③ 昆虫駆除薬剤
- ④ 検使用資材等
- ⑤ 防疫用薬品資材

## 6 報告

市は、警察、消防等諸機関、管轄保健所、その他関係団体との緊密な協力のもとに、次の事項について「災害防疫の実施について（災害防疫実施要綱）（衛発第302号（厚生省公衆衛生局長通知）」に基づき、報告するものとする。

報告区分	定型用紙	報告先	備考
被害の状況	被害状況報告書 (様式(4))	知事	概要は電話で報告 保健所長を経由して報告
防疫活動の状況	防疫活動状況報告 (様式(5))	知事	概要は電話で報告 保健所長と協議し文書報告
災害防疫所要見込額	災害防疫所要見込額調 (様式(6))	保健所	電話等で速やかに報告
災害防疫の完了	災害防疫業務完了報告書 (様式(7))	知事	保健所長を経由して報告

## 第2款 遺体の搜索・収容・火葬等

### 1 方針

市は、警察及び消防機関及び自衛隊等の協力を得て、災害により死亡した者の遺体の搜索、収容、安置及び火葬等を適切に実施し、死者を丁重に扱うとともに遺族等の心情に配慮する<sup>91</sup>。

### 2 遺体の搜索

#### ① 搜索の方法

- ① 市は、遺体の搜索・収容に必要な船艇その他の機械・器具を借上げて搜索等を実施する。
- ② 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

#### ② 応援の要請等

市は、被災その他の事情により市のみでは遺体の搜索を実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあっては、県又は関係する市町村に応援の要請を行うものとする。

### 3 火葬等に至るまでの遺体の処理手順

#### ① 遺体発見時の連絡

市は、遺体を発見したときは、速やかに所轄警察署にその旨を連絡する。

<sup>91</sup> 遺族等の心情に配慮する場合は、一般社団法人「日本DMORT（災害死亡者家族支援チーム）」の派遣を、徳島県警察（日本DMORTと徳島県警察は、2023年3月、災害時支援協定を締結）を通じて依頼することを検討する。

DMORT（ディモート）は、医師、歯科医師、看護師、心理士等からなる家族支援チームであり、①災害現場における死亡者の家族支援（遺体安置所等で活動）、②長期にわたる遺族支援に向けてのネットワーク作り、③黒タッグや急性期のグリーフケア（死別の悲しみを抱える遺族をサポートすること）に関しての啓発・研修活動、を主な活動内容としている。

② 検視・検案

警察官は、遺体の発見現場又は遺体安置所等に遺体を移動させて、「検視<sup>92</sup>」を行う。警察官は、検視を行うため遺体の洗浄、縫合又は消毒等の処理を行うことがある。検視は、通常、医師の実施する「検案<sup>93</sup>」と一緒に行われる。

③ 遺体の安置

市は、遺体安置所を用意し、一時的に遺体を安置し、身元確認や遺族との対面及び遺品等の引き渡し等を行う。

4 遺体の火葬等

① 火葬又は埋葬の実施

市は、災害により死亡した者を、その衛生状態や火葬場の状況等を勘案しつつ、できるだけ速やかに火葬又は埋葬に付するものとする。

② 火葬又は埋葬にあたっての留意事項

市は、火葬又は埋葬にあたっては棺の調達や遺体の搬送の手配等を実施するとともに、以下の点に留意して火葬等に付する。

- ① 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後、火葬又は埋葬する。
- ② 遺体は、火葬を追求する。
- ③ 仮埋葬は、事後、遺体の掘り起こしと本埋葬又は火葬に付する過酷な作業を伴うため、可能な限り避けるものとする。
- ④ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後、通常、1週間程度（状況に応じて1週間以内）で火葬又は埋葬する。
- ⑤ 身元不明遺体を火葬した場合の遺骨は、遺留品とともに「遺骨・遺留品保管所」に保管する。
- ⑥ 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の火葬又は埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。
- ⑦ 大規模災害等により平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが困難となった場合や、火葬場自体が被災し火葬能力を喪失した場合などにあっては、県に対し、他市町村又は他府県等による広域的な火葬等の支援を要請するものとする。
- ⑧ 遺体は、その衛生状態に配慮する。
- ⑨ 遺体の取り扱いに関する一連の業務を実施するに際しては、死者及びその遺族に対して礼を失することのないよう配慮する。

<sup>92</sup> 「検視」は、警察官又は検察官が、遺体や周囲の状況を調べて、犯罪の疑いがあるかを判断する刑事手続である。

<sup>93</sup> 「検案」は、監察医や法医学者等の医師が、遺体の外表面を検査し、病気の既往歴や死亡時の状況などから、死因や死亡時刻等を医学的に判定するものである。自らの診療管理下にある患者が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認める場合は『死亡診断書』が作成され、それ以外の場合（自宅や病院以外の場所で死亡した場合、治療中でない人が死亡した場合又は治療中の傷病以外の原因で死亡した場合）は『死体検案書』が作成され、当該書面により、人間の死亡が医学的・法的に証明される。

## 第2.2節 要配慮者への支援対策

### 1 方針

市は、災害時においては、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等要配慮者に配慮した災害応急対策を実施するものとする。

### 2 要配慮者等の状況把握（安否確認等）

#### ① 要配慮者の状況把握

市は、災害が発生した場合は、地域の自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ホームヘルパー、美馬観光ビューロー、要配慮者利用施設及び教育機関等関係者の協力を得て、速やかに要配慮者の状況把握に努めるものとする。

#### ② 避難行動要支援者の状況把握

市は、要配慮者のうち避難行動要支援者については、関係者の協力を得るとともに、本人の同意の有無に関わらず「避難行動要支援者名簿」を効果的に利用して、避難行動要支援者の状況把握に努めるものとする。

### 3 要配慮者等に対する情報伝達

#### ① 避難情報等の伝達

市は、携帯端末、ファクシミリ、市ホームページ及び音声告知端末等を活用し、また報道機関の協力を得て新聞、テレビ、ラジオ及び文字放送等を利用することにより、要配慮者をはじめ市民等に対して、市の発令する避難情報（避難情報の種別、警戒レベル、避難すべき地域等）及び開設している避難所情報等を確実に伝達するものとする。

#### ② 要保護児童（孤児、遺児及び保護者と生き別れた児童）の保護依頼等

市は、要保護児童を発見した際の保護を市民等に対し依頼するとともに、児童相談所等に対する通報協力を呼びかけるものとする。

#### ③ 外国人に対する情報伝達

市は、外国人の支援を行うNPO、語学ボランティア、旅行者及び市の外国語指導助手（ALT）等に対し通訳等の協力を要請するとともに、災害時多言語表示シート（自治体国際化協会）を活用した情報発信に努め、外国人が確実に避難情報等に接することが可能となる環境の整備に努めるものとする。

### 4 要配慮者に係る避難対策

#### ① 福祉避難所への直接避難

要配慮者のうち避難行動要支援者は、個別避難計画等に基づき、直接、福祉避難所に避難するものとする。

避難行動要支援者ではない要配慮者も、福祉避難所が開設されている場合は、直接、当該福祉避難所に避難するものとする。

② 福祉避難スペースへの収容又は福祉避難所への移送

指定避難所担当職員は、避難所避難者のなかに要配慮者の存在を認めるときは、当該要配慮者の意向を重視しつつ、当該避難所に設けている福祉避難スペース（福祉避難室）に優先して収容するか、又は福祉避難所へ移送するものとする。

指定避難所から福祉避難所へ移送する際は、以下に掲げる事項を書面により福祉避難所の開設・運営者に通知するものとする。

- ① 要配慮者の住所、氏名、連絡先
- ② 要配慮者の支援者の住所、氏名、連絡先
- ③ 要配慮者の心身の状況
- ④ 避難生活上の注意事項

③ 本部に対する応援要請

指定避難所の福祉避難スペースに要配慮者を収容している場合は、当該要配慮者の区分実態に応じた福祉担当職員等の派遣・応援について、本部に要請するものとする。

5 要配慮者利用施設に係る対策

① 安全確保措置

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、あらかじめ定めている「避難確保計画」に基づいて避難誘導等を的確に実施し、当該施設利用者の安全確保に努めるものとする。

② 要配慮者利用施設の管理者等の努め

福祉避難所に指定されている要配慮者利用施設の管理者は、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を迅速に収容する他、施設の機能を低下させない範囲内で、支援の必要性の高い被災者を優先し、緊急一時入所等、施設への受入れに努めるものとする。

福祉避難所に指定されていない要配慮者利用施設の管理者は、同じく、施設の機能を低下させない範囲内で、支援の必要性の高い被災者を優先し、緊急一時入所等、施設への受入れに努めるものとする。

③ 被災した要配慮者利用施設

被災した要配慮者利用施設の管理者は、水、食料品等の生活必需品の所要量、施設の応急復旧に必要な資器材及びマンパワー不足数等について迅速に把握し、近隣施設、県及び市等に支援を要請するものとする。

④ 市による支援

市は、要配慮者利用施設のライフラインの優先的な復旧や、水、食料品等の生活必需品の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した要配慮者利用施設の支援を行うよう努めるとともに、要配慮者利用施設相互の応援活動を支援するものとする。



## 6 障がい者及び高齢者に係る対策

## ① 資器材等の調達

市は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ及びおむつ等の物資や、ガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を避難所等に整備し、迅速に調達を行うよう努めるものとする。

## ② ホテル等への避難等

避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、必要に応じて公共宿泊施設、旅館及びホテル等を借り上げて避難所として活用するほか、ホームヘルパーの派遣等必要な措置を講ずるものとする。

## 7 児童に係る対策

## ① 保護者のいない児童の保護

市は、要保護児童を確認した場合には、親族による受入の可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入や里親への委託等の保護を行うものとする。

## ② 経済的支援措置の実地

市は、要保護児童に対する母子福祉資金の貸付や遺族年金の早期支給手続を行う等社会生活を営む上での経済的支援を行うものとする。

## 8 難病患者に係る対策

## ① 難病患者の安否確認等

市は、保健所や医療機関及び患者家族等と連携し、難病要配慮者名簿に基づき、発災後、早急に難病患者の安否確認を実施するとともに、生活状況及び避難の要否等を確認する。

## ② 管内医療機関の被災状況の確認と難病患者の避難受入の可否確認等

市は、市内の医療機関の被災状況を確認するとともに、避難を要する難病患者がいる場合は、保健所と連携しつつ避難のための臨時入院の可否の確認及び臨時入院に関する調整を実施する。

③ とくしま災害支援手帳<sup>94</sup>の携行等

難病患者及びその家族等は、発災後、直ちに安全確認を実施するとともに、確認結果を「とくしま災害支援手帳」にしたがって、積極的に関係者に通報するものとする。

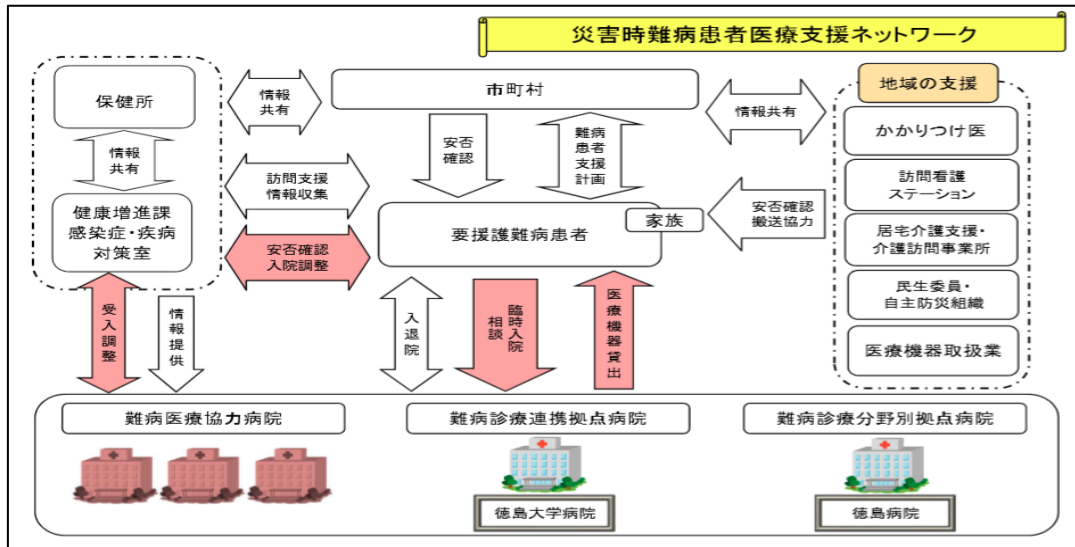
医療機関や避難所へ避難する場合は、「とくしま災害支援手帳」を必ず携行するものとする。

<sup>94</sup> 「とくしま災害支援手帳」とは、難病患者や小児慢性特定疾患、長期療養疾病患者が、地震や風水害などの災害に備え、あるいは災害時に適切な対応が取れ、また必要な支援が的確に受けられるよう、病歴・服薬歴や医療処置の状況・緊急時の連絡先などを記載できるようになっている手帳である。

この「とくしま災害支援手帳」は、本計画の別冊資料編の「第9 医療・防疫に関する資料」－「17」に掲載している。

④ 災害発生時の支援体制

災害発生時における難病患者に対する支援体制<sup>95</sup>は、以下のとおり。



9 外国人に係る対策

① 相談窓口の設置

市は、必要に応じて、外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるものとする。

② 宗教等の配慮

市は、被災し又は避難所等に避難している外国人が信仰する宗教等に対する配慮（イスラム教徒や菜食主義者等に対する食事の配慮、宗教上の理由による輸血拒否者やイスラム教徒等の礼拝への配慮等）を失することのないよう努めるものとする。

10 帰宅困難者に係る対策

① 帰宅困難者に係る災害時行動原則の広報

市は、災害が発生し公共交通機関の運行停止等により旅行者等が自力で帰宅することができず多数の帰宅困難者が発生した場合には、あらゆる手段を用いて、帰宅困難者に係る行動原則である『むやみに移動を開始しない』を広報し、混乱を防止するよう努めるものとする。

② 災害時帰宅支援ステーションによる支援

帰宅困難者が発生した場合は、市内のコンビニエンスストアやガソリンスタンド及びホテル等は「災害時帰宅支援ステーション」として、帰宅困難者に対して一時滞在場所を提供するものとする。

95 「徳島県災害時難病患者支援マニュアル」8頁

災害時帰宅支援ステーションに期待する役割は、以下のとおり。

- ① 災害情報等の提供  
テレビやラジオ等を通じて帰宅困難者に災害情報や公共交通機関の運行状況及び復旧見込み等に関する情報を迅速に提供し、不安感や焦燥感の除去・低減を図る。
- ② 休憩場所の提供  
コンビニエンスストア等は、受け入れている帰宅困難者に対して一時休憩場所を提供するものとする。
- ③ 飲料水の提供  
コンビニエンスストア等は、受け入れている帰宅困難者に対して飲料水の提供を行うものとする。

#### 1.1 災害時コーディネーターとの連携

市は、被災地域において介護士等の活動が円滑に実施されるよう、災害時コーディネーターと連携を図り、刻々と変化する要配慮者及び福祉避難所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行うものとする。

#### 1.2 ボランティア団体等への要請

要配慮者等の区分に応じ、ボランティア団体等に対し、避難所及び福祉避難所への以下のようなボランティアの派遣を要請するものとする。

- ① 看護師・介護士等介助者
- ② 通訳等（手話・外国語）
- ③ 防疫活動
- ④ 清掃活動

### 第2.3節 動物救済対策

#### 1 方針

災害時においても、ペットや家畜の飼育管理は自助により実施することが基本であるところ、市は、災害が発生し飼育動物と飼い主である市民が離ればなれになることによる市民の安全環境及び公衆衛生環境の悪化を防止するため並びに動物愛護の推進のため、必要な動物救護対策を実施するものとする。

#### 2 ペット同行避難<sup>96</sup>の原則

過去の災害においては、発災に伴い、飼い主とペットが離ればなれになり、放置されることによって繁殖し、結果として、地域の公衆衛生環境が悪化した例が挙げられる。

<sup>96</sup> 「同行避難」とは、被災者がペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を意味する。

一方、「同伴避難」とは、被災者が避難所等でペットを飼育管理すること（状態）を意味する。「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月）〔環境省〕」5頁

このような状態になることを防止するため、また如何なる時もペットは飼い主自身が「自助」により飼育管理することが基本であること、更には動物愛護の観点からも、災害時には、飼い主はペットと同行避難することが原則である。

### 3 ペットの同伴避難対策

#### ① 同伴避難環境の確保

市は、避難所に大勢の被災者が避難する状況下で、動物アレルギーのある避難者への配慮、ペットによる他の避難者への危害防止及びペットを飼育している避難者が安心して避難所に避難できる環境の確保のため、動物を飼っていない避難者と動物を飼っている避難者の両者を避難所に受入れる際は、両者を分離するか、人とペットを分離する環境を確保することが必要である。

#### ② 避難所におけるペット飼育環境の確保

##### ① 屋外飼育環境

市は、災害時においても、飼い主自身が屋外においてペットを継続的に飼育管理できるよう、全ての避難所に「ペット飼育場（屋外）」を設けるものとする。

##### ② 屋内飼育環境

小型犬等平素から室内飼いをしている動物への対応や、『ペットは家族同然』と考えている市民等への配慮、並びに身体障がい者補助犬（介助犬、盲導犬、聴導犬）は飼い主と同伴が必要であることへの対応から、飼い主とペットが同伴避難できるよう、施設に余裕がある場合は、可能な限り、各避難所に「ペット同伴避難室」を設けるものとする。

### 4 その他のペット救護対策

市は、必要に応じ、以下のようなペット救護対策を講ずる。

- ① 避難動物・放浪動物等に関する情報収集と情報発信
- ② 避難所や仮設住宅におけるペットの適正な飼育管理の指導
- ③ ペットや家畜に関する相談窓口（庁舎又は避難所）の開設
- ④ 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調整・調達・配付
- ⑤ 人と動物の共通感染症<sup>97</sup>の予防措置
- ⑥ 県又は県獣医師会に対する獣医師の避難所等への派遣要請
- ⑦ 県又は県獣医師会に対する負傷動物の治療及び一時預かり要請
- ⑧ 放浪動物・負傷動物の保護・収容・返還・譲渡
- ⑨ 危険動物の逸走防止対策、逸走動物対応
- ⑩ 県及び動物愛護団体の行う動物救護活動との連携・協力・要請

<sup>97</sup> 「人と動物の共通感染症」とは、世界保健機関（WHO）によれば『脊椎動物と人の間で自然に行き来することができる病気又は感染』と定義しており、「動物由来感染症」とも呼ばれている。

現在、WHOは200以上の動物由来感染症を確認しており、有名なところでは、狂犬病、鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、中東呼吸器感染症（MERS）などが挙げられる。

## 5 家畜対策

### ① 家畜の一時退避

市は、家畜の飼育者等からの情報により、畜舎が倒壊又は水没等のおそれがあると認められる場合は、家畜の管理者又は飼育者に対し、安全な場所に家畜を一時退避させるよう指導するものとする。

### ② 家畜用飼料の確保

市は、家畜の飼育者等からの情報により、災害による道路被害等のため家畜用飼料の入手が困難な状況であると判断した場合は、県又は飼料を取り扱う事業者等に対して必要数量の供給について要請を行うものとする。

## 6 危険動物による危害防止

市は、危険動物による危害が市民等に及びおそれがあると認められる場合は、飼育者、警察及び保健所等と連携して必要な措置を実施し、被害の未然防止に努めるものとする。

## 7 死亡小動物の収集・処理

災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任を持って処理することを原則とするが、飼い主が不明なもの又は防疫上緊急を要するもので飼い主が処理できないものについては、県と協力して市が処理を行うものとする。

## 第24節 廃棄物の処理

### 1 方針

市は、予め策定した災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭及び避難所等から出る生活ごみ及びし尿、並びに大量に発生するがれきや粗大ごみ等の災害廃棄物について迅速・的確に処理し、被災地における良好な衛生環境の保持に努める。

### 2 市民及び事業者の努め

#### ① 災害廃棄物の自己判断排出の禁止

市民及び事業者は、災害時において、改めて市の指示があるまで、災害廃棄物を排出してはならない。

#### ② 災害廃棄物の適正な分別・排出

市民及び事業者は、市が災害時に改めて指示する分別方法に基づき災害廃棄物を適正に分別し、同様に市が指示する排出要領に従い排出するものとする。

### 3 災害廃棄物処理の形態

災害廃棄物処理の形態には、「片付け優先型」と「リサイクル優先型」がある。災害規模が大きくなればなるほど、「片付け優先型」にシフトせざるを得なくなると言われている。

市は、双方のメリット・デメリットを考慮して災害廃棄物処理方針や処理要領等を意思決定するものとするが、『災害廃棄物処理の三原則<sup>98</sup>』を考慮し、可能な限り「リサイクル優先型」による処理を追及するものとする。

参考のため、以下に両型の概要やメリット等について記載<sup>99</sup>する。

区分	片付け優先型	リサイクル優先型
概要	被災地からの撤去を優先し仮置場へ一旦排出した後、中間処理施設や最終処分場で処理・処分を行う要領	発生場所（被災地）での分別作業に加え、仮置場でも分別作業を実施し、できるだけリサイクル処理施設での受入れを図る要領
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の応急復旧活動が円滑化</li> <li>○ 被災地の廃棄物による二次災害軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクル率が上がり環境負荷軽減</li> <li>○ 最終処分場の延命化が可能</li> <li>○ 廃棄物処理に係る総費用が抑制</li> </ul>
取り組み事例	<p><b>【新潟県中越地震・長岡市】</b>                      発災後3週間は通常「7分別」となっているゴミ回収を、燃やすゴミ、燃やさないゴミ及粗大ゴミの「3区分」とし無料で毎日収集</p>	<p><b>【新潟県中越沖地震・刈羽村】</b>                      資源ゴミとして分別された空き缶、ガラス瓶、ペットボトル、EPS、その他のプラスチック、新聞紙、雑誌、段ボール、草、選定枝は、地震後も通常どおり（週1回収集。紙類は月1回収集）                      一時集積場を設置し、リサイクル化を重視したうえで極力埋立ゴミが発生しないよう分別処理を実施</p>
考慮事項	無料収集は迅速な撤去に寄与するが、リサイクル家電の「便乗ゴミ」を誘発する可能性がある。	処理能力に合わせた排出抑制や時間をかけた分別作業が、結果として仮置き場の長期利用につながり、環境負荷増大となる可能性がある。

#### 4 隣接市町等への応援要請

市は、被災地域における生活ごみ、し尿<sup>100</sup>及び災害廃棄物<sup>101</sup>の処理を責任をもって実施するものとするが、災害の規模が大きく市の処理能力を超えおり、市単独では処理できないと認める場合は、隣接市町及び県、四国ブロック<sup>102</sup>、協定を結ぶ事業者等に応援（広域処理等）を要請するものとする。

<sup>98</sup> 本計画「第1編 共通対策編 — 第2章 災害予防 — 第16節 災害廃棄物の処理体制の整備」を参照。

<sup>99</sup> 第3回地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会（中央防災会議設置の専門調査会）の資料「災害廃棄物対策（概要）」から引用

<sup>100</sup> 「し尿」とは、仮設トイレ等からの汲み取りし尿、及び災害に伴って便槽に流入した汚水をいう。

<sup>101</sup> 「災害廃棄物」とは、市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみ、及び損壊家屋の解体・撤去等に伴い排出される廃棄物のことをいう。災害廃棄物は、可燃物、木くず、畳・布団、不燃物、コンクリートがら、金属くず、廃家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物・危険物、廃自動車、その他適正処理が困難な廃棄物（ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの）などがある。

<sup>102</sup> 市は、「四国ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成30年3月）」等の適用による処理を活用するものとする。

5 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net<sup>103</sup>）等の活用

市は、大量の災害廃棄物の処理に関し、処理に関する知見や技術的支援を必要とすると認めた場合は、県及び国（環境省）に対し、災害廃棄物処理支援ネットワークから専門家や技術者を、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク<sup>104</sup>）から災害廃棄物処理業務経験職員などの派遣を要請するものとする。

## 6 ごみ処理

## ① ごみ処理施設の状況把握等

市は、ごみ処理施設の被害状況を迅速に把握し、被害がある場合には優先的に当該施設の応急復旧に努めるものとする。

## ② ごみ処理の基本方針

市は、平素のごみ収集、運搬、処理体制を基に、被災地における生活ごみを迅速かつ的確に収集運搬し、処理及び処分するため、以下の基本方針に基づき『処理計画』を策定するとともに、市民等に対しその内容を周知・徹底するものとする。

- ① 防疫対策上緊急に処理・処分すべきごみを優先的に収集
- ② 避難所、救急告示医療機関及び物資備蓄搬送拠点に対し優先的に収集
- ③ 被害の甚大な地域に対し優先的に収集
- ④ 緊急性の低いごみは仮置場に搬送し被災地・被災施設からの排出を優先

## 7 し尿処理

## ① し尿処理施設の状況把握等

市は、下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を迅速に把握し、被害がある場合には優先的に当該施設の応急復旧に努めるものとする。

## ② 水洗トイレの使用制限の広報

市は、下水道施設又はし尿処理施設に被害がある場合は、水洗トイレの使用制限等について市民等に対し広報するものとする。

## ③ 仮設トイレの設置

下水道施設又はし尿処理施設に被害がある場合及び避難所に被災者が多数避難し既設トイレだけでは数が不足する場合は、災害時支援協定を締結している事業者等に依頼して、速やかに十分な数の仮設トイレを設置するものとする。

なお、仮設トイレの設置にあたっては、女性用トイレの数を男性用に比して

<sup>103</sup> 災害廃棄物処理支援ネットワークから市町村に派遣された専門家や技術者は、①処理体制の構築、②生活ごみや片付ごみの排出・分別方法の周知、③片付けごみ等の初期推定量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、④悪臭・害虫対策、⑤処理困難物対応等に関して、現地支援を行うこととされている。

<sup>104</sup> 「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」とは、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体（都道府県、市町村）の職員を、環境省が作成・管理する名簿に「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的として創設された制度のことをいう。災害廃棄物処理支援員は、被災地において、①災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整、②災害廃棄物の収集運搬や仮置場の開設・運営管理等の個別課題の対応に係る助言・調整を行うこととなっている。派遣を求める場合は、県に市の派遣ニーズを明示し、県が地方環境事務所や環境省とマッチングしていくこととなる。

2倍以上配当するなど女性が使用し易い環境を整えるものとする。

避難所運営本部は、避難所の既設トイレ及び設置された仮設トイレの使用ルールを定め、避難者に周知・徹底するとともに、被災者自らが定期的に清掃を実施し、避難所におけるトイレの衛生環境の確保に努めるものとする。

④ マンホールトイレや携帯トイレ等複合手段の実施

施設既存のトイレや仮設トイレの設置に加え、マンホールトイレや携帯トイレ（組立式簡易トイレ、便処理袋）、自衛隊等が装備する車載トイレ等あらゆる手段を尽くして、被災者の数に比してトイレの確保数が十分な量的水準になるよう努めるものとする。

⑤ 冠水地区への対応

水害等により冠水した地区がある場合には、便槽が満水状態となっているおそれがあるため、優先的にくみ取りを実施するものとする。

## 8 災害廃棄物処理

① 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、「災害廃棄物対策指針<sup>105</sup>」及び本地域防災計画等に基づき、平素において策定している『市災害廃棄物処理計画<sup>106</sup>』を実行するため、災害発生後、災害廃棄物の発生状況等を明らかにして、速やかに『市災害廃棄物処理実行計画』を策定し、迅速かつ的確に災害廃棄物を処理するものとする。

② 災害廃棄物処理の基本方針

市は、災害廃棄物について、以下の基本方針に基づき処理するものとする。

- ① 廃棄物処理法等関連法令を遵守した処理
- ② 災害廃棄物の内容及び量の迅速な概定
- ③ 災害廃棄物の徹底的な分別と分別区分に応じた搬入
- ④ リサイクル<sup>107</sup>を追求（最終処分量の削減による処理コスト低減）
- ⑤ アスベスト等の有害物質の適正な処理（環境汚染防止、市民等の健康管理）

③ 建築物の解体等

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者及び建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて他の市町村へ協力を要請するものとする。

建築物の倒壊及び解体等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分するものとする。

<sup>105</sup> 「災害廃棄物処理指針」は、環境省が、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害への平時の備え、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理したもの。

<sup>106</sup> 「災害廃棄物処理計画」とは、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための災害応急対策及び復旧・復興等対策等に必要事項を取り纏めたものである。具体的内容としては、①災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針、②生活ごみや避難所ごみ及び仮設トイレ等のし尿を含めた処理体制、③周辺の市町村との連携・協力事項、④受援体制等を規定することとなる。

<sup>107</sup> 家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、容器包装リサイクル法及び建設リサイクル法を遵守したリサイクルと、木材やコンクリート等の再利用を追求する。



なお、解体にあたっては、有害廃棄物による環境汚染や解体・運搬作業、市民への健康被害を防止するため適切に指導するものとする。

9 市のごみ処理施設

名 称	型 式	処理能力（日量）	住 所
クリーンセンター美馬 （美馬環境整備組合）	准連続燃焼式焼却炉	36 t × 2基	脇町新町鴨地 222

10 災害廃棄物等の最終処分

名 称	埋立容量	埋立対象物	住 所
長谷最終処分場 （美馬環境整備組合）	44,000 m <sup>3</sup>	燃焼残渣・不燃残渣・飛灰個化物	つるぎ町貞光長谷 42
備 考	<p>1 締結協定による処分等 災害廃棄物等の収集、運搬及び処分等は、市が締結済みの災害廃棄物処理等に関する協定（徳島県産業資源循環協会、大栄環境株式会社との2協定）による場合がある。</p> <p>2 市が締結している災害廃棄物等処理協定の内容 災害廃棄物等処理協定の細部内容は、本計画の別冊資料編の第13「協定等に関する資料」を参照のこと。</p>		

11 市の下水道施設

名 称	処理方式	処理能力（日量）	住 所
穴吹浄化センター	オキシデーションディッチ法	1,200 m <sup>3</sup>	穴吹町穴吹福戸原 63
井口東地区 農業集落排水処理施設	回分式活性汚泥方式	198 m <sup>3</sup>	脇町丸池 1776
別所浜地区 農業集落排水処理施設		200 m <sup>3</sup>	脇町政所 2170
知野地区 農業集落排水処理施設	連続流入欠ばっ気方式	45.9 m <sup>3</sup>	穴吹町口山知野 19
宮内地区 農業集落排水処理施設	凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式	126 m <sup>3</sup>	穴吹町口山田方 4-2
喜来地区 農業集落排水処理施設	回分式活性汚泥方式	648 m <sup>3</sup>	美馬町寺ノ下 60-8

1.2 市のし尿処理施設

名 称	処理方式	処理能力（日量）	住 所
吉野川浄園 （吉野川環境整備組合）	低希釈二段活性汚泥 法処理 + 高度処理	70kℓ （し尿50kℓ+浄化槽汚泥20kℓ）	穴吹町三島小島 1301

第2.5節 住宅の確保

第1款 応急仮設住宅の供与

1 方針

市は、災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者に対し迅速に応急仮設住宅を供与し、被災者の生活の自力再建に寄与する。

2 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市長）が行うものとする。

3 供与対象者

住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家がない者であって、自らの資力<sup>108</sup>では住宅を確保できない者に対して供与することを原則とする。

4 応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）」及びその他「トレーラーハウスやコンテナハウス等を活用した応急住宅」がある。

5 期間<sup>109</sup>

① 建設型応急住宅の着工

法による建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとする。

② 賃貸型応急住宅及びその他による供与

災害発生の日から速やかに提供できるよう努めるものとする。

<sup>108</sup> 災害による混乱時は、十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による所得制限等はない。

※ 「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）〔内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）〕47頁  
 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、被害の大きさや深刻さを勘案し、所得や資力等の要件について厳格な運用は行わず、必要と考えられる希望者にはできる限り供与できるようにした。

※ 「災害救助事務取扱要領」（平成28年4月）〔内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）〕48頁

<sup>109</sup> 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（内閣府告示第228号）」（最終改正告示：令和3年6月18日）第2条ニイ(5)及び同ロ(2)、及び「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）48頁

## 6 建設型応急住宅の建設用地

### ① 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、原則として公有地<sup>110</sup>（市有地又は県有地）とする。これに加え、国有地及び特に問題がない場合は被災者の土地や企業等の民有地等、無償提供される土地<sup>111</sup>を予定する。

### ② 建設用地のリスト化

大規模災害時でも迅速かつ適切に応急仮設住宅の建設が可能となるよう、あらかじめ建設予定地のリストを作成するとともに、建設可能戸数等を把握しておくものとする。

建設予定地をリスト化するにあたっては、応急救助機関（緊急消防援助隊、都道府県警広域緊急援助隊及び自衛隊災害派遣部隊等）の活動拠点、仮埋葬候補地及び災害廃棄物仮置場等の配置を考慮するものとする。

## 7 住宅の建設資材の確保

住宅の建設等のための資材は、原則として請負業者が確保するものとする。

市は、災害時における混乱等により、請負業者による建設資材等の確保が困難であると認めるときは、県と連携しつつ確保について斡旋を行うものとする。

## 8 賃貸型応急住宅の費用負担

災害救助法が適用された場合に、賃貸型応急住宅を供与した際の費用負担<sup>112</sup>は、次表のとおり。

負 担 区 分	負 担 内 容
県の負担する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃及び共益費</li> <li>敷金及び礼金（賃料の1箇月分を限度）</li> <li>火災保険料（県が包括契約により加入）</li> <li>仲介手数料（賃料の0.54箇月分を限度）</li> <li>退去修繕負担金（賃料の2箇月分を限度）</li> <li>その他、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもので、地域の実情に応じた額</li> </ul>
入居者の負担する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>光熱水費（電気・ガス・水道）及び駐車場料</li> <li>ペット飼育追加料</li> <li>自治会費</li> <li>契約期間中の故意又は過失による損壊の修繕費用</li> </ul>
備 考	<p>県負担の経費区分と金額はあくまで参考であり、実際の場合は、県と内閣府が協議して決定</p>

<sup>110</sup> 「災害救助事務取扱要領」51頁

<sup>111</sup> 多くの建設型応急住宅の建設が必要な場合等においては、民有地の借り上げも認められる。「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）51頁

<sup>112</sup> 「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）51頁及び147頁

## 9 応急仮設住宅の運営管理等

### ① 運営管理

市は、応急仮設住宅を適切に運営管理するものとする。

この際、防犯ブザーや笛の携帯、街灯等夜間照明の工夫及び夜間の巡回実施など応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するため入居者の心のケアや入居者による自治会の組織化等地域コミュニティの形成等に配慮するものとする。

### ② その他の配慮

応急仮設住宅の運営管理に関し、女性の参画を促進するとともに、女性を始めとした生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、ペットを飼育していない被災者に配慮しつつ、応急仮設住宅へのペットの同伴入居を考慮するものとする。

## 10 市営住宅の活用

市は、行政財産である市営住宅について、災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の対象外ではあるが、公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用を図るものとする。

## 第2款 住宅の応急修理

### 1 方針

市は、災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等に対し、迅速に必要な最小限の応急修理を実施し、被災者の生活の自力再建に寄与する。

### 2 応急修理対象者

災害救助法による住宅の応急修理の対象となるのは、以下のいずれかの者であって、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ応急仮設住宅を利用しない場合である。

- ① 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（半壊及び準半壊）
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

### 3 応急修理の期間

災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっている。

### 4 応急修理の範囲

住家の応急修理の対象範囲は、災害の被害と直接関係のある箇所であって、屋根等の基本部分等日常生活に必要な欠くことのできない箇所に限る。

住宅の応急修理に係る工事例<sup>113</sup>は、以下のとおり。

工 事 例	備 考
屋 根 の 補 修	・ 瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更する等の屋根瓦剤の変更可
傾いた柱の家起こし	・ 筋交いの取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。
床 の 補 修	・ 床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修も可（この場合の畳の枚数に上限設定なし）（畳のみの交換は、修理の対象外）
外 壁 の 補 修	・ 土壁を板壁に変更する等の壁材の変更可（外壁の修理とともに当該壁部分の壁紙に限り修理可）
基 礎 の 補 修	・ 無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強可
戸 ・ 窓 の 補 修	・ 破損したガラス及び鍵の取替も可
上下水道配管水漏れ補修	・ 配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修も可
電気・ガス・電話等配線補修	・ スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓及びジャックを含む。
便器・浴槽等衛生設備補修	・ 便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。 ・ 設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床・壁の補修も可

## 5 住宅の修理資材の確保

住宅の修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとする。

市は、災害時における混乱等により、請負業者による修理資材の確保が困難であると認めるときは、県と連携しつつ確保について斡旋を行うものとする。

## 第26節 障害物（工作物・土砂等）の除去

### 1 方針

市は、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、並びに山崩れ、がけ崩れ又は浸水等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石及び竹木等の障害物について迅速に除去し、災害応急対策の円滑な実施を確保するとともに、市民の生命、身体及び財産等に対する危険を防止し又は日常生活に対する著しい支障の発生を防止するものとする。

<sup>113</sup> 「災害救助事務取扱要領」（令和2年5月）133頁

2 実施責任者

実 施 責 任 者	工 作 物 ・ 障 害 物 等 の 除 去
美 馬 市	① 災害応急対策を実施する上で障害となっている工作物等の除去 ② 山（がけ）崩れ又は浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去
水防管理者又は消防機関の長	○ 水防活動を実施する上で障害となっている工作物等の除去
道路又は河川等の維持管理者	○ 道路又は河川等にある障害物の除去
その他の施設及び敷地の所有者又は管理者	○ その他の施設及び敷地内に運ばれた障害物の除去
備 考	市が単独で実施することが困難と判断したときは、県に対し応援・協力を要請する。

3 除去した工作物等の保管等

① 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去

災害対策基本法第64条第2項の規定に基づき、市長は、市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（工作物等）の除去その他必要な措置をとることができる。

② 除去した工作物等の保管

市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

③ 返還のための公示

市長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、当該工作物等を返還するため、政令で定める事項を「公示」しなければならない。

4 機械器具の調達

市は、災害応急対策を実施するに際し、障害物を除去しなければならない場合で、当該除去のための機械器具に不足が生ずるときは、建設業者又は機械器具所有者との間で締結している協定等に基づき、機械器具の必要種別数量を確保するよう努めるものとする。

5 所要人員の確保

① 協定締結事業者等からの支援受け

市は、障害物を除去するに際し必要となる人員について、建設業者等と締結

している協定等に基づき、必要な人員の供給を受けるものとする。

② 地域住民等からの支援受け

必要に応じ、地域住民への協力依頼、ボランティアの活用並びに自衛隊の災害派遣要請の求め等を考慮するものとする。

第27節 ボランティア活動の支援

1 方針

市は、大規模な災害が発生した場合で、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するには、市及び防災機関等だけでは十分に対応できないことが予想されることから、災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するため、社会福祉協議会が中心となって速やかに災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア活動を支援する体制を整備するものとする。

2 ボランティア団体等の協力

市は、各種NPO・ボランティア団体等からの支援・協力の申し入れ等に基づき、災害応急対策の実施について必要な労務の支援を受ける。

3 市災害ボランティアセンターの設置

① ボランティア受入体制の構築

社会福祉協議会は、災害に際し必要と認めるときは、速やかに災害対策本部と協議した上で、「市災害ボランティアセンター」を設置するものとする。

社会福祉協議会は、被害が広域に及び市内の特定の地域に重点的にボランティアを投入する必要がある場合等にあっては、必要に応じて「市災害ボランティアセンター・サテライト窓口」を設置するものとする。

市は、市の資機材や設備等を活用して、市災害ボランティアセンターの運営を支援するものとする。

② 市災害ボランティアセンターの設置場所

設置候補施設	住 所	電 話 番 号
美馬市合同会館	脇町大字脇町 1265 番地 1	0883-53-7432
備 考	1 合同会館が使用できない場合の代替施設 ミライズ又はこれに代わるものとして市が確保・指定した施設  2 サテライト窓口の設置場所 サテライト窓口は、重点的に活動するボランティアを最も支援容易な場所にある施設（市民サービスセンター等）に、必要に応じて設けるものとする。	

③ 市災害ボランティアセンターの設置運営経費の支援受け

市は、県共同募金会が中央共同募金会等と連携して実施を予定する「災害等準備金」等を活用し、市災害ボランティアセンターの設置運営経費を確保する。

4 市災害ボランティアセンターの役割

市災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター（県立総合福祉センターに設置予定）、市対策本部及びその他防災関係機関と密接に連携しつつ、次の機能・役割を担うものとする。

機能区分	具体的な役割
受付	一般ボランティアの募集・受付・記録
	専門ボランティアの募集・受付・記録
	被災者からの支援要請の受付・記録
	市対策本部の支援ニーズの把握
連絡・調整	市対策本部及びその他防災関係機関等との連絡調整
	ボランティア団体等との連絡調整
	ボランティア派遣計画の作成・調整
	支援ニーズとボランティアとのマッチング調整
情報発信	社協ホームページ上に被災地情報や支援ニーズ等の掲載
活動基盤整備	ボランティア活動に必要な物資・資器材等の調達・保管
	ボランティアの輸送に必要な車両の手配・運用
その他	その他ボランティアが円滑に活動するための諸業務

5 ボランティア・ニーズの把握

市は、市内各所の被害状況及び社会福祉協議会等からの情報に基づき、以下のニーズを早急に明らかにし、市内におけるボランティア活動が着実・円滑に開始できるようにするものとする。

- ① 最優先で求められるボランティア活動の内容
- ② ボランティア活動が必要な地域
- ③ 必要とするボランティア人数
- ④ ボランティアの活動拠点 等

6 新型コロナウイルス感染症等への対応

市は、災害が発生し災害ボランティアによる支援が必要と認めた場合は、市災害ボランティアセンターと協議して、様々な感染症の市内における蔓延防止のため、全国から災害ボランティアを受け入れて災害応急対策を実施するか否か、受



け入れる場合の災害ボランティアが遵守すべきルール等について、速やかに決定し、市及び市社会福祉協議会のホームページ上に掲載するものとする。

7 ボランティアに期待する活動

災害の種別・被害の程度等にもよるが、市として、「一般ボランティア」及び「専門ボランティア<sup>114</sup>」に対して、一般的に期待する機能及び細部の活動は、次頁のとおりである。

区 分	機 能	期 待 す る 細 部 の 活 動
一般ボランティア	情 報	被害情報、安否情報及び生活情報の収集・伝達
	生活支援	避難所等における炊き出し等
		避難所等における高齢者介護
		避難所等における看護補助
		現場における危険を伴わない応急復旧作業
	防 疫	避難所等における清掃活動
		避難所等における防疫作業
	物資管理	災害救援物資の調達及び輸送
		災害救援物資の在庫管理及び配分
	事務補助	災害応急対策事務の補助
専門ボランティア	情報通信	アマチュア無線等を使用した情報・通信
	搜索救助	専門的知見・機材による行方不明者搜索・救助
	復旧事務	被災建築物の応急危険度判定
		被災宅地の危険度判定
		砂防関係施設の診断
	医 療	救護所等における医療活動
		救護所等における看護活動
		メンタルヘルスケア
	生活支援	福祉避難所等における高齢者介護
		福祉避難所等における看護
		避難所等における通訳
そ の 他	その他専門的知識・機材等の必要な業務	

<sup>114</sup> 対策本部から、協定等に基づき市内事業者等による『専門性をもった業務』を依頼して活動する場合（例：応急危険度判定業務の依頼等）は、「ボランティア活動」ではなく「受援活動」として実施する。

専門的な知識を持つ者が自主的にボランティア活動を希望した場合は、ボランティアセンターが、関係機関や市民からのニーズに応じて「ボランティア活動」のマッチングを行うこととなっている。

## 8 ボランティア保険の加入

市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動中の事故等に備え、受付の際に、ボランティア保険（天災タイプ）の加入状況を確認するものとする。

## 9 偽ボランティア対策

市災害ボランティアセンターは、ボランティアを装った悪質な便乗業者等を識別するよう、受け入れの是非について確実に判断を行うとともに、登録したボランティアに対し、証明書の発行やワッペンを配布するなど対策を行うものとする。

## 第28節 義援金・義援物資の受入・配分

### 1 方針

市は、市民及び他地方公共団体等から被災者あてに寄託された義援金及び義援物資を的確に支給し、その有効活用を図るとともに被災者の迅速な生活再建に資するものとする。

### 2 義援金の受入れ及び交付<sup>115</sup>

県義援金配分委員会により募集され、同委員会の審議を経て市に配分された義援金を迅速に被災者に交付するため、市役所に「義援金交付申請窓口」を設置し、被災者からの申請に基づき、当該申請書を審査した後交付するものとする。

義援金の交付は、現金支給又は銀行等の口座振り込みにより行うものとする。

### 3 義援金交付状況の管理<sup>116</sup>

市は、義援金の交付対象者及び数次にわたる交付状況等を整理するため、義援金を県等から配分された際は、速やかにデータベースを整備して、義援金を適正に管理するものとする。

### 4 義援金受付窓口の設置<sup>117</sup>

市は、災害に際し、県が義援金を募集することとなった場合には、市役所（穴吹庁舎及び各市民サービスセンター）に「義援金受付窓口」を設置し、市民等からの義援金を直接受け付けるものとする。

### 5 義援金配分委員会の設置等

市は、美馬市区域内のみにおいて局所的に大きな災害が発生した場合<sup>118</sup>や義援金が美馬市に直接寄せられた場合には、姉妹都市や隣接市町等の住民から義援

<sup>115</sup> 「徳島県復興指針」（令和元年12月）131頁（ウ）

<sup>116</sup> 「徳島県復興指針」（令和元年12月）131頁（ウ）

<sup>117</sup> 「徳島県復興指針」（令和元年12月）131頁（ア）

<sup>118</sup> 美馬市の区域内のみにおいて大きな災害が発生し、そのため、他の市町村住民等から美馬市のみ義援金が寄せられる可能性のある場合は、かなりレアケースだと思われるが、可能性を排除できないため記述しておくこととした。

金を受け入れ、またその配分要領（配分対象、配分基準、配分時期、配分方法等）を決定するため、徳島県義援金配分委員会設置要綱に準じて、市に「義援金配分委員会」を設置するものとする。

市義援金配分委員会の委員は、市の職員の他、県（西部総合県民局）の職員や隣接市町の職員並びに報道機関の職員等に委嘱するものとする。

市は、あらかじめ「市義援金配分委員会設置要綱」を定めておくものとする。

## 6 義援物資の受入れ及び交付

### ① 義援物資の受入れ及び交付

市は、大規模災害時、義援物資の受入れ及び被災者への交付を行うものとする。

### ② 義援物資受入れの基本方針

市は、以下の基本方針に基づき、義援物資を受け入れるものとする。

- ① 企業・団体等からの大口支援物資の受入れを基本とする。
- ② 時間経過により腐敗や変質のおそれがある物資は受け付けない。
- ③ 規格や種類等が異なる複数の物資を一括して梱包している物資や小口物資の受入れは抑制<sup>119</sup>する。

## 7 義援物資を受け入れる際の留意事項

市は、企業、団体又は個人等から義援物資を受け入れようとする場合は、以下の事項について留意するものとする。

復旧・復興期において、個人からの小口義援物資等を受け付けることとなった場合は、本留意事項に特段の配慮をするものとする。

- ① 市対策本部として、時間経過に応じて、今、被災地において真に必要なとする義援物資の把握
- ② 市対策本部として、義援物資として受入れを希望しないものの把握
- ③ 真に必要なとする義援物資及び受入れを希望しない義援物資のリスト作成
- ④ 作成したリストは、時間経過及び現地の受給状況等を勘案し、逐次、最適化
- ⑤ 市ホームページや報道機関等を活用した義援物資リストの公表及び国民への周知

<sup>119</sup> 平成23年に起こった東日本大震災等における教訓として、個人からの小口物資や種類等の違う物を混載した小口物資を全国から受け入れた結果、内容物が千差万別で仕分けに多大の労力を要し混乱に拍車がかかったこと、また本当に必要な物資が含まれていない場合もあったことなどから、結局、個人からの小口義援物資等は被災者に交付されず活用されなかったことを理由とする。

これを受けて、平成24年に見直された「防災基本計画」では、『小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になる』と明記された。

内閣府の「防災情報のページ」においても、『被災地で迷惑になるのは、使い古しの汚れたものを送ること、必要であった時期を過ぎた物資が余剰状態になること、様々な品目が一つの段ボールに入っていて被災地で仕分け必要なもの』と記載されている。

## 第29節 公共土木施設等の応急対策

### 第1款 公共土木施設（河川施設・道路施設）

#### 1 河川施設

##### ① 被害想定

平成23年の東日本大震災においては、東北地方整備局管内の5水系で、合計約1,200箇所において地震による堤防の亀裂や液状化による堤防沈下による被害が発生<sup>120</sup>した。

令和元年の台風第19号では、大雨等により信濃川、阿武隈川及び久慈川等関東地方及び東北地方を中心に計140箇所の堤防が決壊して河川が氾濫し、国管理河川だけでも約25,000畝が浸水<sup>121</sup>した。

市区域にある河川管理施設についても、地震及び台風等により大規模な被害が発生することを十分に想定しておく必要がある。

##### ② 応急対策

国管理河川、県管理河川及び市管理河川において、堤防の破壊等の被害が生じた場合は、国（吉野川河川国道事務所）及び県（西部県民局）と連携しつつ、水防団等により、クラック等への雨水の浸透による増破を防止するため、ビニールシートで破壊箇所を覆う等の応急対策を講ずることとなる。

樋門及び排水機等に被害が生じた場合は、土のう及び矢板等により応急的に締切りを行うとともに、内水の排除に努めることとなる。

##### ③ 本格復旧

市管理河川の施設に被害が生じた場合は、必要に応じてTEC-FORCEの派遣を要請して技術的支援を受けるとともに、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、県による国庫負担金交付申請を経て国の財政支援を受け、速やかに災害復旧事業を行うものとする。

#### 2 道路施設

##### ① 啓開・復旧

地震又は浸水害等により道路に被害が生じた場合は、道路管理者（国及び県）と連携しつつ、被害状況に応じて道路啓開及び復旧を行うこととなる。特に、避難、救出救助活動、支援物資の輸送、警察・消防・自衛隊等の災害応急対策活動に必要な道路を優先して、啓開及び復旧にあたる。

##### ② 応急対策

被災した道路は、道路交通の確保を第一とし、啓開作業の安全を期しながら、通過重量や車両幅員等の制限を付してでも緊急に作業を実施し、道路の迅速な解放に努める。

市は、「大規模災害時における暫定契約事務取扱要領」に基づき、受注者に

120 「東日本大震災における河川・海岸施設の被害及び復旧状況」（平成23年6月3日）〔東北地方整備局河川部〕

121 「台風19号による被災状況と今後の対応について」（令和元年11月27日）〔国土交通省〕

対して迅速に前払金を支払う『暫定契約』を締結するなどして、公共土木施設の迅速な復旧に努めるものとする。

③ 本格復旧

市道に被害が生じた場合は、国及び県と連携しつつ、道路交通確保の重要度を勘案して優先順位を付けて、重要な路線から順次「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」を活用して本格復旧にかかる。

## 第2款 鉄道施設

### 1 対策本部

JR四国は、地震、崖崩れ又は浸水害等により列車又は鉄道構造物等に被害が発生した場合は、「四国旅客鉄道株式会社防災業務計画」に基づき、必要に応じ、本社及び地方機関に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を推進するものとする。この際、市対策本部との情報共有及び連携に留意するものとする。

### 2 JR四国の行う応急対策

JR四国は、災害により列車又は鉄道構造物等に被害が発生した場合は、まずは旅客の生命及び財産を保護するため、全力を挙げて救出救護及び避難誘導等にあたるとともに、市を始め関係機関と連携しつつ、鉄道輸送の早期復旧を図るものとする。この際、被害により鉄道路線に運休が生じた場合は、代行バス輸送により公共交通を確保するものとする。

## 第3款 電力施設

### 1 対策本部

四国電力株式会社及び四国電力送配電株式会社（以下「四国電力等」という。）は、地震、崖崩れ又は浸水害等により大規模な停電又は電力施設に被害が発生した場合は、両者に係る「防災業務計画」に基づき、両者一体となった対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧を推進するものとする。

池田支社に設置される災害対策本部は、防災業務計画等に基づき、必要に応じて対策要員を市災害対策本部に派遣（市への要員派遣の是非については、状況に応じてその都度判断）するなどして、情報の共有等に努めるものとする。

### 2 四国電力等の行う応急対策

地震、崖崩れ又は浸水害等により大規模な停電<sup>122</sup>又は電力施設に被害が発生

<sup>122</sup> 四国電力送配電株式会社は、ホームページ上で停電情報を掲載するほか、LINE による停電情報の発信を行っている。市民等は、停電情報の迅速・確実な入手のため、当該 LINE 等を活用するものとする。



【四国電力送配電 LINE（停電情報）】

した場合は、他電力会社に相互電力融通を依頼して電力を確保する他、施設の迅速な復旧に努めるものとする。

市は、四国電力等から要請があった場合は、四国電力等との協定に基づき、停電復旧に係る応急措置の実施に支障のある障害物等の除去作業を実施するものとする。

### 3 市の行う電力確保対策

#### ① 非常用電源装置及び電源車による電力確保

市は、停電が発生した場合は、庁舎に整備している非常用電源装置の起動により必要な電力を確保するとともに、必要に応じて、四国電力等に電源車の派遣を要請し、市内の重要な施設（避難所、医療施設等）の電力を確保するよう努めるものとする。

#### ② 外部給電可能な車の派遣

市は、徳島トヨタ自動車株式会社との協定に基づき、必要に応じ、外部給電可能な車両の派遣を依頼し、避難所等の電力確保に努めるものとする。

#### ③ 公共施設等の電気設備の復旧

市は、地震等により公共施設等の電気設備に被害が生じて停電となり、災害応急対策業務の遂行に支障がある場合は、脇町電気工事共同組合及び池田電気工事共同組合との協定に基づき、同組合に協力を要請し、電気設備の応急復旧等に努めるものとする。

## 第4款 LPガス供給施設

### 1 発災直後の対応<sup>123</sup>

LPガス販売事業者は、当該事業所内の火気の始末、ガスの元栓及び容器バルブの閉止を確実にを行うとともに、事業所内の各施設の安全点検を迅速に実施するものとする。

### 2 LPガス臨時供給施設の設置

市は、徳島県エルピーガス協会美馬地区会との協定に基づき、避難所又は給食センター等に臨時のLPガス供給施設を設置するよう、同地区会に対し要請するものとする。

徳島県エルピーガス協会美馬地区会は、前項の要請に基づき、市内の所要箇所に臨時のLPガス供給施設を設置するよう努めるものとする。

<sup>123</sup> 「LPガス災害対策マニュアル（第3次改訂版）」（令和3年3月）〔経済産業省・高圧ガス保安協会〕56頁

### 3 流出LPガス容器の回収<sup>124</sup>

地震、崖崩れ又は浸水害等が発生することによって、市内にLPガス容器が流出するおそれがあり、それを放置することにより二次災害に繋がる可能性があることから、徳島県エルピーガス協会美馬地区会は、会員の協力を得て、流出したLPガス容器を回収し安全な場所に集積するなど、二次災害防止のための適切な対応を行うものとする。

## 第5款 上水道施設

### 1 応急対策人員の動員

市は、上水道施設の被害状況調査及び施設の復旧のために必要な人員を速やかに動員して対処するものとする。

### 2 被害状況調査

市は、上水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水及び給水施設）毎に、被害状況を調査・把握するとともに、復旧体制、復旧のために必要な資器材の調達、施設復旧の優先順位・手順・方法及び復旧完了目標等を定めた「復旧計画」を速やかに策定するものとする。

### 3 復旧工事

市は、復旧体制を整えて、速やかに復旧工事に着手するものとする。

この際、復旧作業人員及び資器材等市が使用できる資源に不足が生じると認めるときは、隣接市町及び県に対して広域的な支援を要請するものとする。

## 第6款 下水道施設

### 1 被害情報の収集

#### ① 緊急点検・緊急調査の実施

##### ① 緊急点検

市は、大規模災害が発生した場合は、『美馬市下水道事業業務継続計画<sup>125</sup>』に基づき、市が設置・管理する下水道施設<sup>126</sup>に対し、以下の事項を明らかにするため、「緊急点検」を実施するものとする。

- ・下水道施設に係る被害の有無
- ・下水道施設に被害があった場合の二次被害発生の可能性

<sup>124</sup> 「LPガス災害対策マニュアル」（令和元年9月）〔経済産業省・高圧ガス保安協会〕61頁及び同参考資料「流出容器等処理要綱」

<sup>125</sup> 平成29年3月策定（適宜、最新改定を実施）

<sup>126</sup> 市が設置・管理する下水道施設には、「公共下水道処理施設」と「農業集落排水処理施設」の2種類がある。

市の設置・管理する農業集落排水処理施設は、公共下水道処理施設にはある中継ポンプ場施設がないだけで、公共下水道処理施設と同様の施設からなる。

② 緊急調査

市は、緊急点検の結果、下水道施設に被害があることが判明した場合は、当該施設に対し、以下の事項を明らかにするため、「緊急調査」を実施するものとする。

- ・被害のあった下水道施設の被害状況の細部
- ・復旧工事に必要な施設・機材等

② 緊急点検・緊急調査の優先順位

下水道施設に対する緊急点検・緊急調査の優先順位は、以下のとおりとする。

① 重要な下水道施設

市が設置・管理する重要な下水道施設（処理場（公共下水道施設1箇所、農業集落排水施設5箇所）、中継ポンプ場、基幹幹線、マンホールポンプ、真空弁）

② 重要な下水道施設以外の下水道施設

市が設置・管理するその他の下水道施設（枝線管渠、取付管及び公共汚水ます）

③ 緊急調査における協力要請

市は、被害のあった下水道施設に対し緊急調査を実施するに際しては、日本下水道協会が策定した「下水道事業における災害時支援に関するルール<sup>127</sup>」に基づき、国・県の災害対策本部と連携し、日本下水道管路管理業協会（中国・四国支部 徳島県部会）や日本下水道事業団（中国・四国総合事務所 徳島事務所）等に支援協力を要請するものとする。

2 復旧工事

市は、明らかとなった下水道施設の被害状況に基づき、市内外の土木工事業者に発注して、重要施設から優先的に復旧工事を行うものとする。

3 排水設備の復旧

市が設置・管理する下水道施設を利用している市民は、大規模な災害が発生した場合には、個人の敷地内に設置している排水設備<sup>128</sup>の損傷の有無を確認するとともに、当該設備に損傷があった場合は、できる限り早期に「市下水道排水設備工事指定工事店<sup>129</sup>」に依頼し、排水設備の復旧に努めるものとする。

<sup>127</sup> 「大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した場合に、被災した市町村単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくこと」を目的として、〔公益社団法人〕日本下水道協会が作成しているもので、平成28年12月に最新改定されている。

<sup>128</sup> 生活排水を「公共汚水ます」に流すために、個人の敷地内に当該個人の費用で設置・管理する配水管及び汚水ます等のことをいう。

<sup>129</sup> 「美馬市下水道排水設備指定工事店規則」に基づき指定を受けた工事店をいう。



## 第7款 通信設備

### 1 電気通信事業者の責務

電気通信事業者は、災害に際して、通話及び電報による通信を確保するとともに、災害に伴い自らが設置・管理している電気通信設備等に被害が生じた場合は、サービスの早期回復を第一義として、応急復旧作業を迅速・適切に実施するものとする。

### 2 電気通信事業者の行う通信確保対策

電気通信事業者は、自らが定める「防災業務計画<sup>130</sup>」に基づき、次の通信確保対策を、迅速に実施するものとする。

#### ① 被災地における特設公衆電話の設置

災害救助法が適用又はこれに準じた状況の場合で指定避難所等が開設された際には、被災者利用のため、避難所等の特設公衆電話回線に電話機を接続し運用するよう、市に通知する。

#### ② 携帯電話の貸し出し

携帯電話を運用する電気通信事業者は、災害救助法が適用された場合は、市災害対策本部等に対し、携帯電話の貸し出しに努め、重要通信の確保に協力するものとする。

#### ③ 災害時優先通信<sup>131</sup>の優先的取扱い

災害に際し通信に輻輳が生じた場合には、当該輻輳の緩和に努めるとともに、重要通信の確保のため、以下の対策を迅速に実施するものとする。

##### ① 応急回線の作成等

##### ② 電気通信事業法第8条の規定に基づく重要通信の優先取扱い

#### ④ 災害伝言ダイヤル等の提供

地震等による災害が発生し、通信に輻輳が生じ又は生じる可能性が高い場合は、安否情報等の円滑な伝達に資するため、災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供するものとする。

### 3 通信の早期復旧

#### ① 通信事業者の行う応急復旧措置

通信設備・施設が被災した場合は、サービスの早期提供再開を第一義として、被災状況に応じた応急復旧措置を迅速に実施し、通信の早期回復を図るものとする。

<sup>130</sup> 「防災業務計画」とは、災害対策基本法第36条及び同第39条の規定に基づき、指定行政機関（中央省庁等）の長及び指定公共機関（NTTグループ会社等の電気通信事業者等が指定されている。）が、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し作成する防災対策に関する計画をいう。

<sup>131</sup> 「災害時優先通信」とは、緊急通報（110（警察）、119（消防）及び118（海保））及び重要通信のうち気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序維持関係機関、防衛関係機関及び電気・ガス・水道機関等が発信する通信（当該機関に電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。

★事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）第35条の2の5

また、通信設備・施設の応急復旧完了までにおける通信確保の代替措置として、移動基地局及び可搬型基地局を現地に展開し、いち早い通信サービスの回復を図るものとする。

通信の回復のための設備・施設等の応急復旧においては、社会的影響等に鑑み、以下の優先順位により行うものとする。

- ① 災害応急対策、水防、消防、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関の用に供される通信
  - ② ガス・水道、新聞及び報道関係の各機関の用に供される通信
  - ③ ①及び②以外の用に供される通信
- ② 市の支援
- 市は、通信事業者の行う通信設備・施設の応急復旧措置のために、当該事業者から要請があった場合は、協議をして、資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等の確保について支援するものとする。
- ③ 光ファイバー網
- 市が設置する光ファイバー網が、地震動、土砂崩れ又は風害等により断線した場合、音声告知放送及び屋外スピーカーが機能しなくなり、また各家庭等におけるテレビの視聴が不可能となるなど影響が大きい。
- このため、市は総力を挙げて光ファイバー網の早期復旧に努めるものとする。

## 第8款 危険物施設

### 1 放射性物質

#### ① 放射性物質

放射性物質は、放射線<sup>132</sup>を放出する性質を有する物質のことをいう。

放射性物質は、「放射性同位元素」と「核燃料物質・核原料物質」に大別される。

区 分	放 射 性 同 位 元 素	核 燃 料 物 質 ・ 核 原 料 物 質
特 性	放射線は放出するが臨界反応を起こす可能性のない物質	放射線を放出・核分裂し臨界反応を起こす可能性のある物質
使用場面	医学診療、治療、非破壊検査、品種改良等	発電・試験・研究用の原子炉燃料
規 制 法	放射性同位元素等の規制に関する法律	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

#### ② 放射性物質に係る事故

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急時防護措置を準備する区域の範囲を超

<sup>132</sup> 「放射線」には、『アルファ(α)線』、『ベータ(β)線』、『ガンマ(γ)線・エックス(x)線』及び『中性子線』がある。

えた住民に対しても高濃度の放射能汚染が広がり、大量の住民が避難を余儀なくされたり、数百km離れた地方公共団体の農産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、想定を超える事態となった。

また、放射性物質や放射線を取り扱っている施設は、原子力関連施設以外にも全国的に存在し、放射性物質の輸送も全国的に行われている。更に、医療機関では放射性医薬品が多く使用されており、診療用に放射線医療機器(MRI、マンモグラフィー等)も諸所の医療機関で運用されている。過去には、医療機関の検査室等での被ばく事故も発生している。

こうしたことから、最寄りの原子力関連施設から遠く離れている本市<sup>133</sup>としても、放射性同位元素取扱施設や放射線医薬品取扱施設等の火災や爆発事故等による、放射線による『被ばく<sup>134</sup>』及び放射性物質の漏洩による『汚染<sup>135</sup>』という放射性物質事故の危険への対応を備えておく必要がある。

### ③ 放射性物質事故の特徴

放射性物質や放射線の存在は、直接、五感で感知することができないため、放射性物質が放出される事故が発生した場合、対応に関して専門的な知識及び技術が必要となることから、他の災害と比較して迅速・的確に対処することが困難となり、また、市民への心理的影響も極めて大きいものとなる。

### ④ 放射性同位元素取扱施設等の現状

市内には、「放射性同位元素等の規制に関する法律」により規制されている放射性同位元素等取扱施設は、1箇所(事業所)所在している。

この他、市内には、医薬品医療機器等法<sup>136</sup>により規制される放射性医薬品を取り扱う施設(放射性医薬品取扱施設)や、使用にあたって医療法の規制を受ける診療用に用いられる放射線医療機器も存在している。

### ⑤ 放射性物質事故への対応活動

#### ① 活動上の基本

事故対応には、専用の測定機を用いる必要があり、また専門家の指示及び助言が重要<sup>137</sup>となる。

市は、市内の放射性同位元素等取扱事業所等からの通報等により、放射性物質事故の発生を覚知した場合は、県や消防及び医療機関等と連携を密にし、しっかりと体制を整えた上で、対応するものとする。

133 愛媛県にある伊方原子力発電所(施設中心座標)から本市(市役所)までは、直線距離で約183km離れている。

134 「被ばく」には『外部被ばく』と『内部被ばく』がある。

透過力の強いガンマ線や中性子線は、防護服では防護できないため、被ばく線量を一定以下に押さえる「被ばく管理」が必要となる。アルファ線は、紙などで止まり、ベータ線はプラスチックなどで止まるため、外部被ばくは問題とならない。

135 「汚染」は、放射性物質が体表面(皮膚や衣服)や地表面などに付着することをいい、その場合、付着した放射性物質から出る放射線により外部被ばくすることとなる。

手などが汚染された場合、口や鼻及び傷口などから体内に取り込まれ内部被ばくする可能性がある。

136 正確には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」という。

137 放射性物質事故への対応において、消防活動をはじめ一般的にも役に立つ資料として、消防庁が作成している『消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識』がある。

② 警戒区域の設定等

市は、放射性物質事故による危険から市民の生命及び身体を守るため特に必要があると認めるときは、法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）の規定に基づき、「警戒区域」を設定するものとする。

市消防は、消防活動を行う上で必要と判断した場合は、「放射線警戒区域（ホットゾーン）」、「準危険区域（ウォームゾーン）」及び「消防警戒区域（コールドゾーン）」を設定<sup>138</sup>するものとする。

③ 避難指示等の発令

市は、放射性物質事故が発生した場所周辺の市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、法第60条の規定に基づき「避難指示」等を発令するものとする。

④ 風評被害の軽減等

市は、放射性物質事故による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物をはじめとする本市の地場産品等の継続的な検査を県に要請するものとする。

また、市は、地場産品等の流通促進に向けて、積極的な情報発信を行うなど迅速かつ的確な広報活動に努めるものとする。

2 石油類

① 中核SS<sup>139</sup>による緊急車両等に対する優先給油

「中核SS」に指定されているガソリンスタンドは、災害時においても機能を継続し、市の使用する災害応急対策車両、消防及び警察、自衛隊等の緊急車両や災害対策のため使用する車両に対し、優先的に給油を行うものとする。

一方、西部圏域内の地場における「中核SS」は、美馬市内に1店のみであり、災害時における災害応急対策車両等への給油ニーズが当該店に集中する可能性があることに留意しておく必要がある。このため、市は、西部圏域内の各市町内で「中核SS」の機能を代替できるガソリンスタンドの確保に努めるよう、関係機関等と調整しておくものとする。

② 小口燃料配送拠点<sup>140</sup>による燃料配送

「小口燃料配送拠点」に指定されているガソリンスタンドは、災害時に、市等からの要請に基づき、タンクローリー等により、地域災害拠点病院等の医療

138 『消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識〔消防庁〕』35頁

139 「中核SS」とは、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時に、地方公共団体、警察や消防等の緊急車両・災害対応車両への優先給油を継続するため、自家発電装置や大型タンクを備えたガソリンスタンドのことであり、国（経済産業省）が指定している。

2018年3月現在、全国に約30,000箇所あるガソリンスタンドのうち約1,600箇所が、徳島県内では13箇所が、美馬市内には1箇所のガソリンスタンドが中核SSとして指定されている（一般には非公開）。

140 「小口燃料配送拠点」とは、同じく東日本大震災の教訓から、災害時、市等からの要請に基づき、地域災害拠点病院等や避難所等の重要インフラに対して燃料配送を行うため、自家発電装置やタンクローリー等を備えたガソリンスタンドのことであり、国が指定している。

2018年3月現在、全国の約470箇所のガソリンスタンドが小口燃料配送拠点として指定されているが、美馬市内には指定されているガソリンスタンドはなく、近傍では、阿波市と吉野川市に各1箇所が指定されている（一般には非公開）。

機関や市の施設及び避難所等の重要インフラに対して、燃料配送を行うこととなっている。

一方、美馬市内はおろか西部圏域内には「小口燃料配送拠点」に指定されているガソリンスタンドは1店もない。市は、美馬市内において「小口燃料配送拠点」の機能を代替できるガソリンスタンドの確保に努めておくものとする。

### ③ 住民拠点サービスステーション<sup>141</sup>による燃料給油

「住民拠点サービスステーション（住民拠点SS）」に指定されているガソリンスタンドは、災害時においても市民等に対し継続して燃料を供給し、被災生活を支え復旧への足がかりとなるものとする。

市民等は、災害時にあっては、努めてこの「住民拠点SS」において自家用車等に給油するものとする。

## 第9款 農業用施設<sup>142</sup>

### 1 用排水施設<sup>143</sup>（頭首工<sup>144</sup>・農業用排水路等）

#### ① 被害状況の調査

土地改良区及び水利組合（土地改良組合）は、大規模な災害が発生した場合には、農業用排水路等の施設被害の有無・状況等を速やかに調査し、市を通じて県に被害報告を行うものとする。

#### ② 応急措置等

土地改良区等は、農業用排水路等に被害があった場合は、市に報告した上で、速やかに応急的な工事等施設の維持管理に必要な措置を行うものとする。

土地改良区等は、施設の災害復旧にあたっては、市及び県と連携して行うものとする。

<sup>141</sup> 「住民拠点サービスステーション」とは、熊本地震の際、自家発電装置を配備したガソリンスタンドが停電発生後も燃料供給を継続し、被災地の復旧・復興を支えたことから、災害時における市民への燃料供給拠点としてガソリンスタンドの役割が再認識されたことを踏まえ、**自家発電装置を備え、災害時における被災地住民に対する燃料供給拠点としての役割を担うガソリンスタンド**のことであり、国が指定している。

2022年2月28日現在、全国に約14,669箇所が、美馬市内では14箇所のガソリンスタンドが「住民拠点SS」として指定され、経済産業省資源エネルギー庁のホームページ上で公開されている。本計画-資料編にも掲載している。

<sup>142</sup> 「農業用施設」とは、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号及び第4号並びに同法施行規則第1条等に定められている施設であって、具体的には、以下の施設をいう。

- ① 頭首工、農業用排水路等
- ② 農業用ダム・農業用ため池
- ③ 畜舎、温室、農産物集出荷・貯蔵施設など農産物及び畜産物を生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷するための施設
- ④ 堆肥舎、農機具収納施設など農業生産資材を貯蔵又は保管するための施設
- ⑤ 農産物・畜産物等を原材料に使用して製造又は加工するための施設、並びにそれらのものを販売するための施設
- ⑥ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材を処理するための施設

<sup>143</sup> 「用排水施設」とは、農業生産の基盤である農業用水の安定的供給及び洪水による農業被害を防ぐための排水等のための施設で、頭首工、用排水路、用排水機場及びダム等のことをいう。

<sup>144</sup> 「頭首工（とうしゅこう）」とは、河川などから用水を取り入れるための農業水利施設の総称で、主に「取水堰」と「取水口」から成る。

## 2 農業用ダム<sup>145</sup>・農業用ため池<sup>146</sup>

### ① 緊急点検の実施等

#### ① 地震の場合の緊急点検等<sup>147</sup>

堤高15m以上の農業用ダム(夏子ダム)及び「防災重点農業用ため池<sup>148</sup>」に指定されている農業用ため池のうち堤高15m以上の農業用ため池の所有者及び管理者は、市内において『震度4以上』の地震が観測された場合は、施設を緊急点検し、被害の有無及び何らかの被害があった場合はその種別・程度等を、速やかに市に報告するものとする。

堤高15m以上の農業用ダム及び防災重点農業用ため池に指定されている全ての農業用ため池の所有者及び管理者は、市内において『震度5弱以上』の地震が観測された場合は、施設を緊急点検し、その結果を、速やかに市に報告するものとする。

緊急点検を行うため池以外の農業用ため池の所有者及び管理者は、市内において『震度5弱以上』の地震が観測された場合は、可能な限り自主点検を実施し、被害の有無等について、市に報告するよう努めるものとする。

市は、ため池について緊急点検及び自主点検が行われ報告を受けた場合、その結果を『ため池防災支援システム<sup>149</sup>』に速やかに入力し、国及び地方公共団体等全国の防災関係機関と情報共有するものとする。市職員は、ため池に係る緊急点検によって判明した被害状況の有無や細部の被害状況等を、『ため池管理アプリ<sup>150</sup>』に入力して点検報告するものとする。また、緊急点検結

<sup>145</sup> 「農業用ダム」とは、雨水又は雪解け水を貯めておいて、雨があまり降らない農耕期に田畑に水を安定的に供給するための施設をいう。夏子ダムは、農業用ダムの一つである。

<sup>146</sup> 「農業用ため池」は、全国に17万箇所あると言われているが、農林水産省所管の「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき『農業用ため池データベース』に所在地、所有者及び諸元等の情報が搭載されているのは、9.6万箇所である。

市内の農業用ため池で、農業用ため池データベースに搭載されているのは、全部で29箇所である。

<sup>147</sup> 「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」(平成9年3月25日付)〔農林水産省構造改善局建設部防災課長通知〕

<sup>148</sup> 「防災重点農業用ため池」とは、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法及び同法施行令」の規定により、『決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池』で、以下のいずれかの要件を満たす場合に、市と県が協議し、県により指定・公示される農業用ため池をいう。

- ① ため池から100m未満の浸水想定区域内に家屋や学校・病院等の公共施設があること
- ② ため池から100m～500m未満の浸水想定区行く内に、家屋や学校・病院等の公共施設があり、かつ貯水量が千㎡以上であるため池
- ③ ため池から500m以上の浸水想定区域内に家屋や学校・病院等の公共施設があり、かつ貯水量が5千㎡以上のため池
- ④ その他、県及び市が農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件、その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認めるもの

防災重点農業用ため池に指定されたため池に対しては、防災工事等が推進されるとともに、「ため池ハザードマップ」が作成・公示されることとなる。

<sup>149</sup> 「ため池防災支援システム」とは、農林水産省所管の研究機関である「国立研究開発法人 農研機構」により開発されたシステムで、『地震や豪雨時に、ため池の決壊危険度を予測し、インターネットやメールを通じて地方公共団体の防災担当者に配信するとともに、被災したため池の情報を全国の防災関係者に情報共有』できるシステムである。

本システムでは、ため池の決壊危険度を「安全」、「注意」及び「危険」の3段階で予測するようになっている。地震時は、地震情報を受信してから30分以内に決壊危険度を配信し、豪雨時は、最長15時間後までの予測が配信でき、また決壊時の氾濫域も表示できるようになっている。加えて、スマートフォンやタブレットを用いて、現地では被災状況を入力し、被災写真をアップロードすることによって、国及び地方公共団体等の防災関係機関の間でため池決壊の有無や被災状況を情報共有できる。

<sup>150</sup> 「ため池管理アプリ」とは、同じく農研機構によって開発されたスマートフォン用アプリで、ため池管理者等が災害時や日常時にため池の点検を行った際に、その結果を入力することにより点検報告ができるものである。

果は、ファクシミリやメール等により、県に報告するものとする。

② 大雨の場合の緊急点検等<sup>151</sup>

「防災重点農業用ため池」に指定されている全ての農業用ため池の所有者及び管理者は、『大雨特別警報』が市内の区域に発表された場合は、地震の場合と同様に、特別警報対象区域内にある防災重点農業用ため池の緊急点検を実施するものとする。

大雨特別警報が発表されたとしても緊急点検を行うことが危険と判断される場合には、当該警報が解除され次第、緊急点検を実施するものとする。

② 避難情報の発令

市は、ため池防災支援システムにより予測された「決壊危険度」及び緊急点検結果に基づき危険があると判断した場合は、関係機関と連携しつつ必要な措置を行うとともに、必要と認める地域の必要と認める市民等に対し、避難情報を発令するものとする。

③ 応急措置等

農業用ため池の所有者及び管理者は、ため池に二次災害のおそれがある場合又はため池に被害が生じていることを認めた場合は、市及び県と協議しつつ、必要な応急対策を講ずるものとする。

第10款 樋門設備等

1 地震発生時の樋門等の点検区分

地震発生時に行う樋門等の点検（臨時点検<sup>152</sup>）は、次の要領により行う<sup>153</sup>こととされている。

点検区分	具体的な点検要領
一次点検	各施設の異常の有無とその状況について、目視による外観点検を行う。
二次点検	各施設の異常の有無とその状況について、詳細な外観点検を行うとともに、必要に応じて計測による点検を行う。

地震発生時の臨時点検は、国有樋門等<sup>154</sup>にあっては国（河川国道事務所）が、県有樋門<sup>155</sup>にあっては県が、市有樋門にあっては市が、それぞれ行うこととされている。

<sup>151</sup> 「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領について（H30.7.2付）」〔30農振第1228号防災課長通知〕

<sup>152</sup> 樋門等の点検は、『河川用ゲート設備 点検・整備・更新マニュアル（案）〔国土交通省総合政策局公共事業企画調整課水資源・国土保全局河川環境課〕』によれば、①定期点検（年点検・月点検）、②運転時点検（日常的に稼働している設備の定期的な点検）及び③臨時点検（地震や落雷等の発生に応じて行う点検）の区分で実施することとされている。

<sup>153</sup> 『直轄管理河川に係る地震発生時の点検について〔国河治保第6号〕（平成21年2月27日）』による。

なお、平素における樋門等の点検は、「第3編 風水害対策編」-「第2章 災害予防」-「第1節 水害予防対策」参照。

<sup>154</sup> 吉野川には市有樋門を2箇所（宮原樋門・由佐樋門）設置しているが、当該樋門の地震発生時の一次点検は国が、二次点検は市が、それぞれ実施することとなっている。吉野川の2つの市有樋門以外は、全て国有樋門である。

<sup>155</sup> 穴吹川に設置されている全3樋門（井口谷樋門・風呂ノ谷樋門・小屋谷樋門）は、全て県有樋門であり、操作・管理・点検の全ては、県により実施される。

2 臨時点検要領

震度の別	地震発生時の点検要領
震度5弱以上の地震発生時	○ 地震発生後、直ちに一次点検及び二次点検を実施するものとする。
震度4の地震発生時	① 以下のいずれかに該当する場合には、一次点検を実施するものとし、重大な被害が確認された場合には二次点検を行うものとする。 ① 出水により水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達するおそれがある場合 ② 直前に発生した地震又は出水若しくはその他原因により、既に河川管理施設又は許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合 ② ①のほか、地震発生の日又は翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時河川巡視により、河川管理施設等の異常、変化等の把握を重点的に行い、重大な被害が確認された場合には二次点検を行うものとする。

第30節 教育対策

1 方針

大規模災害が発生した場合は、市は速やかに児童・生徒の安全確保・安否確認を行うとともに、文教施設の安全点検を行い、施設が被災するなどして通常の教育・保育が困難となった場合は、休校、休園又は休所等必要な措置を行う。

休校、休園又は休所等となった際は、施設の応急復旧や代替施設を確保するなどして、速やかな教育・保育の再開に努めるものとする。

2 実施責任者

- ① 市立学校<sup>156</sup>における教育対策：市教育委員会
- ② 保育所・認定こども園における教育・保育対策：市（保険福祉部）

3 児童・生徒の安全確保等

学校長等は、災害が発生した場合には、市教育委員会又は市の指示を待たず、あらかじめ定めている「初動対応要領」に基づき、直ちに安全確保及び安否確認を実施するものとする。

① 安全確保

児童・生徒が文教施設に所在するときに災害が発生した場合は、学校長等をはじめ教職員は、児童・生徒に対し、屋外への避難や机の下に入ったり崖から離れるなどの安全確保行動をとるよう指示して直ちに当該行動を実行し、児童・生徒の身の安全を確保するものとする。

<sup>156</sup> 「市立学校」とは、市の設置・管理する幼稚園、小学校、中学校をいう。



② 避難の誘導

学校長等は、児童・生徒の安全を確保するため必要と認める場合は、あらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市教育委員会や消防署、警察署など関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

③ 安否確認

児童・生徒が文教施設に所在していないときに災害が発生した場合及び安全確保行動を行った後は、教職員は速やかに全児童・生徒の安否確認を実施し、異常の有無を明らかにするものとする。

4 臨時休校の措置

学校長等は、警報、土砂災害警戒情報又は特別警報が発表された場合は、臨時休校の措置をとるものとする。

臨時休校を決定したときは、あらかじめ各学校等で定める緊急連絡網等により保護者又は児童・生徒等に周知するものとする。

5 臨時休校の際の下校時の危険防止

① 集団下校等安全措置の実施

学校長等は、臨時休校になったことにより児童・生徒を下校させる際、途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校又は教職員による引率又はPTAに対して協力を求める等安全な下校のための措置を講ずるものとする。

② 校内保護措置

学校長等は、気象等の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内において保護するとともに、速やかに保護者に連絡し迎えの措置を講ずるものとする。この際、学校長は、校内で保護している児童・生徒の人数その他必要な事項を、市教育委員会に報告するものとする。

6 文教施設の安全点検等

① 施設の安全点検（応急危険度判定）

学校長等は、災害が発生した場合には、市教育委員会又は市の指示を待たず、あらかじめ定めている「初動対応要領」に基づき、直ちに管理する施設の安全点検を実施するものとする。

学校等の施設の安全点検に際しては、「教育・保育の実施」の観点と「避難所としての利用」の観点の双方を加味するものとする。

学校長等は、専門的知識がないなどの理由により、教職員等だけでは施設の安全点検が十分に実施できない場合は、速やかに市教育委員会又は市に応援を要請するものとする。

学校長等は、安全点検の結果を直ちに市対策本部に報告するものとする。

② 施設の災害応急対策

安全点検の結果、施設が全壊又は半壊等により使用に耐えられないと判明した場合には、以下の要領を効果的に併用することにより、学校等における教育・保育を継続させるよう努めるものとする。

- ① 近傍学校等への一時移転
- ② 仮設校舎の建設
- ③ 校舎の再建

7 児童・生徒及び教職員の心の健康管理

学校長等は、災害に起因する心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症等児童・生徒や教職員の心身の健康の問題と、被災により精神的に大きな不安やストレスを受けた児童・生徒の心の健康の問題に対処するため、専門職による健康相談やカウンセリングを速やかに行うものとする。

8 防疫・衛生管理

学校長等は、災害が発生した場合には、特に学校施設の防疫及び衛生管理に万全を期し、学校等において感染症等が発生又は蔓延しないよう細心の注意を払うものとする。

9 学校等の施設が避難所となる場合の留意事項

① 人的資源の確保

学校長等は、災害に起因して教職員に不足が生じるなどして、教育・保育や避難所運営等に支障が及ばないように、市、市教育委員会及び県と連携を密にして教職員等の人的資源の確保に努めるものとする。

② 避難所の長期化への対応

学校長等は、施設が避難所となることが長期化することが見込まれる場合には、前もって教育・保育の再開と避難生活との調和について、市対策本部と必要な協議を行うものとする。

10 給食の早期再開

市及び市教育委員会は、災害により「給食」が一時停止している場合には、災害救援物資の利用や協定締結事業者からの食材の提供、調理機材の臨時設置等により給食基盤を迅速に整え、文教施設の復旧と並行して学校給食の早期再開に努めるものとする。

## 1.1 学用品の給与・再配分

## ① 災害救助法が適用された場合

市教育委員会は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷したことにより就学上支障がある小学校児童（特別支援学校小学部児童を含む。）及び中学校生徒（特別支援学校中学部児童を含む。）に対し、義務教育の遅滞を防止する観点から、次に掲げる品目の範囲内<sup>157</sup>で学用品を給与するものとする。

学用品の区分	給与する学用品の細部
教科書及び正規教材	教科書、教育委員会の承認を得ている準教科書、ワークブック、問題集、辞書、図鑑等
文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等
通学用品	傘、靴、長靴等
その他の学用品	運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、鍵盤ハーモニカ、笛、工作用具、裁縫用具等

## ② 災害救助法が適用されない場合

市教育委員会は、上記表の「教科書及び正規の教材」に限り、県を通じて国（文部科学省）に要請して、喪失又は損傷した分の教科書等を確保し、児童・生徒に再配分するものとする。

## 1.2 児童生徒の転入転出学措置

被災地から一時的に転校する児童・生徒に対し、災害の状況に応じ、速やかに転入学手続き並びに転入学及び教科書支給等が行われるよう、可能な限り弾力的に事務を行い、転入転出学が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 1.3 就学援助費等の支給

## ① 就学援助費

市教育委員会は、著しい災害等により新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒の保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、教育委員会が支給を必要と認められた者<sup>158</sup>）に対して、速やかに就学援助費<sup>159</sup>を支給するものとする。

既に準要保護者に認定されている保護者の小学校児童及び中学校生徒が学用品等を喪失又は損傷した場合は、速やかに、就学援助費を再支給するものとする。

157 「災害救助事務取扱要領（令和2年5月）」〔内閣府政策統括官（防災担当）〕88頁

158 『準要保護者』のことであり、「美馬市就学援助費交付規則（教育委員会規則第19号）」第2条第2号

159 支給できる就学援助費の種類は、「美馬市就学援助費交付規則」第3条第1項の規定に基づき、①学用品費・通学用品費、②通学費、③校外活動費（宿泊を伴わないもの）、④新入学児童生徒学用品費、⑤学校給食費、⑥修学旅行費、⑦医療費である。

② 就学奨励費

市教育委員会は、著しい災害等により新たに経済的理由によって就学困難となった小学校及び中学校又は特別支援学校（学級）に在籍する児童・生徒であって学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者<sup>160</sup>に対して、速やかに就学奨励費<sup>161</sup>を支給するものとする。

1.4 文化遺産の保護

① 文化遺産を守る責務

文化遺産は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた市民の貴重な財産であり、また、人類の精神活動の証、先人の精神活動を知る縁であり、地域の歴史及び文化の変遷や進展等を理解する上で貴重な遺産である。

これら文化遺産を後生に伝えていくことは、現在を生きる我々の責務<sup>162</sup>である。

② 連携・協力及び被害状況の把握

市、文化遺産のある地域の住民及び文化財の所有者・管理者は、文化遺産に被害が生じるおそれのある災害が発生した場合は、相互に連携・協力<sup>163</sup>しつつ文化遺産の被害状況の把握に努め、市をはじめ関係者へ報告するものとする。

③ 文化遺産に被害を受け、かつ被災者が発生した場合の措置<sup>164</sup>

大規模な災害が発生し、これにより文化遺産建造物等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、被災者の救助を優先して行うものとする。

その後、文化遺産の所有者・管理者は、以下のような措置を行うものとする。

① 延焼の危険がある場合

所有者・管理者は、消火活動に努めるとともに、延焼により消失が確実と思われる場合には、当該文化遺産建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとるものとする。

② 建造物等が大きく破損した場合

危険部分を撤去及び格納するとともに、雨水の浸入を防ぐため破損部分を防水シートで覆うものとする。

軒先が垂れ下がる被害に対しては、支柱等で支持するとともに、危険部分に立入制限措置をとるものとする。

破損部分が公共道路等を塞ぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等を解体あるいは撤去を行うものとする。

160 「美馬市特別支援教育就学奨励費交付要綱（教育委員会告示第5号）」第3条

161 支給できる就学奨励費の種類は、「美馬市特別支援教育就学奨励費交付要綱」第5条の規定に基づき、①学用品費・通学用品費、②校外活動費、③新入学児童生徒の学用品費及び通学用品費、④学校給食費、⑤修学旅行費である。

162 「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」〔災害から文化遺産をまもる検討委員会〕1頁

163 「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」〔災害から文化遺産をまもる検討委員会〕2頁

164 「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針（平成8年1月17費）」〔文化庁文化財保護部長通知〕6頁

- ③ 建造物等の主要な構造物が大きく傾斜した場合  
支柱やワイヤー等で一時的に支持するとともに、全体に立入制限の措置を行うものとする。

#### 1.5 学校飼育動物の保護

学校長等は、学校等において飼育している動物がある場合、飼料が不足しないよう飼料調達に努めるものとする。

また、学校長等は、動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿処理等を適切に実施するなどして環境保全に努めるものとする。

### 第31節 災害警備対策

#### 1 方針

市は、警察機関等と連携し、被災地域の社会的な混乱や心理的動揺を防止するための具体的かつ効果的な措置を講じ、被災地における社会秩序の維持に万全を期すものとする。

#### 2 巡回パトロールの実施

市は、被災地及び市民が避難し閑散となった市街地に対し、警察、消防機関（消防団等）、自主防災組織及びボランティア等の協力を得つつ、地域の安全・安心の確保と犯罪の未然防止を目的とした巡回パトロールを実施するものとする。

#### 3 災害に便乗した犯罪等の取り締まり強化<sup>165</sup>の要請等

市は、警察機関に対し、災害に便乗した犯罪（立ち退き避難により留守になった住家等に対する空き巣、悪質商法、義援金名目の詐欺、被災地への不法投棄、避難所等における性犯罪等）の取り締まり強化や犯罪に係る被害の拡大防止を要請するものとする。

避難所においては、避難所運営本部の施設管理班が中心となって防犯巡回等を実施し、避難所内での犯罪等の未然防止・絶無に努めるものとする。

#### 4 犯罪等に関する相談窓口の設置等<sup>166</sup>

市は、必要に応じて、警察機関に対し、災害に関連する悪質商法や避難所等における性犯罪等様々な犯罪に関する相談窓口の開設や、避難所等に警察官を派遣して相談を受理する態勢の構築について要請するものとする。

また、防犯指導や犯罪情報の提供等のため、警察官を避難所等に派遣することについても要請するものとする。

<sup>165</sup> 「被災地における安全・安心の確保対策ワーキングチームの設置について（関係省庁申し合せ）」別紙

<sup>166</sup> 同前

## 5 犯罪情報等の情報発信

市は、被災地や避難所で発生した犯罪や防犯情報等を警察機関や被災者等から継続的に入手し、避難所や在宅避難者等をはじめ広く市民等に広報・周知し、防犯意識の高揚及び犯罪の未然防止に努めるものとする。

## 第32節 生活関連商品供給確保及び物価安定対策

### 1 方針

市は、市場流通の停滞や買い占め・売り惜しみ等により市内の生活関連商品<sup>167</sup>の供給や物価の高騰が発生しないよう、県と協力して状況を監視するとともに、必要に応じて県に生活関連商品の供給について要請するなどして、市内において生活必需品等の入手が困難な状況が発生しないよう努めるものとする。

### 2 生活関連商品の安定供給の要請

市は、被災者等が市内において生活必需品の入手に制約が生じるおそれがあるときは、県に生活関連商品の優先供給について要請するものとする。

また、市は、災害時支援協定に基づき、市内外のスーパーマーケットやコンビニエンスストア及びガソリンスタンド等の事業者に対し、生活必需品等の供給確保について必要な措置をとることを要請するものとする。

### 3 市内における物価動向の把握等

市は、市内各事業所における重要生活関連商品<sup>168</sup>の物価動向を調査・把握し、通常と異なる物価状況が発生している場合は、その旨を、速やかに県に報告するものとする。

## 第33節 労務の確保

### 1 方針

災害応急対策の実施に際し、市職員、消防職員及び消防団員の動員のみでは人的資源に不足が生じるおそれがある場合、又は特殊作業等のための専門的・技術的な素養を持った人材が別途必要になった場合は、他市町村等との間で締結している災害時受援協定に基づく職員派遣、専門ボランティアの派遣、並びに災害救助法の適用に基づく賃金職員等の雇い上げにより、災害応急対策に必須な労務を確保するものとする。

<sup>167</sup> 「生活関連商品」とは、市民の消費生活に関連性の高い商品をいう。県計画（令和4年度改定版）―共通対策編―第3章―第32節―第2―2（210頁）

<sup>168</sup> 「重要生活関連商品」とは、価格の安定及び供給の確保を図る必要のある生活関連商品として、知事が指定したものをいう。県計画―共通対策編―第3章―第32節―第2―4

## 2 災害時受援協定に基づく職員派遣

市は、災害が発生し、市単独では災害対応が困難と判断した場合は、災害時相互受援協定等に基づき、速やかに県又は市町村に職員の派遣を要請するものとする。

## 3 専門ボランティアの派遣

市は、医療や応急危険度判定等専門ボランティアのニーズを明らかにし、状況に応じて市ボランティアセンターと調整して、迅速に専門ボランティアの派遣を求めるものとする。

## 4 災害救助法の適用による賃金職員等の雇い上げ

### ① 賃金職員等の区分

市は、災害救助法の適用があった場合は、同法による応急救助を実施するために必要な賃金職員等を雇い上げを行い、不足する労務を補うことができる。

雇い上げができる賃金職員等の細部<sup>169</sup>は、以下のとおり。

ただし、災害はその規模、態様が様々であることから、以下に掲げる賃金職員等の雇い上げを必ず行わなければならないものではない。

また、以下に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、賃金職員等の雇い上げを行うことができ場合があることから、その場合、市は、県と積極的に協議を行い、必要な労務の確保に努めるものとする。

No.	雇い上げができる賃金職員等	備 考
1	災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員等	要配慮者等がバス等に乗降するための補助員など避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費が対象
2	被災者の避難のために必要な賃金職員等	ペット・家畜・家財道具等の運搬のための要員を雇い上げることは原則不可
3	炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等	炊き出しは、被災者自身等で通常は行われるため、特別の事情がない限り炊き出し要員を雇い上げる必要なし
4	飲料水の供給のために必要な賃金職員等	飲料水の運搬・配分及び飲用に適した水にするために必要な処理を行う要員等

169 「災害救助法事務取扱要領（令和4年7月）」〔内閣府政策統括官〕127頁～

5	医療及び助産のために必要な賃金職員等	医師・看護師・薬剤師が不足し十分な救助がなし難い場合のそれらの要員
6	被災者の救出のために必要な賃金職員等	被災者の生命の安全を図るための救出に限られ、ペット等の救出のための要員を雇い上げることは不可
7	遺体の捜索のために必要な賃金職員等	遺体の捜索のために必要な要員は、被災者の救出と同様
8	遺体の処理のために必要な賃金職員等	遺体の消毒・縫合・洗浄等の処置及び遺体発見現場から一時安置所までの輸送を行う要員等
9	救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等	救援用物資とは被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資（避難所設置資材、応急仮設住宅建築資材、棺・骨壺等の資材は除外）

② 範囲外賃金職員等の雇い上げが必要な場合における協議事項

市は、前項以外の救助作業のための賃金職員等の雇い上げの必要が生じたときは、「範囲外賃金職員等の雇い上げ（特別基準の設定）」について、次の事項を明示して、県と協議するものとする。

- ① 作業員等の雇い上げを要する目的・理由又は救助種目
- ② 作業員等の所要人数
- ③ 雇い上げの期間
- ④ 雇い上げを要する地域



## 第4章 災害復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本方針

市は、被災地の復旧・復興に関し、市民の意向を尊重するとともに、国及び県と協議を行い適切な支援を得て、被災者の生活の再建、地域経済の復興及び再度の被災防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すものとする。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

市は、災害復旧・復興推進のため、国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、「復旧・復興支援技術職員派遣制度<sup>170</sup>」を活用するものとする。

### 第2節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、『迅速な現状復旧』を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る『計画的復興』を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき「復興計画」を作成するものとする。

### 第3節 復旧・復興の視点

市は、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興の実現のため、以下の視点を重視して取組を推進するものとする。

#### 1 被災者の生活再建の支援

市は、被災した市民の「住まい」と日常の「暮らし」が速やかに再建し得るよう、必要な支援をするものとする。

#### 2 社会インフラ及び被災施設の復旧

市は、市民が元どおりの暮らしを取り戻し、また事業所等が活動を再開できるよう、道路や電気・水道・ガス等の生活インフラ基盤が迅速に復旧できるよう努めるものとする。

#### 3 地域経済の復興支援

市は、雇用の速やかな回復や事業所等が迅速に活動を再開するなど、地域が活力を取り戻せるよう、被災状況を適確に把握しつつ、必要な支援を行うものとする。また、観光施設を迅速に復旧し、地元へ活気が戻るよう努めるものとする。

<sup>170</sup> 「復旧・復興支援技術職員派遣制度」の細部については、本計画―第1編 共通対策編―第2章 災害予防―第11節 広域応援・受援態勢の整備―第4項④を参照。

4 男女共同参画等の推進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織に、女性の参画が得られるよう努めるものとする。

併せて、復旧・復興の場に障がい者や高齢者等要配慮者が参画するよう取り組むものとする。

5 災害応急対策活動及び復旧・復興活動の検証

市は、復旧・復興のその先を見据え、災害応急対策活動及び復旧復興活動の内容及び適否等を常に検証しつつ、『災害に強い街づくり』を目指すものとする。

第4節 公共施設災害復旧事業計画

1 方針

市は、被災した公共施設の復旧にあたっては、『現状復旧』を基本としつつも、再度の災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等『改良復旧』を行うものとする。

2 復旧事業計画の策定

復旧事業計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

復旧事業計画の種別	復旧事業計画の対象施設等
公共土木施設災害復旧事業計画	①河川 ②砂防設備 ③林地荒廃防止施設 ④地すべり防止施設 ⑤急傾斜地崩壊防止施設 ⑥道路 ⑦下水道 ⑧公園
農林水産業施設災害復旧事業計画	①農地農業用施設 ②林業用施設 ③漁業用施設 ④共同利用施設
その他の復旧事業計画	①教育施設災害復旧事業計画 ②水道施設災害復旧事業計画 ③内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画 ④都市施設災害復旧事業計画 ⑤住宅災害復旧事業計画 ⑥社会福祉施設災害復旧事業計画 ⑦官庁建物等災害復旧事業計画 ⑧その他の公共施設災害復旧事業計画

3 反社会勢力の排除の徹底

市は、県警察と連携し、復旧・復興事業が暴力団をはじめとした反社会勢力を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を、市が実施する入札から排除する等必要な措置を講ずるものとする。

市民は、復旧・復興事業に関連し、反社会勢力の排除に資すると認められる情報を知ったときは、当該情報を市へ提供するよう努めるものとする。

事業者等は、市が実施する反社会勢力排除のための施策に協力するものとする。

### 第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、市長の報告、提出資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき援助される事業は次のとおりである。

区 分	根 拠 法 ・ 対 象 災 害 復 旧 事 業 等
法律により一部負担又は補助	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
	公営住宅法
	土地区画整理法
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	予防接種法
	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
	天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
	上水道災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助
防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律	
激甚災害に係る財政援助措置	公共土木施設災害復旧事業
	公共土木施設災害関連事業
	公立学校施設災害復旧事業
	公営住宅等災害復旧事業
	生活保護施設災害復旧事業
	児童福祉施設災害復旧事業
	幼保連携型認定こども園災害復旧事業
	(特別) 養護老人ホーム災害復旧事業
	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	障害者支援施設災害復旧事業
	婦人保護施設災害復旧事業
	感染症指定医療機関災害復旧事業
	幼稚園災害復旧事業
	堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外)
湛水排除事業	

激甚災害に係る 財政援助措置 (つづき)	農林水産業に関する 特別の助成	農地・農業用施設・林道災害復旧事業
		農業用施設・林道災害関連事業
		農林水産業共同利用施設災害復旧事業
		開拓者等の施設の災害復旧事業
		天災による被害農林漁業者等に対する資金融通
		森林組合等の行う堆積土砂排除事業
		土地改良区等の行う湛水排除事業
		共同利用小型漁船の建造費の補助
		森林災害復旧事業
	中小企業に対する 特別の助成	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
		事業協同組合等施設災害復旧事業
	その他の 財政援助措置	公立社会教育施設災害復旧事業
		私立学校施設災害復旧事業
		市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
		母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
		水防資材費の補助の特例
		罹災者公営住宅建設事業
小災害債に係る元利償還金の基礎財政需要額への参入等		
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例		

## 第6節 被災者の生活再建等の支援

### 1 方針

市は、災害により生命又は身体に危害を受けあるいは住居又は家財が損壊する等大きな痛手を被った被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、災害弔慰金等の支給、租税の徴収猶予又は減免、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復並びに心身のケア等、生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずるものとする。

この際、市は、被災状況や生活再建に向けた課題等が被災者個々に千差万別であることに鑑み、被災者に真に必要な支援を確実にを行うため、被災者個々の生活状況等を把握し、県等関係機関及び民間団体（社会福祉協議会、土業団体及びNPO等）と連携し、状況に合った支援策を組み合わせ、生活復興について計画建てし支援する『災害ケースマネジメント（生活復興支援）』の実践に努める。

### 2 災害ケースマネジメントを行う上での被災者のカテゴライズと支援施策

被災状況や生活再建課題等が千差万別であり、被災者一人ひとりが真に必要な支援は何かを明確化するためには、個別世帯のデータ蓄積を基に、被災者がある程度カテゴライズして把握し、それぞれに必要な支援施策を個別に検討していくことも、一つの手段として有効である。

以下に、仙台市が実施した『被災者生活再建加速プログラム』という先進事例が参考<sup>171</sup>となるので、その概要を紹介する。

分類	更なる課題	支援策や対応
①生活再建可能世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な事項で再建方針を変更した世帯等に対する住まいの再建に関する相談支援の充実</li> <li>●賃貸住宅を希望する世帯に対する積極的な情報提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な状況調査</li> <li>・支援情報の提供</li> <li>・公営住宅入居支援</li> <li>・住宅再建相談支援</li> </ul>
②日常生活支援世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活環境の変化による心身の健康への影響が懸念される世帯に対する再建先での保険福祉サービスの継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問</li> <li>・健康支援</li> <li>・見守り・生活相談</li> <li>・地域保健福祉サービス</li> </ul>
③住まいの再建支援世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一人で行動することが困難な被災者等様々な事情により再建に踏み切れない世帯等に対する個別支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画による支援</li> <li>・戸別訪問</li> <li>・就労支援</li> <li>・伴走型民間賃貸住宅入居支援</li> </ul>
④日常生活・住まいの再建支援世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●限られた期間内で課題解決や再建が可能となるよう、幅広い支援者との連携や積極的な関与</li> <li>●課題解決に専門的な知識等を要する世帯への支援に必要な弁護士等専門家のアドバイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画による支援</li> <li>・戸別訪問</li> <li>・健康支援</li> <li>・見守り・生活相談</li> <li>・地域保健福祉サービス</li> <li>・伴走型民間賃貸住宅入居支援</li> <li>・専任弁護士と連携した相談支援体制構築</li> </ul>
⑤市内仮設住宅に入居しているが接触できない世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再建方針や支援の必要性についての早期把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問調査</li> <li>・情報提供・相談支援</li> <li>・居住実態のない世帯への退去勧奨等</li> </ul>
⑥市内で被災し市外の仮設住宅に入居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難先の自治体との連携や情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供・相談支援</li> </ul>

### 3 生活再建相談窓口の設置等

市は、被災者が自らに適した制度等を活用して自立的な生活再建に取り組むことができるよう、応急危険度判定調査（被災建築物）、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等住家に関する各種調査や、災害弔慰金の支給や租税の徴収免除等の各種調査・支援制度等について「相談窓口<sup>172</sup>」を設置したり、調査や制度の目的や実施時期及び申請時期・申請要領等について「説明会」を開催するなど、被災者が、容易に調査や支援制度を知ることができ、また当該制度等を十分に活用することができる環境の整備に努めるものとする。

<sup>171</sup> 「2022年度 災害対策専門研修（春） マネジメントコース エキスパートB」の資料『被災者行政の流れと課題（人と防災未来センター リサーチフェロー 菅野 拓氏）』から引用

<sup>172</sup> 「美馬市業務継続計画」に基づき、市役所北館の101・102会議室に『罹災証明発行』、『被災者生活再建支援申請』、『災害弔慰金関係申請』等を扱う被災者相談窓口を設置することとしている。

#### 4 被災者生活再建支援金

##### ① 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、相互扶助の観点から、県が拠出した基金を、自然災害の被災者に対して『被災者生活再建支援金』の支給を行う<sup>173</sup>こととなっている。

市は、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制を迅速に整備し、支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理し、被災者生活再建支援金の支給を行うものとする。

一方で、市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援を実施する等必要な措置を講じるものとする。

##### ② 被災者生活再建支援金の支給対象となる自然災害<sup>174</sup>

① 自然災害により、災害救助法施行令第1条第1項第1号<sup>175</sup>又は第2号<sup>176</sup>を満たす被害が発生した場合

② 自然災害により、市内で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

③ 自然災害により、県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合

④ 自然災害により、県内他市町村で①又は②の被害が発生し、かつ市内で「5世帯」以上の住宅全壊被害が発生した場合

⑤ 自然災害により、①若しくは②の市町村を含む府県又は③の府県が2以上ある場合に、市内で「2世帯」以上の住宅全壊被害が発生した場合

##### ③ 支給対象世帯（被災世帯<sup>177</sup>）

① 自然災害により、居住する住宅が**全壊**した世帯

② 自然災害により、居住する住宅が**半壊**し又は居住する住宅の**敷地に被害**が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要であること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を**解体し又は解体される**に至った世帯

③ 自然災害による危険な状況が継続すること、その他の事由により、居住する住宅が**居住不能**のものとなり、かつその状態が**長期にわたり継続**することが見込まれる世帯

④ 自然災害により、居住する住宅が**半壊**し、基礎・基礎ぐい・壁・柱等であって構造耐力上主要な部分の補修を含む**大規模な補修**を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（**大規模半壊世帯**）

<sup>173</sup> 被災者生活再建支援法第18条の規定に基づき、国から支援金の額の2分の1に相当する額の補助がなされる。

<sup>174</sup> 被災者生活再建支援法施行令第1条（支援金の支給に係る自然災害）

<sup>175</sup> 1号適用基準に関しては、美馬市の場合、住家が滅失した世帯の数が「50」以上の被害が発生した場合である。

<sup>176</sup> 2号適用基準に関しては、徳島県全体で住家が滅失した世帯の数が「1,000」以上の被害が発生した場合で、美馬市内で住家が滅失した世帯の数が「25」以上の被害が発生した場合である。

<sup>177</sup> 被災者生活再建支援法第2条第2号（定義）

- ⑤ 自然災害により、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
  - ⑥ 自然災害により、居住する住宅が半壊し、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯を除いた世帯（半壊）
  - ⑦ 前号に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。（床上浸水）
- ④ 被災者生活再建支援金の内容  
被災者生活再建支援金の内容の内訳は、以下の2つの支援金の合計額となる。
- ① 基礎支援金：住宅の「被害程度」に応じて支給する支援金
  - ② 加算支援金：住宅の「再建方法」に応じて支給する支援金
- ⑤ 支援金の支給額<sup>178</sup>

基礎支援金		加算支援金		合計額
（住宅の被害程度）		（住宅の再建方法）		
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 （被害割合：40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 （被害割合：30%台）	37.5万円	建設・購入	100万円	137.5万円
		補修	93.5万円	131万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	62.5万円
⑥半壊	37.5万円	補修	75万円	112.5万円
⑦床上浸水	25万円	補修	50万円	75万円
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記支給額は、世帯の構成員が複数人の場合。世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額が支給額となる。</li> <li>・上記支給額には、被災者生活再建支援制度以外の徳島県生活再建支援事業も含んでいる。</li> <li>・災害救助法施行令第1条第1項第1号の該当の有無により、支給金額が異なる。</li> </ul>			

<sup>178</sup> 被災者生活再建支援法第3条（被災者生活再建支援金の支給）及び徳島県生活再建支援事業

⑥ 申請窓口・申請期間・申請書面

区 分	内 容	
申 請 窓 口	市（災害対策本部生活基盤対策班が設置する相談窓口）	
申 請 期 間	基 礎 支 援 金	災害発生日から「 <u>13月</u> 」以内
	加 算 支 援 金	災害発生日から「 <u>37月</u> 」以内
申請に必要な書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援金支給申請書</li> <li>・ 住民票等</li> <li>・ 罹災証明書等</li> <li>・ 預金通帳の写し</li> <li>・ その他関係書類（契約書(住宅の購入・補修、借家の賃貸借等)</li> </ul>	

5 災害弔慰金等の支給・貸付け

① 全 般

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「美馬市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、『災害弔慰金』及び『災害障害見舞金』の支給、並びに『災害援護資金』の貸付けを行うものとする。

② 『災害弔慰金』の支給

① 支給対象<sup>179</sup>

政令で定める災害により死亡した住民の遺族<sup>180</sup>

② 支給額<sup>181</sup>

災 害 で 死 亡 し た 者 の 区 分	災 害 弔 慰 金 支 給 額
死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合	500万円
上 記 以 外 の 者 の 場 合	250万円

③ 『災害障害見舞金』の支給

① 支給対象<sup>182</sup>

災害により負傷し又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害<sup>183</sup>がある住民

<sup>179</sup> 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、この節において「法」という。）第3条第1項、美馬市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下、この節において「条例」という。）第4条

<sup>180</sup> この法における「遺族」とは、『死亡した者の死亡当時における配偶者（内縁関係を含む。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し又は生計を同じくしていた者に限る。）』である。（法第3条第2項、条例第4条）

<sup>181</sup> 法施行令第1条の2、条例第5条

死亡者が、死亡に係る災害に関して、既に「災害障害見舞金」の支給を受けている場合は、災害弔慰金からその額を控除した額となる（条例第5条但書）。

<sup>182</sup> 法第8条第1項、条例第9条

<sup>183</sup> 「障害」は、以下の程度をいう。（法「別表」）

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの



② 支給額<sup>184</sup>

障 害 と な っ た 者 の 区 分	災害弔慰金支給額
障害者が世帯の生計を主として維持していた場合	2 5 0 万 円
上 記 以 外 の 者 の 場 合	1 2 5 万 円

④ 『災害援護資金』の貸付け

① 貸付対象<sup>185</sup>

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合に、「療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷」及び「相当程度の住居又は家財の損害」の被害を受けた世帯の市民である世帯主（所得制限有）

② 貸付限度額<sup>186</sup>

貸 し 付 け 原 因 の 区 分		支 給 額
「世帯主の負傷 <sup>187</sup> 」がある場合	「家財の損害 <sup>188</sup> 」及び「住居の損害」の双方ともない場合	150万円
	「家財の損害」があり、かつ、「住居の損害」がない場合	250万円
	住居が「半壊」した場合	270万円
	住居が「全壊」した場合	350万円
「世帯主の負傷」がない場合	「家財の損害」があり、かつ、「住居の損害」がない場合	150万円
	住居が「半壊」した場合	170万円
	住居が「全壊」した場合	250万円
	住居の全体が「滅失」若しくは「流出」した場合	350万円

<sup>184</sup> 法施行令第2条の2、条例第10条

<sup>185</sup> 法第10条第1項、条例第12条

<sup>186</sup> 法施行令第7条による限度額は、「療養期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷」である場合は、『150～350万円』、「相当程度の住居又は家財の損害」がある場合には、『150～350万円』となっている。

条例第13条において、細部、災害援護資金の貸付け限度額等について規定（脚注15の「災害弔慰金の支給等に関する条例準則」に依拠）している。

<sup>187</sup> 「世帯主の負傷」とは、『療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷』をいう。（「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等の施行について」（昭和49年2月28日 厚生省社会局長通達）別紙1「災害弔慰金の支給等に関する条例準則」第13条）

<sup>188</sup> 「家財の損害」とは、『家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね三分の一以上である損害』をいう。（同前第13条）

③ 拘置期間・償還期間<sup>189</sup>

災害援護資金の期間区分	期 間
据 置 期 間	償還期間のうち3年（特別の事情のある場合は5年）
償 還 期 間	10年

④ 利 子<sup>190</sup>

保 証 人 の 有 無	利 率 等	
保証人を立てる場合	無 利 子	
保証人を立てない場合	据 置 期 間 中	無 利 子
	据 置 期 間 経 過 後	年1.5%（延滞の場合を除く。）

⑤ 償還方法<sup>191</sup>

年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（元利均等償還（何時でも繰上償還可））

6 雇用機会及び労働条件の確保

① 雇用機会確保のための徳島労働局への要請

市は、災害により離職を余儀なくされた被災者（被災労働者）の雇用機会の確保のため必要と認める場合は、徳島労働局に対して、速やかに雇用維持を図るための必要な以下の措置を講ずるよう要請するものとする。

- ① 被災労働者のための「公共職業安定所（臨時窓口）」の市内への設置
- ② 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における公共職業安定所の「臨時職業相談所」の開設又は「巡回職業相談」の実施
- ③ 災害のため所定の失業の認定日に来所できない雇用保険受給資格者に対し、事後に証明書による失業の認定

② 緊急雇用創出事業等の実施

市は、被災者の働く場の確保のための「即効性」のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた「労働者の技能向上」等の「中長期を見据えた安定性」のある雇用創出策を、適切に組み合わせて実施するものとする。

併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

③ 労働条件確保のための措置

市は、被災地域を管轄する労働基準監督署が労働条件の確保を図るために行うこととしている以下の施策について、被災労働者等が不利とならないよう労働基準監督署及び被災労働者等と連携を密にするものとする。

- ① 災害復旧工事等における労働災害防止対策

<sup>189</sup> 条例第13条第2項

<sup>190</sup> 条例第14条

<sup>191</sup> 条例第15条

- ② 被災労働者に対する労災保険給付
- ③ 事業場の閉鎖等による未払賃金立替払
- ④ 臨時相談窓口等の活用

被災労働者は、被災地域を管轄する公共職業安定所長が設置した「臨時職業相談所」や「巡回職業相談」を活用し、早期の再就職を図るものとする。

市は、市役所内に設置を予定する「被災者相談窓口」において、被災労働者の相談業務を行うとともに、被災離職者の実態を把握し被災労働者の状況について徳島労働局に報告するものとする。また、被災労働者の早期再就職及び労働条件確保のために必要な支援を行うものとする。

## 7 租税の徴収猶予及び減免等

### ① 全般

市は、県税の徴収猶予及び減免等措置と併せて、必要に応じ市税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険税の減免等を実施して、被災者の負担軽減を図るものとする。

### ② 期限の延長

#### ① 市長の職権に基づく期限延長

災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が市の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたときは、市長は、職権により災害がやんだ日から2月以内の期日及び地域を指定して、画一的にその期限を延長するものとする。

#### ② 納税義務者等の申請に基づく期限延長

市長は、①の場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、納税義務者等の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して、その期限を延長するものとする。

### ③ 徴収猶予

#### ① 納税義務者等の申請に基づく徴収猶予

市は、災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その納付し又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予するものとする。

#### ② 徴収猶予期間の延長

市は、①により猶予した期間内に納付し又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税義務者等の申請により、更に1年以内の延長をするものとする。

### ④ 滞納処分の停止等

市は、災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予又は延滞金の減免等適切な措置を講ずるものとする。

⑤ 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合には、該当する各税目について税の減免又は納入義務の免除等を行うものとする。

8 被災者等への融資

市は、県等の実施する次表のような各種融資制度を被災者に広く周知するとともに活用を促進し、被災者の迅速な「生活再建」、「住宅再建」、「中小企業等経営再建」及び「農林魚礁再建」等を支援するものとする。

融資制度の種別		制度の概要
生活福祉資金貸付制度	制度目的	低所得者世帯、高齢者世帯及び障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに在宅福祉及び社会参加を促進
	実施主体	県社会福祉協議会（窓口：市社会福祉協議会）
災害復興住宅融資	制度目的	災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の『罹災証明書』を交付されている被災者に、住宅を復旧のための補修及び住宅の建設・購入に要する資金を融資するもの
	実施主体	住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）
災害対策資金	制度目的	災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証を行うもの
	実施主体	取扱金融機関（融資申込窓口）
日本政策金融公庫資金	制度目的	災害により被害を受けた農林魚礁者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため融資するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業基盤整備資金</li> <li>・林業基盤整備資金</li> <li>・漁業基盤整備資金</li> <li>・農林漁業施設資金</li> <li>・農林漁業セーフティネット資金</li> </ul>
	実施主体	日本政策金融公庫
農業近代化資金	制度目的	金融機関が融資する資金に県が利子補給を行うことで長期・低利で融資を受け農業施設や農機具等の整備を可能にするもの
	実施主体	農業協同組合等
漁業近代化資金	制度目的	金融機関が融資する資金に県が利子補給を行うことで長期・低利で融資を受け漁船や漁具等の整備を可能にするもの
	実施主体	漁協、農林中金

天 災 資 金	制度目的	災害によって農林漁業者の扱う農林水産物が被害を受け経営に打撃を受けた場合に低利（市が県の補助を受け金融機関に利子補給。県は国から利子補給補助を受ける。）の融資を受けることにより経営を安定化させるもの
	実施主体	金融機関
農業災害対策特別資金 林漁業災害対策特別資金	制度目的	災害により被害を受けた農林漁業者が再生産・施設復旧のための資金を借り受ける場合に、市が金融機関に対して行った利子補給に対して県が補助金を交付するもの
	実施主体	金融機関
勤労者ライフサイクル資金	制度目的	<p>県が四国労働金庫に一部の資金を預託して低利での貸付けを実現し、労働者の生活資金をサポートするもの</p> <p>【主要な資金用途先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育費      ・出産費      ・自動車等購入費</li> <li>・医療費      ・冠婚葬祭費      ・災害復旧費</li> <li>・離職者生活費      ・空き家解体資金</li> <li>・住宅用ソーラー蓄電システム設置資金</li> <li>・災害住宅復旧サポート資金</li> </ul>
	実施主体	四国労働金庫

## 9 安否情報の提供等

### ① 安否情報の収集・整理

市は、県、消防機関、県警、医療機関並びに自衛隊等防災関係機関と連携を密にして、被災者の安否情報を継続的に収集・整理するものとする。

市は、被災者本人から安否情報を収集する場合は、行政及び被災者双方の負担軽減のため、併せて以下の事項をあらかじめ確認<sup>192</sup>しておくものとする。

- ① 被災者本人の安否情報の『提供についての同意の有無』
- ② 安否情報の照会があった際に『提供可能とする照会者の範囲』

### ② 安否情報について照会しようとする者（照会者）の義務

紹介者は、安否情報について市（又は県）に対して照会しようとする場合には、以下の事項を明らかにしなければならない<sup>193</sup>。

- ① 照会者の氏名、住所（法人等にあつてはその名称・代表者氏名・主たる事

<sup>192</sup> 「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン〔国民保護運用室〕」4頁

<sup>193</sup> 災害対策基本法施行規則第8条の3第1項

務所の所在地) その他の照会者を特定するために必要な事項<sup>194</sup>

- ② 照会に係る被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
  - ③ 照会をする理由
- ③ 市による安否情報の提供<sup>195</sup>

照会を受けた市は、次の区分に応じて安否情報を提供することができる。

ただし、『照会が不当な目的によるものと認めるとき』又は『照会に対する回答により、知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき』は、安否情報を提供してはならない。

なお、市は、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者に被災者の居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するものとする。

紹介者の区分	提供できる安否情報
・照会者が被災者の同居の親族(内縁関係・婚姻予約者を含む。)	被災者の居所、負傷・疾病の状況、連絡先その他安否確認に必要な情報
・照会者が被災者の親族(内縁関係・婚姻予約者を除く。) ・職場の関係者その他の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
・照会者が被災者の知人 ・その他被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	被災者について保有している安否情報の有無
※ 上記にかかわらず、照会を受けた市は、照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で又は公益上特に必要があると認めるときは必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。	

## 10 罹災証明書の交付等

### ① 体制の迅速な整備

市は、災害後、災害対策本部に住家被害調査の実施や「罹災証明書<sup>196</sup>」の交

<sup>194</sup> 照会者は、紹介者特定のため、以下に示す法令に基づき交付された書類であって当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。(災害対策基本法施行規則第8条の3第2項)

① 運転免許証、健康保険の被保険者証又は個人番号カード

② 特別永住者証明書その他

<sup>195</sup> 災害対策基本法施行規則第8条の3第3項及び第4項

<sup>196</sup> 罹災証明書の発行は市町村の自治事務とされ、その様式についても「任意」とされてきたが、近年の災害において、応援職員を派遣した市町村等から『市町村によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災市町村での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しい』との要望がなされた。これを受け、令和2年3月30日、「罹災証明書の様式の統一化について〔内閣府政策統括官(防災担当)〕」が発出され、全国的に様式が統一化されることとなった。

付<sup>197</sup>を実施する態勢を、遅滞なく<sup>198</sup>整備するものとする。

この際、平素養成している罹災証明書交付事務研修を終えた職員を活用するとともに、大規模災害時においては、多大な量に及ぶことが予想される罹災証明書交付業務を着実に実施できるよう、他市町村に応援を要請するものとする。

## ② 県に対する支援の要請

市は、市単独では実施体制や資機材の不足等により、罹災証明書の交付業務に遅滞が生じる可能性があるとして認めた場合、又は被害が複数の市町村にまたがる状況下で調査や判定方法にバラツキが生じるおそれがある場合は、県に対して罹災証明書交付に関し支援を要請するものとする。

市は、県が発災後速やかに実施する予定の「住家被害調査及び罹災証明書交付に係る事務の市町村向け説明会」に積極的に参加し、職員の事務処理能力の向上を図るものとする。

## ③ 支援システムの活用

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、『被災者支援システム<sup>199</sup>』の活用について考慮するものとする。

## 1.1 被災証明書<sup>200</sup>の交付

市は、罹災証明書の交付と同様に、市民からの申請に基づき「被災証明書」の交付を遅滞なく実施できるよう、体制を整備するものとする。

## 1.2 被災者台帳<sup>201</sup>の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、

<sup>197</sup> 罹災証明書のうち、「火災」に起因するもの（震災火災等も含む。）については、消防法による火災損害調査の結果に基づき、消防長が交付する。

<sup>198</sup> 災害対策基本法第90条の2において、「市長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付しなければならない（一部、文言省略）」とされている。

この「遅滞なく」の考え方については、実務として、応急仮設住宅の入居申込や被災者生活再建支援金の支給申請に罹災証明書の添付が求められていることから、避難所の解消や被災者生活再建支援金の支給申請の受付開始時期までに罹災証明書を交付することが期待される。

★「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（令和4年3月）〔内閣府〕」4頁

<sup>199</sup> 「被災者支援システム」とは、『地方公共団体情報システム機構（J-LIS）』が地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できるシステムとして、全国の地方公共団体に無償で公開・提供しているものである。

システムのダウンロードや細部は、地方公共団体情報システム機構のホームページを参照のこと。

<sup>200</sup> 「罹災証明書」が、自然災害によって『住家（居住のために使用している建物）』に被害が生じた場合に、その被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊）等を証明するものであるのに対して、「被災証明書」は、自然災害によって『住家以外の工作物（倉庫、納屋等）や住家の附随物（カーポート、門扉等）』に被害を受けた場合、又は『人的被害』があった場合に、その被害が当該自然災害により生じたことを証明（被害の程度は証明しない。）するものである。

<sup>201</sup> 「被災者台帳」とは、災害対策基本法第90条の3に規定されており、市が作成するもので、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳のことである。

被災者台帳には、被災者に関する以下に掲げる事項を記載し、又は記録するものとされている。

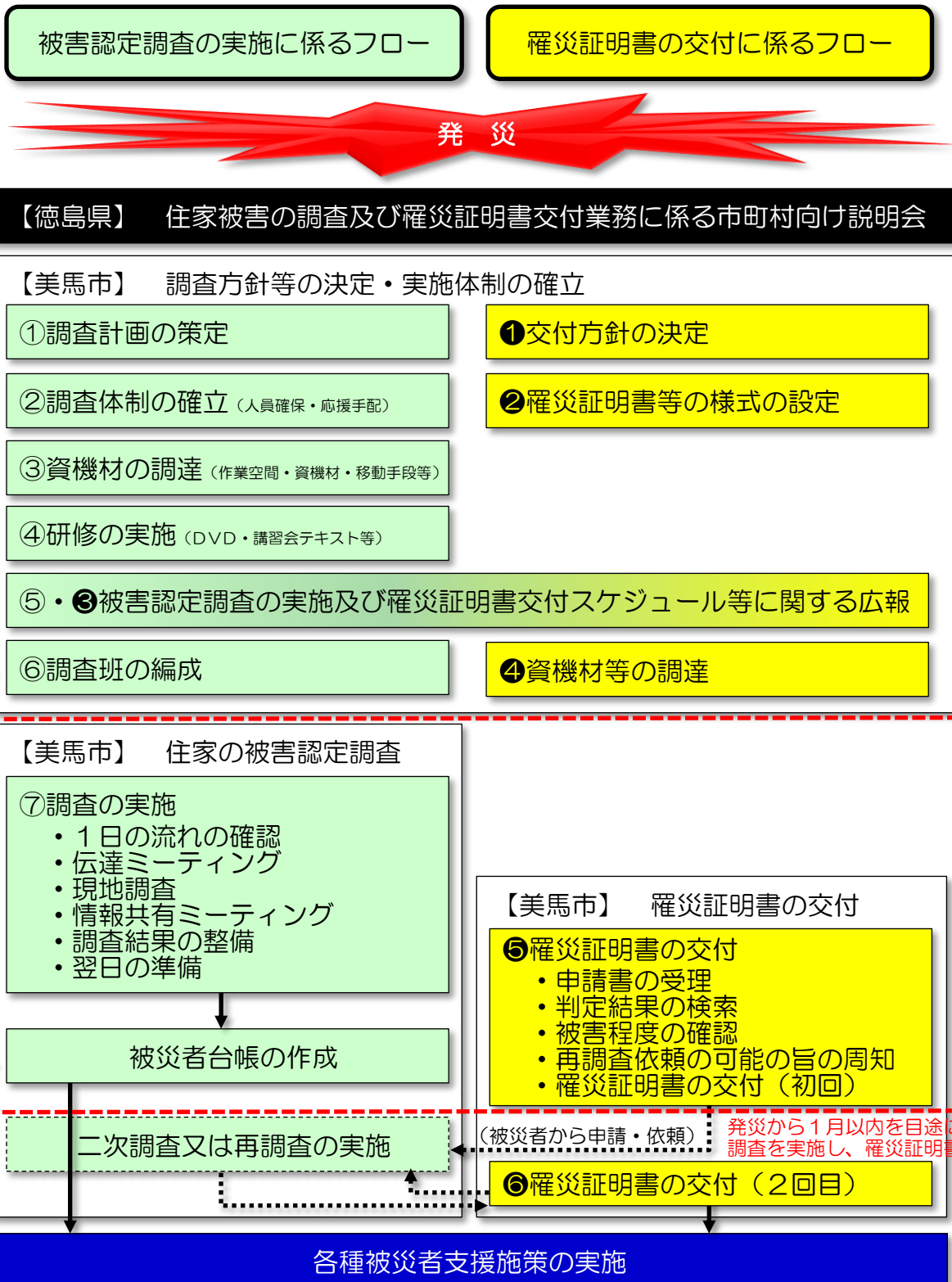
①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況  
⑥援護の実施の状況 ⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ⑧電話番号その他の連絡先  
⑨世帯の構成 ⑩罹災証明書の交付の状況 ⑪市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ⑫前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時  
⑬被災者台帳の作成に当たって「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号  
⑭前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、市は、被災者台帳の迅速な作成・使用等被災者支援業務を迅速化・効率化するため、支援業務にデジタル技術を積極的に活用するよう努めるものとする。

1.3 災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ

災害発生から被害認定調査、罹災証明書の交付等を経て、各種被災者支援施策の実施に至るまでの一般的なフロー(必須事項のみ)については、以下のとおり。





## 1.4 住家の被害認定要領

### ① 住家被害認定基準

内閣府（防災担当）が作成している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針<sup>202</sup>（以下「運用指針」という。）」は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めている。

市は、この運用指針を活用し、災害時に的確かつ円滑な被害認定業務の実施を実現するものとする。

### ② 住家の被害想定<sup>203</sup>

前記運用指針は、地震、水害及び風害による住家被害として、下表のような住家被害を想定している。

災害	想定している住家被害
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震力が作用することによる住家の損傷</li> <li>地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>
水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水することによる住家の機能損失等の損傷</li> <li>水流等の外力が作用することによる住家の損傷</li> <li>水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷</li> </ul>
風害	<ul style="list-style-type: none"> <li>風圧力が作用することによる住家の損傷</li> <li>暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷</li> <li>損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷</li> </ul>

### ③ 住家の被害の程度<sup>204</sup>

運用指針においては、判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分としている。

被害の程度	認定基準
全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したものすなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p>

202 この運用指針の最新版は、令和3年3月版（令和5年7月時点）

203 運用指針3頁

204 運用指針1～2頁

大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの</p> <p>具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</p>
中規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの</p> <p>具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの</p>
半壊	<p>住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失したものですなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの</p>
準半壊	<p>住家が、半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの</p> <p>具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの</p>
備考	<p>※全壊、半壊 : 被害認定基準による。</p> <p>※大規模半壊 : 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。</p> <p>※中規模半壊 : 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。</p> <p>※準半壊 : 「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。</p>

## 第7節 計画的復興

### 1 方針

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合（特定大規模災害<sup>205</sup>）においては、被災地域の住民の一日も早い生活の安定と再建並びに被災地の速やかな復興を総合的かつ計画的に推進するため、復興体制を早期に構築するとともに、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、『復興計画』を策定し、県や関係機関等と連携しつつ、また市民との合意形成を図りつつ、復興事業を強力に推進していくものとする。

### 2 復興に係る庁内組織の設置

#### ① 市復興対策本部

市は、復興に関する総合的措置を講じ速やかな復興を図るため、当初は、復興に関する事務等を『市災害対策本部』に担わせるものとする。

災害応急対策が終結し災害対策本部が廃止された場合は、以降、必要に応じて市復興対策本部を設置し、復興業務を行うものとする。

#### ② 復興協議会

市は、市災害対策本部（市復興対策本部）の中に、市の復興計画の策定及び修正、既存計画との整合性の確保並びに復興計画の実施に関し必要な事項について協議を行う組織として『復興協議会<sup>206</sup>』を設置するものとする。

### 3 被害状況の把握

市は、多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うため、関係機関等との連携をはじめ様々なツールやルートを用いて調査し、被害状況に関する正確な情報を収集し、それに基づいて各分野の対策を復興計画に盛り込み、大胆かつ細心に実行していくものとする。

復興に関する調査及び情報収集は、以下の対象別に行うものとする。

対象の区分	具体的調査・情報収集内容
市民の生活再建支援に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災離職者に係る調査</li> <li>その他生活再建支援に係る調査</li> </ul> <small>（要配慮者の被災状況、地域医療の被災・復旧状況、社会福祉施設の被害・復旧状況、社会教育施設の被害・復旧状況等）</small>
建築物の被災状況に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家被害調査</li> <li>被災建物応急危険度判定、被災宅地危険度判定</li> <li>市有施設の被害・復旧状況の調査</li> <li>焼却場・産業廃棄物処理施設等の被害・復旧状況調査</li> </ul>

<sup>205</sup> 「特定大規模災害」とは、『著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの』をいう。（大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）第2条第1号）

<sup>206</sup> 復興法第11条第1項

都市基盤復興に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設の被害・復旧状況の調査</li> <li>・公園・緑地等の被害状況の調査</li> <li>・ライフライン基盤の被害・復旧状況の調査</li> <li>・災害廃棄物仮置場（予定）の被害状況の調査</li> </ul>
住宅の復興対策に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設予定場所の被害状況の調査</li> <li>・賃貸型仮設住宅候補の入居状況の調査</li> <li>・応急仮設住宅等の入居状況の調査</li> <li>・プレハブ・トレーラーハウス等保有業者及び在庫に関する調査</li> </ul>
地域経済の復興支援に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所の被害・復旧状況の調査</li> <li>・農林業等施設の被害・復旧状況の調査</li> <li>・市内金融機関の被害・復旧状況の調査</li> <li>・商業施設の被害・復旧状況の調査</li> <li>・観光施設・観光資源の被害・復旧状況の調査</li> </ul>

#### 4 復興計画の策定等

##### ① 復興計画の策定

市は、特定大規模災害による影響が膨大で、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じている場合には、被災地の再建・復興は極めて高度かつ複雑な大規模事業となることから、これらを計画的に実行していくため、国の『復興基本方針<sup>207</sup>』及び県の『復興方針<sup>208</sup>』、並びに市が平素において策定することとしている『事前復興計画』に即して、市の『復興計画<sup>209</sup>』を策定するものとする。

##### ② 復興計画策定上の考慮事項

復興計画は、多様な分野に及びまた市民生活に密接に関わるものであることから、「議会」や「市民」並びに「要配慮者」の意見をも十分に反映して計画を作成する。

また、より住みよい街づくりのため、男女共同参画の観点から計画策定に「女性の参画」を促進し、「女性の視点」を反映して計画を策定するものとする。

更に、復興には専門的な知見が必要な事項も多々あることから、計画策定において「学識経験者の参加」を考慮し、より効果的・実効的な計画とするよう留意する。

<sup>207</sup> 政府は、特定大規模災害が発生した場合において、当該特定大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは「復興基本方針」を定めなければならないこととなっている。（復興法第8条）

<sup>208</sup> 特定大規模災害を受けた都道府県知事は、「復興基本方針」に即して当該都道府県の区域に係る当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針として「都道府県復興方針」を定めることができることとなっている。（復興法第9条）

<sup>209</sup> 復興基本方針（県が県復興方針を定めた場合にあっては、復興基本方針及び当該県復興方針）に即して、市単独で又は県と共同して「復興計画」を作成することができることとなっている。（復興法第10条）

③ 復興計画に定める事項

復興施策及び復興事業は、広範な分野に及び内容も複雑多岐にわたるため、「施策及び事業の優先順位」及び「計画自体並びに各施策・事業の目標年次」を明らかにして策定する。

復興計画に定めるべき事項は、以下のとおり。

美馬市〇〇 <sup>210</sup> 復興計画	
復興に関する基本理念	
復興の基本目標（基本方針・目標）	
復興の方向性	
復興計画の対象期間	
復興計画の対象地域	
分野別の復興施策・復興事業（優先順位・目標年次を明記）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境・生活・衛生・廃棄物</li> <li>② 保健・医療・福祉</li> <li>③ 経済・商工・観光・労働</li> <li>④ 農業・林業・漁業</li> <li>⑤ 公共土木施設</li> <li>⑥ 教育</li> <li>⑦ 防災・安心安全</li> </ul>	
復興に関する行財政運営	
その他、復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項	

④ 復興計画の公表及び復興現況の周知等

市は、復興計画を策定した場合、速やかに市のホームページに掲載するとともに、復興計画に関する概要についての「復興パンフレット<sup>211</sup>」を作成し配付するなど、市民に公表・周知するものとする。

また、復興計画を発動して以降は、復興施策・復興事業の進捗状況等について「復興ニュース<sup>212</sup>」等を作成して発行するとともに、マスコミを活用するなどして住民に現況を周知するものとする。

市民に復興情報を周知するにあたっては、市外及び県外に広域避難している市民に対する情報発信に留意するものとする。

210 大規模地震災害を原因とする復興計画の場合は『美馬市震災復興計画』、浸水害を原因とする場合は『美馬市浸水害復興計画』と表示するのを例とする。

211 『復旧・復興ハンドブック〔内閣府（防災担当）（令和3年3月）〕38頁

212 『同前』同頁

## 5 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

### ① 商工会等との連携体制の構築

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなどし、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握するよう努めるものとする。

### ② 相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助や助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

### ③ 地場産業の復興

市は、地場産業の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、国（経済産業省）及び県等と連携した成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

## 第8節 防災まちづくり

### 1 方針

市は、再度の被災防止と、より快適な生活環境の確保を目指し、市民の安心・安全と環境保全等にも配慮した『防災まちづくり』を実施するものとする。

その際、まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「まちのあるべき姿」を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。

併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

### 2 市街地の形成と都市機能の更新

市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、出来るだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

### 3 都市公園等整備の視点

市は、都市公園や河川等のオープンスペースの整備については、単に避難先や臨時ヘリポートとしての活用など『防災の観点』だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保や景観構成に資するよう『生活空間の観点』を考慮して行うものとする。

### 4 既存不適格建築物の解消

市は、既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

## 5 所有者不明土地<sup>213</sup>の活用

市は、県と連携して、所有者不明土地を活用した防災空地、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）」に基づく措置を活用した防災対策を推進するよう努める。

## 6 建築物解体時の石綿飛散防止

市は、建築物等の解体等による「石綿」の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者等に対し、大気汚染防止法及び県が作成している『被災建築物解体マニュアル〔石綿（アスベスト）対策〕』等に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

---

<sup>213</sup> 『所有者不明土地』とは、「土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該土地の所有者を確認するために必要な情報（土地所有者確認必要情報）を取得するため相当な努力を払い探索を行っても、なおその所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地」をいう。

★所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第1項及び同法施行令第1条

空 白



## 第2編 地震災害対策編

### 第1章 総則

#### 第1節 本編の目的

本編は、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等を教訓として、特に、今後30年以内に70～80%の確率で発生すると言われている「南海トラフを震源とする巨大地震（M8～M9クラス）」及び今後30年以内における発生確率は高くはないが発生の可能性<sup>214</sup>のある「中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震（M7～M8クラス）」に備え、県及び防災関係機関等と緊密な連携の下、防災上必要とされる施策及び対策措置等を実施し、地震災害に備えまた対処する本市の能力の向上を図るとともに巨大地震発生による被害を最小化し、もって市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 第2節 本編の性格

本編は、法第42条の規定に基づく市地域防災計画の一部を構成する「地震災害対策編」として、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項で規定する事項（推進計画）も含め作成する計画であり、本編に定めのない事項については、「市地域防災計画（共通対策編）」の定めるところによる。

#### 第3節 想定する地震

##### 第1款 南海トラフ地震

##### 1 概説

南海トラフ<sup>215</sup>では100～150年間隔で繰り返し巨大地震が発生し、太平洋側各地に地震動や津波による甚大な被害をもたらしてきたことが明らかになっている。

市としても、この南海トラフ巨大地震による揺れの影響が大きく、繰り返し発生している地震であること、また「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、美馬市区域をはじめとして徳島県内の全ての地域が『南海トラフ地震防災対策推進地域』に指定<sup>216</sup>されていること等から、市地域防災計画

<sup>214</sup> 中央構造線・活断層地震の徳島県全域における今後30年以内の発生確率は、「ほぼ0～0.4%」と言われている。

活断層で起きる地震は、発生間隔が数千年程度と長い場合、30年程度の間における地震発生確率値は大きな値とはならない。

一方で、兵庫県南部地震（1995年1月17日発生。「阪神・淡路大震災」を引き起こした地震である。）は、発生直前の確率値は「0.02～8%」だったと言われており、地震発生確率値が小さいように見えても、決して地震が発生しないということを意味しない。（地震調査研究推進本部HP）

<sup>215</sup> 南海トラフは、東から「東海」、「東南海」、「南海」及び「日向海盆」の領域において、日本列島が位置する大陸プレートであるユーラシアプレートの下に海洋プレートであるフィリピン海プレートが南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所をいう。

この二つのプレートの境界には「ひずみ」が蓄積されており、南海トラフでは約100～150年の間隔で蓄積されたひずみを解放する大地震（南海トラフ巨大地震）が発生している。

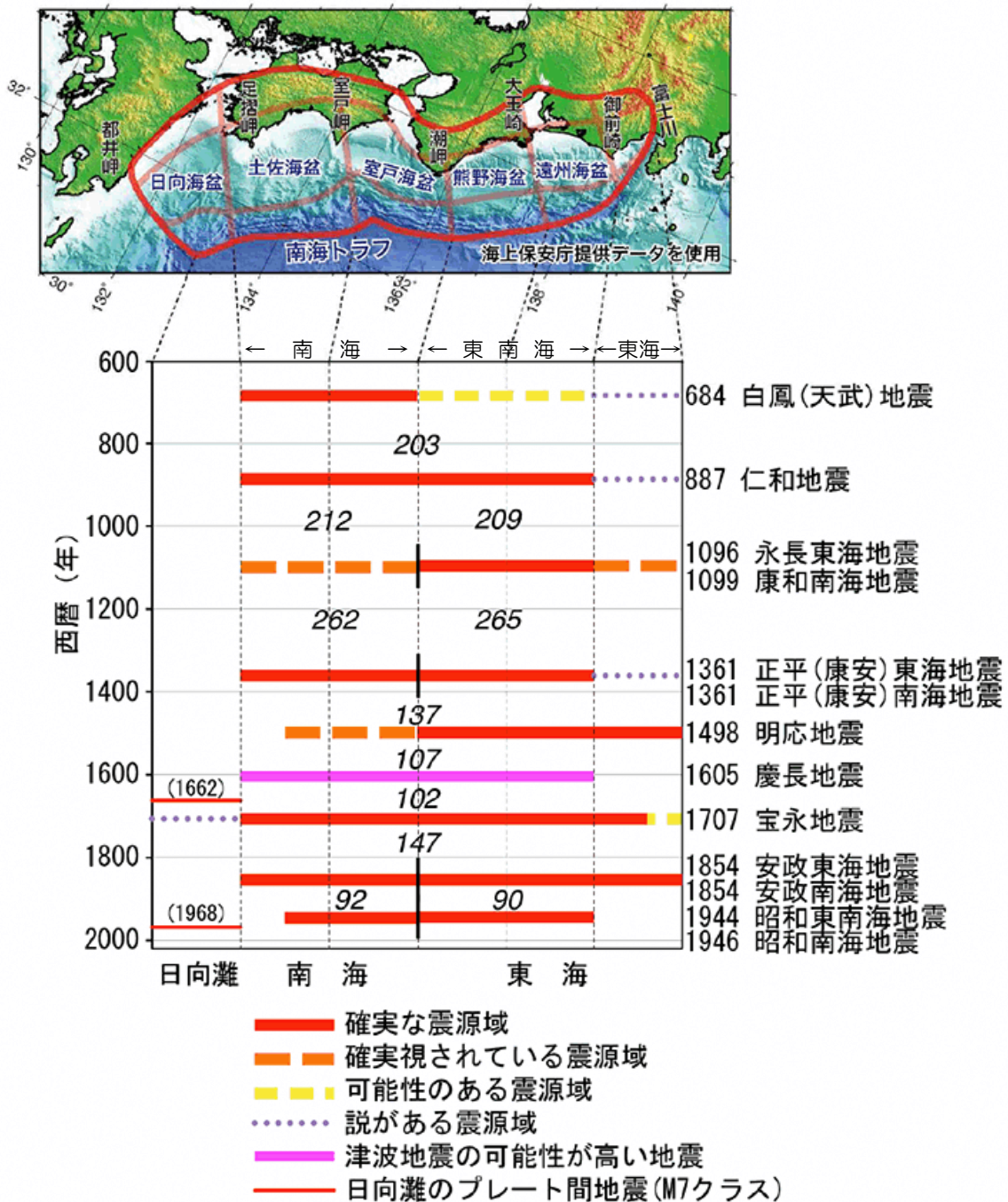
<sup>216</sup> 平成26年度に、徳島県全域をはじめ1都2府26県707市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

南海トラフ地震防災対策推進地域は、中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、以下の3つのいずれかに該当する地域を、当該推進地域に指定することとされた。

- ① 震度に関する基準：震度6弱以上が想定される地域
- ② 津波に関する基準：大津波（3m以上）が予想される地域のうち、この水位よりも高い海岸堤防がない地域
- ③ 過去の地震による被害：過去に発生した南海トラフ地震で特殊な地形等の条件により大きな被害を受けた地域

の対象としてきた。

過去の事例では、東海、東南海及び南海等の領域で個別に起きるケースや連動するケースなど様々なパターンが見られる。



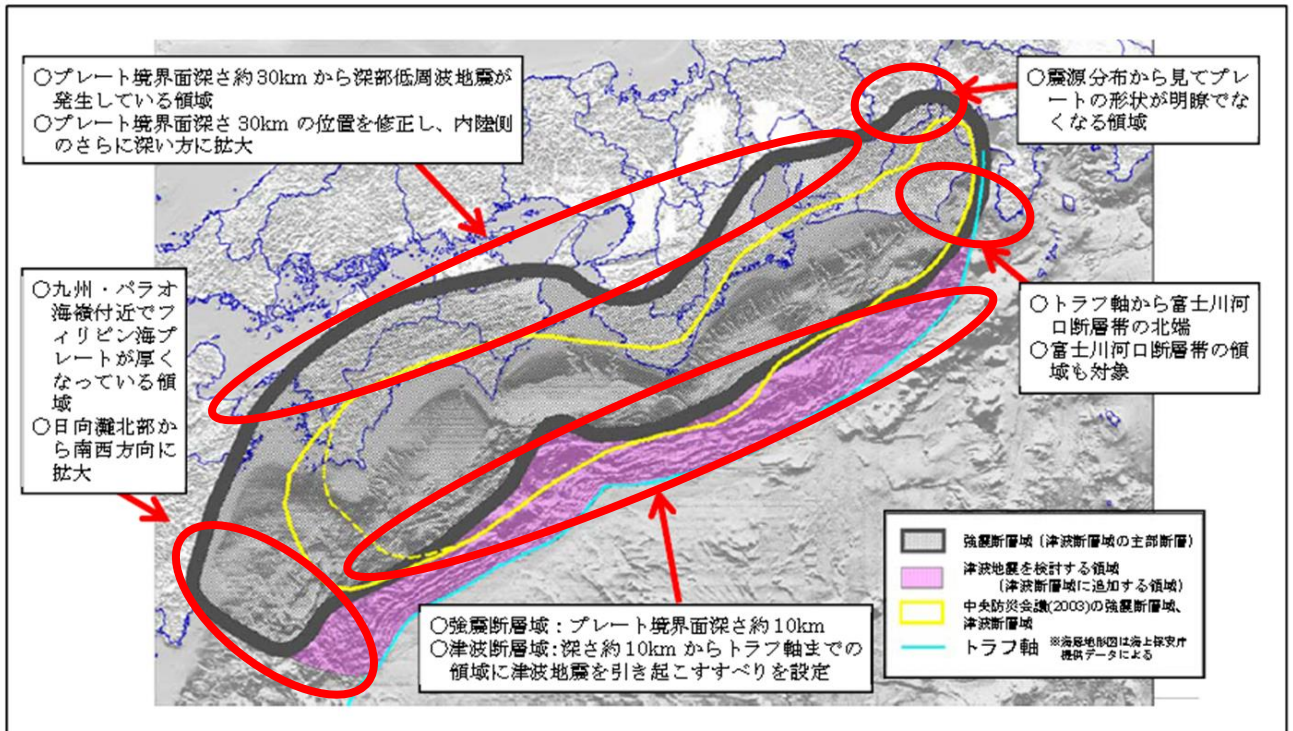
## 2 南海トラフ地震の想定震源断層域

中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会（以下「モデル検討会」という。）」により、東日本大震災を踏まえて、従来の震源域を沖合・陸側及び日向灘まで拡張したM9クラスの巨大ケースが検討され、平成24年8月に震度分布等が公表されている。

揺れでの地震規模はMw=9.0、津波での地震規模はMw=9.1である。最大級の地震として、この南海トラフ巨大地震を想定地震とする。



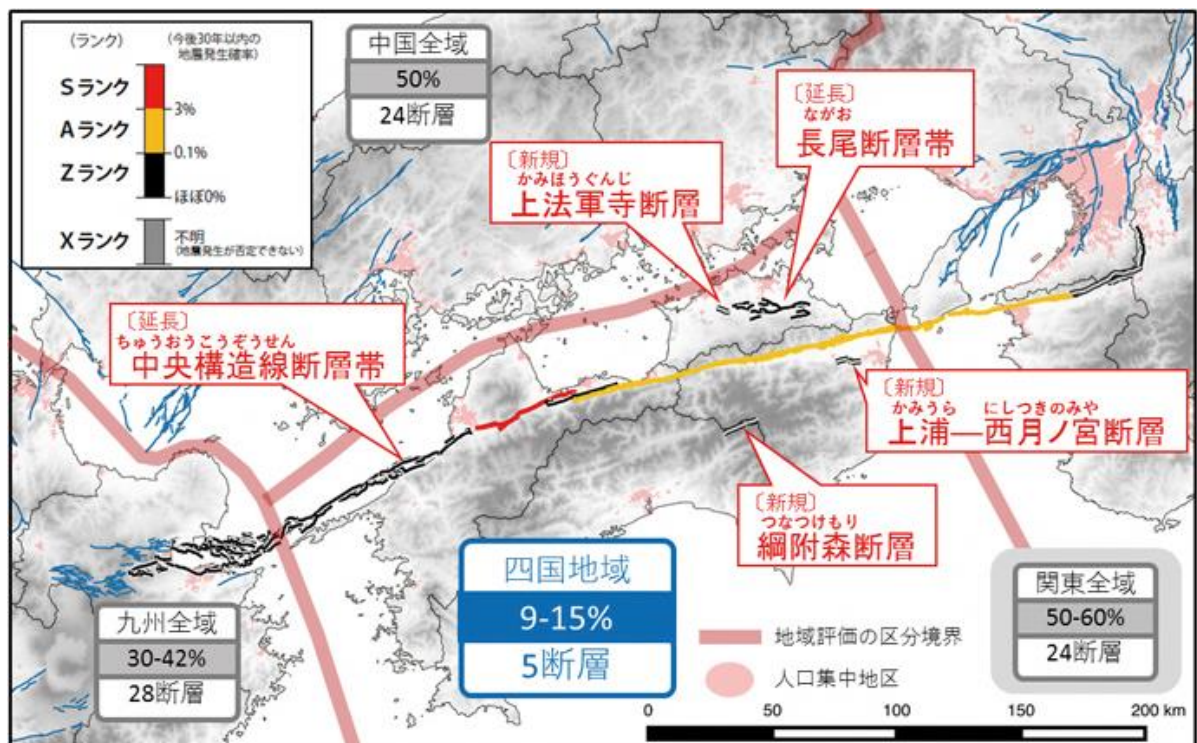
南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域は、下図のとおり。



## 第2款 中央構造線・活動層地震

### 1 概説

四国地方には、我が国で最も活動的な活断層の一つである「中央構造線断層帯」が走っている。中央構造線断層帯は、全体として440kmを超える長大な断層帯であり、その範囲は奈良県から淡路島の南方領域を経て和歌山県、徳島県、愛媛県を抜け、佐多岬の沖合を通り、別府湾から大分県の内陸部にまで及んでいる。



## 2 中央構造線・活動層地震の地域評価<sup>217</sup>

四国山地と讃岐山脈の間に徳島平野が東西方向に細長く入り組んでいる地形等から、中央構造線活断層帯がこの地方で繰り返し活動してきたことを示す明瞭で特徴的な地形が見られる。

四国地方全域において、今後30年以内にM6.8以上の地震が発生する確率は、9～15%とされている。このため、四国地方は、最もその発生が懸念されている「南海トラフ巨大地震」とは別に、活断層で発生するような陸域での浅い地震、すなわち熊本地震のような『直下型地震』に見舞われる可能性も想定し、注意しておく必要がある。

また、吉野川上流域等には浅い中小地震による小被害が確認されており、南海トラフ巨大地震の発生後には、陸域の浅い地震や比較的浅いプレート内の地震が『誘発』される可能性があり、それへの注意の必要性も指摘されている。

### 第4節 震度分布・液状化可能性の推定

#### 第1款 南海トラフ地震に係る震度分布等

##### 1 第一次報告

モデル検討会は、科学的知見に基づき南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月31日に第一次報告として『震度分布』や『津波高（50cmメッシュ）』の推定結果を取り纏めた。

##### 2 第二次報告

平成24年8月29日、モデル検討会により第二次報告として『津波高（10cmメッシュ）』や『津波浸水域・浸水深』、『液状化可能性』等の推定結果が取り纏められた。

#### 第2款 中央構造線・活断層地震に係る震度分布等

##### 1 強震動評価

地震調査研究推進本部<sup>218</sup>は、中央構造線断層帯の地震を想定した強震動評価を取り纏め、平成17年7月19日に、『中央構造線断層帯（金剛山地東縁～和泉山脈南縁）の地震を想定した強震動評価について』として報告している。

##### 2 徳島県による震度分布等の独自作成

徳島県は、前項の「中央構造線断層帯の強震動評価」を基に、平成28年の熊本地震等の最新の知見を踏まえ、平成29年3月30日に、中央構造線断層帯地震の『震度分布図』及び『液状化危険度分布図』を、県独自に作成し公表<sup>219</sup>している。

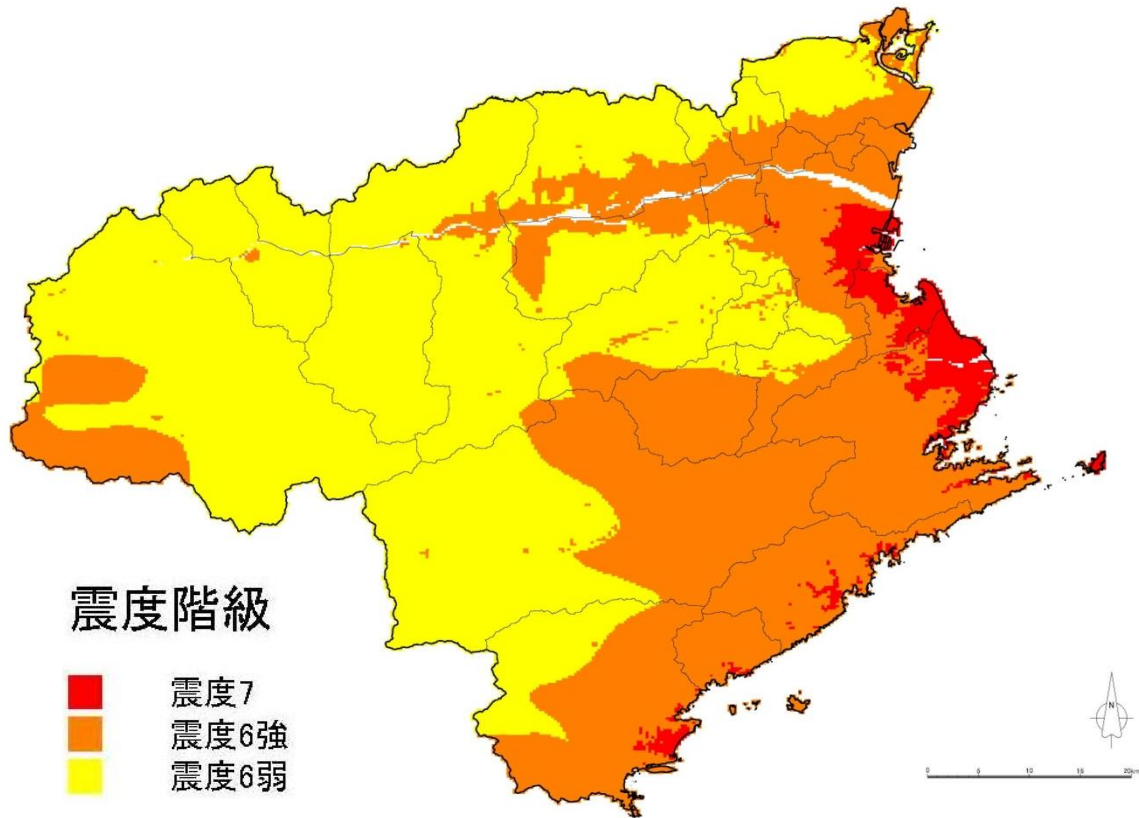
<sup>217</sup> 政府 地震調査研究推進本部「中央構造線断層帯を中心とした四国地方の活断層の長期評価 ～地域評価～」

<sup>218</sup> 地震調査研究本部（地震本部）は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における課題の一つである「地震に関する調査研究の成果が、国民や防災担当機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったこと」を解決するため、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、平成7年7月、総理府（現・文部科学省）に設置された政府（現・文部科学省）の特別の機関である。

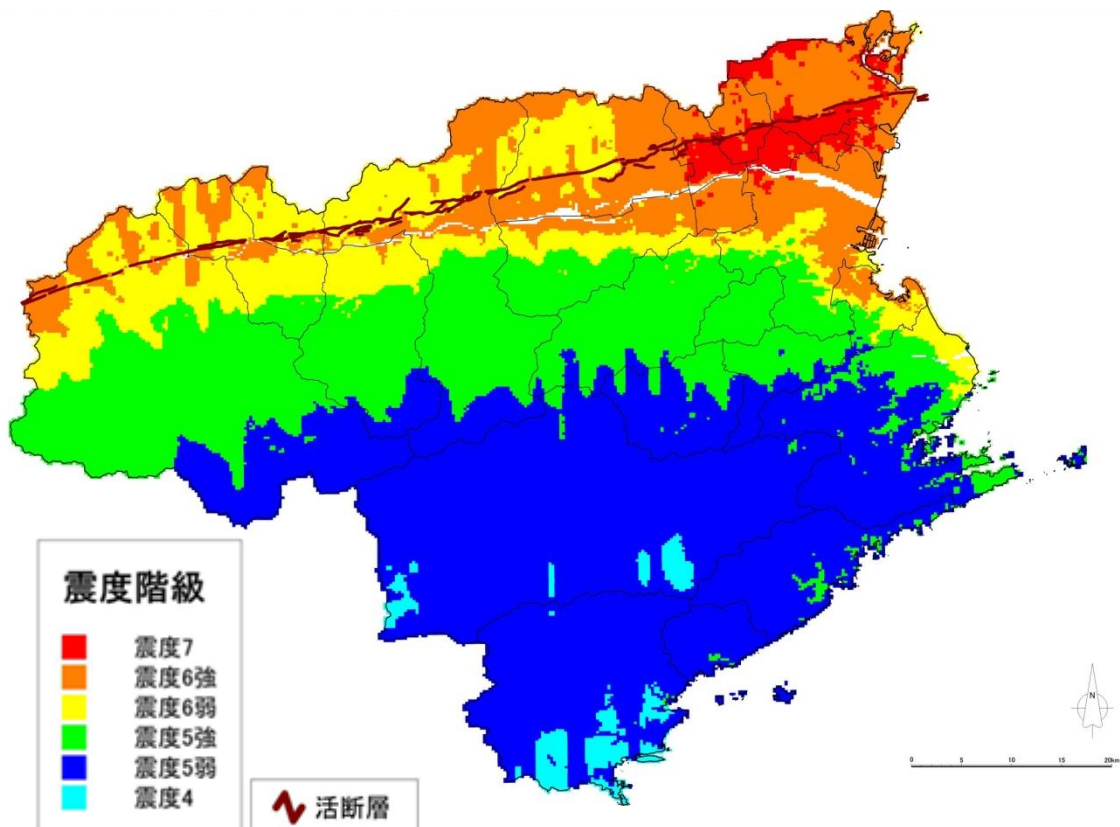
<sup>219</sup> 徳島県ホームページ『徳島県防災・危機管理情報－安心とくしま』に掲載している情報「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」による。

### 第3款 震度分布比較

#### 1 南海トラフ地震の震度分布



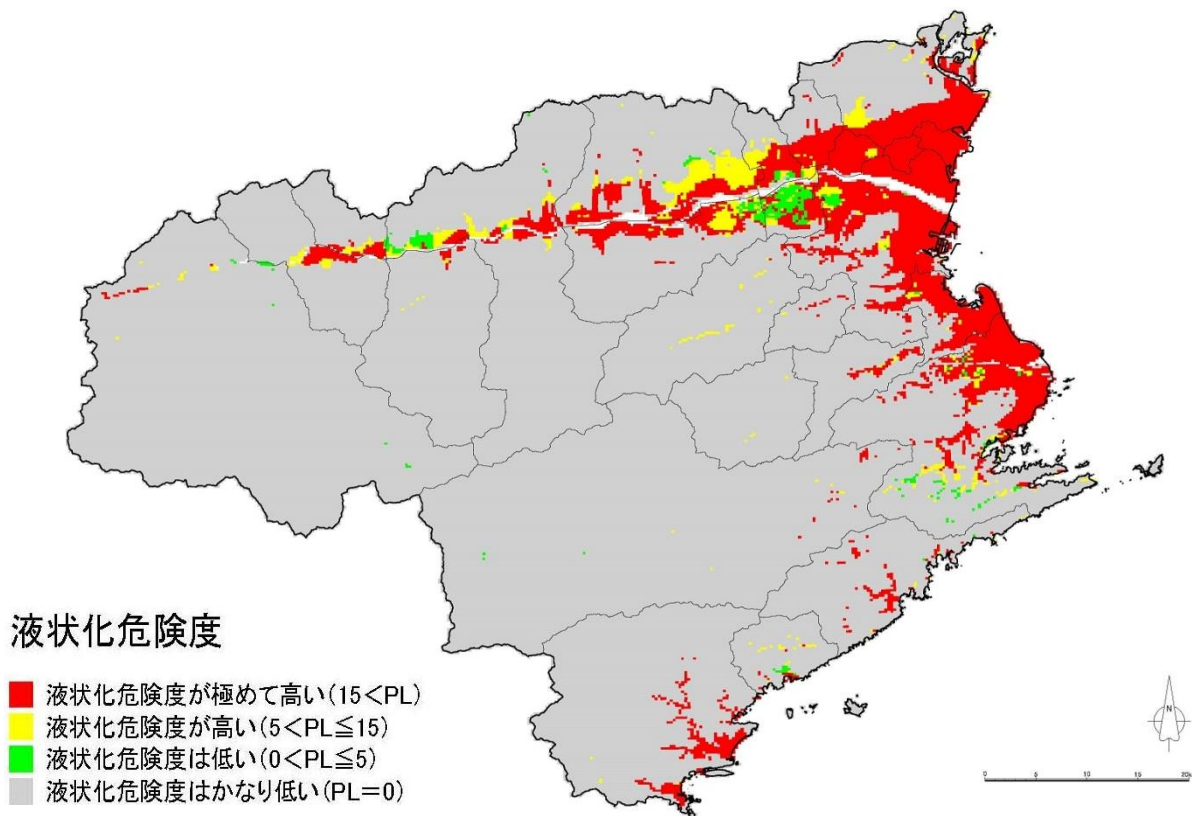
#### 2 中央構造線・活断層地震の震度分布





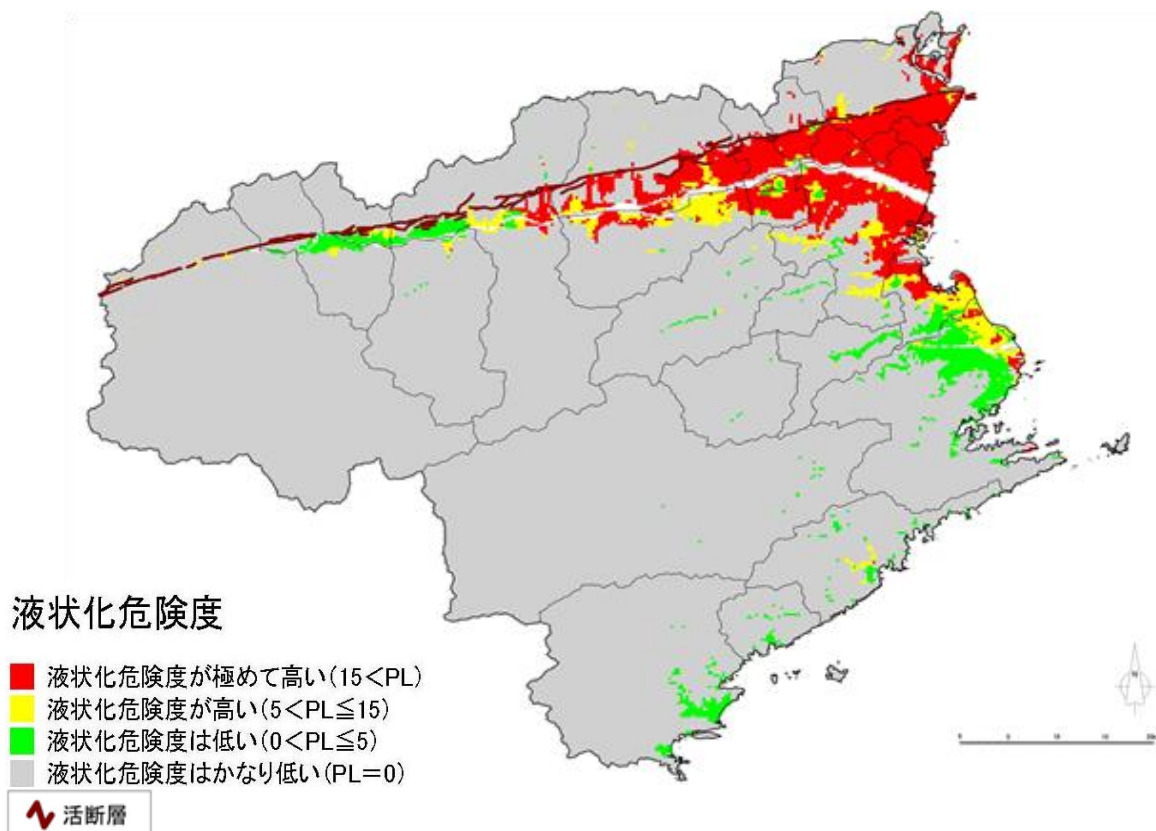
### 第4款 液状化危険度分布比較

#### 1 南海トラフ地震の液状化危険度分布



※ 「PL」値は、地震動の強さと地盤の持つ液状化に対する抵抗力を各深度で比較した判定値（FL値）を、深さ方向に重みを付けて足し合わせ、その地点での液状化危険度の指標となる値をいう。PL値の持つ意味は、上記凡例のとおり。

#### 2 中央構造線・活断層地震の液状化危険度分布



## 第5節 被害想定

### 第1款 想定する特徴的シーン

地震が発生する季節や時間帯によって想定される被害が異なるため、南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震の双方ともに、3種類の特徴的シーン（季節・時刻）を設定<sup>220</sup>し、被害を想定している。

想定季節等	想定した季節・時間帯による被害等の相違（主）
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの方が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による人的被害の危険性が高く、津波からの避難が遅れる可能性がある。</li> </ul>
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。</li> <li>木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬深夜と比較して少ない。</li> </ul>
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> </ul>

### 第2款 南海トラフ地震に係る被害想定

#### 1 第一次被害想定

中央防災会議の防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（以下「対策検討WG」という。）」において被害想定手法等について検討を進め、平成24年8月29日に、被害想定<sup>220</sup>の第一次報告として『建物被害』及び『人的被害』等の推計結果が取り纏められ公表された。

これを受け、徳島県は、平成25年7月31日に、南海トラフ巨大地震が発生したときの『人的・建物被害』の様相を市町村別に明らかにし、住民の生命を守るため地域ごとの効果的な減災対策を検討するための基礎資料として、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」を作成し公表<sup>221</sup>している。

#### 2 第二次被害想定

対策検討WGは、平成25年3月18日に、被害想定<sup>220</sup>の第二次報告として『施設等の被害<sup>222</sup>』及び『経済的な被害<sup>223</sup>』が取り纏められた。

対策検討WGの第二次報告及び県の被害想定（第一次）を踏まえ、県は、平成25年11月25日に、『ライフライン被害』、『交通施設被害』及び『生活支障等』に関する「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」を作成し公表<sup>224</sup>している。

<sup>220</sup> 対策検討WGによる被害想定<sup>220</sup>の第一次報告に付随する『南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要』2頁

<sup>221</sup> 徳島県ホームページ『徳島県防災・危機管理情報—安心とくしま』に掲載している情報「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」による。

<sup>222</sup> 『施設等の被害』としては、「ライフラインの被害」、「道路・鉄道等交通施設の被害」、「避難者や帰宅困難者等の生活への影響」、「災害廃棄物」及び「文化財や危険物施設等の被害」などを推定している。

<sup>223</sup> 『経済的な被害』としては、「資産等への被害（地震により損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要となる費用で推計）」と「経済活動への影響（生産・サービス低下による影響として、全国において生産活動が低下することによる被災後1年間の生産額の減少量を推計）」を推定している。

<sup>224</sup> 徳島県ホームページ『徳島県防災・危機管理情報—安心とくしま』に掲載している情報「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表について」による。

### 第3款 中央構造線・活断層地震の被害想定

徳島県は、平成29年7月25日に、中央構造線・活断層地震が発生した際の揺れや火災による『人的被害』や『建物被害』、断水や停電といった『ライフライン被害』等について、県独自の被害想定を作成し公表<sup>225</sup>している。

## 第6節 被害想定比較

### 第1款 建物全壊・焼失棟数

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
建物総数（美馬市）		13,952	
揺	れ	1,200	1,600
液	状	20	10
急	傾	30	20
津	波	0	—
火	冬深夜	若干数	若干数
	夏12時	若干数	若干数
	冬18時	10	20
合 計（美馬市）	冬深夜	1,200	1,600
	夏12時	1,200	1,600
	冬18時	1,200	1,600
合 計（県全体）	冬深夜	109,600	52,100
	夏12時	113,400	52,400
	冬18時	116,400	63,700
備	考	数値は、ある程度の幅をもって見る必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。	

### 第2款 建物半壊棟数

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
建物総数（美馬市）		13,952	
揺	れ	2,800	3,100
液	状	390	260
急	傾	50	30
津	波	0	—
火	災	—	—
合 計（美馬市）		3,300	3,400
合 計（県全体）		83,300	62,700
備	考	数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

<sup>225</sup> 徳島県ホームページ『徳島県防災・危機管理情報—安心とくしま』に掲載している情報「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定公表について」による。



第3款 死者数

区 分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震	
揺 れ (建物倒壊)	冬 深 夜	80	100
	うち家具転倒	若干数	若干数
	夏 1 2 時	50	70
	うち家具転倒	若干数	若干数
	冬 1 8 時	60	80
	うち家具転倒	若干数	若干数
急 傾 斜 地	冬 深 夜	若干数	若干数
	夏 1 2 時	若干数	若干数
	冬 1 8 時	若干数	若干数
津 波	冬 深 夜	0	—
	夏 1 2 時	0	—
	冬 1 8 時	0	—
火 災	冬 深 夜	若干数	若干数
	夏 1 2 時	若干数	若干数
	冬 1 8 時	若干数	若干数
ブロッカー・自動 販売機転倒 屋外落下物	冬 深 夜	0	若干数
	夏 1 2 時	若干数	若干数
	冬 1 8 時	若干数	若干数
合計(美馬市)	冬 深 夜	80	110
	夏 1 2 時	50	70
	冬 1 8 時	60	80
合計(県全体)	冬 深 夜	31,300	3,440
	夏 1 2 時	24,800	2,160
	冬 1 8 時	24,700	3,400
備 考	数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ		

第4款 負傷者数

区 分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震	
揺 れ (建物倒壊)	冬 深 夜	650	770
	うち家具転倒	90	130
	夏 1 2 時	400	480
	うち家具転倒	60	80
	冬 1 8 時	450	540
	うち家具転倒	60	80
急 傾 斜 地	冬 深 夜	若干数	若干数
	夏 1 2 時	若干数	若干数
	冬 1 8 時	若干数	若干数
津 波	冬 深 夜	0	—
	夏 1 2 時	0	—
	冬 1 8 時	0	—
火 災	冬 深 夜	若干数	若干数
	夏 1 2 時	若干数	若干数
	冬 1 8 時	若干数	若干数
ブロッカー・自動 販売機転倒 屋外落下物	冬 深 夜	0	若干数
	夏 1 2 時	20	20
	冬 1 8 時	30	40
合計(美馬市)	冬 深 夜	650	770
	夏 1 2 時	420	500
	冬 1 8 時	490	580
合計(県全体)	冬 深 夜	19,400	16,100
	夏 1 2 時	14,800	12,300
	冬 1 8 時	16,200	13,600
備 考	数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ		

## 第5款 ライフライン被害（冬18時）

## 第1目 上水道

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
給水人口（人）		30,600	
県全体（人）		749,300	
復旧対象給水人口（人）		30,600	
県全体（人）		633,900	694,600
直 後	断水率（％）	92%	92%
	断水人口	28,300	28,100
県全体	断水率（％）	92%	75%
	断水人口	689,000	523,400
1 日 後	断水率（％）	69%	68%
	断水人口	21,000	20,700
県全体	断水率（％）	73%	54%
	断水人口	547,700	378,000
1 週 間 後	断水率（％）	47%	45%
	断水人口	14,200	13,800
県全体	断水率（％）	56%	37%
	断水人口	417,800	259,200
1 か 月 後	断水率（％）	7%	7%
	断水人口	2,100	2,100
県全体	断水率（％）	22%	7%
	断水人口	165,500	46,000
備 考	<p>1 断水率＝「管路・浄水場等被害による断水人口」＋「津波全壊による断水人口」／「全給水人口」</p> <p>2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ</p>		

第2目 下水道

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
処 理 人 口 ( 人 )		2, 700	
県 全 体 ( 人 )		128, 000	
復旧対象処理人口(人)		2, 700	
県 全 体 ( 人 )		633, 900	115, 100
直 後	支障率(%)	11%	12%
	支障人口	280	310
県 全 体	支障率(%)	79%	56%
	支障人口	101, 500	64, 600
1 日 後	支障率(%)	11%	12%
	支障人口	280	310
県 全 体	支障率(%)	79%	56%
	支障人口	101, 500	64, 600
1 週 間 後	支障率(%)	11%	12%
	支障人口	280	310
県 全 体	支障率(%)	26%	9%
	支障人口	33, 500	10, 500
1 か 月 後	支障率(%)	0%	0%
	支障人口	0	0
県 全 体	支障率(%)	1%	0%
	支障人口	1, 300	0
備 考		1 支障率＝「支障人口」／「復旧対象処理人口」 2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

## 第3目 電力

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
電 灯 件 数		17,100	
県 全 体		415,300	
復旧対象電灯軒数		17,100	
県 全 体		351,900	385,500
直 後	停電率(%)	90%	100%
	停電軒数	15,400	17,100
県 全 体	停電率(%)	98%	87%
	停電軒数	408,900	334,800
1 日 後	停電率(%)	44%	49%
	停電軒数	7,500	8,300
県 全 体	停電率(%)	72%	58%
	停電軒数	300,400	224,000
津波全壊相当電灯件数		0	—
県 全 体		63,400	—
備 考		1 停電率＝「停電軒数」／「復旧対象電灯軒数」 2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

第4目 通信（固定電話）

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
回 線 数		13,300	
県 全 体		215,800	
復旧対象回線数		13,300	
県 全 体		184,600	202,300
直 後	不通率(%)	90%	100%
	不通回線数	11,900	13,300
県 全 体	不通率(%)	98%	86%
	不通回線数	212,500	173,100
1 日 後	不通率(%)	44%	49%
	不通回線数	5,900	6,500
県 全 体	不通率(%)	75%	57%
	不通回線数	162,000	115,000
1 週 間 後 (県全体)	不通率(%)	34%	13%
	不通回線数	73,300	26,300
1 か 月 後 (県全体)	不通率(%)	14%	0%
	不通回線数	31,200	0
津波全壊相当回線数		0	—
県 全 体		31,200	—
備 考		1 不通率＝「不通回線数」／「復旧対象回線数」 2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

第5目 通信（携帯電話）

東日本大震災時の実状	<p>発災直後は、基地局等の倒壊・流失などによる「停波基地局」が相当数発生した。</p> <p>1日後には、バッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により、停波する基地局がさらに増加した。</p> <p>その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1か月半程度で、一部のエリアを除き復旧した。</p>
南海トラフ巨大地震時の被害想定	<p>本市においても、南海トラフ巨大地震又は中央構造線・活断層地震が発生すると、通信インフラ等の被災、輻輳の発生及び各事業者による通信規制により、「発災直後から非常に繋がりにくい状況」となることが予想される。</p>
中央構造線・活断層地震時の被害想定	

第6目 ガス（LPガス）

<p>東日本大震災時の実状</p>	<p>「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査報告書」によれば、LPガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10箇所程度で出荷停止が余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。</p> <p>発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったと見られ、その後、順次点検を実施しながら供給が再開された。</p> <p>被災3県におけるLPガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、その都度、点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3月11日に発生した大震災に対する復旧は、概ね4月上旬、全体の復旧は4月21日（当面復旧可能な世帯に対して）である。</p>
<p>南海トラフ地震時の被害想定 ・ 中央構造線・活断層地震時の被害想定</p>	<p>本市においても、南海トラフ地震又は中央構造線・活断層地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始される。</p> <p>大きな揺れによるLPガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、全ての復旧対象世帯において供給が開始されるには1か月程度を要すると想定される。</p>

第6款 交通施設被害

第1目 道路施設

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
津波浸水域	延 長 ( km )	3,250	—
	うち高速道路・直轄国道	80	—
	うち補助国道・県道市道	3,170	—
	うち緊急輸送道路	180	—
	被害箇所数	690	—
	うち高速道路・直轄国道	60	—
	うち補助国道・県道市道	630	—
うち緊急輸送道路	70	—	
津波浸水域外	延 長 ( km )	11,760	—
	うち高速道路・直轄国道	300	—
	うち補助国道・県道市道	11,470	—
	うち緊急輸送道路	950	—
	被害箇所数	940	—
	うち高速道路・直轄国道	50	—
	うち補助国道・県道市道	880	—
うち緊急輸送道路	100	—	
総 延 長 ( km )		15,020	
	うち高速道路・直轄国道	390	390
	うち補助国道・県道市道	14,630	14,600
	うち緊急輸送道路	1,130	1,100
被害箇所総数		1,600	1,100
	うち高速道路・直轄国道	110	70
	うち補助国道・県道市道	1,500	1,000
	うち緊急輸送道路	170	100
備 考		1 「延長」及び「総延長」は、高速道路・直轄国道、補助国道・県道・市道の合計	
		2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	



## 第2目 鉄道施設

鉄 道 区 分		南 海 ト ラ フ 地 震	中央構造線・活断層地震	
津波浸水域	徳島線	延長(km)	2	—
		被害箇所数	若干数	—
津波浸水域外	徳島線	延長(km)	66	—
		被害箇所数	160	—
徳島線全体		総延長(km)	67	
		総被害箇所数	170	170
JR四国全体		総延長(km)	229	
		総被害箇所数	550	420
備 考		<p>1 「JR四国全体」とは、徳島県内を走る高德線、鳴門線、牟岐線、徳島線(よしの川ブルーライン)、土讃線及び阿佐海岸鉄道をいう。</p> <p>2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ</p>		

第7款 生活支障等

第1目 避難者（冬18時）

区		分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
当 日 ・ 1 日 後	避難所 生活者数	美馬市	2,100	3,000
		県全体	202,200	122,800
	避難所外 生活者数	美馬市	1,400	2,000
		県全体	108,400	81,900
	避難者数 合計	美馬市	3,500	5,000
		県全体	310,600	204,700
1 週 間 後	避難所 生活者数	美馬市	3,400	4,100
		県全体	226,500	127,100
	避難所外 生活者数	美馬市	3,400	4,100
		県全体	136,100	127,100
	避難者数 合計	美馬市	6,900	8,100
		県全体	362,600	254,100
1 か 月 後	避難所 生活者数	美馬市	1,600	2,000
		県全体	102,500	70,600
	避難所外 生活者数	美馬市	3,700	4,700
		県全体	239,200	164,800
	避難者数 合計	美馬市	5,300	6,800
		県全体	341,700	235,500
備 考			1 参考 「津波一時避難者数」は、美馬市は0人、県全体としては359,800人が発生すると想定  2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

第2目 帰宅困難者

区	分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
西部県民局管内	美馬市	1,400 ~	1,800
	三好市	1,500 ~	1,500
	つるぎ町	600 ~	620
	東みよし町	440 ~	450
県全体		40,600 ~	50,400

第3目 医療機能（新規入院需要）（冬18時）

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
重傷者数	美馬市	90	100
	県全体	4,700	3,100
死者の1割	美馬市	若干数	若干数
	県全体	2,500	340
要転院患者数	美馬市	30	50
	県全体	2,100	1,800
合 計	美馬市	120	160
	県全体	9,300	5,200
備 考		1 「死者の1割」は、医療機関で結果的に亡くなる者をいい、全死者数の10%にあたる数を想定 2 「要転院患者数」は、被災した医療機関からの転院患者数 3 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

第4目 災害廃棄物等（万ト）

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震	
災害廃棄物	美馬市	冬深夜	—	40
		夏12時	—	40
		冬18時	8	40
	県全体	冬深夜	—	1,000
		夏12時	—	1,000
		冬18時	1,000	1,200
津波堆積物	美馬市	冬深夜	—	—
		夏12時	—	—
		冬18時	0	—
	県全体	冬深夜	—	—
		夏12時	—	—
		冬18時	550~1,200	—
合 計	美馬市	冬深夜	—	40
		夏12時	—	40
		冬18時	8	40
	県全体	冬深夜	—	1,000
		夏12時	—	1,000
		冬18時	1,600~2,200	1,200
備 考		数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ		

第5目 住機能（冬18時）

区		分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
必要応急仮設住宅戸数	美馬市		700	710
	県全体		70,200	35,300
備		考	数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

第6目 エレベータ閉じ込め

区		分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
美馬市	エレベータ数		70	
	閉じ込め可能性のある台数	安全装置作動	若干数	若干数
		揺れによる故障	若干数	若干数
		停電	10	10
		合計	20	20
県全体	エレベータ数		2,900	
	閉じ込め可能性のある台数	安全装置作動	若干数	若干数
		揺れによる故障	240	220
		停電	540	590
		合計	780	810
備		考	数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ	

第7目 避難所生活者のうちの要配慮者数（冬18時）

区 分		南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
美馬市	避難所生活者数(1週間後)	3,400	4,100
	高齢単身者(65歳以上)	160	190
	乳幼児(5歳未満)	110	130
	身体障がい者	260	310
	知的障がい者	40	50
	要介護認定者	140	160
	難病患者	30	40
	妊産婦	20	20
	外国人	30	40
	合計	790	940
県全体	避難所生活者数(1週間後)	226,500	127,100
	高齢単身者(65歳以上)	9,000	4,800
	乳幼児(5歳未満)	8,700	4,900
	身体障がい者	10,400	5,800
	知的障がい者	2,000	1,100
	要介護認定者	8,700	4,600
	難病患者	1,700	980
	妊産婦	1,800	1,000
	外国人	1,100	650
	合計	43,400	23,830
備 考	1 「要介護認定者」には、介護保険制度に基づき「要支援者」に認定された者を含まない。 2 数値は、建物全壊・焼失棟数の留意事項に同じ		

第8目 孤立集落

区		分	南海トラフ地震	中央構造線・活断層地震
美馬市	孤立可能性のある集落		116	
	孤立集落数	農村	5	31
		漁村	—	—
		合計	5	31
県全体	孤立可能性のある集落		465	
	孤立集落数	農村	117	67
		漁村	23	10
		合計	140	77
備	考	<p>1 平成16年（2004年）の新潟県中越地震による土砂災害で多数の孤立集落が発生したことに伴い、内閣府が、平成17年度に『中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査』を実施した。</p> <p>更に、その後の各種災害での孤立集落発生を受けて、内閣府は、平成21年度にフォローアップ調査（第1回）及び平成26年にフォローアップ調査（第2回）を実施した。</p> <p>「孤立可能性のある集落」とは、当該調査の結果により、『孤立の可能性のある集落として抽出された集落（一般には非公開）』のことをいう。</p> <p>2 「孤立集落数」とは、『孤立可能性集落のうち①震度6以上に位置する集落の数及び②津波浸水エリアに位置する集落（一般には非公開）の数』をいう。</p> <p>3 「孤立」の定義は、中山間地等の地区及び集落において、以下の要因等（中山間地に関するもののみ列挙）により道路交通等による外部からのアクセス（四輪自動車での通行可能かどうかが目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難若しくは不可能となる状態をいう。</p> <p>① 地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積</p> <p>② 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷</p> <p>※ 以上は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」〔内閣府〕（平成26年10月）から引用</p>		

## 第7節 徳島県の地震対策行動計画の推進

### 1 徳島県地震対策行動計画の推進

南海トラフ巨大地震及び中央構造線活断層地震に備え、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え『地震に強いとくしま』を実現するため策定・実施されている『「とくしまー〇作戦」地震対策行動計画+<sup>226</sup>（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）』に関し、次項に掲げる重要項目及び分野別項目のうち、本市として実施すべき事項について、県と連携しつつ着実に推進していくものとする。

### 2 地震対策行動計画+に規定する重要項目と分野別項目

「とくしまー〇作戦」地震対策行動計画+に規定する5つの重要項目と39の分野別項目<sup>227</sup>は、以下のとおり。

重要項目	分野別項目
<b>I 加速する地震津波対策</b>	1 地震津波対策の計画的な推進
<b>II 進化する「命を守る」対策</b>	<b>1 県民防災力の強化</b>
	① 県民防災意識の啓発
	② 学校における防災教育の推進
	③ 防災を担う人材の育成
	④ 自主防災組織の充実強化
	⑤ 災害ボランティア活動の促進
	<b>2 行政の災害対応能力の強化</b>
	① 初動体制の確保等、災害対応能力の向上
	② 防災拠点施設の機能強化の推進
	③ 防災訓練の充実強化
	④ 防災情報・通信体制の強化
	⑤ 広域的な連携強化
	⑥ 行政の業務継続体制の確保
	<b>3 被災者の迅速な救助・救出対策</b>
	① 救助・救急医療体制の充実強化
	② 孤立化対策の推進
	③ 緊急輸送体制の整備推進
	<b>4 要配慮者対策の推進</b>

<sup>226</sup> 『「とくしまー〇作戦」地震対策行動計画+』は、平成23年度～平成27年度までを『集中取組期間』として、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までを『後期計画期間』として、それぞれ策定・実施されていた。令和3年改定により令和3年度及び令和4年度の2年間で『後期計画期間』にプラスして実施することとされ、地震対策行動計画+（プラス）となっている。

<sup>227</sup> 県計画には、重要項目『II 進化する「命を守る」対策』の中に、分野別項目として『2 緊急的な津波対策の推進（5項目）』があるが、本市には直接関係がないため、記載しない。

<b>Ⅲ 「助かった命をつなぐ」被災者支援の強化</b>		
	<b>1 災害医療の体制の強化</b>	
	① 災害医療体制の構築	
	② 災害医療を担う人材育成の強化	
	③ 災害対応力の強化	
	<b>2 新しい生活様式を取り入れた被災者支援対策</b>	
	① 避難所運営体制等の整備	
	② 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	
	③ ライフライン対策の推進	
	④ 生活環境対策の促進	
	⑤ 住宅確保・生活再建支援対策の推進	
<b>Ⅳ 進展する強靱な社会づくり</b>		
	<b>1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進</b>	
	① 企業における防災対策の推進	
	② 農林水産業における防災対策の推進	
	③ 災害に強い「自立・分散型レジリエンス社会」の構築	
	④ 公共施設の長寿命化計画の推進	
	<b>2 地震に強いまちづくりの推進</b>	
	① 木造住宅等の耐震化の促進	
	② 公共建築物等の耐震化の促進	
	③ 大規模地震を想定した都市計画等の推進	
	④ 公共土木施設等の地震対策の推進	
	⑤ 土砂災害対策の推進	
	<b>Ⅴ 立ち上がる復興まちづくり</b>	
	<b>1 復興まちづくりの促進</b>	



## 第2章 災害予防

### 第1節 活断層変位による災害の予防対策

#### 1 方針

吉野川北岸沿いに四国を東西に「中央構造線断層帯」が走っており、その断層に起因する『中央構造線・活断層地震』は、徳島県における今後30年以内に発生する確率がほぼ0%～0.4%とされているが、平成28年4月の「熊本地震（今後30年以内における発生確率がほぼ0%～0.9%と言われていた。）」や、同年10月の未知の断層に起因する「鳥取県中部地震<sup>228</sup>」が相次いで発生したことを踏まえ、直下型地震についても、従来の考えに囚われない地震対策を、より一層推進していくものとする。

#### 2 多数の人が利用する施設及び危険物を貯蔵する施設等の被害軽減対策

##### ① 特定活断層調査区域の指定

徳島県では、中央構造線断層帯における直下型地震の発生確率は極めて低いものの、一度発生すれば、それによる被害や影響は、美馬市の場合、南海トラフ巨大地震による被害等を上回ると想定されている。

県は「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、活断層地震が発生した場合に地表面のズレによる建物の倒壊被害等を未然に防止するため、『特定活断層調査区域』を指定することとしており、市内においても同区域は指定されている。

特定活断層調査区域に指定されている場所で「特定施設<sup>229</sup>」の新築等<sup>230</sup>を行う事業者は、あらかじめ県に「届出」及び「協議」をし、自らが「活断層の調査」を行い、「活断層の直上を避けた施設の新築等」を行わなければならない（土地利用の適正化）こととなっている。

##### ② 活断層の調査を推奨する区域の指定

県は、前項の条例に基づく特定活断層調査区域の指定とは別に、『活断層の調査を推奨する区域』を設定している。

この推奨区域は、位置がやや不明確な活断層を基本として設定されており、調査を実施しても活断層の特定が困難な場合もあることから、条例に基づく活断層調査の実施は求めてはいないが、特定施設の新築等にあってボーリング調査等の地盤調査を行う際に、あわせて活断層の調査を行うことが推奨されている。

<sup>228</sup> 鳥取県中部地震は、鳥取県中部を中心に発生したマグニチュード6.6、最大震度6弱を観測した地震である。

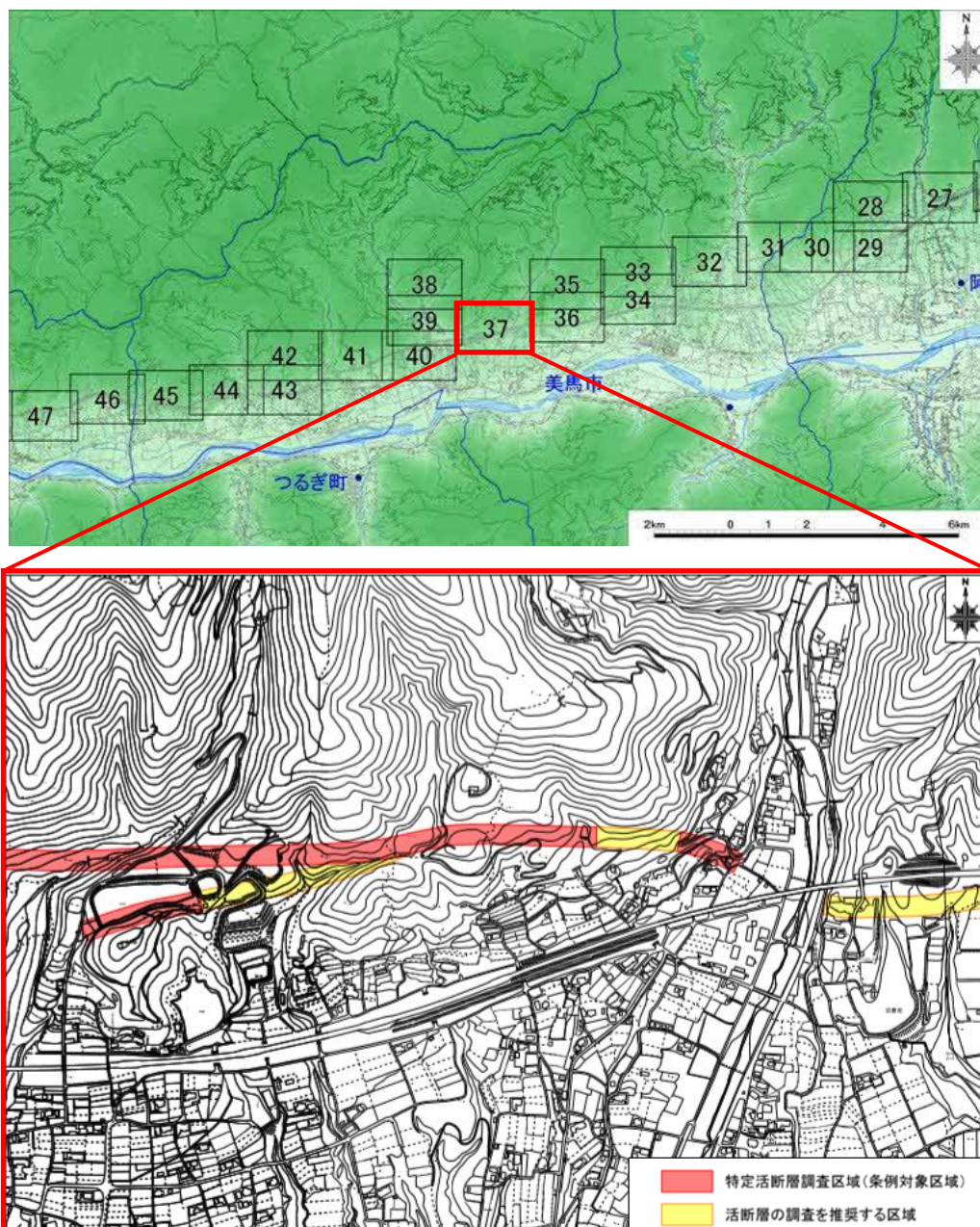
これにより人的被害25名（重傷8名及び軽傷17名であったが、災害関連死を含め死者はゼロ）及び住家被害1万5千棟（全壊18棟、半壊312棟など）が発生した。

<sup>229</sup> 「特定施設」とは、以下に該当する建築物等をいう（条例第56条、条例施行規則第3条）。

- ① 一定規模以上の学校、病院その他多数の人が利用する建築物
- ② 一定量以上の火薬類又は石油類その他の危険物を貯蔵する施設

<sup>230</sup> 「新築等」とは、新築、改築又は移転をいう（条例第56条）。

③ 特定活断層調査区域及び活断層の調査を推奨する区域（一例<sup>231</sup>）



## 第2節 建築物等の耐震化

### 第1款 方針等

#### 1 方針

平成7年1月に発生した「兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）」及び平成28年4月に発生した「熊本地震」における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法による『新耐震基準』を満たさない建築物の被害が極めて顕著であり、それ以後に建築された新耐震基準を満たした建築物の被害は軽微であったことが明らかになった。また、阪神・淡路大震災における死者のうち、「新耐震基準を満たしていない建築物の倒壊による圧死」が83%超を占めている。

<sup>231</sup> 美馬市内の「特定活断層調査区域」及び「活断層の調査を推奨する区域」の細部位置については、徳島県ホームページ『徳島県防災・危機管理情報—安心とくしま』に掲載している情報「特定活断層調査区域の指定について（2015年4月1日）」及び「特定活断層調査区域及び活断層の調査を推奨する区域について（2015年4月1日）」において公表されている。

以上のことから、現行建築基準法に基づく建築物の耐震性の確保は極めて重要であることから、市及び建築物の所有者並びにこれから建築物を建設しようとする者は、新設の建築物については耐震を考慮した設計を確実に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断及び耐震改修、並びに天井等の非構造部材の脱落防止対策を促進するよう努めるものとする。

## 2 地震に対する安全性向上に関する啓発・知識の普及

市は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する市民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

### 第2款 建築物等の耐震対策

#### 1 防災上重要な市有建築物の耐震対策

##### ① 防災上重要な建築物の設定

市は、市有施設のうち次に掲げる施設を「防災上重要な建築物」として位置付け、重要度を考慮しつつ、非構造部材を含む耐震対策等により、地震に対する高い安全性の確保を図る。

分類	活動内容等	対象施設
災害応急対策活動に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報収集・情報発信</li> <li>②指令</li> <li>③避難情報の発信</li> <li>④防犯活動等</li> <li>⑤被災者の救出・救助・救護</li> <li>⑥保健衛生・診療・防疫活動</li> <li>⑦救援物資の調達・配給</li> <li>⑧物資の緊急輸送活動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美馬市役所（北館・南館）</li> <li>・美馬町市民サービスセンター</li> <li>・脇町市民サービスセンター</li> <li>・木屋平市民サービスセンター</li> <li>・保健センター</li> <li>・穴吹農村環境改善センター</li> <li>・診療所</li> <li>・消防本部及び出張所</li> <li>・分団詰所</li> <li>・地区内物資備蓄輸送拠点等</li> </ul>
避難所として指定された施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>①被災者の安全の確保（受入）</li> <li>②被災者の生活場所の提供</li> <li>③生活物資等の受入・提供</li> <li>④被災者の健康管理</li> <li>⑤清潔な衛生環境の提供</li> <li>⑥感染症の予防</li> <li>⑦情報の提供・共有</li> <li>⑧コミュニティの維持・形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市地域防災計画において避難施設として位置付けた施設（指定避難所）</li> <li>（指定福祉避難所）</li> </ul>
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多数の者が利用する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所以外の学校施設</li> <li>・子育て支援施設</li> <li>・保健・福祉施設</li> <li>・地域交流センター</li> <li>・ｽｰﾌﾟ・ｸﾘｰﾈﾝｸﾞ系施設 等</li> </ul>

② 防災上重要な建築物の耐震性確保

市は、防災上重要な建築物の耐震診断及び耐震改修等について、計画的かつ効果的な実施に努める。

また、新たに建設される防災上重要な建築物は、施設の重要性に鑑み、施設の持つべき耐震安全性の目標に応じて、その確保を図る。

③ 災害応急対策活動に必要な施設に対する耐震対策以外の措置

- ① 自家発電装置・可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保（複数手段）
- ③ 本部の開設に必要な資機材の確保
- ④ 緊急通行車両・規制除外車両の確保
- ⑤ 避難所・地区物資供給拠点・応急救護所等開設・運営に必要な資機材の確保

2 特定建築物の耐震対策

① 特定建築物の所有者に対する普及・啓発等

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」に規定された『特定建築物<sup>232</sup>』の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、特定建築物の地震に対する安全性の向上を図るものとする。

② 市長による指導・助言

市長（所管行政庁）は、耐震改修促進法に基づき、『特定建築物』の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要な「指導」及び「助言」を行うことができる。

3 一般建築物の耐震対策

① 一般建築物の所有者に対する普及・啓発等

耐震改修促進法に規定する『特定建築物』以外の一般の建築物、特に、昭和56年以前の「旧耐震基準」の古い木造住宅<sup>233</sup>の耐震性の向上は、重要な課題である。

市は、当該一般建築物の所有者に対して、耐震診断・耐震改修の必要性について広く普及・啓発を図るとともに、県及び関係団体と連携して「戸別訪問」や市民対象の「耐震講座」、「耐震改修・リフォーム支援事業」の実施及び「耐震相談」への対応等を通じて、市民等が耐震診断及び耐震改修を行い易い環境を構築するものとする。

② 市長による指導・助言

市長（所管行政庁）は、耐震改修促進法に基づき、『一般建築物』の所有者に対しても、耐震診断及び耐震改修について必要な「指導」及び「助言」を行うことができる。

<sup>232</sup> 『特定建築物』とは、「多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの」をいう。

<sup>233</sup> 平成12年にも建築基準法が改正され、①地耐力に応じた基礎構造の規定や②壁の配置バランスの規定等がなされたため、「平成12年以前の旧耐震基準の木造住宅」についても、耐震診断及び耐震改修を支援する必要がある。



#### 4 文化財の耐震対策

市は、国（文部科学大臣）により「重要伝統的建造物群保存地区」に選定<sup>234</sup>されている『美馬市脇町南町』、通称『うだつの街並み』等多数の文化財<sup>235</sup>を有している。

文化財は、歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、市民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し、後世に継承して市民の文化向上に資する必要がある、また観光面での位置付けも高いことから、地震に対する安全性の確保に努めるものとする。

このため、市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるとともに、文化財の所有者に対して防災知識の普及・啓発を図るとともに、建造物の構造補強、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。

#### 5 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。

そのため、市は、これらの工作物の耐震性について広く市民等の認識を深めるよう努めるとともに、耐震診断・耐震改修の実施を促進するものとする。

#### 6 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

市は、道路に面した3階以上の建築物について、所有者等の認識を深め、必要な指導・助言を行うものとする。

特に、市は、通学路や避難所周辺にある同建築物については、地震時に落下の可能性のある窓ガラスや外装タイル等がないかを点検・調査し、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、必要な指導・助言を行うものとする。

また、天井材等の非構造部材についても、平成17年8月に発生した宮城県沖地震において、技術基準に合致していない屋内プールの天井材が崩落し負傷者が出たことや、平成23年3月の東日本大震災では、昭和初期に建設された施設の天井材が一部崩落し死者が出た。市は、非構造部材に関し技術基準に適合しない大規模空間を有する建築物の所有者に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

#### 7 ブロック塀等の耐震対策

地震により老朽化し若しくは建築基準法に不適合なブロック塀等が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動等に支障が生じる可能性があり、道路沿いのブロック塀等の倒壊防止対策は重要な課題である。

市は、市民に対して、ブロック塀等の転倒防止対策の重要性を周知するとともに、ブロック塀等を調査し、所有者に対して改修、若しくは生け垣等安全工作物への転換などの指導・助言を行うものとする。

<sup>234</sup> 『うだつの街並み』が当該地区に選定されたのは、昭和63年12月16日である。

<sup>235</sup> 美馬市内には、国指定重要文化財・史跡が5件、国選定重要伝統的建造物群保存地区が1件、国登録有形文化財が29件ある。また、県指定有形文化財や史跡・名勝等が17件、市指定有形文化財や史跡・名勝等が60件、それぞれ存在している。（美馬市ホームページより）

## 8 家具等の転倒防止対策

市は、住宅及び事務所等の建築物内に設置されている食器棚や書棚等の地震時における転倒及び移動による被害を防止するため、家具固定措置等適正な転倒防止対策等について、市民へ普及・啓発を図るものとする。

また、助成制度等を活用し、家具固定等の促進を図っていくものとする。

## 9 応急危険度判定体制の整備

市は、地震による被災した「建築物」及び地震や大雨等によって被災した「宅地」に関し、その危険度を判定し、住民に情報を提供することにより二次災害の軽減・防止を図るため、『被災建築物応急危険度判定士（応急危険度判定士）』及び『被災宅地危険度判定士（宅地判定士）』の養成に努めるものとする。

また、市は、養成した応急危険度判定士及び宅地判定士の現状を把握し、発災時に迅速かつ効果的に運用できる基盤を整備するとともに、被災時を想定した訓練を定期的実施し、判定技能の維持・向上を図るものとする。

## 10 関係団体との連携

市は、耐震診断及び耐震改修をはじめ各種耐震対策に関する講習会、応急危険度判定士の育成及び市民に対する耐震対策の普及・啓発等について、「公益社団法人徳島県建築士会（美馬地域会）」及び「一般社団法人 徳島県建築士事務所協会」等の関係団体と密接に連携を図っていくものとする。

## 第3款 市が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、公民館、体育館、社会福祉施設、図書館、診療所及び学校等の施設については、次の措置を講じておくものとする。

#### ① 各施設に共通する事項

- ① 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ② 施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 消防用設備の点検・整備
- ⑤ 非常用発電装置の整備
- ⑥ 音声告知端末・テレビ・ラジオ・コンピュータ等情報収集・伝達機器の整備
- ⑦ 緊急地震速報受信設備

#### ② 各施設の個別事項（具体的措置内容は施設毎にあらかじめ規定）

- ① 市民等の施設利用形態等を考慮した水・食料等の備蓄
- ② 診療所における重症患者等移動困難者の安全確保措置
- ③ 学校等における児童生徒等の保護措置
- ④ 社会福祉施設における高齢者等移動困難者の安全確保措置

2 子育て支援施設・市営住宅の耐震化の推進

市は、子育て支援施設（認定こども園、保育所及び幼稚園等）に入所する乳幼児及び同施設職員、並びに市営住宅入居者の安全を確保するため、子育て支援施設及び市営住宅の耐震化に取り組むものとする。

3 子育て支援施設の耐震化の推進

市は、子育て支援施設を利用する乳幼児の安全を確保するため、子育て支援施設の耐震化に取り組むものとする。

第3節 ライフライン施設等の耐震化

1 方針

市及びライフライン事業者は、電気、ガス、水道及び電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、地震に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、拠点の分散又は代替施設の整備等による代替性の確保を推進するものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定被害に基づいた主要設備の地震に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 電力施設・ガス供給施設・電話施設の抗たん性確保

電力・ガス・電話の各事業者は、地震による各ライフライン施設の被害を最小限に抑えるため、施設・設備の耐震性の向上を図るとともに、防災訓練や従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努めるものとする。

3 水道施設

① 水道施設の耐震化

市は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害を最小化するため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- ① 老朽管を耐震性の高い管路へ計画的に更新
- ② 病院や避難所などにつながる重要度の高い水道施設からの計画的な耐震化

優先順位	重要度の高い水道施設の細部
第1位	水源地・浄水場・配水池・主要な管路等の基幹施設
第2位	避難所・医療施設・社会福祉施設・防災拠点施設等への配水施設
第3位	情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

- ③ 断水被害区域が広範囲とならないようなバルブの配置の見直しと適切な配置
- ④ 被害発生時でも施設全体の機能阻害を低減させるため隣接事業体と管路連結

② 水道施設の耐災害性の向上対策

市は、水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講ずるものとする。

- ① 水道施設の管理図面等の整備を行い、分散して保管・管理

- ② 緊急措置・応急復旧活動時の情報収集・応援要請等のための通信手段の確保
- ③ 緊急措置・応急復旧時に必要な資機材・作業力の備蓄・確保及び点検・整備
- ④ 近隣市町村との相互応援体制の整備
- ⑤ 資機材メーカー・施工業者等との協定等の締結
- ⑥ 復旧作業用水の確保のための他用水からの緊急取水の確認
- ⑦ 予備水源の確保・配水池の大容量化・受水槽の増量等

#### 4 下水道施設

市は、下水道施設に係る被災が市民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、新設・改良・更新にあたっては、耐震性の向上を計画的に推進するとともに、災害対策用資機材の備蓄・確保に努めるものとする。

### 第4節 都市防災機能の強化

#### 1 方針

市は、市中心部の機能の密集・集積による被害の大規模化・複合化を防止するため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進及び市街地の再開発等を実施し、都市防災機能を強化するものとする。

#### 2 防災空間の確保

市は、市中心部における大規模な地震災害や同時多発火災が発生した場合の被害を最小限に止めるため、避難場所、避難路、自衛隊等の活動拠点及び延焼遮断帯として有用な役割を果たす「都市公園」、「緑地」及び「広場」並びに「道の駅」の計画的な整備・充実を推進<sup>236</sup>し、防災機能の強化を図るものとする。

#### 3 市街地の不燃化

市は、以下の都市防災上重要な地域において、不燃化の促進や消防力の強化、延焼遮断帯の整備、並びに防火地域・準防火地域の指定を検討<sup>237</sup>するなどして、市街地の防災性の強化を推進する。

- ① 重要な公共施設などが集中する地域
- ② 商業・業務地、JR駅周辺などの不特定多数の人が集中する地域
- ③ 重要伝統的建造物群保存地区その他木造建築物が集中し出火の危険性が高い地域

#### 4 市街地開発事業による都市整備

市は、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業などにより、『災害に強い都市構造の実現<sup>238</sup>』に取り組むものとする。

236 『美馬市都市計画マスタープラン』「第2章 全体構想」－「4 分野別の方針」－「4-5. 都市防災の方針」77頁と整合

237 『同前』78頁と整合

238 『同前』78頁と整合



## 第5節 土砂災害等予防対策

### 第1款 崩壊危険地の災害予防

#### 1 方針

市は、地震による地すべり<sup>239</sup>、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊<sup>240</sup>）及び土石流<sup>241</sup>によってもたらされる「土砂災害」を未然に防止するため、地すべり等の危険性が高い箇所に対し適切な予防対策を計画的かつ長期的に推進していくものとする。

この際、土地の地盤・地形を十分に理解し、その土地に適した利活用を図ることに留意する。

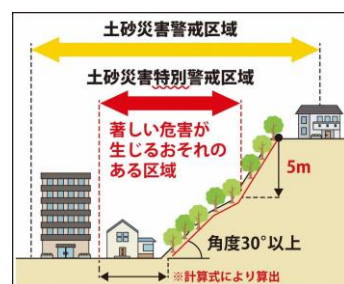
#### 2 地すべり予防対策

##### ① 地すべり災害の予防対策の推進

市は、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）<sup>242</sup>や地すべり防止区域<sup>243</sup>に関する情報を、ハザードマップを整備・更新することにより、市民に広く周知・啓発するものとする。

また、市は、「地すべり等防止法」に基づく主務大臣による『地すべり防止工事』の施行等の予防対策に加え、市として自主防災組織の育成・充実や（旧）小学校区を中心とする地域の自主防災組織連絡協議会の結成、自主防災組織や自治会等による危険箇所の見回り等の実施を推奨するとともに、必要な支援を行うものとする。

市は、地すべりによる災害を防止するため、気象庁の発表する防災気象情報や気象庁（徳島地方気象台）と県が共同で発表する土砂災害警戒情報、気象庁ホームページ（土砂災害キキクル）の確認並びに気象庁の助言等に基づき、危険度の



資料提供 NPO法人土砂災害防止広報センター

<sup>239</sup> 土砂災害は、大きく分けて①地すべり、②がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）及び③土石流の三種類に分類される。

地すべりとは、「斜面の土塊が地下水などの影響により、すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象」をいう。『土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月）』（国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）1頁

<sup>240</sup> がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）とは、「雨などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象」をいう。『前掲ガイドライン』1頁

<sup>241</sup> 土石流とは、「山腹や渓床を構成する土砂石礫の一部が、雨などによって水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象」をいう。『前掲ガイドライン』1頁

<sup>242</sup> 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律（以下この脚注において「推進法」という。）」により規定され、①土砂災害のおそれのある箇所の周知、②警戒避難体制の整備による土砂災害からの住民の生命及び身体の保護、③危険箇所への新規住宅等の立地抑制、などを目的として、知事が市町村長の意見を聞いた上で指定する区域である。

土砂災害計画区域は、『急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域』に指定される（推進法第7条）。この区域内では、宅地建物取引業者は不動産取引時の重要事項説明をしなければならず、また要配慮者利用施設管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施をしなければならない。

土砂災害特別警戒区域は、『警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域』に指定される（推進法第9条）。この区域内では、特定開発行為に対する許可制や建築物の構造規制の適用及び移転勧告がなされることとなる。

<sup>243</sup> 地すべり防止区域は、「地すべり等防止法」により規定され、①ハード対策、②区域内の一定の行為制限（土地の掘削、立木の伐採、土砂災害を誘発する行為の制限等）、などを目的として、主務大臣たる国土交通大臣又は農林水産大臣が知事の意見を聞いた上で指定する区域である。

地すべり防止区域は、『地すべりするおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は誘発するおそれのきわめて大きいものであつて、公共の利害に密接な関連を有するもの』として指定される区域である（地すべり等防止法第3条）。

高い地域を絞り込み<sup>244</sup>、地すべりの前兆及び地域を明らかにして、同地域に対して躊躇なく避難情報を発令するものとする。

② 地すべりの前兆

地震、集中豪雨又は長雨の時に、次のような「前兆」を伴い地すべりが発生しやすくなるが、市民は、危険箇所<sup>245</sup>の把握等、地すべりに関し、平素から常に注意しておくとともに、地震等の際には前兆現象の早期把握に努めるものとする。

- ① 斜面に段差が出たり、亀裂が生じる。
- ② 凹地ができたり、湿地が生じる。
- ③ 斜面から水が湧き出したり、湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- ④ 石積がはらんだり、擁壁にヒビが入る。
- ⑤ 舗装道路やたたき（三和土<sup>246</sup>）などにひびが入る。
- ⑥ 地鳴りがする。
- ⑦ 樹木、電柱、墓石などが傾く。
- ⑧ 浮石、落石は発生する。
- ⑨ 戸や襖などの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

3 かけ<sup>247</sup>崩れ（急傾斜地崩壊）予防対策

① かけ崩れ災害の予防対策の推進

市は、地すべり予防対策同様、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地）や急傾斜地崩壊危険箇所<sup>248</sup>に関する情報を、ハザードマップを整備・更新することにより、市民に広く周知・啓発するものとする。

また、市は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく国及び県による『急傾斜地崩壊防止工事』の施行等の予防対策に加え、市として、自主防災組織の充実・強化や自主防災組織や自治会等による急傾斜地の見回り等の実施を推奨するとともに、必要な支援を行うものとする。



資料提供 NPO法人土砂災害防止広報センター

市は、かけ崩れによる災害を防止するため、地すべり予防対策同様、対象地域を可能な限り絞り込み、必要に応じ、同地域に対して躊躇なく避難情報を発令するものとする。

244 避難情報は、①防災気象情報の切迫度の高まり及び②災害リスクのある区域等の両方が重なり合った場所に発令することが基本である。『避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）』〔内閣府（防災担当）〕48頁

245 「地すべりの起こりやすいところ」については、本計画－第1編－第2章－第20節 土砂災害等予防対策を参照のこと。

246 「三和土」とは、赤土・砂利などに消石灰とにがりを混ぜて練り、塗って敲き固めた素材をいい、土間の床に使われるものである。

247 かけ（急傾斜地）とは、「傾斜度が三十度以上である土地」をいう（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下この頁の脚注において「防止法」という。）第2条第1項）。

248 急傾斜地崩壊危険区域は、防止法により規定され、①ハード対策、②区域内の一定の行為制限（土地の掘削、立木の伐採、土砂災害を誘発する行為の制限等）、などを目的として、知事が市町村長の意見を聞いた上で指定する区域である。

急傾斜地崩壊危険区域は、『崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、制限行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域』に指定される区域である（防止法第3条）。

② がけ崩れの前兆

がけ崩れは、通常、次のような「前兆」を伴って発生するが、市民は、がけ崩れの危険箇所<sup>249</sup>を平素から把握するとともに、地震等の際には前兆現象の早期把握に努めるものとする。

- ① 斜面にひび割れができる。
- ② 斜面から水が湧き出る。
- ③ 斜面から音がする。
- ④ 小石がパラパラと落ちてくる。
- ⑤ 湧き水が止まる。
- ⑥ 湧き水が濁る。
- ⑦ 地鳴りがする。

4 土石流予防対策

① 土石流災害の予防対策の推進

市は、地すべり予防対策同様、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）や砂防指定地<sup>250</sup>等に関する情報を、ハザードマップを整備・更新することにより、市民に広く周知発するものとする。

また、市は、「砂防法」等に基づく予防対策に加え、市として、自主防災組織の充実・強化や自主防災組織や自治会等による土石流危険箇所の把握・見回り等の実施を推奨するとともに、必要な支援を行うものとする。

市は、土石流れによる災害を防止するため、地すべり予防対策同様、対象地域を可能な限り絞り込み、必要に応じ、同地域に対して躊躇なく避難情報を発令するものとする。



資料提供 NPO法人土砂災害防止広報センター

② 土石流の前兆

土石流は、次のような「前兆」を伴って発生するが、市民は、土石流の危険箇所<sup>251</sup>を平素から把握するとともに、前兆現象の早期把握に努めるものとする。

- ① 山鳴りがする。
- ② 泥臭い臭いがする。
- ③ 石のぶつかり合う音が聞こえる。
- ④ 川の水が急に濁ったり流木が流れてくる。
- ⑤ 雨が降り続くのに川の水位が下がる。
- ⑥ 立木が裂ける音がする。

<sup>249</sup> 「がけ崩れの起こりやすいところ」については、本計画―第1編―第2章―第20節 土砂災害等予防対策を参照のこと。

<sup>250</sup> 砂防指定地とは、砂防法に基づき「砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した土地の区域」をいう。

砂防指定地は、①溪流や山腹の崩壊等により土砂等の生産・体積等が顕著であり又は顕著となるおそれのある区域、②風水害、震災等により、溪流に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域、に指定される。砂防指定地内では、竹木の伐採や土石・砂礫の採取等一定の行為が制限される（砂防指定地内で制限行為を行おうとする場合は、知事の許可が必要となる）。

<sup>251</sup> 「土石流の起こりやすい川」については、本計画―第1編―第2章―第20節 土砂災害等予防対策を参照のこと。



## 5 土砂災害（特別）警戒区域に係る警戒避難体制の整備<sup>252</sup>

### ① 土砂災害に関する情報収集・伝達要領

市は、土砂災害の発生に備え、市民や関係団体等と連携して、平素において、土砂災害（特別）警戒区域内に係る土砂災害危険箇所に関する情報収集と整理に努めるとともに、市民等からの被害情報等の入手要領、防災気象情報や土砂災害警戒情報等が発表された場合の避難情報の発令・伝達の要領（タイムライン・発令基準、発令対象地域及び当該地域の絞り込み要領、発令文例等）等確立しておくものとする。

### ② 避難所・避難経路・避難訓練

市は、土砂災害（特別）警戒区域内にある避難所や福祉避難所について、当該避難所の所在地、適用災害及び避難経路等について、ハザードマップ等を作成・更新するなどして、平素から、市民等に対し広く周知するよう努めるものとする。

また、市は、自主防災組織等に対し、避難の意義や分散避難の推奨の啓発、並びに実際の避難行動訓練の実践など、「地域防災訓練」として実施することを推奨するとともに、当該地域防災訓練の充実化・活性化のため必要な支援を行うものとする。

### ③ 警戒区域内等にある要配慮者利用施設

警戒区域内及び浸水想定区域内にある「要配慮者利用施設」は、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市防災計画において、当該施設の「名称」及び「所在地」を定めるものとする<sup>253</sup>。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練その他の措置に関する計画である『避難確保計画』を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする<sup>254</sup>。

市は、要配慮者利用施設を行う避難訓練等を積極的に支援するものとする。

### ④ 救助

市は、土砂災害が発生し市民等が巻き込まれた場合を想定し、国、県及び関係団体等に対する支援要請要領（受援内容、支援要望先、連絡手段等）をあらかじめ明確化し、災害時の円滑かつ迅速な救助を行い得る態勢を整えておくものとする。

## 6 盛土による災害防止対策

静岡県熱海市で令和3年7月に発生した盛土の土石流災害は記憶に新しい。

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、市内において危険が確認された盛土があった場合には、「宅地造成及び特定盛土等規制法」などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の「是正指導」を行うよう、県に要請するものとする。

<sup>252</sup> 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』第8条の規定に基づき、市地域防災計画に明記するもの。

<sup>253</sup> 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条及び「水防法」第15条

<sup>254</sup> 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条の2及び「水防法」第15条の3

『避難確保計画』に定める項目・内容の細部は、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省）」又は「市地域防災計画」の第1編第2章第9節4②を参照のこと。

## 第2款 液状化対策

### 1 液状化危険箇所の周知

市は、「市総合防災ガイドブック」や「液状化ハザードマップ」を作成・更新することにより、旧河道等の液状化のおそれのある箇所について、市民等に広く周知するものとする。

### 2 吉野川沿いの液状化対策

南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震に係る「液状化危険度分布」から、当該地震が発生すれば、美馬市では吉野川沿い周辺でほぼ確実に液状化被害が発生するものと想定される。

この場合、国道192号や県道鳴門池田線といった東西への移動に係る主要幹線の通行不能や、穴吹橋等吉野川を南北に移動する主要橋梁が寸断等によって渡河できない状態となり、災害応急対策の実施や市民の避難等に重大な支障が生じるおそれがある。

市は、主要幹線の迂回路の指定・整備や道路・橋梁等の整備事業者等との協定締結、防災機関等との密接な関係構築、主要幹線等の液状化防止対策の国・県への要望等、平素において、できる限りの予防対策等を推進するものとする。

### 3 液状化対策の実施

建築物の所有者等は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減する対策等を適切に実施するよう努めるものとする。

## 第3款 農業用ダム・農業用ため池防災対策

### 1 市の管理する農業用ダム

市区域内にあるダムは夏子ダム（農業用ダム）のみであり、市が管理している。

市は、夏子ダムについて「夏子ダム管理規程<sup>255</sup>」に基づき、平素からダム、貯水池並びに管理上必要な機械・器具及び資材を定期的及び時宜により点検・整備し、常時良好な状態を維持するものとする。

### 2 農業用ため池

#### ① 農業用ため池を取り巻く環境

近年、農業従事者の減少や兼業農家の増加、都市化に伴う農地の減少及び用水の整備等により、ため池の利用頻度は低下し、点検・修理等維持管理が十分に行われていないため池が増えている。

農業用ため池は、土堤構造がほとんどであり、築造年代は相当古いものも多く、地震を考慮して築造されたものは少ないため、大地震の場合には、堤体が損傷し決壊により周囲に被害を及ぼすおそれがある。

<sup>255</sup> 平成25年2月に徳島県が策定したもの。

② 農業用ため池の点検・修理等

防災重点農業用ため池<sup>256</sup>に指定されている全ての農業用ため池の所有者及び管理者は、地震により決壊し周辺の区域に被害を及ぼす危険性を考慮し、責任をもって平素から当該ため池を適正に点検・維持管理するものとする。

市は、地震により決壊し被害発生のおそれがある農業用ため池についてハザードマップを作成し、ため池周辺の市民等にその危険性の周知に努めるものとする。

## 第6節 火災予防対策

### 1 方針

地震による被害の中でも、「地震火災」は被害を大きくするおそれが強い。

このため、市は、地震発生時における出火防止及び消火活動の円滑化に資する施策を推進するとともに、市の保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

### 2 火災予防の徹底

市は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図るものとする。

また、出火防止はもとより出火した場合、「初期消火」の適否が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図るものとする。

#### ① 一般家庭に対する指導

火災や地震の恐ろしさ及び出火防止についての知識等を普及させるとともに、火災予防週間等には重点的に各家庭の巡回指導を実施し、市火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、住宅用防災機器等の普及の推進、住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行うものとする。

併せて、自主防災組織の行う自主防災訓練への参加を促し、個々人の防災力の向上を図っていくものとする。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る家庭については家庭訪問を行い、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行うものとする。

一般家庭に対する火災予防指導の着眼は、以下のとおり。

- ① 自主防災組織等の行う訓練を通じた家庭使用諸器具等の取扱能力の向上
- ② 防火思想の普及・啓発のための講演や座談会等の実施
- ③ 消火器具、通報設備及び避難用補助具等の使用方法の習熟
- ④ 非常通報要領（通報内容に必ず含ませる内容等）等の周知
- ⑤ 施設内で火災に巻き込まれた場合の避難要領等の訓練

<sup>256</sup> 「防災重点ため池」の定義や地震が発生した場合の緊急点検等は、本市地域防災計画「第1編 共通対策編—第3章 災害応急対策—第29節 公共土木施設等の応急対策—第10款 農業用施設」を参照のこと。

## ② 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、次の事項について関係者に対して周知し防火思想の普及・高揚に努めるものとする。

- ① 災害発生時における応急措置の要領
- ② 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- ③ 避難、誘導體制の確立
- ④ 終業後における火気点検の励行
- ⑤ 自衛消防隊の育成指導

## 3 地域ぐるみの防火・防災訓練、民間防火組織の育成

市は、震災時における消防機関の活動と相まって、地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火・防災訓練の実施及び民間防火組織の育成に努めるものとする。

## ① 防火・防災訓練の実施

市は、防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識・技術の普及を図るものとする。

## ② 民間防火組織の育成

市は、民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導・助言及び必要な支援を行うものとする。

## ① 自主防災組織の育成

市は、隣保共同の精神に基づき地域住民自らが出火防止、初期消火、被害者の救出・救護及び避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行い、もって地震災害を最小限に止め、災害の拡大を防止できるよう、自主防災組織の組織化の更なる推進及び育成に努めるものとする。

## ② 婦人防火クラブの育成

市は、婦人による家庭防火思想の普及・徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、婦人防火クラブの組織化の推進及び育成に努めるものとする。

## ③ 少年少女消防クラブの育成

市は、少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、小学生、中学生及び高校生を対象とし、少年少女消防クラブの組織化の推進及び育成に努めるものとする。

## 4 予防査察の実施等

市（消防）は、火災予防のため必要がある場合は、特定防火対象物<sup>257</sup>及び危険物貯蔵取扱施設<sup>258</sup>に対して予防査察<sup>259</sup>を行い、その設備、構造、設備、管理の状況又は危

<sup>257</sup> 「特定防火対象物」とは、飲食店、宿泊施設等不特定多数の者が利用する施設や、病院及び社会福祉施設等、一人では避難が困難な者が利用する施設であって、消防法施行令別表第一（の一部）に掲げる施設をいう。

<sup>258</sup> 「危険物貯蔵取扱施設」とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し若しくは取り扱っていると認められる施設をいう。

<sup>259</sup> 「予防査察」は、消防法第4条に基づく特定防火対象物に対する査察と、同法第16条の5に基づく危険物貯蔵取扱施設に対する査察がある。

険物の貯蔵及び取扱い並びに火気取扱いの状況について検査<sup>260</sup>を行うものとする。

市は、予防査察の結果、消防法令により設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないことを認めた場合は、防火対象物の名称、住所及び違反内容について公表<sup>261</sup>し、当該建物を利用しようとする市民等が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるようにするものとする。

法令に抵触する事項を認めた場合は、当該施設管理者等に対しその都度指導するとともに、即時改善の出来ないものは、次回の査察時に特に綿密に改善状況を査察し、是正に努めるものとする。

市は、法令に違反している事項について、「公表」の後、「是正指導」、「警告」、「設備設置命令（行政処分）」及び「使用停止命令（行政処分）」を、順次、実施しておくものとし、最終的には「告発」を行い、違反状況の解消に努めるものとする。

## 5 防火対象物の防火管理体制の充実・強化

市は、消防法に規定する多数の者が出入りする防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者による消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火・通報・避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行わせ、もって防火管理体制の充実・強化を促すものとする。

## 6 化学薬品からの出火防止

化学工場・病院及び学校等に保有している化学薬品は、少量の薬品が多種にわたり、しかも不必要となっても貯蔵保管されているのが現状である。

市は、化学薬品の中には、転倒・落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火・発熱する性質を持つものがあることに鑑み、貯蔵や保管場所の不燃化や転倒防止等、市火災予防条例等に基づく「技術上の基準」に適合するよう、施設管理者等に対し必要な指導を行うものとする。

## 7 消防力の整備・強化

市は、地震火災にも充分に対処し得る消防力を確保するため、次により消防力の整備・強化に努めるものとする。

### ① 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限にするための総合的な消防計画を策定するものとする。

計 画 区 分	記 述 内 容
災 害 警 防 計 画	災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制や活動要領の基準を規定

<sup>260</sup> 検査内容の細部は、『美馬市火災予防査察規程』第9条を参照

<sup>261</sup> 「美馬市火災予防条例」第47条の2及び「美馬市違反対象物の公表に関する事務処理規程」に基づく公表制度である。



火 災 警 防 計 画	火災が発生し又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常招集、消防隊の出動基準及び警戒等について規定
特殊建築物の防御計画	寺社仏閣施設等、建物の構造、材質及び規模等から、延焼や人命への危険等が著しく大きい建築物等への対処要領等について規定
危険物の防御計画	爆発、引火、発火、有毒ガスの発生その他火災の防御活動上、危険な物品を貯蔵する建物・場所に対する対処要領等について規定
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力の下、被害軽減を図る要領等について規定

② 消防活動態勢の整備・強化

① 消防署等の態勢

市は、火災発生時の初動体制を確立するため、美馬市消防署及び美馬市消防署木屋平出張所の分散配置、消防機械装備の近代化及び人員の増強等に努めるとともに、美馬町地域を管轄する美馬西部消防組合との広域消防体制を維持・発展していくものとする。

② 消防団の態勢

消防団は、地域社会における消防・防災力の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において、重要な役割を果たしている。

一方で、少子高齢化の進展、市町村の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化に伴い、消防団員の高齢化や地域における防災活動の担い手の不足等の問題に対して、地域の実情を踏まえつつ、青年層や女性の参加促進、市職員及び農業協同組合職員の入団促進、施設・装備の充実・整備等を図り、併せて適宜の啓発活動等により、消防団態勢の活性化を図るものとする。

また、市は、消防団員の資質・対応能力の向上を図るため、教育訓練の充実を図るものとする。

③ 消防装備の整備強化等

市は、近年における災害の激甚化・多様化・複合化により人命の危険は益々増大し、迅速な救助が必要となってきた現状に的確に対応し、また大震災に備え効果的な消防活動を実施するため、消防装備のより一層の充実・強化を図るものとする。

具体的には、現場指揮本部用の消防指令車、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車、救助工作車及び救急車等の充実・更新・増強を図るものとする。

併せて、高度な人命救助資機材の整備、救助隊員の安全装備の充実、支援装備の整備を図るとともに、隊員自身の対応能力の向上を図る。

④ 消防水利の確保

市は、消防水利の確実な確保のため、災害時に使用可能な自然水利の整備及び保全を行うとともに、消火栓、耐震性貯水槽その他の地震災害時に有効な消防水利施設の設置を促進するものとする。

平素においては、市内全域の消防水利及び消防水利施設の調査・点検を行い、活用可能な新たな消防水利の把握、並びに使用不能又は故障状態にある事が判明した消防水利施設の速やかな補修等により、消防水利の確保・充実に努めるものとする。

⑤ 消防通信施設の整備

市は、消防本部及び消防署と消防車両及び火災現場等との間において、迅速・確実に指令や情報等の伝達を行うため、消防無線デジタル化及び消防通信施設の整備・充実に努めるものとする。

また、市は、震災時の災害応急対策活動の中核的防災機関として、医療機関や警察等の防災関係機関との情報共有及び連携を密にし得る通信連絡体制の整備に留意するものとする。

⑥ 救急体制の整備

迅速・確実な救急業務が遂行されるよう、平素からの医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制及び通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入及び救急救命士の養成等、救急の高度化・充実化を促進するものとする。

## 第7節 地震災害に関する調査研究

### 1 方針

市は、予知が困難と言われる地震について、その発生メカニズムや地震災害の防災・減災方法等について、国の行う調査研究の成果を継続的に入手するとともに、市としても独自に調査研究を行い、成果を地震防災対策に活かすよう努めるものとする。

### 2 調査研究の主題

市は、以下の事項を主題として調査研究を行うものとする。

- ① 地震発生のメカニズム（南海トラフ地震及び中央構造線・活断層地震等）
- ② 国及び県の行う被害想定（同前）
- ③ 地震発生に備えて行うべき防災・減災施策
- ④ 事前復興・計画的復興要領
- ⑤ 地震防災学習要領

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 地震災害応急対策活動

市は、市地域防災計画（共通対策編 第3章災害応急対策）に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画<sup>262</sup>」及び「徳島県広域防災活動計画<sup>263</sup>」に基づき、防災関係機関とも密接に連携しつつ、迅速・的確に地震災害応急対策活動を実施し、地震災害からの「死者ゼロ」及び「一刻も早い復旧・復興」を実現するよう努めるものとする。

### 第2節 地震情報

#### 1 地震情報の種類と内容等

地震情報の種類	発表基準	地震情報の内容
震度速報	○ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した「 <u>地域名(全国を188地域に区分)</u> 」と「 <u>地震の揺れの検知時刻</u> 」を速報
震源に関する情報	○ 震度3以上 ※ 津波警報または津波注意報が発表された場合は、発表されない。	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨を付加して、「 <u>地震の発生場所(震源)</u> 」や「 <u>地震の規模(マグニチュード)</u> 」を発表
震源・震度に関する情報	① 震度1以上 ② 津波警報・注意報を発表又は若干の海面変動が予想された場合 ③ 緊急地震速報(警報)発表時	「 <u>地震の発生場所(震源)</u> 」や「 <u>地震の規模(マグニチュード)</u> 」、「 <u>震度3以上の地域名</u> 」と「 <u>市町村毎の観測した震度</u> 」を発表 「 <u>震度5弱以上</u> 」と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その「 <u>地点名</u> 」を発表
長周期地震動に関する観測情報	○ 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の終期別階級等を発表 (地震発生から10分後程度で1回発表)

<sup>262</sup> 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第4条の規定に基づき、中央防災会議が策定する『南海トラフ地震防災対策推進基本計画（基本計画）』において①災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、②緊急輸送ルート、③救助・消火活動等、④医療活動、⑤物資調達、⑥燃料供給、⑦防災拠点等を具体的に定めるものとして位置付けられている計画であり、中央防災会議幹事会が策定するものである。

<sup>263</sup> 「徳島県広域防災活動計画」とは、国の「具体計画」に定める事項と同様の内容を定めた計画であり、南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震をはじめとする大規模災害時における迅速かつ効果的な災害応急対策活動の展開を目指すものであり、当該計画は、「徳島県地域防災計画」の下位に位置付けられるものである。（「徳島県広域防災活動計画 第1章 計画の目的と位置付け」より抜粋）

遠地地震 <sup>264</sup> に関する情報	① マグニチュード7以上 ② 都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	国外で発生した地震について、「 <u>地震の発生時刻</u> 」、「 <u>地震の発生場所(震源)</u> 」や「 <u>地震の規模(マグニチュード)</u> 」を、概ね30分以内に発表 「 <u>日本や国外への津波の影響</u> 」に関しても記述して発表
その他の情報	○ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合	「 <u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせ</u> 」や地震が多発した場合の「 <u>震度1以上を観測した地震回数情報</u> 」等を発表
推計震度分布図	○ 震度5弱以上	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表
備考	※ 「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」は、まとめた形の一つの情報として発表 ※ 「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合は、両方の情報を発表	

## 2 津波情報

### ① 津波に関する理解を深めておく必要性

南海トラフ地震が発生しても、美馬市区域内においては「津波被害」は想定されていないが、県東部及び南部の沿岸部においては甚大な津波被害が想定されており、美馬市を含めた県西部圏域が、県東部及び南部圏域からの津波被災者の広域避難先として、また県災害対策本部の代替設置先として、更には県全体の災害応急対策活動等に対する県の後方支援機能を担うべき地域であることに鑑み、市においても、津波に関して理解を深めておく必要がある。

### ② 津波情報の発表

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分<sup>265</sup>で「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」を発表する。その後、「予想される津波の高さ<sup>266</sup>」や「津波の到達予想時刻」などの情報を発表することとしている。

津波情報	区分	発表基準	数値での発表	巨大地震(M8以上)の場合の表現
大津波警報		10m < 高さ	10m超	『巨大 <sup>267</sup> 』
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報		1m < 高さ ≤ 3m	3m	『高い』
津波注意報		20cm ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

<sup>264</sup> 「遠地地震」とは、気象庁によれば『外国で発生した地震』のことをいい、遠地地震に伴う津波を『遠地津波』と呼んでいる。

<sup>265</sup> 日本近海で発生し緊急地震速報技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震の場合は「約2分」

<sup>266</sup> 「津波の高さ」とは、津波がない場合の海面からの高さをいう。津波が、陸上で崖などを駆け上がった場合は、津波の高さの何倍にも達することがある。

<sup>267</sup> マグニチュード8を超える巨大地震の場合には、最大級の津波を想定し、**最初の津波情報では『巨大』や『高い』という言葉で発表し「非常事態」であることを伝える**こととしている。

### 第3節 南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応

#### 第1款 南海トラフ地震に関する計画及び臨時情報

- 1 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改定  
 国（中央防災会議）において、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画<sup>268</sup>」が策定されており、これにおいて南海トラフ沿いの異常な現象が観測された場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等が示されている。  
 なお、南海トラフ地震の発生過程には多様性があり、実際には、発生想定ケース以外の現象が発生する可能性がある。
- 2 南海トラフ地震臨時情報等の活用に係る大前提  
 南海トラフ地震に関連する情報のうち「南海トラフ地震臨時情報」の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性も十分にあることから、従前からの南海トラフ地震に係る防災・減災対策を、引き続き強力に推進する必要がある。

#### 第2款 南海トラフ地震に関連する情報

- 1 南海トラフ地震の発生ケースの想定  
 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」は、南海トラフ地震の発生するケースを、以下の3つのパターンで想定している。

想定ケース	想定の内容		
半割れ	地震	大規模地震 (M8クラス)	
	被害	甚大	
一部割れ	地震	前震可能性地震 (M7クラス)	
	被害	限定的	
ゆっくりすべり	地震	地震動を感じない (津波も発生しない)	
	被害	なし	
	内容	現時点では大規模地震の発生の可能性を定量的に評価する手法・基準なし (前例のない事例として学術的・社会的に注目を集めるケース)	

<sup>268</sup> 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（基本計画）」は、『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この脚注において「特措法」という。）』第4条の規定に基づき、①国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、②施策の具体的な目標及びその達成の期間、③南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、④指定行政機関、関係地方公共団体等が定める「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び関係事業者等が定める「南海トラフ地震防災対策計画」の基本となるべき事項、などを定めているものである。本基本計画は、令和3年5月25日において最終改正版（令和3年10月現在）となっている。

なお、「南海トラフ地震防災対策推進計画」は特措法第5条で、「南海トラフ地震防災対策計画」は特措法第7条で作成義務化されている。

## 2 南海トラフ地震に関連する情報の種類

「南海トラフ地震に関連する情報<sup>269</sup>」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて気象庁から発表されるもので、情報の種類と発表条件は以下のとおりとなっている。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会において評価した調査結果を発表する場合</li> </ul>

## 3 南海トラフ地震臨時情報の種類等

南海トラフ地震臨時情報は、当該情報名の後にキーワード（括弧内）を付記して発表される。臨時情報の種類とキーワードを付記する条件は、以下のとおり。

臨時情報の種類	キーワードを付記する条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	○ 南海トラフ沿いで『異常な現象 <sup>270</sup> 』が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○ 想定震源域内のプレート境界において、 <u>モーメントマグニチュード (Mw) 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u>
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	① <u>監視領域内においてモーメントマグニチュード (Mw) 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</u> ② 想定震源域内のプレート境界面において、 <u>通常と異なる「ゆっくりすべり」が発生したと評価した場合</u>
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	○ <u>「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u>

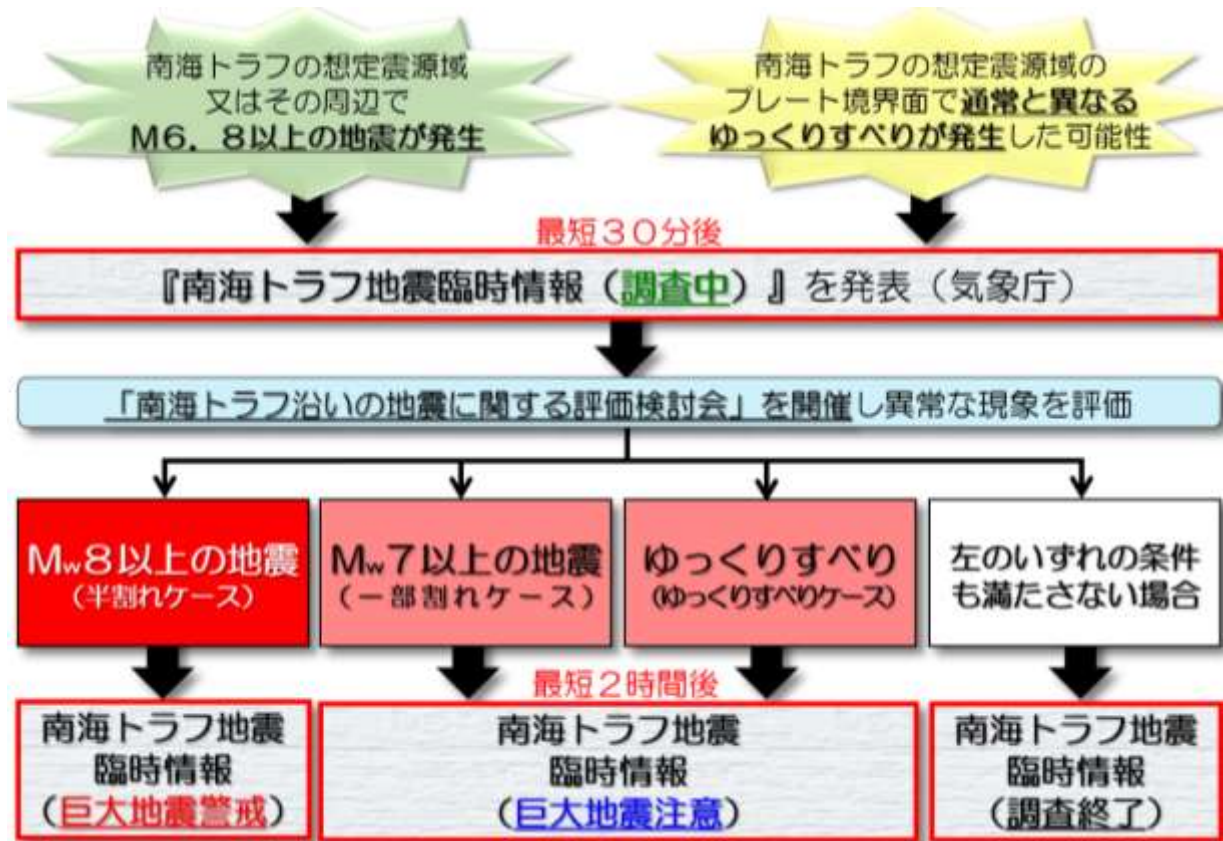
<sup>269</sup> 「南海トラフ地震に関連する情報」と同様の趣旨で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺で Mw 7.0 以上の地震が発生し、大規模地震（後発地震）の発生可能性が平常時より相対的に高まっている際に気象庁から出される情報として、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」がある。

<sup>270</sup> 『異常な現象』とは、南海トラフ沿いで「マグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合」や、東海地域に設置された「1 箇所以上のひずみ計が有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合」、その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される場合などを想定



#### 4 南海トラフ地震臨時情報の発表要領

「南海トラフの想定震源域又はその周辺においてマグニチュード（M）6.8以上の地震が発生した場合」又は「南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが発生した可能性のある場合」には、気象庁から**最短約30分後**に『南海トラフ地震臨時情報（調査中）』が発表され、評価検討委員会による異常現象を評価した上で、**最短約2時間後**に『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）』、『南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）』又は『南海トラフ地震臨時情報（調査終了）』のいずれかが発表されることとなっている。



### 第3款 平素における市の防災施策

#### 1 臨時情報の理解の促進

##### ① 「南海トラフ地震に関連する情報」の位置付けの認識

臨時情報は、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際に発表されるものである。

臨時情報は、不確実性をもった情報であるものの、南海トラフ地震からの死者ゼロの実現に向けた有効な情報であり、その周知・活用を進めていくことが重要である。

また、津波被害だけでなく、地震の揺れによる人的被害の軽減にも大きく寄与することの周知に努める。

##### ② 臨時情報の市民への周知

「南海トラフ地震に関連する情報」を「知っている」と回答した徳島県の住民

は**3割弱程度**<sup>271</sup>にとどまっている。臨時情報を活用した被害軽減を図るため、臨時情報に対する理解を高めることが必要である。

市は、南海トラフ地震に関連する情報の社会的な認知を高めるため、ワークショップの実施やパンフレットの配布等による周知を図りつつ、学校教育や社会教育等における体系的な学習機会の創出に努めるとともに、地域、企業、メディア等の様々な機関と連携を図りながら幅広い周知に努め、臨時情報発表時の混乱、パニック等の防止を図るものとする。

周知方法等の区分	具体的要領
各市町村担当者との情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県市町村災害時相互応援連絡協議会を活用した情報及び認識の共有</li> </ul>
広報紙等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「広報みま」への掲載</li> <li>・ パンフレット、チラシ等の配布</li> </ul>
多様な学習機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時情報に関する定期的な情報発信</li> <li>・ 自主防災組織等を活用した市民への周知（自主防災組織及び自治会等における防災講話等）</li> <li>・ 学校、企業及び福祉施設等との連携による周知機会の創出</li> <li>・ 市民及び職員の防災士等資格の取得及び防災訓練の実施</li> </ul>
インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市のホームページへの掲載</li> </ul>

## 2 情報伝達手段の多重化

気象庁から臨時情報が発表された場合、県を通じて伝達される。

市は、「巨大地震警戒」発表時においては、地震や津波、被害状況等多様な情報が錯綜していることが予想され、このような中でも「臨時情報」が発表されたこと及びその内容を確実に市民等に伝達することが必要であることから、臨時情報の伝達手段の多重化を図っておくものとする。

## 3 避難所運営体制の強化

### ① 避難所毎の開設・運営マニュアル（市民用）の整備

自主防災組織、市職員及び指定避難所の管理者が参加して、避難所の内部レイアウトや開設時の役割及び避難所生活ルール等についての検証や避難所運営ゲーム（HUG）等を実施し、各避難所専用の「避難所開設・運営マニュアル（市民用）」を平素から策定し各避難所に備え付け

### ② 避難所における備蓄品の充実

複合災害等も考慮し指定避難所備蓄品の充実・強化を推進

<sup>271</sup> 平成30年度に徳島県が全県調査として『徳島県地震・津波県民意識調査』を行った結果（報告書）による。それによると、「臨時情報を知っているか」との質問に対し、「知っている」と回答した県民は23%しかいなかった。



## 4 コミュニティの向上

自主防災組織の組織化や活動活発化を通じ地域コミュニティの向上を促進

### 第4款 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方針

市は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合においては、速やかに臨時情報の種類に応じた非常体制に移行するとともに、地震発生までの時間を有効活用し、優先順位を明確にしたあらゆる諸準備を推進して、大規模地震発生時の防護性と即応性の強化を図り、防災対策に万全を期するものとする。

この際、マスコミ等の広報による市民への不安感の増幅防止及び先行的な避難所の開設等、市民の不安感の軽減に留意する。

### 第5款 全ての臨時情報発表時における共通事項

#### 1 臨時情報の確実な伝達

市は、南海トラフ臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）のいずれかが発表された場合には、速やかにかつ確実に市民等に当該情報が伝達されるよう、あらゆる手段を駆使して情報を伝達する。

#### 2 臨時情報発表時における全市民に共通する事項

市民は、南海トラフ臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）が発表されたことを承知した場合には、以下の具体的な行動を実施するなど、速やかに『警戒態勢』をとるものとする。

- ① 備蓄食料、飲料水、生活必需品、非常用持ち出し品の点検・確認・補充
- ② 家具や食器棚等の固定状況の確認・強化
- ③ 避難路、緊急避難場所、指定避難所の確認
- ④ 家族等との役割分担、連絡体制の確認

### 第6款 臨時情報（調査中）発表時の措置

#### 1 市民のとるべき行動

警戒態勢をとるとともに、テレビや音声告知放送等からの臨時情報の続報（南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報等）に注意する。

#### 2 市の対応行動

##### ① 災害情報連絡室の設置

災害情報連絡室の要員は1時間以内に緊急登庁し「災害情報連絡室」を自動設置して情報の収集・分析に努めるとともに、関係機関等との連絡調整を促進する。

##### ② 県及び関係機関等への報告・通報

県に情報連絡室を設置した旨を報告するとともに所要の情報収集を実施する。

③ 市民等への周知

市は、音声告知端末、屋外拡声器、ホームページ等多重の通信手段により、市民等に対し「臨時情報（調査中）」が発表された旨及び避難行動確認の推奨等を周知する。

第7款 臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

1 臨時情報（巨大地震警戒）発表時の概要

① 概 要

- ・ 南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生し、被災地域では甚大な被害が発生しており、西側においても大規模な地震発生の可能性が平時に比べ相対的に高まっている状況にある。
- ・ 徳島県内においても最大震度4程度を記録する揺れが生じており、大きな被害は生じていないが、大津波警報・津波警報が発表されていることもあり、様々な情報が錯綜する状況が想定される。
- ・ 震源地に近い地域を中心に引き続き揺れを観測している状況が想定される。
- ・ 東側の被災地域においては、人命救助を第一とした応急対策活動が行われており、徳島県では初動対応をとった後に、地域で懸念されるリスク回避のための防災対応を行うことが必要である。

② 想定される社会状況

- ・ 震源域付近では、非常に強い揺れと高い津波により、甚大かつ壊滅的な被害が発生している。
- ・ 県内の沿岸部では、大津波警報・津波警報が発表されており、沿岸部の住民を中心に避難している。
- ・ 各種のメディアでは、被災地の情報等が頻繁に発表されており、そのような状況下で臨時情報が発表される。

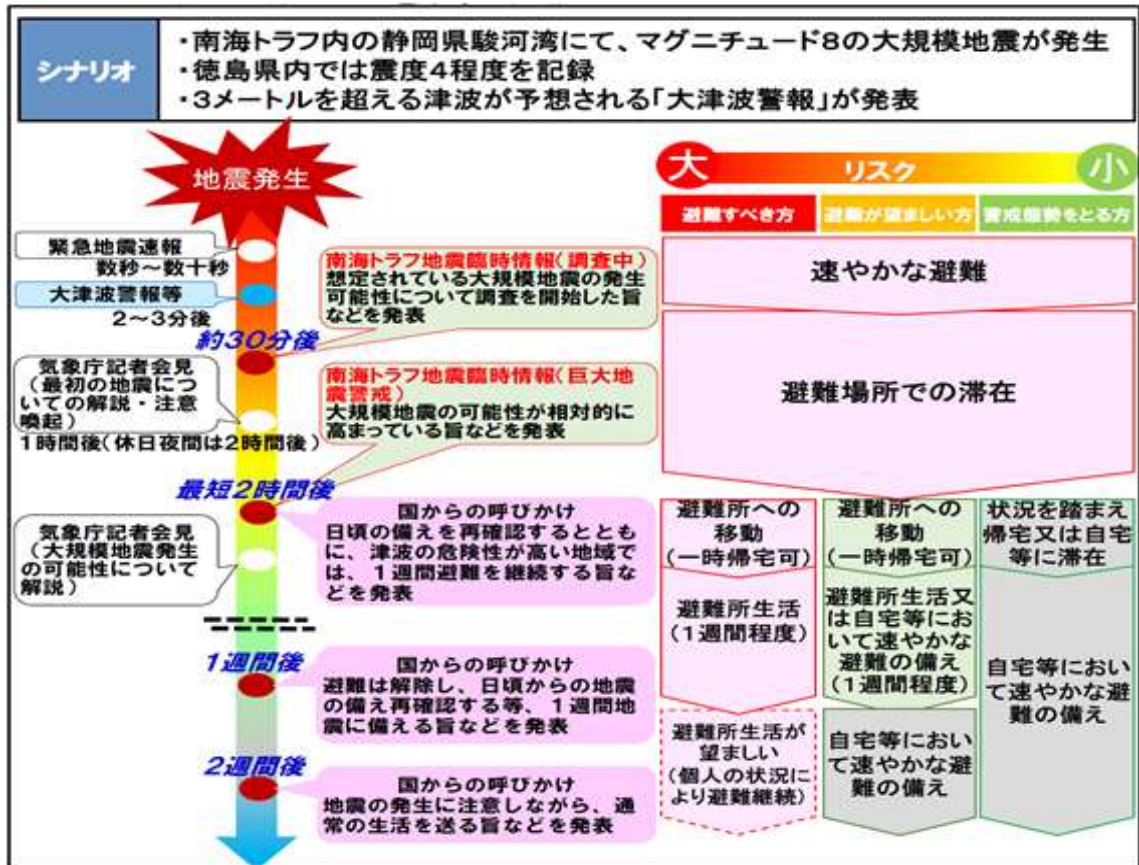
2 市民のとりべき行動<sup>272</sup>

① 避難対象者

災 害 リ ス ク		避 難 対 象 者		
家 屋 倒 壊	土砂災害警戒区域等 (ため池浸水区域含む)	自力で避難が 困難な市民等	自力で避難が 可能な要配慮者	一般の市民等
耐 震 性 有	区 域 内	◎	○	○
	区 域 外	◎	△	△
未 耐 震		◎	◎	◎
凡 例	◎避難すべき人    ○避難が望ましい人    △警戒態勢をとる人			
備 考	「土砂災害警戒区域等」とは、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所又はため池決壊時の浸水想定区域（浸水深さ0.5～3.0m未満の区域）をいう。			

272 『徳島県南海トラフ沿いの異常な現象』への防災対応方針（平成30年12月）に基づく。

② 避難行動モデル



3 市の対応行動

① 災害対策本部の設置

市は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、速やかに「災害対策本部」を自動設置し、本部会議を開催して対応方針及び指定避難所の開設等応急対策措置を決定する。

② 職員の緊急参集

災害対策本部の要員は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は自動的にかつ1時間以内に緊急登庁し、その他の職員は可能な限り速やかに自動登庁し、全庁体制による対処に移行する。

③ 県及び関係機関等への報告・通報

- ① 県に災害対策本部の設置を報告
- ② 関係機関（警察、消防、消防団、自衛隊等）との連絡・調整
- ③ 各協定締結者との支援体制の確認
- ④ 近隣市町との情報共有
- ⑤ 学校、幼稚園等との連絡・通報
- ⑥ 医師会等との連絡調整
- ⑦ 社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡・通報・調整
- ⑧ 市議会議員への連絡・通報

④ 市民への周知

① 臨時情報（巨大地震警戒）の周知・徹底

音声告知端末等複数の手段を併用し、「臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨」及び「市民のとるべき行動」を周知する。

この際、自主避難の呼びかけにおいては、南海トラフ巨大地震の影響の少ない地域の親類・縁者等の居宅への避難（縁故避難）等の分散避難を推奨する。

② 在留外国人への連絡・通報

⑤ 市民等からの問い合わせ

市民等からの問い合わせ等に対応するため、市に「相談窓口」を設置する。

⑥ 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、県災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

⑦ 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して「警戒する措置」をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して「注意する措置」をとるものとする。

⑧ 日頃からの地震への備えの再確認等の呼び掛け

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、市民に対し家具の固定状況、避難所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど「日頃からの地震への備えを再確認」することにより、後発地震発生に備えるよう呼び掛ける。

⑨ 指定避難所等の開設・運営

臨時情報（巨大地震警戒）発表された場合は、速やかに指定避難所等を開設する。

① 開設する避難所

土砂災害警戒区域等に在る市民の数や避難を要する市民の所在地等諸般の事情を考慮して別途検討

② 学校の授業継続への配慮

指定避難所の開設・運営にあたっては児童生徒の授業継続を考慮

③ 避難所生活の質の向上への配慮

長期の避難生活の可能性を見据え指定避難所における生活の「質」の向上に常に配慮して避難所を運営

④ 分散避難の推奨

開設する指定避難所での『密』や収容人数の超過を未然に防止するため縁故避難等の「分散避難」を推奨するとともにサブ避難所を準備

③ 福祉避難所の開設

要配慮者の避難ニーズに対応するため、指定避難所の開設と同時に指定福祉

避難所の開設・運営を依頼

④ 避難所運営主体

指定避難所の運営は、開設後速やかに自主防災組織等市民自身の自主的運営態勢に移行

⑤ 避難所生活における基本

避難所における生活は自分のことは自分で行うという『自助』及び地域の皆で助け合う『共助』が基本

⑥ 臨時情報（巨大地震警戒）が発表されているが大規模な被害がない場合

当該状況にあつては、水、食料等の生活必需品の流通・販売状況は通常の状態を維持し、市民自らが生活必需品を確保できる状態であると想定されることから、可能な限り市民自らが対応することが基本

⑩ 消防機関等の活動

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のための措置を講ずる。

⑪ 警備対策

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、社会不安やパニック等の発生を起因として「犯罪」及び「混乱」の防止等が必要となる場合があることから、次の事項を重点として県警に対し措置をとることを依頼する。

① 正確な情報の収集及び伝達

② 不法事案等の予防及び取締り

③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

4 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

① 水道

市は、地震発生後から水道事業ビジョンに基づいた応急給水活動の準備や水道施設の安全点検等を実施して、飲料水等供給体制を確保するとともに、市民に対して、水道に関し以下の事項を呼びかけるものとする。

① 市民が備蓄している飲料水の点検

② 生活用水の可能な範囲での貯水

③ 自主防災組織を中心とした応急給水資機材の点検

② 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、漏電火災等二次災害の防止に必要な顧客によるブレーカー開放等電気の安全措置に関する広報を行うものとする。

③ ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、地震災害発生時の安全措置等について広報を行うものとする。

④ 通信

① 通信事業者

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、次の準備を行うものとする。

- ・電源の確保
- ・移動無線機、移動無線措置局等の発動
- ・応急対策用資機材の把握
- ・復旧要員の確保
- ・予備電源設備、移動電源車の発動
- ・応急対策用車両、工具の点検
- ・緊急輸送対策
- ・通信設備の巡回点検

② 災害用伝言サービス等

通信事業者は、災害用伝言サービス等安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

⑤ 放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、市の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の市民生活に必要な情報、市民等の取るべき行動等について放送を実施する。

5 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

6 交通

① 臨時情報（巨大地震警戒）の周知等

道路管理者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

② 交通対策及び車両走行の抑制

市は、道路管理者や県警察等と調整の上、必要な交通対策を実施するとともに、避難対象地域内における私有車両の走行を極力抑制するよう市民等に周知する。

③ 鉄道

鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。また旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運行状況や今後の計画の案内を行うこととする。

## 7 市が管理する施設等に係る措置

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等については、次の措置を講じるものとする。

### ① 施設等の点検・確認

- ① 河川、道路、橋梁、庁舎施設、非常用発電装置、消防施設等の点検・確認
- ② 庁舎内のキャビネット等備品の転倒防止・落下防止処置
- ③ 水道施設、農地、ため池、河川及び樋門等の点検等
- ④ 指定避難所、備蓄物資及び資機材等の点検・確認等
- ⑤ 音声告知端末、テレビ、ラジオ、PC等情報入手機器の点検・確認
- ⑥ 災害派遣部隊受け入れ施設等の点検・確認

### ② 各施設に共通する措置

- ① 入場者等への臨時情報（巨大地震警戒）の伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 出火防止措置
- ④ 水、食料等不足分の緊急調達

### ③ 各施設の個別事項

- ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上及び通行規制等の措置
- ② 病院における施設の耐震性を考慮した患者保護等の措置
- ③ 幼稚園、小・中学校等における児童生徒等の保護、必要に応じた避難誘導等
- ④ 社会福祉施設における入所者等保護、保護者引継、必要に応じた避難誘導等

## 8 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、当該工事の発注者又は施設所有者等は、安全確保上実施すべき措置についての方針を、あらかじめ定めておくものとする。

## 9 滞留旅客等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、滞留旅客の在る施設の管理者等は、情報提供、食料等のあっせん、帰宅支援又は避難誘導及び避難所への移動支援等必要な措置を実施するものとする。

## 第8款 臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置

### 第1目 南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合

#### 1 概要

- ・ 南海トラフ内で比較的大きな地震が発生し、平時に比べリスクが高まっている状況にある。
- ・ 「臨時情報」の発表に伴い、南海トラフ地震の発生に関する市民の危機意識は高まっていると想定される。
- ・ それぞれの地域特性等に応じて警戒レベルを高めることが必要である。



2 想定される社会状況

- ・ 震源域付近では、大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では、避難行動が行われている。
- ・ 徳島県では地震による揺れは感じるものの大規模な被害は発生していない。
- ・ 各種のメディアでは、「臨時情報」が発表されたことが報道され、広く周知が図られると想定される。

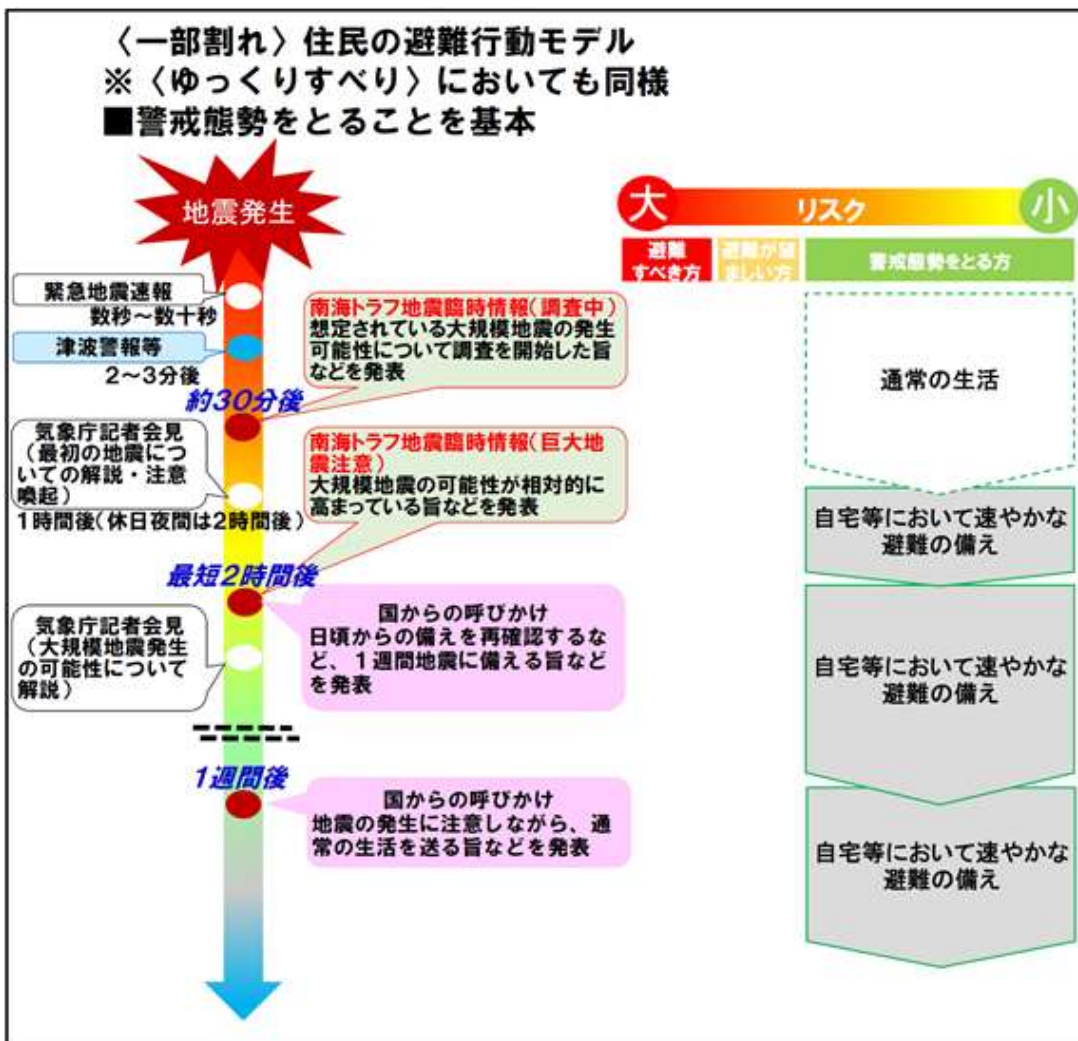
3 市民のとりべき行動

① 避難の要否

全市民は、避難の必要はないが、自宅で警戒態勢をとるものとする。

災害リスク		避難対象者		
家屋倒壊	土砂災害警戒区域等 (ため池浸水区域含む)	自力で避難 が困難な方	自力で避難可能 な要配慮者の方	一般の方
耐震性有	区 域 内	△	△	△
	区 域 外	△	△	△
未 耐 震		△	△	△
凡 例	◎避難すべき人	○避難が望ましい人	△警戒態勢をとる人	

② 避難行動モデル





#### 4 市の対応行動

##### ① 災害警戒本部の設置

速やかに「災害警戒本部」を自動設置し、本部会議を開催して対応方針等について決定する。

一部割れ（前震可能性地震）の地震動等について市民の間に不安感が広がり情勢が不安定となる等の状況が発生した場合には、市は、警戒本部会議で審議して『高齢者等避難』を発令する場合がある。

##### ② 職員の緊急参集

災害警戒本部の要員は1時間以内に自動的に緊急登庁する。

##### ③ 県及び関係機関等への報告・通報等

- ① 県に災害警戒本部を設置した旨を報告
- ② 関係機関（警察、消防、消防団、自衛隊等）との連絡・通報
- ③ 各協定締結者との支援体制の確認
- ④ 近隣市町との情報共有
- ⑤ 学校、幼稚園等との連絡・通報
- ⑥ 医師会等との連絡調整
- ⑦ 社会福祉協議会及び社会福祉施設との連絡・通報・調整
- ⑧ 市議会議員への連絡・通報

##### ④ 市民への周知

① 音声告知端末、屋外拡声器、ホームページ等の多重の通信手段により、市民にとるべき行動を周知

② 在留外国人への連絡・通報

##### ⑤ 市民等からの問い合わせ

市民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置する。

##### ⑥ 市有施設等の点検・確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合と同様の措置を実施する。

##### ⑦ 指定避難所の開設

自主避難者の申し出により開設する場合がある。

### 第2目 ゆっくりすべりが発生している場合

#### 1 概要

- ・ 東海地震予知情報の判定基準とされていたような想定震源域内におけるプレート境界面でゆっくりすべりや、これまで観測されることがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合を想定。
- ・ 短期的に地震発生の可能性が相対的に高まっているといった定性的な評価はできるが、現時点において大規模地震発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

## 2 想定される社会状況

- ・ 揺れを感じることなく、また津波も発生しない。
- ・ 交通インフラやライフライン等は通常通り。
- ・ 前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている。

## 3 市民のとるべき行動

南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合（一部割れケース）であって「臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合と同様、警戒態勢をとるものとする。

## 4 市の対応行動

「災害警戒本部」を自動設置など、南海トラフの一部で比較的大きな地震が発生している場合であって「臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合と同様の対応行動を行う。

ゆっくりすべりケースに該当し「臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、市は、通常、避難情報を発令しないものとする。

## 第4節 東海地震に関連する情報

気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始している。これに伴い、現在、『東海地震』のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない<sup>273</sup>。

市としても、東海地震のみに着目した災害予防や災害応急対策は実施しないこととする。

<sup>273</sup> 気象庁ホームページ「南海トラフ地震について一過去の経緯（東海地震に関連する情報等）」から引用

## 第3編 風水害対策編

### 第1章 総則

#### 第1節 本編の目的

本編は、台風や大雨、低気圧や前線及び竜巻などの突風を原因として発生する「風水害」に迅速かつ効果的に対処するため、近年の気候変動等による風水害の頻発化・激甚化を踏まえつつ、県及び防災関係機関等と緊密な連携の下、防災上必要とされる施策及び措置対策等を実施し、風水害に備えまた対処する本市の能力の向上を図るとともに風水害による被害を最小化し、もって市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 第2節 本編の性格

本編は、市地域防災計画の一部を構成する「風水害対策編」として作成する計画であり、本編に定めのない事項については「市地域防災計画(共通対策編)」の定めるところによる。

#### 第3節 想定する風水害

##### 1 市で発生を想定する風水害の種類

台風、集中豪雨、線状降水帯及び竜巻等の突風による風水害は、以下のような災害が想定される。

##### ① 洪水害（内水氾濫）

短時間強雨等により、堤地内の雨水の排水能力が追いつかず発生する浸水、又は本川の水位の上昇や流域内の多量の降雨などにより堤地内の排水が困難となる浸水

##### ② 洪水害（外水氾濫）

溢流・破堤などにより本川の河道から堤地内に水が溢れ出して浸水

##### ③ 風害

台風や竜巻等により風圧力が作用することによる住家の損傷、暴風によって飛来物が衝突することによる住家の損傷、損傷した箇所から雨が降り込むことによる機能損失等の損傷

##### ④ 土砂災害

集中豪雨や長雨で地盤が緩むことによる土砂災害<sup>274</sup>で、土石流、地すべり及びがけ崩れにより発生する災害

##### ⑤ 雪害

比較的温暖な美馬市においても、年に1回程度は降雪があること、及び徳島県における「平成26年12月の大雪<sup>275</sup>」被害等過去の経験値に基づく大雪による孤立

<sup>274</sup> 「土砂災害」は地震によっても発生する。細部は、本計画『第2編 地震災害対策編 第2章 災害予防 第4節 土砂災害等予防対策』を参照。

<sup>275</sup> 平成26年12月の大雪は、強い寒気が流れ込み、特に徳島県西部を中心に大雪となり、吉野川市の高越山で男性2人が死亡し、国道192号線上(徳島県と愛媛県の県境付近の徳島県側)で大型トレーラーやトラック等50台が立ち往生し通行止めとなった。美馬市、東みよし町及びつるぎ町では停電が発生し、三好市、東みよし町及びつるぎ町においては、一部で孤立集落が発生した。

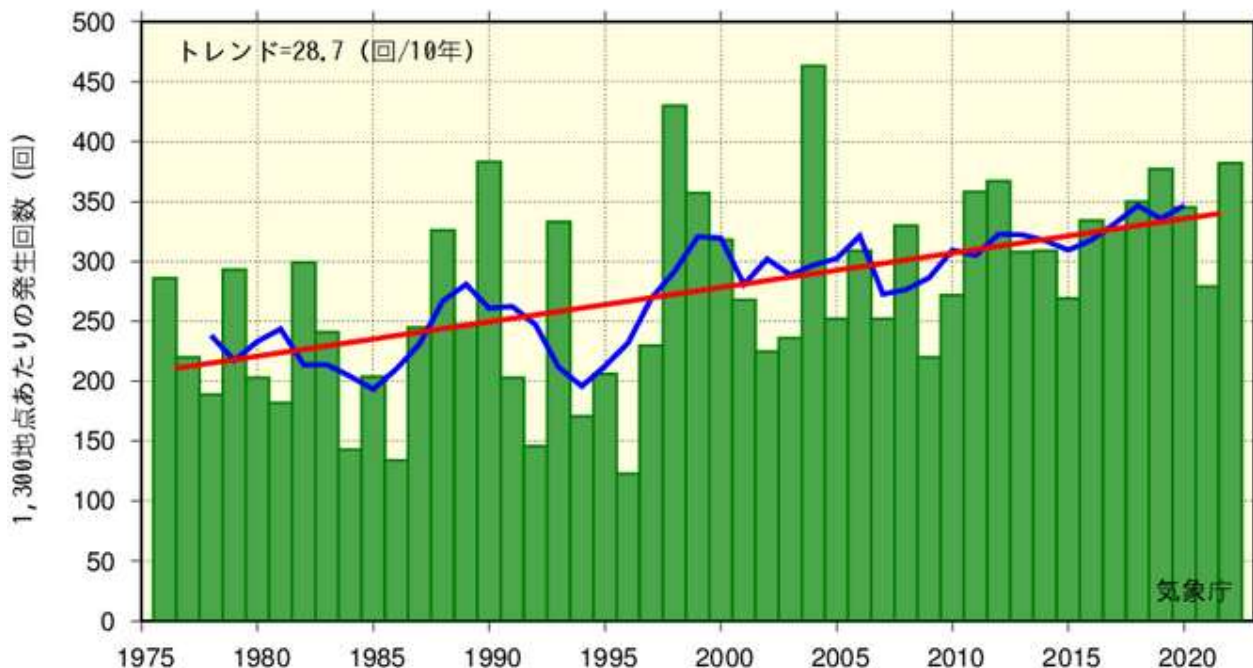
化地域の発生や電線の断線による停電等の雪害

2 大雨の発生頻度等

近年、世界的に、大規模水害が多発しまた地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度の増加等が懸念される予測が出されている。

日本においても、1日の降水量200mm以上、あるいは1時間降水量50mmを越すような大雨の発生頻度が、近年、増加傾向<sup>276</sup>にある。

【全国アメダス】1時間降水量50mm以上の年間発生回数



市は、毎年、特に出水期<sup>277</sup>においては、梅雨による長雨被害や台風による暴風雨被害に留意し、気象情報の確認や气象台への聞き取り等により、風水害発生の原因となる事象（梅雨前線による大雨・長雨、台風による暴風雨、線状降水帯）発生のかなり前の段階から予防対策を確実に実施して物的被害を最小限にするとともに、早めの避難対策により人的被害を防止するものとする。

加えて、冬期における大雪についても、出水期同様に留意するものとする。

<sup>276</sup> 気象庁ホームページ（ホーム>各種データ・資料>地球環境・気候>大雨や猛暑日など（極端現象）の長期変化>大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化）より引用

グラフ内の「棒グラフ（緑）」は各年の年間発生回数を（全国のアメダスによる観測値を1,300地点あたりに換算した値）、「折れ線（青）」は5年移動平均値、「直線（赤）」は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を、それぞれ示している。

<sup>277</sup> 「出水期」とは、国土交通省（河川事務所）によれば『集中豪雨（梅雨）、台風等洪水が起きやすい時期』を指すとされている。出水期の具体的な時期としては、6月1日～10月31日までの期間が該当する。出水期には、原則として河川工事は行わないこととしている。出水期以外の期間を「非出水期」という。

一方で、国土交通省の作成している「吉野川水系樋門等操作要領」第12条及び「吉野川水系樋門等操作実施要領（案）」第9条により、美馬市の場合の「出水期」は5月1日～10月31日までの期間とされている。

## 第2章 災害予防

### 第1節 水害予防対策

#### 1 河川防災対策（治水）

##### ① 流域治水による水害予防対策

水害は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのソフト・ハード対策を総合的に推進する必要がある。

このため、「大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「流域治水協議会」等の場を活用し、国、県、市等の河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者や農林業者等の利害関係者や流域住民等、流域全体のあらゆる関係者が協働し、『流域治水』の取組を推進しなければならない。

##### ② 国・県への河川防災対策上の働きかけ

市は、国直轄管理河川である吉野川等について、特に以下の事項を重点に国及び県に対して働きかけるものとする。

- ① 無堤地区解消のための築堤
- ② 河床掘削等の河道の整備
- ③ 遊水池及び放水路等の建設
- ④ 内水排除施設の整備及び耐水機能の確保
- ⑤ 樋門の自動化・遠隔操作化等
- ⑥ 出水時の堤防・樋門等の監視体制の強化施策

#### 2 警戒避難体制の整備

##### ① 洪水浸水想定区域・洪水予報等の周知

市は、吉野川に関して指定がなされている「洪水浸水想定区域<sup>278</sup>」及び「雨水出水浸水想定区域」等について、ハザードマップを作成・配付するなどして、広く市民に周知するものとする。

併せて、市は、吉野川について国又は県が徳島地方气象台と共同で発表を予定する「洪水予報<sup>279</sup>」の市民等への確実な伝達手段について、あらかじめ複数手を整備しておくものとする。

<sup>278</sup> 「洪水浸水想定区域」とは、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される場所を、国土交通大臣及び知事が指定した区域をいう。美馬市区域に關係する洪水浸水想定区域が指定されている河川は、『吉野川』の1河川のみ（令和3年度末現在）である。

<sup>279</sup> 「洪水予報」とは、『洪水予報河川』において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同で、水位又は流量（国が行う洪水予報の場合は、これに加えて、氾濫した後における水位又は流量、若しくは氾濫により浸水する区域及び水深）を示して、当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表をいう。洪水予報には、「氾濫注意情報」、「氾濫警戒情報」、「氾濫危険情報」及び「氾濫発生情報」の4種類がある。

『洪水予報河川』とは、国土交通代診又は知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。（河川法第10条第2項及び第11条第1項）

徳島県にあっては、国土交通大臣（徳島河川国道事務所長）と気象庁長官（徳島地方气象台長）が共同して洪水予報を行う河川は、『吉野川』と『那賀川』の2河川であり、そのうち美馬市区域に關係する国指定洪水予報河川は、『吉野川』の1河川のみである。

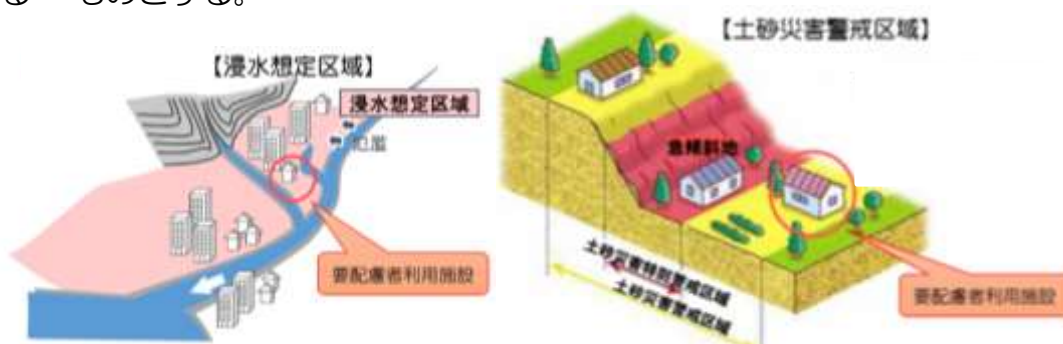
同じく、知事（河川整備課長）と徳島地方气象台長が共同して洪水予報を行う河川は、『勝浦川』の1河川のみであり、美馬市区域に關係する県指定洪水予報河川はない。

② 災害リスクの周知等

市は、ハザードマップによる地域の防災リスクの確認、洪水発生時に利用できる指定避難所の名称・位置・特性等、指定避難所への安全な避難経路等、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難確保に必要な事項等について理解を深めるため、市が企画し自主防災組織等が主な訓練対象者である「避難所検証訓練」や、自主防災組織等が自らが企画する「自主防災訓練」等の実施の推進を図るものとする。

③ 浸水想定区域<sup>280</sup>内等に所在する要配慮者利用施設

市は、浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内に所在する「要配慮者利用施設<sup>281</sup>」については、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要であることから、これら施設の「名称」及び「所在地」について、市地域防災計画において定める<sup>282</sup>ものとする。



④ 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して当該施設の利用者の「洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保」及び「洪水時等の浸水の防止」を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画である『避難確保計画』を作成<sup>283</sup>しなければならない。

3 総合防災ガイドブックの作成・配付等

① 総合防災ガイドブックの作成等

市は、浸水想定区域及び指定避難所等水害に関する総合的な資料を図面表示等含む形で取りまとめたハザードマップの更新、ハザードマップを内包し総合的な防災知識の普及・啓発のための冊子である「市総合防災ガイドブック」や水害等を対象とした防災パンフレット等を作成して市民に配布し、防災リスクや防災知識等の普及・啓発を図るものとする。

② デジタル・ハザードマップの整備

市は、平素及び災害発生時に市民等が現在位置における防災リスク、並びに避難

<sup>280</sup> 『浸水想定区域』には、「洪水浸水想定区域」と「雨水出水浸水想定区域（内水浸水想定区域）」及び「高潮浸水想定区域」の3種類がある。（水防法第15条第1項第4号）

<sup>281</sup> 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者（高齢者、障がい者及び乳幼児等）が利用する施設をいう。

<sup>282</sup> 水防法第15条、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条

「大規模工場等」で洪水時等の浸水の防止を図る必要のある施設（国土交通省令の定める基準に該当する施設に限る。）も、浸水想定区域内にある場合は、それら施設の名称及び所在地を、市地域防災計画内に定めることとなっているが、美馬市の浸水想定区域内には、国土交通省令で定める基準（工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万㎡以上のもの）に該当する施設はない（令和3年度末現在）。

<sup>283</sup> 水防法第15条の2、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2

すべき指定避難所の位置及び開設状況等を迅速に確認・理解できるようデジタルハザードマップを整備し、市のホームページで公開するものとする。

#### 4 水害に強いまちづくり

##### ① 水害リスク評価

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局との連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水及び土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。

##### ② 災害危険区域の指定

地方公共団体は、建築基準法の規定に基づき、出水等による危険の著しい区域を『災害危険区域<sup>284</sup>』として、条例を制定<sup>285</sup>した上で指定<sup>286</sup>することができることとなっている。

市は、豪雨等による浸水害又は土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域指定の要否について検討を行い、必要な場合は、所要の区域を災害危険区域に指定するとともに、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」等を活用して集落の集団移転や当該区域における建築物の建築の制限等必要な措置を講ずるものとする。

##### ③ 水害の可能性のある区域等の巡視

###### ① 水害の可能性のある区域の巡視等

危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、台風上陸・接近のおそれがあるときや長雨や集中豪雨等が予想される場合には、消防機関（消防団を含む。）、防災機関及び自主防災組織等は、過去の浸水実績地等水害の可能性のある区域を巡視し、必要に応じ適当な措置を講ずるものとする。

###### ② 重要水防箇所等の巡視等

堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所で、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所として指定される「重要水防箇所（国指定）」及び「重要水防区域（県指定）」に係る巡視等は、水防計画に基づき、適切に実施するものとする。

284 建築基準法第39条第1項

「災害危険区域」に指定された場合、災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な事項を、条例で定めることとしている。（建築基準法第39条第2項）

「風水害による建築物の災害の防止について（建設事務次官通知(昭和34年10月27日)）」においては、『建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的にを行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備すること』とされている。

また、同通知は、①豪雨等によって出水した時の水位が1階の床面を超し、人命に著しい危険を及ぼすおそれのある区域では、予想浸水面まで地上げ又は床面をその高さ以上とすること、②洪水・地すべり・がけ崩れ等によって水や土砂が直接建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域においては、鉄筋コンクリート等の堅牢な建築物とすることや、特に危険な区域では住居のように供する建築物の建築の禁止をすることなどの「災害防止上必要な建築物の建築に関する制限」を参考提示している。

285 令和3年度末現在、市は、建築基準法に基づく「災害危険区域」の指定等についての条例は未制定である。

286 美馬市区域に関しては、徳島県は『徳島県告示第105号（昭和54年2月13日）』により、美馬市穴吹町の「下森」、左手・四合地、「鍵掛」の4区域を「災害危険区域」に指定している。

なお、当該4区域の全住民は「集団移転」が完了している。



④ 樋門等管理

樋門操作責任者は、樋門等及び排水機場の動作確認等機能点検等<sup>287</sup>を定期的<sup>288</sup>に実施し、出水時における樋門等の作動環境を確実に確保し、洪水被害の防止に努めるものとする。

⑤ 田んぼダムの整備・活用等

気候変動で頻発化する豪雨への対処においては、ダムや堤防だけでは水害を防止するのは難しくなっている。

市は、「流域治水」の一つの施策として、水害対策を住民の手で実施する『田んぼダム<sup>289</sup>』の整備について、市民（農業者）と連携し協力を得つつ、県に対して整備の推進を要望していくものとする。

市民一人ひとりも、雨水を貯水タンクに貯めておくなど、「自助」でできる水害に強いまちづくりの一翼を担うよう努めるものとする。

⑥ その他の対策

近年における都市化の進展に伴う流域内の開発等に当たっては、地域の持つ保水、遊水機能の確保及び災害の発生の恐れのある地域での安全な土地利用の誘導等について、開発の許可において、関係機関と連携を図りながら安全性に配慮した指導を進めるものとする。

5 防災知識の普及（太陽光発電設備による感電事故防止）

① 水没・浸水した太陽光発電システムの危険性の周知

美馬市内には、数多くの大規模な「太陽光発電システム」が設置されている。

経済産業省は、『太陽光発電システムの水害時の危険性』について啓発<sup>290</sup>している。市も、市民に対し水没・浸水した太陽光発電システムに接近・接触した場合の感電のおそれ等について、平素から普及・啓発していくものとする。

② 水没・浸水した太陽光発電システムへの対応

① 台風や大雨、局地的豪雨の影響により太陽光発電システムが水没・浸水した場合、システムが破損している可能性があること

② 太陽光発電システムが破損している場合、それに接近・接触することで感電するおそれがあること（水がひいた後でも感電のおそれ）

③ 風水害の被害にあった太陽光発電システムにはむやみに近づかず、システムの事業者や管理者に連絡すること

287 樋門等の定期的な点検は、「樋門、水門点検記録簿」により行うこととなっており、①扉体、戸当り、②開閉機、③盤関係、④発電機設備、⑤構造物について、それぞれ外観や清掃状態の目視点検及び動作確認等を行うこととなっている。（美馬市樋門操作責任者設置規則第4条及び吉野川水系樋門・排水機場操作実施要領付属「樋門、水門点検記録簿」参照）

288 樋門等の「定期点検」は、「吉野川水系樋門等操作要領」第12条により、以下の要領により行うこととなっている。

時 期 の 区 分	点 検 頻 度
出水期（5月 1日～10月31日）	2回以上／月
非出水期（11月 1日～ 4月31日）	1回以上／月

なお、「吉野川水系樋門・排水機場操作実施要領」第9条に基づき、上記「定期点検」のほか、徳島地方気象台から「震度4以上」の地震が観測されたと発表された場合には、樋門及び排水機場の「臨時点検」を行うこととされている。

289 「田んぼダム」とは、田んぼに雨水を一時的に貯めて流量を低減させることにより、降った雨が川へと流れ込む際に流れのピーク時の水量を抑えるため、排水が雨量に追いつかず住宅地や農地が浸水する内水氾濫被害を抑えることが期待されている。

290 「太陽光発電施設による感電事故防止について」等により啓発している。



## 第2節 風害予防対策

### 1 方針

市は、事前の暴風対策の実施や保安林の整備等を実施し、暴風及び飛砂等による施設並びに農作物等への被害を防止するよう努めるものとする。

### 2 事前の暴風対策

市、事業者及び市民は、台風の上陸等による暴風が予想される場合においては、所有、使用又は管理する施設等について、事前に適切な暴風対策（雨戸の閉鎖、看板等屋外設置物の撤去）を実施して、施設等に対する風害を未然に防止するものとする。

### 3 保安林の整備と管理

国又は県から「保安林」に指定されている市有林及び民有林について、市及び同民有林所有者は、風害等の防止のため、保安林の適正な整備及び管理を行うものとする。

### 4 農作物の風害予防対策

市民は、農作物を保護するために必要な風害予防対策を適宜に講ずるものとする。

- ① 防風ネット又は防風林の設置
- ② 幹及び枝の誘引による作物体の折損防止
- ③ 水田深水による倒伏防止措置の実施
- ④ 農業用施設の補強・強化
- ⑤ 被覆栽培の活用
- ⑥ その他風害からの農作物保護のために必要な措置の実施

## 第3節 土砂災害予防対策

### 1 適切な土砂災害予防対策の実施

関係者は、水害予防対策同様、土砂災害の可能性のある区域等の巡視、土砂災害警戒区域に係る警戒避難体制の整備、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成等、必要な措置を講ずるものとする。

### 2 その他

土砂災害予防対策については、本章 第1節「水害予防対策」及び地震災害対策編 第2章 第4節「土砂災害等予防対策」を参照。

## 第4節 雪害予防対策

### 1 方針

関係者は、徳島県雪害防止対策要綱を参照しつつ、事前伐採の推進等必要な雪害予防対策を実施し、雪害の未然防止に努めるものとする。

### 2 具体的な雪害予防対策

- ① 市道等の除雪要領の確立

- ② 市道等の降雪時の交通規制要領の確立
- ③ 大雪による倒木・電線等切断の防止のための事前伐採の推進
- ④ 施設・農作物の雪害対策
- ⑤ 除雪資材、融雪剤の確保
- ⑥ スタッドレスタイヤ又はタイヤチェーンの確保
- ⑦ 雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止、及び降雪による停電や交通途絶等のおそれと事前対策などの雪害予防知識の普及
- ⑧ 車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等の備え付けの普及
- ⑨ その他雪害予防のために必要な措置の実施

## 第5節 気象業務の整備

### 1 方針

市及び市民等は、気象状況に応じて適時・適切な避難情報の発令並びに早期かつ適切な避難行動をし得るよう、平素から、警戒レベルを用いた避難情報及び防災気象情報（警報等）の伝達要領、並びに避難情報及び防災気象情報自体の意義等について、理解を深めておくものとする。

### 2 警戒レベルの理解

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「5段階」に分類した『居住者等がとるべき行動』と、その『行動を促す情報（市が発令する避難情報・気象台が発表する注意報等）』とを関連付けるもの<sup>291</sup>である。

警戒レベルと避難情報・注意報等の関係<sup>292</sup>は、以下のとおり。

警戒レベル段階	避難情報 (市が発令)	防災気象情報 (気象台等が発表)	発表される状況	居住者等がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報(土砂災害)</li> <li>・大雨特別警報(浸水害)</li> <li>・氾濫発生情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生</li> <li>・災害発生が切迫</li> </ul>	命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な大雨に関する情報</li> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・記録的短時間大雨情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害のおそれ高い</li> </ul>	危険な場所から全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報(土砂災害)</li> <li>・大雨警報(浸水害)</li> <li>・洪水警報</li> <li>・氾濫警戒情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害のおそれあり</li> </ul>	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル2	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報</li> <li>・洪水注意報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象状況悪化</li> </ul>	自らの避難行動を確認
警戒レベル1	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期注意情報(警報級の可能性)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後気象状況悪化のおそれ</li> </ul>	災害への心構えを高める

291 『避難情報に関するガイドライン〔内閣府(防災担当)〕(令和3年5月)』26頁

292 『同前』同頁

3 特別警報・警報・注意報<sup>293</sup>

① 気象台の発表する特別警報・警報・注意報の発表基準

警報等区分	発表基準	備考
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、 <b>重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、「最大級の警戒」</b> を呼び掛けるために発表	数十年に1度の大雨等
警報	<b>重大な災害が発生するおそれがある場合に、「警戒」</b> を呼び掛けるために発表	
注意報	<b>災害が発生するおそれがある場合に、「注意」</b> を呼び掛けるために発表	

② 特別警報・警報・注意報の種類

警報等区分	発表される警報等の種類	備考
特別警報	①大雨特別警報（土砂災害） ②大雨特別警報（浸水害） ③大雨特別警報（土砂災害、浸水害） ④大雪特別警報 ⑤暴風特別警報 ⑥暴風雪特別警報	特別警報には、左のほか「波浪特別警報」及び「高潮特別警報」がある。
警報	①大雨警報（土砂災害） ②大雨警報（浸水害） ③大雨警報（土砂災害、浸水害） ④洪水警報 ⑤大雪警報 ⑥暴風警報 ⑦暴風雪警報	警報には、左のほか「波浪警報」及び「高潮警報」がある。
注意報	①大雨注意報 ②洪水注意報 ③大雪注意報 ④強風注意報 ⑤風雪注意報 ⑥雷注意報 ⑦濃霧注意報 ⑧乾燥注意報 ⑨なだれ注意報 ⑩着水注意報 ⑪着雪注意報 ⑫融雪注意報 ⑬霜注意報 ⑭低温注意報	注意報には、左のほか「波浪注意報」及び「高潮注意報」がある。

<sup>293</sup> 警報等の防災気象情報の発表基準や警報等の区分・意義等の細部は、気象庁ホームページ「ホームー知識・開設一気象警報・注意報」のページを参照。

③ 警報等の発表対象地域

特別警報・警報・注意報は、美馬市区域の場合は、「美馬市脇・美馬・穴吹」地域と「美馬市木屋平」地域の2地域の別に発表される。

徳島県全域における警報等の発表対象地域<sup>294</sup>は、以下のとおり。



4 土砂災害警戒情報

県と徳島地方気象台が共同して発表する「土砂災害警戒情報<sup>295</sup>」の発表対象地域は、警報等のそれとは違い、「美馬市脇町」、「美馬市美馬」、「美馬市穴吹」及び「美馬市木屋平」の4地域の別に発表される。

5 避難情報の発令対象区域の絞り込み

① 発令対象区域の絞り込みの重要性

市は、防災気象情報の発表対象地域のような大きな地域に対して避難情報を発令することは努めて避け、発令対象地域を絞り込むことにより、更に細部の区域としての「災害リスクのある区域等<sup>296</sup>において、災害発生の切迫度が高まっている場合」に発令するよう努めるものとする。

避難情報の発令対象区域を可能な限り絞り込むことは、以下の点で重要<sup>297</sup>となる。

- ① 発令対象区域を絞らず、洪水や土砂災害等のリスクから安全な地域の居住者

<sup>294</sup> 「徳島県地域防災計画（令和2年10月）」316頁

<sup>295</sup> 「土砂災害警戒情報」は、大雨警報（土砂災害）が発表されている場合で、大雨による土砂災害（土石流や多発するがけ崩れ）発生の危険度が更に高まったときに、対象となる市町村及び地域を特定して警戒を呼び掛ける情報である。

土砂災害警戒情報は、県（県土整備部）と徳島地方気象台から共同で発表される。

<sup>296</sup> 「災害リスクのある区域等」とは、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる区域等をいう。

<sup>297</sup> 『避難情報に関するガイドライン〔内閣府（防災担当）〕（令和3年5月）』48頁

等にまで避難情報を発令することになり、市の発令する避難情報の「信頼性」を損ねるおそれ

- ② 発令対象区域を絞り込むことにより、自らの居住地が避難情報の対象となっていることを知ることで、災害の危険が自らに迫っているとの危機感を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を排除

② 発令対象区域の絞り込み要領

市は、避難情報を「災害リスクのある区域等、災害発生の切迫度が高まっている場合」に発令することとなるが、その絞り込み要領は、以下の2地域が重なり合った場所に発令<sup>298</sup>する。

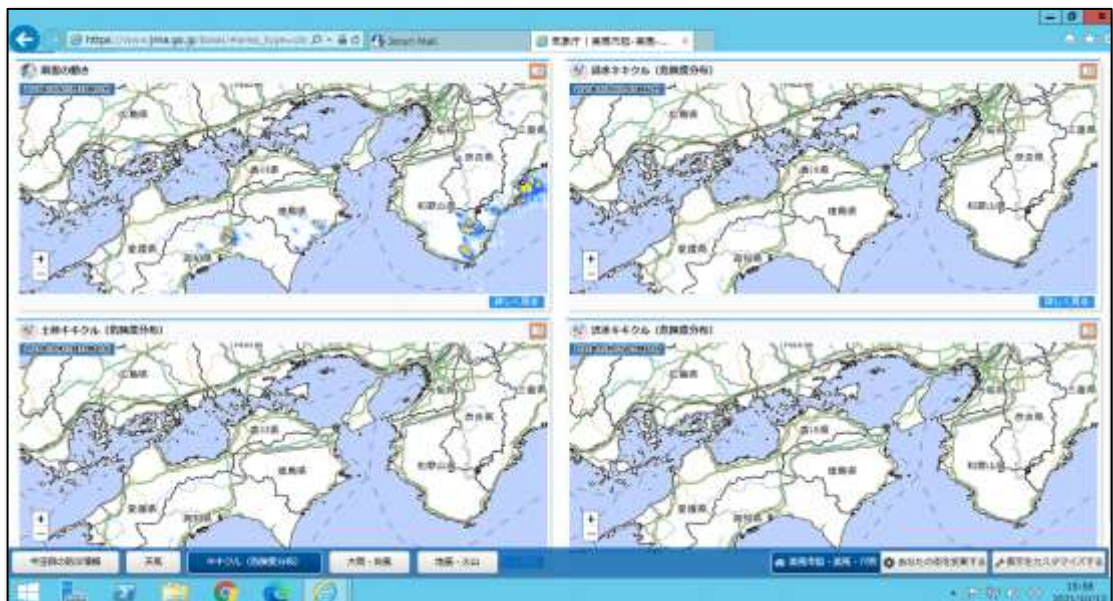
- ① 防災気象情報の切迫度の高まり
- ② 災害リスクのある区域等

「① 防災気象情報の切迫度の高まり」は、発表されている防災気象情報の対象地域及び防災気象情報の種別により確認できる。

③ キキクルの活用（絞り込み要領その1）

前項「②災害リスクのある区域等」は、気象庁が提供している『キキクル』を活用することにより、浸水害危険度分布、土砂災害危険度分布及び洪水危険度分布として、1kmメッシュの「色」（洪水の場合は、河川の表示色）と「メッシュがかかっている区域」により確認できる。

以下は、キキクルの画面である。



④ 水害リスクライン<sup>299</sup>の活用（絞り込み要領その2）

水害リスクラインとは、国土交通省が令和元年9月よりインターネット上で運用している水災害予報<sup>300</sup>である。

298 『避難情報に関するガイドライン（令和3年5月〔内閣府（防災担当）〕』48頁

299 水害リスクラインのホームページは、『水害リスクライン』で検索すればトップに表示される。

300 『水害リスクライン』は、令和5年2月16日（木）13時から、気象庁の発表する『洪水キキクル』のページで一体表示されることとなった。

水害リスクラインのページでの単独確認も可能である。



水害リスクラインは、概ね200年毎の河川の水位の計算結果と堤防高や地盤高との比較により、左岸・右岸別に上流から下流まで連続的に『洪水の切迫度』を予報しているものである。美馬市に關係する水害リスクライン予報河川は吉野川1河川のみである。

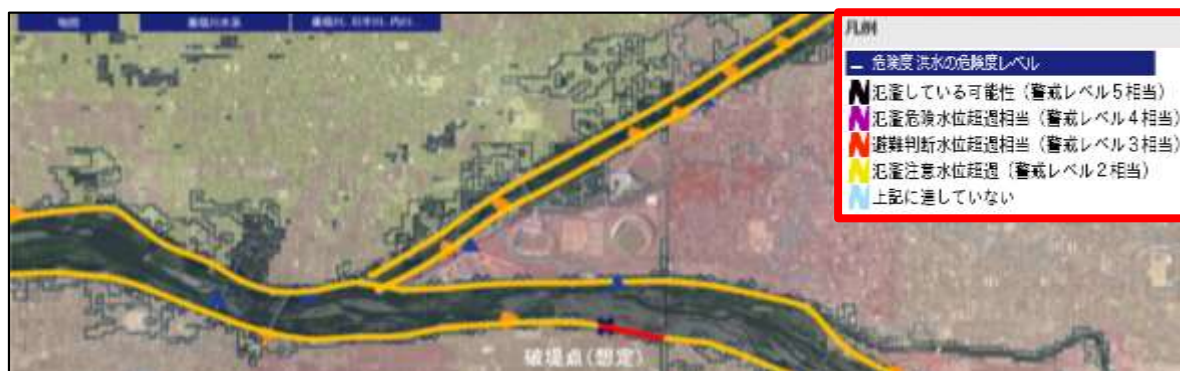
このシステムを使用すれば、破堤箇所を選択することにより、破堤1～12時間後の氾濫区域や浸水深を確認することができるため、前項「②災害リスクのある区域等」が明らかとなり、避難情報の発令対象区域を絞り込むことができる。

以下は、吉野川（美馬市付近）の水害リスクライン画面（平常時）である。



水害リスクラインの危険度レベルの表示要領（凡例）は、以下のとおり。

以下の例は、ほとんどの区間がレベル2相当（黄色）で、一部区間がレベル3相当（赤）で表示されている。



⑤ 避難情報の発令対象地区<sup>301</sup>と指定避難所

市は、前記要領により可能な限り地域を絞り込んで避難情報を発令する。

「避難情報発令対象地区」の区分・名称及び当該地区別に開設を予定する指定避難所（即応避難所等<sup>302</sup>）は、次表のとおり。

ただし、キキクルの掛かり方等によっては、美馬町地区の「重清東・重清西地区」

<sup>301</sup> 避難情報の発令対象地域の細部（地図）は、本計画「別冊 資料編」－「第7 避難に関する資料」を参照のこと。

<sup>302</sup> 「即応避難所」や「地区避難所」等の指定避難所の定義区分は、本計画－第1編 共通対策編－第2章 災害予防－第8節 避難所等の確保と指定を参照のこと。

については、「重清東地区」のみ又は「重清西地区」のみを対象に発令し、脇町地区の「脇町・大谷・江原南地区」については、「脇町地区」のみ、「大谷地区」のみ又は「江原南地区」のみを対象としてそれぞれ分離して、あるいはそれら3地区から2地区のみを選択して発令することもあり得る。

上記のように避難情報発令対象地区を更に細かく分離して、一部に対してのみ避難情報を発令した場合であっても、それらに対応する即応避難所及び地区避難所(よく開設する13箇所の地区避難所)は、避難情報発令対象地区を分離しないで発令する場合と同様とする。

旧町村	避難情報発令対象地区名	構成地区	即応避難所	地区避難所 (よく開設する13箇所)	他の避難所
美馬町	芝坂・郡里・喜来地区	芝坂地区	美馬町市民SC	美馬町市民SC	芝坂地域活動C
		郡里地区			郡里地域活動C 寺町防災交流C
		喜来地区			喜来地域活動C
	重清東・重清西地区	重清東地区			美馬小・中学校 重清東地域活動C
		重清西地区			重清西地域活動C
	切久保地区	切久保地区		美馬竜王の郷	—
重清北地区	重清北地区	重清北交流館	—		
脇町	脇町・大谷・江原南地区	脇町地区	地域交流C ミライズ	地域交流C ミライズ	脇町小・中学校 うだつアリーナ
		大谷地区			大谷せせらぎの里
		江原南地区			江原南小学校 江原中学校
	江原北地区	江原北小学校		清水地域活動C 東俣ふれあいの里	
	岩倉地区(平坦部)	岩倉地区		地域共生交流施設 小星ベース	岩倉小学校 岩倉中学校
	岩倉地区(山間部)	岩倉地区		中ノ谷ふれあいの里	—
穴吹	穴吹町 三島地区	三島地区	穴吹農村 環境改善C	穴吹農村 環境改善C	三島小学校 三島中学校
	穴吹町 穴吹地区	穴吹地区			穴吹小・中学校 穴吹スポーツC
	穴吹町 口山地区	口山地区		宮内交流の里	初草ふれあい館 西淵ふれあいの里
	穴吹町 古宮地区	古宮地区		古宮生活改善C	—
木屋平	木屋平 三ツ木地区	三ツ木地区	木屋平複合施設等	三ツ木集会所	—
	木屋平 川井地区	川井地区		木屋平複合施設等	—
	木屋平 木屋平地区	木屋平地区		谷口公民館	—

※「SC」: サービスセンター 「C」: センター

## 第6節 風水害に関する調査研究

### 1 方針

市は、地震に比して事前の予防対策の実施が容易な風水害について、その発生メカニズムや風水害の防災・減災方法等について、国の行う調査研究の成果を継続的に入手するとともに、市としても独自に調査研究を行い、成果を風水害防止対策に活かすよう努めるものとする。

### 2 調査研究の主題

市は、以下の事項を主題として調査研究を行うものとする。

- ① 風水害のメカニズム（気象、地形）
- ② 風水害に備えて行うべき防災・減災施策
- ③ 水害リスクのある地域の絞り込み要領（避難情報発令対象区域の絞り込み要領の更なる発掘）
- ④ 身近な防災・減災対策
- ⑤ 事前復興・計画的復興要領
- ⑥ 孤立化地域発生時等における対処要領
- ⑦ 風水害に関する防災学習要領



## 第3章 災害応急対策

### 第1節 災害発生直前の対策

#### 1 方針

市は、風水害については、防災気象情報や水象情報等の確認・分析により、災害の危険性のある程度予測することが可能であることから、風水害による被害を軽減するためには、徳島地方気象台等との連携のもとに防災気象情報の早期からの入手、状況に應ずる適時・適切な避難情報の発令、適切な避難誘導等災害を未然に防止するための災害発生直前の対策を確実に実施するものとする。

#### 2 避難情報の発令

市は、防災気象情報等の発表や実際の気象状況及び避難情報を発令する時間帯等に應じて、早期かつ確実に避難情報を発令するものとする。

この際、内閣府が出している「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難情報の発令文にあらかじめ定型文（ひな形）を用意するなどして、迅速かつ欠落事項のない避難情報の発令に資するものとする。

#### 3 水防活動の実施

水防管理者等は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視、樋門等の操作及び水防上危険な箇所への応急対策等、災害未然防止活動を適切に実施するものとする。

### 第2節 被害発生後の被害拡大・二次災害の防止

#### 1 全般

風水害は、時間の経過とともに被害が拡大する場合も多いため、それを最小限に抑えるための応急活動を行うことが、被害全体の規模を小さくすることに繋がる。

#### 2 被害抑制活動

##### ① 被害堤防等の緊急工事

市は、被害を受けた堤防等がある場合は、国又は県に対し緊急工事の実施や必要な資機材の調達等を要請するものとする。

##### ② 排水ポンプ車の運用

市は、内水氾濫の可能性がある場合は、保有する排水ポンプ車を運用して排水するとともに、必要に応じ、国に対して排水ポンプ車の要請を行うものとする。

##### ③ 土砂災害の被害拡大・二次災害防止対策の実施

市は、土砂災害が発生した場合は、被害拡大・二次災害の防止のため、国又は県に対して専門的な知識・技術を有する者の派遣を要請し、早急に被害状況の把握及び今後の被害拡大の可能性等に関する現地調査を行い、必要に応じて、不安定土砂の除去や仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

空 白

## 第4編 大規模事故等災害対策編

### 第1章 総 則

#### 第1節 本編の目的

美馬市区域及びその周辺地域において発生する可能性のある大規模事故等災害としては、「航空災害」、「鉄道災害」、「道路災害」、「危険物等災害」、「大規模な火事災害」及び「林野火災」が想定される。

原子力施設に係るに関しては、原子力施設と本市の離隔距離や原子力災害の特性上、原子力災害が発生したとしても、本市まで直接的被害が及び可能性は少ないものの、災害による間接的影響が本市に及び、したがって本市としても何らかの災害応急対策をとるべき事故として「原子力災害」についても想定しておく必要がある。

本編においては、それらの災害に関し、市として実施すべき災害予防及び災害応急対策について必要な事項を定め、もって大規模事故等災害から市民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 第2節 本編の性格

本編は、防災基本計画「航空災害対策編・鉄道災害対策編・道路災害対策編・原子力災害対策編・危険物等災害対策編・大規模な火事災害対策編・林野火災対策編」、並びに徳島県地域防災計画「大規模事故等災害対策編」に整合させて策定しており、各種大規模事故等災害に係る共通的な災害予防及び災害応急対策については、本計画「共通対策編」に基づき実施することとし、本編においては、主として各種大規模事故等災害毎の特性に応じて特異な事項を規定している。

したがって、大規模事故等災害の平素及び発災時に係る対処に関しては、本編と合わせて共通対策編を参照する必要がある。

#### 第3節 想定する大規模事故等災害の内容

##### 1 航空災害

県計画に規定する「航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生する航空災害」を想定するものの、固定翼機にとって最も不安定となる離着陸時の飛行に関係する空港が本市区域内にないことから、固定翼機の本市区域内又はその周辺地域への墜落事故等は想定しづらいものの、可能性の問題として排除しない。

加えて、本市区域内又はその周辺地域における「場外離着陸場（ヘリポート）等における回転翼機（ヘリコプター）の墜落事故」等も想定しておく必要がある。

## 2 鉄道災害

県計画に規定する「鉄道における列車の衝突・脱線等による多数の死傷者等の発生する鉄道災害」を想定する。

## 3 道路災害

道路災害は、「豪雨、豪雪に起因する斜面崩落等による災害」と、「地震に起因する道路周辺地盤や道路構造物の崩落、液状化及び破断による災害」があり、それによって多数の死傷者を生じ、又は市民生活に深刻な影響を及ぼす災害が想定される。

加えて、「豪雪等によって道路の一定区間内に多数の自動車が立ち往生し市民生活に深刻な影響を及ぼす災害」も想定しておく必要がある。

## 4 危険物等災害

「危険物や高圧ガスの漏洩、火災及び爆発による多数の死傷者を生ずる災害」、及び「毒物及び劇物の飛散及び漏洩等による同種災害」を想定する。

## 5 大規模な火事災害

「繁華街や住宅密集地域における大規模な火事による多数の死傷者を生ずる災害」や、「トンネル内等における多重事故等を契機とする多数の車両の炎上火災による災害」を想定する。

## 6 林野火災

気温の上昇とともに空気が乾燥する3月から6月にかけて多く発生している林野火災は、日本の国土面積の約67%を占めている山林において、ゴミ焼きやたばこの火の不始末等ほとんどが人為的要因により発生するもので、「火災により広範囲に及び林野が消失する災害」として想定する。

## 7 原子力災害

原子力災害とは、「原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業者外へ放出される事態（原子力緊急事態）により、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害<sup>303</sup>」をいう。

市から最も近傍にある原子力施設<sup>304</sup>は、愛媛県にある伊方原子力発電所であるが、本市から当該発電所までは直線距離で約180kmも離隔している。

福島第一原子力発電所の事故に伴う避難区域は、当該施設から半径20kmの範

<sup>303</sup> 原子力災害対策特別措置法第2条1号・2号

<sup>304</sup> 「原子力施設」とは、『核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウム<sup>303</sup>の比率を高めるために核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理する製錬施設、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするためにこれを物理的又は化学的方法により処理する加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物処理施設、廃棄物管理施設並びに核燃料物質の使用・貯蔵等施設』をいう。（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条第7項）

困が「警戒区域」に指定され立入禁止となり、また、最大半径約50km範囲内の市町村が「計画的避難区域」となり避難が必要となった。このことから、伊方原発において原子力災害が発生したとしても、本市が「要避難区域」となる可能性は極めて低い<sup>305</sup>と思われる。

一方で、福島原発事故の際には、数百kmも離れた地方公共団体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出された例も見られ、これまでの想定を上回る事態となったことや、福島原発周辺の住民が、県境を越え相当広範囲に「広域避難」を強いられた事実を踏まえる必要がある。

また、原子力災害の発生に伴う施設周辺住民の「広域避難」の実態は、福島原発事故の場合は全国的なものであったことから、一番近傍の伊方原発における事故のみに限定せず、全国の原子力発電所における事故を射程とする。

したがって、本市における原子力災害に係る事態としては、以下の2点を想定する。

- ① 伊方原発における原子力災害に起因する本市農作物及び立木等に対する放射性物質の付着被害
- ② 全国の原子力発電所における原子力災害に起因する当該原発周辺住民の広域避難に係る本市区域内への受け入れ

<sup>305</sup> 防災基本計画「原子力災害対策編」においては、原子力緊急事態宣言が発出された場合、内閣総理大臣は原子炉施設からおおむね半径5km圏内（PAZ）にある地方公共団体に対し速やかに避難等を指示することされている。

また、原子力災害対策本部は、原子炉施設からおおむね半径5～30km圏内（UPZ）にある地方公共団体に対して、屋内退避の実施や避難や輸送手段等の確保等（防護措置）の準備を行うよう要請することとしている。

加えて、原子力災害対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対してPAZ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受け入れや、UPZ内の地方公共団体の実施する防護措置の準備への協力を要請することとしている。

空 白

## 第2章 各災害に共通する災害予防

### 第1節 平素における防災関係機関相互の関係構築及び強化

市をはじめ県、自衛隊、警察及び消防等の防災関係機関は、如何なる大規模事故等災害が発生しても、迅速に協力・連携し適切な応急対策が実施できるよう、平素から、防災訓練や研修等への相互参加や緊密な連絡・調整等を通じて、『顔の見える関係の構築と強化』を目指し連携を密にしておくものとする。

また、市、美馬市医師会及び徳島県薬剤師会美馬支部は、大規模事故等災害が発生した場合には負傷者が多数に及ぶ場合を想定し、その際における応急救護用医薬品等の供給確保、並びに着実・円滑な医療活動の実現に資するため、平素から連携を密にしておくものとする。

### 第2節 高稼働率の維持等

市及び市消防本部は、何時如何なる時も種々多様な大規模事故等災害に即応し得るよう、公用車、排水ポンプ車、指揮車、救助工作車、消防ポンプ自動車及び救急車等応急対策措置の実施に必要な各種車両の整備に努め、高稼働率の状態を常に維持しておくものとする。

また、市消防本部は、その他応急対策措置の実施に必要な消防用機械及び資器材の整備に努めるものとする。

### 第3節 場外離着陸場の整備等

市は、大規模事故等災害が発生した場合に、市域内における空中からの情報収集活動、空中消火活動、緊急患者空輸及び調査団の空路移動等のためのヘリコプター運用及び取材ヘリ対応等を想定し、市内全域において「回転翼機離着陸適地」の把握、「場外離着陸場（ヘリポート）」の整備並びに「ヘリの空中消火用バケツの取水地点」の把握に努めるものとする。

### 第4節 大規模事故等災害に関する調査研究

市は、大規模事故等災害に関し、それらが発生した場合に迅速かつ効果的に応急対策活動が実施できるよう、平素から、過去に発生した各種大規模事故等の概要及び被害特性や実際に執られた各種災害応急対策活動の実態等に関し調査・研究し、その成果を地域防災計画やマニュアル等に反映したり、防災訓練に活かすよう留意するものとする。

空 白



## 第3章 各災害に共通する災害応急対策

### 第1節 大規模事故等災害に係る市の対処体制

市は、大規模事故等災害が発生した場合は、情報収集の要否、発生場所や災害規模等並びに応急対策措置の要否等を総合的に勘案し、市危機管理指針に基づき、当時の状況に最も適合する対処体制（市災害情報連絡室、市災害警戒本部又は市災害対策本部）に迅速に移行<sup>306</sup>するものとする。

### 第2節 情報の収集・報告

市は、市区域及びその周辺地域において大規模事故等災害が発生した場合には、事故等発生現場の位置や人的被害状況等を、速やかに情報収集するとともに、情報の「完全性」よりも「速度」を重視して、把握できた範囲から、逐次、県又は国に報告するものとする。

### 第3節 関係者等間の積極的な情報共有

国（特定災害対策本部又は非常災害対策本部）は、発災後、乗客の被災者やその家族等からの問い合わせや相談に的確に應ずるため、情報提供・相談窓口を設置<sup>307</sup>することとなっている。

県は、国から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡<sup>308</sup>することとなっている。

市は、市区域及びその周辺地域において大規模事故等災害が発生した場合は、効果的かつ先行的な災害応急対策活動実現のため、県を初めとした防災関係機関に積極的に情報提供するとともに、当該機関との情報共有に万全を期すものとする。

### 第4節 市民等への積極的な情報の伝達等

市は、発災後、必要に応じて市役所に「相談窓口」を設置するなどし、市民、被災者やその家族等からの問い合わせや相談に的確に対応するものとする。

市は、流言飛語や風評被害の未然防止及び市民等の不安感の除去等に資するため、大規模事故等災害の発生場所、被害状況及び安否情報等、正確かつ分かりやすい情報を適宜に市民等に広報するものとする。

### 第5節 搜索、救助、救急及び消火活動

市は、市区域内において大規模事故等災害が発生した場合で、負傷者等が発生し又は発生のおそれがある場合には、防災関係機関等と連携し、被災者の搜索、救助及び救急活動あるいは緊急の避難誘導等を行うものとする。

<sup>306</sup> 原子力災害に係る対処体制の基準は、本編第10章「原子力災害対策」において個別に規定している。

<sup>307</sup> 防災基本計画（令和5年5月）「航空災害対策編」第2章第4節（241頁）参照

<sup>308</sup> 防災基本計画（令和5年5月）「航空災害対策編」第2章第1節（238頁）参照

市消防本部は、大規模事故等の発生現場及びその周辺地域において、火災が発生しているか否かを迅速に確認・把握するとともに、必要に応じ、的確な消火活動を行うものとする。

#### 第6節 応援の要請及び自衛隊災害派遣の要請の要求

市は、市区域内において大規模事故等災害が発生した場合であって、迅速かつ効果的な災害応急対策活動や災害復旧活動を行うために必要であると判断した場合は、県、隣接市町及び関係部外機関等に応援を要請するものとする。

また、甚大は被害が発生している場合若しくは更なる被害の拡大が予測される場合には、県等に対して所要の資機材の支援等を要請するとともに、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣の要請の要求を行うものとする。

#### 第7節 避難情報の発令等

市は、大規模事故等の災害現場、風向、地形及び家屋の密集度等により、二次災害のおそれがあると判断した場合又は被災区域の拡大が予想される場合は、市民に対し、区域を明示して避難指示等最適な「避難情報」を発令するとともに、適宜に避難所を開設・運営するものとする。

#### 第8節 市民等の責務

本市区域内及びその周辺地域において大規模事故等災害が発生した場合は、当該事故発生地点周辺にある市民及び美馬市医師会等は、人道上の観点から、安全を確保しつつ、災害応急対策活動に対し所要の支援を行うものとする。

また、当該事故発生地点周辺にある市民は、『自助』及び『共助』により、大規模事故等災害による「危難」を避けるため、最善の行動を直ちにとるものとする。

#### 第9節 被害を受けた施設等の復旧予定時期の明示

市、道路管理者、インフラ事業者及びライフライン事業者等は、関係機関等と連携・協力しつつ、被災した道路及び施設等を迅速かつ円滑に復旧するよう所要の対策措置を講ずるものとする。

この際、市民等に対し「復旧予定時期」を明示するよう留意し、市民等の中に無用の混乱や不安を醸成しないよう努めるものとする。

## 第4章 航空災害対策

### 第1節 災害予防

#### 1 定期航路等の把握

市は、美馬市区域及びその周辺地域の上空を飛行する定期航路や航空機の臨時飛行予定、及び場外離着陸場等の場所・諸元について、平素から継続的に把握しておくものとする。

#### 2 防災訓練への参加

市消防本部は、国、県、空港管理者又は航空運送事業者が企画する航空機災害対処訓練に積極的に参加し、通常火災と航空機火災への対処の差異等に関する知識等の向上に努めるものとする。

### 第2節 災害応急対策

#### 1 方針

市は、市区域及びその周辺地域において航空機の墜落等により多数の死傷者が発生する航空災害が発生した場合は、県、防災機関及び徳島空港事務所等と緊密に連携しつつ、必要に応じ、応急対策措置等を速やかに実施するものとする。

#### 2 現場の立入制限措置等

市は、市内区域において航空機災害が発生した場合は、その発生現場及びその周辺において、市民等への二次災害防止の観点から、警察と連携して現場付近に市民等が誤って立ち入ることのないよう規制措置を講ずるとともに、事故原因究明に資するため現場保存の措置を実施するものとする。

空 白

## 第5章 鉄道災害対策

### 第1節 災害予防

#### 1 鉄道交通の安全のための情報の充実

JR四国は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

このため、JR四国は全国交通安全運動及び踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉えて、ポスターの掲示やチラシの配布等を行うよう努めるものとする。

#### 2 鉄道の安全な運行の確保

JR四国は、鉄道事故防止のため、平素から線路等を巡視し、軌道、土木構造物、信号保安設備その他関係施設・設備の点検等を行い、鉄道全体の安全性及び信頼性の維持・向上に努めるものとする。

#### 3 防災訓練の実施

JR四国は、鉄道事故の発生を想定した訓練(情報伝達訓練、事故対応訓練等)を実施するよう努めるとともに、市(美馬市消防を含む。)等が計画する防災訓練に参加するなど、相互に連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

#### 4 運転保安設備等の整備

JR四国は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、列車集中制御装置(CTC)及び自動列車停止装置(ATS)等の高機能運転保安設備等の整備・充実に努め、鉄道災害の未然防止に努めるものとする。

### 第2節 災害応急対策

#### 1 方針

市は、市区域及びその周辺地域において列車の衝突・脱線等による多数の死傷者等の発生する鉄道災害が発生した場合には、県、防災機関及びJR四国等と緊密に連携しつつ、応急対策措置等を速やかに実施するものとする。

#### 2 現場の立入制限措置等

JR四国は、鉄道災害の発生現場及びその周辺において、市民等への二次災害防止の観点から、警察と連携して現場付近に誤って市民等が立ち入ることのないよう規制措置を講ずるとともに、事故原因究明に資するため現場保存の措置を実施するものとする。

### 第3節 災害復旧

#### 1 被災施設及び被災車両の迅速かつ円滑な復旧

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

#### 2 復旧作業基盤の確保

鉄道事業者は、市等と連携しつつ、被災現場の隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどして、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

#### 3 復旧予定時期の明示

鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

## 第6章 道路災害対策

### 第1節 災害予防

#### 1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、道路交通の安全のための情報や、異常が発見されそのままでは道路災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に対して道路情報や交通情報を迅速に提供するため、必要な情報の収集及び連絡体制の整備を図っておくものとする。

#### 2 道路施設等の整備

道路管理者は、点検等を通じ道路施設等の現況及び異常の発見・把握に努めるものとし、また道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図るものとする。

また、道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策が実施できるよう、平素より道路施設等の状況把握及びデータベース化に努めるとともに、センサー等ICT技術の活用による情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

### 第2節 災害応急対策

#### 1 方針

市は、市区域内において斜面崩落、道路周辺地盤や道路構造物の破断、一定区間内における多数の自動車の立ち往生等により、多数の死傷者の発生、あるいは市民生活への深刻な影響を及ぼす道路災害が発生した場合には、県、警察及び防災機関等と緊密に連携しつつ、応急対策措置及び応急復旧措置等を速やかに実施するものとする。

#### 2 道路交通途絶の際の迂回路の指定

市は、市道等が道路災害によって通行止めや通行制限が必要になった場合は、速やかに迂回路を指定し、市民生活や事業活動等への影響を最小限にするよう留意するものとする。

#### 3 道路施設・道路交通の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物又は積雪の除去による道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

また、類似の災害の再発防止のため必要な場合は、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行うものとする。

### 第3節 災害復旧

#### 1 被災道路施設の迅速かつ円滑な復旧

道路管理者（国、県及び市）は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資・機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

#### 2 復旧予定時期の明示

道路管理者は、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。



## 第7章 危険物等災害対策

### 第1節 災害予防

#### 1 危険物等関係施設の安全のための情報の充実

市は、危険物等関係施設の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策措置を図るため、危険物等関係施設の位置、貯蔵されている危険物の種類及び貯蔵量等の情報をあらかじめ収集し、地域防災計画等に記録しておくものとする。

#### 2 危険物等関係施設の安全性の確保

##### ① 危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討・実施や、応急対策に関する計画の作成に努めるものとする。

##### ② 市

市は、消防法の規定に基づき、以下の事項を重点に、危険物等関係施設に対する「立入検査」を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

検査の結果、既存不適格な関係施設を認めた場合は、当該施設の所有者等に対して行政指導等を実施し、施設の保安体制の強化を図る。

No.	立入検査における重点項目
1	・ 危険物等関係施設の位置、構造及び設備の維持管理
2	・ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等方法
3	・ 防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備状況
4	・ オイルフィ等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備状況
5	・ 安全管理に関する指導
6	・ 危険物等関係施設の管理者及び危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導
7	・ 地震動等による危険物等関係施設の影響に対する安全措置の指導

#### 3 防災訓練の実施等

市は、事業者及び危険物等取扱者等の有資格者に対し、講習会又は研修会等の実施により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

市は、県及び警察並びに消防等と相互に連携した防災訓練を実施し、危険物等

災害発生時の対応能力の向上を図るとともに、危険物安全週間<sup>309</sup>等を活用し、市民に対し危険物等の危険性等について普及・啓発を図るものとする。

#### 4 化学消防資機材の整備

市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄に努めるものとする。

#### 5 学校等における危険物保安対策

学校等において管理するガス（高圧ガス含む。）、危険薬品、アルコール、石油その他危険物の保安に関し、災害発生時におけるこれらの使用停止又は安全な場所への移動等について、あらかじめ計画を定める等適切な予防措置を講ずるものとする。

### 第2節 災害応急対策

#### 1 方針

市は、市区域内において危険物等の漏洩又は爆発等あるいは毒劇物の飛散等による多数の死傷者の発生や市民生活への深刻な影響を及ぼす危険物等災害が発生した場合には、県、警察及び防災機関等と緊密に連携しつつ、被災者の救出等災害への初動対応を実施するとともに、危険物等の流出・拡散による被害の拡大防止を第一義として応急対策措置を実施するものとする。

#### 2 災害の拡大防止措置

市は、危険物等が河川・土壌等に大量流出した場合や有毒ガス等の空中拡散等の事態が発生した場合は、直ちに県及び関係機関と協力の上、環境モニタリング及び危険物等の処理等災害の拡大防止のため必要と考えるあらゆる措置を講ずるものとする。

#### 3 現場の立入制限措置等

市は、危険物等災害の発生現場及びその周辺あるいは被害拡大した場合の拡大区域等において、市民等への二次災害防止の観点から、警察と連携して現場付近からの市民等の離隔や、当該区域等に市民等が誤って立ち入ることがないように、規制措置を講ずるものとする。

#### 4 毒物・劇物に係る災害への対応

保健衛生上の危害発生のおそれがあるため、市は、県の作成する「毒物・劇物に係る災害時の対応マニュアル」を活用し適切に対応するよう努めるものとする。

<sup>309</sup> 平成2年、消防庁により制定されたもので、毎年6第2週（日曜日から土曜日までの1週間）に実施されている。危険物安全週間は、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としている。

### 第3節 災害復旧

#### 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、被災した公共施設等の復旧事業を行うものとする。

この際、環境に配慮して、所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 復旧予定時期の明示

防災機関は、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

空 白

## 第8章 大規模な火事災害対策

### 第1節 災害予防

#### 1 災害に強いまちづくり

市、事業者及び市民は、火災に強い構造の採用、不燃性材料・防炎性資材の使用、文化財保護のための施設・設備の整備、老朽木造住宅及び老朽空き家の撤去又は建て替えに努め、火災に強いまちづくりを推進するものとする。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

市は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に基づいた消火器、屋内消火栓又はスプリンクラー等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該事業所等に設置された消防用設備等について、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に点検を行うなど適正な維持管理がなされるよう努めるものとする。

また、市は、不燃性材料及び望遠部材の使用、店舗等における火気の使用制限等による火災安全対策の充実・促進を図るものとする。

#### 3 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に基づき必要な「防火管理者」を適正に選任<sup>310</sup>するとともに、防火管理者により当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施など防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

#### 4 防災訓練の実施等

市は、「全国火災予防運動<sup>311</sup>」及び「防災週間<sup>312</sup>」等を活用し、市民に対し大規模な火事の被害想定等を示しながら、その危険性を周知するものとする。

市は、関係機関等と相互に連携を図り、大規模な火災を想定したより実践的な

<sup>310</sup> 法令上、防火管理者を選任しなければならない施設は、①火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設を含む防火対象物のうち、防火対象物全体の収容人員が10人以上のもの（消防法）、②劇場、飲食店、店舗、ホテルなど不特定多数の人が出入りする用途（特定用途）がある防火対象物（特定用途の防火対象物）のうち、防火対象物全体の収容人員が30人以上のもの（同前）、③共同住宅、学校、工場、事務所などの用途（非特定用途）のみがある防火対象物（非特定用途の防火対象物）のうち、防火対象物全体の収容人員が50人以上のもの（同前）などがある。

<sup>311</sup> 火災予防運動とは、「火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止すること」を目的とした啓発活動であり、消防庁が毎年定める「全国火災予防運動実施要綱」に基づいて全国的に実施されるものである。

春期全国火災予防運動は、毎年、3月1日から3月7日において、秋期全国火災予防運動は、毎年、11月9日から11月15日の間において、それぞれ実施されている。

<sup>312</sup> 災害大国でもある日本の実状に鑑み、「政府や地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が災害についての認識を深めるとともに、災害に対する備えを充実強化することにより災害の未然防止と被害の軽減」に資することを目的に、中央防災会議が設置を決定している。

毎年、9月1日（関東大震災が発災した日であり、また台風シーズン到来時期でもあり、かつ1959年9月26日の伊勢湾台風災害も契機としている。）を「防災の日」に、その日を含む8月30日から9月5日までを「防災週間」として設けることにしている。

消火、救助・救急訓練を実施するものとする。

また、市は、自主防災組織等の計画する消火訓練や避難訓練等に積極的に関与し、地域における火災に対する防災力の向上に寄与するものとする。

## 5 車両火災対策

幹線道路上やトンネル内における多数の車両が絡む大規模な車両火災の発生に備えて、関係機関との連携を図りつつ、トンネルにおける車両火災にも対応可能な消防力の整備及び道路管理者との協力体制の確立等を図るものとする。

## 第2節 災害応急対策

### 1 方針

市は、市区域内において繁華街や住宅密集地域における大規模な火事による多数の死傷者を生ずる災害や、トンネル内等における多重事故等を契機とする多数の車両の炎上火災による災害が発生した場合には、県、警察及び防災機関等と緊密に連携しつつ、応急対策措置及び応急復旧措置等を速やかに実施するものとする。

### 2 市消防本部の受援

市消防本部は、大規模な火事災害が発生した場合で、市の消防力だけでは対処することが困難と判断した場合は、応援協定や消防計画に基づき、西部消防、西部ブロック内市町村消防、県内他市町村消防及び全国の消防組織から必要な消防力を得て対処するものとする。

## 第3節 災害復旧

### 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

### 2 改良復旧の追及

防災機関は、被災施設の復旧に当たっては「原状復旧」を基本にしつつも、再度の被災防止等の観点から、可能な限り「改良復旧」を行うものとする。

### 3 復旧予定時期の明示

ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

## 第9章 林野火災対策

### 第1節 災害予防

#### 1 林野火災の特性等

林野火災は、一般的に発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災である。

近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加に伴う林野火災の多発化や一度発生した場合の住宅地等への影響が懸念されている。

#### 2 防火意識の高揚

林野火災の出火原因の大半がたき火やタバコ等の「不用意な火の取扱い」によるものであることから、報道機関の協力を得ながら、林野火災予防運動等を通じて林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民及びハイカー等の入山者等への啓発に努めるものとする。

防火意識の啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。

#### 3 林野火災に強い地域づくり

市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域に関し、県と協議した上で「林野火災特別地域」を決定するとともに、林野火災特別地域対策事業計画を策定するなど、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

市は、国及び県等と連携し、防火林道及び防火森林の整備等を実施するものとする。

森林所有者及び市の林業関係団体及び事業所は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

#### 4 林野火災対応基盤の整備

防火水槽の整備、自然水利の機能整備等による消防水利の確保及び林野火災用の消防資機材の整備を促進するものとする。

また、消防車等の進入を考慮した林道の敷設、空中消火のための活動基盤の整備、山間地における広範囲な情報連絡が可能な通信機器の調達、及び隣接市町への延焼拡大時や広域応援要請等のための情報収集・伝達体制の整備など、林野火災への対応基盤の整備に努めるものとする。

#### 5 防災訓練の実施

市消防及び消防団は、様々な状況や広域応援も想定し、より実践的な消火訓練を、国の機関、隣接市町、林業関係者、地元事業者及び地域住民等と相互に連携して実施するものとする。

## 6 火災警報の発令等

市長は、県を通じ徳島地方気象台から「火災気象通報<sup>313</sup>」を受けた場合、又は自ら気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、『火災警報<sup>314</sup>』を発令するか、又は音声告知放送等を用いて市民等に「火災予防を注意喚起」するものとする。

市は、火災警報の発令基準及び火災警報発令中における市区域にある者の「火の使用制限」の措置等に関し、条例を定めるものとする。

## 第2節 災害応急対策

### 1 方針

市は、林野火災が発生した場合には、早期に消火体制を整え効果的な消火活動を実施するとともに、必要な場合は、時機を失することなく近隣市町への応援要請や県に対して消防防災ヘリコプターを活用した林野火災の情報収集及び空中消火活動の実施を要請するなどして、早期消火に努めるものとする。

### 2 消火活動

市消防は、市区域内で林野火災が発生した場合は、速やかにその位置及び火災状況等を把握し、迅速な消火活動を実施するものとする。

市民及び自主防災組織等は、火災発生初期段階において、身の安全を確保しつつ、自発的な初期消火活動を行うとともに、消防機関に火災の旨を通報するものとする。

### 3 応援要請

市消防本部は、大規模な林野火災が発生した場合で、市の消防力は勿論のこと、消防相互応援協定に基づく他市町村消防からの応援によっても対処することが困難と判断した場合は、県に対して速やかに応援を要請するものとする。

県は、市から当該要請があった場合で、火災が著しく拡大し、県内の消防力をもってしては対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し「緊急消防援助隊」の出動及び『大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要領』に基づく応援要請等を行う<sup>315</sup>こととなっている。

<sup>313</sup> 「火災気象通報」とは、市町村長の行う火災警報の発令を支援することを目的として、地方気象台から発表されるもので、発表基準は、担当地方気象台と都道府県との協議により定められている。

徳島地方気象台の発表する火災気象通報は、防災気象情報の発表対象地域と同様に、「美馬市脇・美馬・穴吹」地域と「美馬市木屋平」地域の2地域の別に発表される。

<sup>314</sup> 消防法第22条

<sup>315</sup> 徳島県地域防災計画（令和4年）「大規模事故等災害編—第7部 林野火災対策—第2章第2節 第2 広域的な応援体制 2項」（405頁）参照



### 第3節 災害復旧

#### 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、機材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に、被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

#### 2 改良復旧の追及

市等は、林野火災跡地の復旧に当たり、林野火災に強い森林づくりへの「改良復旧」を行う。

空 白

## 第10章 原子力災害対策

### 第1節 総則

#### 1 本章の目的

原子力災害による放射性物質及び放射線の影響は、いわゆる「五感」によって感じ取ることができないこと、放射線等の影響が相当広範囲かつ長期に及ぶこと、またこれにより事故処理完結までに極めて長期間を要すること、及び原子力災害対策に特殊な装備や知識を必要とすることなど、他の災害とは異なる特殊性を有している。

当該特殊性に鑑み、一旦、原子力災害が発生したら、それが本市から最も近傍に位置する伊方原発において発生した事故ではなかったとしても、市民の心理的動揺、精神的負担など市民生活に混乱を来す可能性も十分に想定される。

本章においては、原子力災害が発生した場合に備え、市が関係機関と連携して実施すべき災害予防及び災害応急対策等について必要な事項を定め、もって市民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 2 本章の性格

本章は、市の原子力災害対策の基本となるものであり、「防災基本計画（第12編 原子力災害対策編）」、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき原子力規制委員会が策定する「原子力災害対策指針」、関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」及び徳島県地域防災計画「大規模事故等災害対策編（第8部 原子力災害対策）」等と整合するよう記述されている。

本章においては、主として原子力災害の特性に応じて特異な事項のみを規定しているため、原子力災害の平素及び発災時に係る対処に関しては、本編と合わせて共通対策編を参照する必要がある。

#### 3 本章で対象とする原子力災害

本編総則で既に記載したとおり、日本全国の原子力発電所で発生した原子力災害で本市として想定すべき事態としては、以下の2つを対象とする。

- ① 伊方原発における原子力災害に起因する本市農作物及び立木に対する放射性物質による被害発生事態
- ② 全国の原子力発電所における原子力災害に起因する当該原発周辺住民の広域避難に係る本市区域内への受け入れ事態

#### 4 原子力災害の特殊性等の周知

市は、平素から、機会と手段を凝らして、原子力災害や原子力災害対処の特性及び特殊性、放射線の健康への影響、放射線防護要領及び緊急時に国及び県等が実施する対策の内容等について、市民等に周知しておくものとする。

原子力災害の特殊性 <sup>316</sup>	原子力災害が発生した場合には、被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること
	放射線測定器を用いることにより、放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることはできないこと
	平時から、放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること
	原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること
	放射線被ばくの影響は、被ばくから長時間経過した後にも現れる可能性があるため、住民等に対して事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること

## 第2節 災害予防

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すための県主導で実施される国、市町村、原子力事業者、関西広域連合、原子力施設が立地する地方公共団体その他の防災関係機関・団体との間における原子力防災に関する「情報収集・連絡体制<sup>317</sup>」に積極的に参加するなどして、原子力災害に関する情報収集・連絡体制を整備するよう努めるものとする。

### 2 環境放射線モニタリング結果の把握

原子力規制委員会は、原子力発電施設周辺のみならず広範囲な地域において調査を行い、原子力発電施設の放射線監視データと比較検討を行うことにより、放射能の影響の正確な評価を行うことを目的として、「環境放射能水準調査」を全都道府県において実施している。

県は、原子力規制委員会の「環境放射能水準調査」の委託を受け、以下の市町村にモニタリングポストを設置し、24時間連続で空気中の『空間放射線量率』の測定等<sup>318</sup>を実施しており、空間放射線量率の測定結果については、原子力規制委員会ホームページ「放射線モニタリング情報共有・公表システム」において公表されており、閲覧可能である。

<sup>316</sup> 「原子力災害対策指針〔原子力規制委員会〕（令和3年7月21日）」4頁

<sup>317</sup> 徳島県地域防災計画（令和4年）「大規模事故等災害編—第8部 原子力災害対策—第2章第1節 第1 情報の収集・連絡体制の整備」（410頁）

<sup>318</sup> 県は、環境放射能水準調査として、①「空間放射線量率」の調査のほか、②定時降水（雨水）の全ベータ（β）放射能測定調査及び③核種分析調査（大気浮遊塵・雨水・水道水・食品等に含まれる人工放射性核種の有無の調査）を実施している。

市は、原子力災害の発生端緒を早期に掴み、迅速な応急対策の実施に資するため、平素から、当該空間放射線量率等の把握に努めるものとする。

県内におけるモニタリングポストの設置位置は、以下のとおり。



■：モニタリングポストの設置位置（県内4箇所）

- ①徳島保健所（徳島市）
- ②鳴門合同庁舎（鳴門市）
- ③池田総合体育館（三好市）
- ④南部総合県民局美波庁舎（美波町）

### 3 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

市は、原子力災害により県境を越えて避難する者が発生した都道府県または当該域内の市町村からの避難者の受入要請に基づき、速やかに広域避難者の受入れができるよう、平素から、広域避難にも対応できる避難所の確保に努めるものとする。

## 第3節 災害応急対策

### 1 原子力災害対策<sup>319</sup>の基本

原子力災害対策の実施については、市民等の屋内退避・避難、被災者の生活支援等、一般的な災害への対処との共通点又は類似性が多いため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。

したがって、原子力災害対策は、その特殊性等を考慮しつつ、一般災害と全く独立した災害対策を講ずるのではなく、一般的な災害対策と連携して対応していく必要がある。

### 2 原子力災害に係る対処体制の基準

市は、次項「緊急事態の段階区分」に応じ、警戒事態時にあっては『市災害情報連絡室』を、施設敷地緊急事態時は『市災害警戒本部』を、全面緊急事態時には『市災害対策本部』を、それぞれ設置することを基準とする。

319 「原子力災害対策指針」4・5頁

3 緊急事態の段階区分

原子力規制委員会は、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じて、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにしている<sup>320</sup>。

事態区分	事態の概要	具体的事象例 <sup>321</sup>	国等の果たすべき役割	
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者 <sup>322</sup> を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階	① 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること ② 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること ③ 原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合	原子力事業所	○要員の参集 ○情報収集・連絡体制の構築 ○国への通報
			国	○要員の参集 ○情報収集・連絡体制の構築 ○現地派遣の準備 ○地方公共団体への情報提供 ○緊急時「列ツグ」の準備
			都道府県等	○要員の参集 ○情報収集・連絡体制の構築 ○地方公共団体への情報提供 ○住民等への情報伝達 ○緊急時「列ツグ」の準備
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階	① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつその状態が「30分」以上継続すること ② 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること ③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が、一定時間にわたって通常の運転又は停止中において想定される上昇率を超えること	原子力事業所	○要員の追加参集 ○国及び地方公共団体へ通報
			国	○要員の追加参集 ○現地派遣の実施 ○現地追加派遣の準備 ○地方公共団体への通報 ○報道機関等を通じた情報提供 ○緊急時「列ツグ」の指示 ○緊急時「列ツグ」の実施・支援
			都道府県等	○要員の追加参集 ○国・他地方公共団体に応援要請 ○今後の情報を住民等に注意喚起 ○緊急時「列ツグ」の実施 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ
全面緊急事態 <sup>323</sup>	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつその状態が「1時間」以上継続すること ② 原子炉格納容器内の圧力又は温度が、当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること ③ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと	原子力事業所	○要員の追加参集 ○国及び地方公共団体へ通報
			国	○要員の追加参集 ○現地追加派遣の実施
			都道府県等	○要員の追加参集 ○避難者等の受入れ

320 「原子力災害対策指針」6～16頁

321 ここで記載している事象例はほんの一例であり、その他の事象例は「原子力災害対策指針」18～50頁を参照のこと。

322 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、急速に進展する事故においても、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、原子炉の状況に応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、予防的に防護措置を準備する区域（PAZ）内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者をいい、具体的には、①要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、②妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者、③安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。（原子力災害対策指針 7頁及び54頁）

323 「全面緊急事態」は、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく『原子力緊急事態宣言』がなされる基準と同じ基準を採用している。

#### 4 緊急時モニタリング結果の把握

県は、原子力発電所において「警戒事態」又は「施設敷地緊急事態」が発生した場合は、周辺への環境を把握するため、平常時のモニタリングを直ちに強化（緊急時モニタリング）し、結果を取り纏める<sup>324</sup>こととなっている。

市は、当該緊急時モニタリング結果についても、適宜に入手するものとする。

#### 5 原子力災害関連情報の入手

県は、国、原子力事業者及び原子力施設立地府県等から、原子力災害関連情報の通報・連絡を受けた場合、直ちに市町村等関係機関に連絡<sup>325</sup>することとなっている。

市は、原子力災害に機を失せず的確に対応するため、国からの発表、県や原子力事業所等からの連絡及び報道等から入手した情報、並びに必要なに応じて自ら関係機関等に聞き取りを実施するなどして、原子力災害関連情報の早期入手に努めるものとする。

#### 6 広域避難者の受入れ態勢の整備

市は、県との調整及び県が作成する「広域避難受入計画<sup>326</sup>」に基づき、開設すべき避難所を選定するとともに、受入れ開始までに当該避難所を開設して受入態勢を整えるものとする。

市は、広域避難生活が中長期に及ぶことが予想される場合は、広域避難生活者が、早期から指定避難所から仮設住宅やみなし仮設住宅へ移転し避難生活の質の向上を図るとともに、指定避難所の早期閉鎖を実現するものとする。

#### 7 広域避難生活者の被ばく線量の把握

国（原子力規制委員会、環境省）、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及び地方公共団体は、「原子力緊急事態宣言」発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、『内部被ばくの把握』を行うとともに、『外部被ばく線量の推計』等を行う<sup>327</sup>こととしている。

市は、国等からの指示に基づき、市内にある広域避難生活者等に係る被ばく線量の把握の支援を行うものとする。

<sup>324</sup> 「県地域防災計画（令和4年）」413頁（緊急時モニタリングの実施）

県が実施する『緊急時モニタリング』の結果は、県ホームページ等を活用して、県民等に対して速やかに公表することとされている。「県地域防災計画（令和4年）」414頁（モニタリング結果の公表）

<sup>325</sup> 「原子力災害対策指針」、「県地域防災計画（令和4年）」第413頁（市町村等関係機関への情報提供）

<sup>326</sup> 「県地域防災計画（令和4年）」第415頁（受入れ先の調整）

<sup>327</sup> 防災基本計画（令和5年5月）282頁「緊急時の住民等の被ばく線量の把握」

## 8 安定ヨウ素剤の準備・服用等

市は、国等の指示に基づき、避難所において「安定ヨウ素剤の準備」、「避難退域時検査<sup>328</sup>」及び「簡易除染の実施」等必要な措置を実施するものとする。

安定ヨウ素剤の服用は、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ、政府の原子力災害対策本部又は地方公共団体が広域避難生活者等に指示することにより服用<sup>329</sup>することとされている。

## 9 簡易除染の実施

国は、放射性物質が放出された場合、緊急時モニタリング結果により飲食物の放射性核種濃度測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査の実施を指示・要請<sup>330</sup>することとされている。

市は、市域内で当該検査が行われた結果、本市農作物等に対する放射性物質による被害が確認された場合等においては、国等の指示に基づき、国及び県等の支援を得て簡易除染等を行うものとする。

市は、除染を実施するに際しては、県と連携しつつ、原子力事業者に必要なとなる防災資機材及び防災要員を市に貸与・派遣してもらうよう、所要の調整を実施するものとする。

## 10 中長期対策

### ① 長期避難者対策

原子力災害の特殊性や東北地方太平洋沖地震を原因とする福島第一原子力発電所事故による避難生活の実相から、原子力災害における避難生活は月単位あるいは年単位にも及ぶ可能性がある。

市は、避難生活が長期に及ぶ場合、県と連携しつつ長期避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握するとともに、県及び関係機関等と連携し、就労や住まいの確保等、長期避難者に対し必要な支援を積極的に実施するものとする。

### ② 各種制限措置等情報の広報

原子力災害の特殊性等から、県が、国の指示・助言に基づき原子力応急対策として実施している飲食物の「出荷制限」や「摂取制限」等の措置が中長期に及ぶ場合、市は、市民等に対して当該中長期対策措置の内容、市民生活への影響度及び措置の解除の見込み時期等に関し、積極的に情報を入手して市民等に対して広報し、市民や広域避難生活者等に無用な不安感や混乱等を醸成しないよう努めるものとする。

328 「原子力災害対策指針」9頁

329 防災基本計画（令和5年5月）291頁「安定ヨウ素剤の服用」

330 防災基本計画（令和5年5月）293頁「飲食物の摂取制限及び出荷制限」



#### 第4節 災害復旧

##### 1 風評被害防止のための広報活動

市は、市内の農林水産物や地場産業の産品等に対する風評被害防止のため、適切な広報活動を行い、農林水産物及び地場産品等の流通の確保等、化学的根拠に基づく適切な取り扱いの実現を図る。

##### 2 物価監視

市は、県等と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うものとする。





# 美馬市地域防災計画



この美馬市地域防災計画にご意見やご質問等がある場合は、以下までご連絡をお願いいたします。

【危機管理課 0883-52-1677】

作成：美馬市防災会議

編集：美馬市企画総務部危機管理課